

平成26年 2月26日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

7番	平野広行	8番	三浦義光
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	議案第1号 平成26年度弥富市一般会計予算
日程第5	議案第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第6	議案第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第7	議案第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第9	議案第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第10	議案第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第11	議案第8号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
日程第12	議案第9号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
日程第14	議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について
日程第15	議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第17	議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
日程第18	議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について
日程第19	議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について
日程第20	議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
日程第21	議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
日程第22	議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

- 日程第23 議案第20号 市道の認定について
- 日程第24 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~

午前10時00分 開会

議長（佐藤高清君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより本日の撮影、放映と、市側より撮影の許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成26年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月25日までの28日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの28日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成26年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 平成26年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 7 号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

議長（佐藤高清君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第10、議案第 7 号まで、以上 7 件を一括議題とします。

服部市長に、平成26年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

平成26年度施政方針を申し上げます。

平成26年第 1 回弥富市議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案などの説明に先立ちまして、平成26年度予算編成方針、並びに市政運営の基本方針と主要事業の大綱について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、7年にわたり市政のかじ取りを担わせていただきましたが、この平成26年度は任期 2 期目の最終年度になります。

市長就任以来、「活力みなぎる弥富」のまちづくりの実現を目指し、総合計画に掲げられた項目の実現と、新たに発生した課題の解決に、市民の皆様との協働で前向きに取り組んでまいりました。本年度も、こうした課題をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

さて、我が国においては、最優先課題として経済再生に向けた取り組みが進められており、経済情勢好転への兆しが見られるものの、4月からの消費税増税や今後の社会保障制度の見直しなど、国民生活に影響の大きな課題が山積しており、我が国の先行きは引き続き不透明な状況にあります。

本市においても、財政の根幹をなす市税収入に若干の増加が見込まれるものの、歳出面では医療・介護などの社会保障関係経費が増大し続けていることに加え、公共施設の建設及び長寿命化などの財政負担が増加し、今後も厳しい財政状況は続くものと考えております。こうした状況のもとでも、私たちは子供から高齢者まで、誰もが安全で安心して笑顔で暮らせる行政サービスを提供していくためには、知恵を絞り、創意工夫を凝らし、前例に縛られない徹底した歳出の見直しを行うとともに、独自財源である税収を安定的に確保する必要があります。そして、そのためには、定住人口の増加、特に働く世代である生産年齢人口の増加が不可欠となってまいります。

我が国全体が人口減少傾向にある今日、定住人口を増加させることは容易なことではありません。

本市においては、快適で安全・安心なまちづくりのための基盤整備や防災・防犯施策を初め、子育て支援対策を最重要施策として拡充を図り、定住人口の増加に努めてまいりました。これからは、さらに将来を担う子供たちの体力・学力向上も視野に入れ、教育環境の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

それでは、平成26年度の予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を145億2,000万円、前年度対比7.3%の増、前年を9億9,000万円上回る予算規模となりました。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

市税収入につきましては、前年度に引き続き固定資産税が伸び、前年度対比2.9%増、予算額として1億2,682万円の増を見込んでいます。市税全体では、前年度対比1.4%増の75億9,042万1,000円を見込んでいまして、歳入全体の52.3%を占めています。

本年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、地方消費税交付金が前年度対比30.5%増の5億6,000万円に、一方、地方交付税は前年度対比8.7%減の6億3,000万円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては23億7,440万3,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として臨時財政対策債6億7,600万円を初めとして14億2,100万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、ホームページコンテンツ管理システム導入事業、地域公共交通活性化事業など14億6,789万6,000円を計上いたしました。

3款民生費と4款衛生費につきましては、新白鳥保育所建設事業や子ども医療費助成事業、子育て支援対策事業費補助事業など、少子化対策、消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担軽減対策として臨時福祉給付金支給事業や子育て世帯臨時特例給付金支給事業等、きめ細やかな対応を図るとともに、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため75億9,013万5,000円を計上し、一般会計予算の52.3%を占めるものであります。

6款農林水産業費と8款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的に配分をし、17億9,570万8,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、津波・高潮対策として、高所の避難場所確保のため既存の公共施設の改修工事等、また防災ガイドブックの全戸配付によって市民の防災意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めるため7億6,877万6,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、小・中学校の校舎等の長寿命化事業を計画的に進めるための整備計画策定業務委託事業費など、教育環境の充実を図るため11億8,087万7,000円を計上い

たしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第2号平成26年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいた公共用地を先行取得するものでありますが、前年度対比75.1%減の3,224万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比2.4%増の43億5,000万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比11.3%増の4億4,590万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成26年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定25億9,900万円、サービス事業勘定1,211万円を合わせ、前年度対比6.8%増の26億1,111万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、十四山東部地区の管渠布設工事・処理施設工事の完了により、前年度対比51.1%減の2億6,900万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、施行区域を北部地区に拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比1.3%増の9億5,000万円を計上いたしました。

申し述べました6つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比0.6%減の86億5,825万円を計上するものであります。

以上が、平成26年度一般会計予算、並びに6つの特別会計予算の概要でございます。

続きまして、市政運営に関する基本的な方針について申し上げます。

4月から弥富市総合計画後期基本計画がスタートいたします。この基本計画前期5年間においては、さまざまな取り組みを推進し、着実に成果を上げてまいりました。しかし、この間、東日本大震災の発生を初め、少子・高齢化、人口減少の進行、地方産業・経済の低迷、地方分権の進展など社会経済情勢の変化、また新たな市民ニーズなど、さまざまな課題が同時期に重なる時代の転換期にあります。こうした内外の動向を的確に対応しながら、「みんなで作るきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現に向けて後期基本計画を効果的に推進してまいります。

初めに、「定住と交流、活力を生むまちづくり」についてであります。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

広域幹線道路から県道、市道に至る道路ネットワークの整備促進は、極めて重要な課題であります。本市の新たな活力醸成の核となる港湾地域の整備と連携した都市計画道路名古屋

第3環状線や弥富名古屋線、本市の東西を結ぶ日光大橋西線、主要地方道名古屋十四山線につきましても、市域全体の均衡ある発展のため、今後も整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。また、橋梁など道路施設の高齢化が急速に進んでおり、橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画を策定し、安全で安心なまちづくりのため、道路整備や維持管理を計画的に進めてまいります。

地域公共交通の取り組みについて申し上げます。

コミュニティバスの運行につきましては、交通不便地域の解消や高齢者などの外出機会の確保などを目的として運行を行っているところでございます。しかし、利用者数は少なく、これまで運行時間やルートの見直しを行ってまいりましたが、利用者の伸びは微増であり、効果的な利用者の増加には結びついていません。今後も費用対効果を念頭に、運行方法など、地域公共交通活性化協議会を通してよりよい運営のあり方を検討してまいります。

情報化の推進の取り組みとして、市ホームページをより見やすい、使いやすい、魅力的なものにするため、全面リニューアルをいたします。年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが使いやすいホームページとなるようにアクセシビリティに配慮してまいります。

港湾地域の整備促進について申し上げます。

弥富ふ頭地区においては、アジア 1航空宇宙産業クラスター形成特区の指定を受け、民間航空機の主要部分の生産が進んでいるところであり、今後も次世代産業の拠点となるよう、国・県を初め関係団体と連携を図ってまいります。

また、鍋田ふ頭コンテナターミナルにおきましては、第3バース及び鍋田ふ頭への進入道路が供用開始され、物流拠点形成のさらなる促進や増加コンテナに対応するための新たなコンテナターミナル確保のために、国・県・名古屋港管理組合などに積極的に働きかけてまいります。

次に、「快適で安全・安心なまちづくり」についてであります。

防災対策の取り組みにつきましては、防災へ対策はもちろんのこと、災害時発生時に迅速かつ適切に対応し、誰もが安全で安心に暮らすことができるまちを目指し、引き続き取り組んでまいります。

近年の気候変動による局地的な大雨や台風の発生数の増大や大型化など、想定を上回る災害の発生が懸念されるところであり、行政による支援や救助といった公助にも一定の限界が生じることが考えられ、災害の被害発生を完全に防ぐことはできません。しかし、その被害を減らすことは可能であるという減災の考え方のもと、被害を軽減し、災害を乗り越えるために、自分の身は自分で守る自助、地域でお互いに助け合う共助との密接な連携が不可欠であります。この自助、共助において、地域の防災活動に取り組む組織、自主防災組織は大変重要なものであります。



平成25年度には、自主防災会の全体会を開催し、防災・減災知識の習得と連携を図りました。平成26年度も引き続き開催し、活性化を図ってまいります。また、防災リーダーの養成やまちづくり出前講座等を通じての啓発活動を行ってまいります。

また、避難場所の確保につきましては、弥富市南部地区防災センターが開館し、十四山中学校の屋外避難階段を設置いたしました。平成26年度には、白鳥小学校の北棟の屋上を避難できるように整備いたします。平成27年度以降も、計画的に整備に努めてまいります。

防犯・交通安全の取り組みにつきましては、自分たちの力で犯罪の発生に歯どめをかけようと地域の皆様が連帯して防犯パトロール等の自主的な防犯活動を行う取り組みが行われ、犯罪防止に成果を上げているところでございます。市内では、現在11の自主防犯団体が結成され、うち8団体は車でのパトロールを行う青色防犯パトロール隊として防犯活動を精力的に行っているところでございまして、防犯意識の高揚が図られております。平成26年度には、全コミュニティ単位で青色防犯パトロール隊が結成されるよう働きかけてまいります。

夜間の犯罪防止及び市民の安全を図るための防犯灯について、平成26年度も引き続きLED化を図ってまいります。

交通安全につきましては、警察、交通安全推進協議会などとの連携のもと、交通指導員による交通指導を初め、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。平成25年中は、愛知県の交通事故死者は219名で、連続全国ワーストワンとなりました。本市においては、1名の方がお亡くなりになりました。平成24年比5名減ではございますが、引き続き死亡事故の根絶を目指してまいります。

環境への取り組みにつきましては、地球温暖化という環境問題は、私たちの生活基盤にかかわる極めて重要な問題であります。次の世代に豊かな自然環境を継承していくためには、CO<sub>2</sub>削減の取り組みは世界的な喫緊の課題であります。環境教育や啓発活動を積極的に推進し、環境保全意識の高揚を図ってまいります。市としても、温室効果ガスの排出を積極的に抑制するため、新たな公共施設建設時に太陽光発電の導入や低公害車の導入などにより地球温暖化防止に努めてまいります。

廃棄物処理等環境衛生の取り組みといたしましては、ごみの減量化、資源化につきましては、家庭用生ごみ処理機、生ごみ処理槽の設置及び自治会などによる資源ごみの集団回収に対して支援するとともに、市民と行政が協働してごみ減量とリサイクルの取り組みを引き続き推進してまいります。

下水道整備の取り組みにつきましては、公共下水道事業につきましては、引き続き国道1号南側の前ヶ須地区、平島北部地区の整備を推進するとともに、弥富市北部の住宅地域の整備促進を図るべく、かおるヶ丘団地、ポプラ台団地の整備に着手する予定でございまして、今後も供用開始区域の普及促進を図り、普及率の向上に努め、公共下水道の管渠の整備を計画的

に実施し、事業区域の拡大に取り組んでまいります。

また、農業集落排水事業におきましては、事業計画区域全域の整備が完了し、平成26年度に十四山東部浄化処理場が新たに供用開始する見込みですが、引き続き各処理場の施設管理等について、効率的で健全な運営に努めてまいります。

次に、「健やかでやさしいまちづくり」についてであります。

健康づくり・医療体制の充実の取り組みについて申し上げます。

市民一人一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、健康増進計画に基づき、医療機関と連携のもと、さまざまな検診事業体制の確立に向け、各種がん検診の充実に努めてまいります。引き続き胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん検診につきましては、御希望の方全員が検診できる体制を整えてまいります。

予防接種事業につきましては、引き続き乳幼児の定期予防接種費用を全額公費負担とし、また高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましては、一部公費負担として実施してまいります。愛知県内での予防接種広域化の実施に伴い、乳幼児の定期予防接種につきましては、市外のかかりつけ医師等での接種機会の拡大を図ってまいります。また、県外での接種者につきましても、乳幼児の定期予防接種及び高齢者インフルエンザの接種費用について、同様に全額または一部を公費負担といたします。

医療体制の充実につきましては、地域ニーズを踏まえた地域医療支援病院として、地域医療を支える基幹医療機関である海南病院に対し、引き続きこの地域全体で財政支援をしてまいります。平成25年9月に救命救急センター及び地域中核災害拠点病院の指定を受け、第3次救急医療病院としての役割も重要であり、さらなる救急患者に対応できるものであります。

高齢化社会を間近に迎え、自分の健康は自分で守る必要があります。その一助となるよう、気軽に運動のできる健康遊具を備えた公園の整備をしてまいります。

地域福祉の充実への取り組みにつきましては、高齢者や障がい者の方が地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、市及び県、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携を図り、総合的な支援を引き続き進めてまいります。

高齢者や障がい者等の方々を支える地域づくりの取り組みとして、昨年10月から立ち上げましたささえあいセンターの組織の充実を図ってまいります。

子育て支援の取り組みにつきましては、平成26年度で弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画の期間が終了することに伴い、これまでの取り組みを踏まえ、新たに子供・子育て支援事業計画を策定し、次代の社会を担う子供たちが心身ともに健やかに育ち、子供を産み育てる者が真に喜びを感じることができる社会の実現に向け、多面的な子育て支援施策を推進してまいります。

保育サービスの充実につきましては、新白鳥保育所建設事業の本体工事を施工し、平成27

年1月から保育が開始できるよう努めてまいります。さらには、津波などの災害対策として、十四山保育所に避難用外階段設置等工事の設計を実施してまいります。

保育料につきましては、消費税増税を含め、国民負担の増大が予想される平成26年度の改正は見送り、引き続き据え置きとさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の推進につきましては、平成27年度から児童クラブの受け入れ児童の年齢拡大に向けて、拡充が必要な施設の整備を進めてまいります。

国の好循環実現のための経済対策としての子育て世帯臨時特例給付金の支給や、愛知県の施策であります子育て支援減税手当を支給し、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図ってまいります。

高齢者支援の取り組みについて申し上げます。

全ての高齢者の方々が、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を基本とし、「老いても健康 介護になっても安心できる まちづくり」を目指してまいります。

さらには、平成26年度で第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画期間が終了することから、平成27年度から3年間の第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に向けて取り組んでまいります。総合福祉センターや十四山総合福祉センターを高齢者福祉の拠点とし、社会福祉協議会やシルバー人材センター、福寿会への支援など、高齢者が社会参加できる環境づくりを引き続き努めてまいります。ひとり暮らしなどの高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、給食サービスや緊急通報システムの設置を初め、在宅生活を支援するための各種福祉サービスの提供を引き続き行ってまいります。

障がい者支援の取り組みにつきましては、平成26年度で障がい者計画・第3期障がい福祉計画の計画期間が終了することから、平成27年度から3年間の障がい者計画・第4期障がい福祉計画の策定に向けて取り組み、引き続き障がいのある方一人一人が尊厳を持って地域の中で自立した生活ができるよう支援してまいります。また、新たな聴覚障がい者などの方からの相談を円滑に行うために、福祉課に手話通訳者を設置してまいります。さらには、認知症、知的障がいや精神障がい等のために判断能力が不十分な方々を支援するために、成年後見相談事業を実施してまいります。

国民健康保険運営につきましては、対象となる被保険者数は減少傾向にありますが、保険給付費は年々増加傾向にあります。被保険者には、高齢者や無職者を多く含み、保険給付費の伸びに見合う財源の確保など、厳しい状況が考えられます。医療費の状況は、循環器系の疾患や生活習慣病関連の疾患が全体の半数近くを占めており、医療費増加の主な要因として考えられ、さらに被保険者の年齢構成を見ると60歳から74歳の加入者が多く、医療費の増加に大きな影響を及ぼしています。今後も、特定健康診査・特定保健指導の一層の推進、ジェ

ネリック医薬品の利用促進等、効果的かつ効率的に事業を推進し、事業運営の健全化を図ってまいります。

後期高齢者医療制度は、保険者である広域連合との連携業務も順調であり、制度の適正な運営に努めてまいります。

国民年金制度は、長寿化により老後期間が伸長する生活を維持する上で重要な支えになるものであります。制度の重要性など、正しい理解を一層深めてまいります。

また、国の施策であります臨時福祉給付金を支給してまいります。これは、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、低所得者への負担軽減のための暫定的、臨時的な措置として、課税されている方に扶養されている方や、生活保護制度の被保護者の方などを除いた市民税均等割が課税されていない方を対象に給付するものであります。

次に、「人が輝き文化が薫るまちづくり」についてであります。

学校教育につきましては、児童・生徒の生きる力を育むという理念を実現するために、各小・中学校を積極的に支援してまいります。グローバル化の進む中で、次世代を担う児童・生徒に国際的な視野を持たせるためにALT事業を継続し、各全小・中学校に英語指導助手を配置してまいります。

学校教育における平和教育推進事業の一環として、平和のとうとさや命の大切さなどを学習し、実践的な態度を身につけるために、中学2学生を広島に派遣いたします。

また、学習支援として特別非常勤講師を配置するとともに、特別支援教育支援員も増員配置し、引き続き授業における児童・生徒へのよりきめ細やかな対応をしてまいります。

喫緊の課題でありますいじめや不登校などの対策として、小学校高学年、中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施し、学級満足度や学校生活意欲度を客観的に分析することにより個々の状況を把握し、いじめなどの早期発見や防止に努めてまいります。

平成25年4月、過大規模校の解消に向け、日の出小学校を開校することができました。一方では、少子化に伴い、毎年児童・生徒数の減少が見られ、学年1学級15名以下となる学校もあります。今後、学校運営に支障を来すことも考えられ、学校適正規模検討委員会において市全体の小・中学校の望ましいあり方について検討を継続してまいります。

学校施設整備につきましては、小・中学校の校舎・体育館等の耐震化は完了いたしました。しかし、国において、体育館つり天井等の非構造部材の耐震強化として撤去の方針が打ち出されました。小・中学校の体育館は地域の避難場所にもなりますので、平成26年度は、弥生、桜、大藤、十四山西部小学校の体育館つり天井等の撤去工事をし、安全確保に努めてまいります。他の学校につきましては、順次工事ができるよう設計費を計上いたしました。

小・中学校の建物は、建築後30年を超えた建物が多くありますので、計画的に施策を講じるため、建物調査を行って長寿命化に努めてまいります。

生涯学習社会の形成の取り組みにつきましては、社会が大きく変化する中で、生活の質の向上を目指す生涯学習への意欲はますます高まっています。市民が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域を通じて、いつでも、どこでも主体的に学ぶことができる生涯学習社会の形成の実現に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、長寿社会を見据え、市民一人一人が自己の人格を磨きながら学習・文化活動に親しみ、豊かな市民の交流が育まれるよう、子供から高齢者まで各ライフステージに沿った各種講座・教室を充実し、市民主体の学習・文化活動の推進に努めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、各地区に伝わる伝統芸能の発表の場を提供するとともに、伝承者の育成支援に努め、幅広い年齢層に文化芸術に触れる機会を提供してまいります。

青少年の健全育成につきましては、関係機関が一体となって取り組むとともに、青少年問題協議会の活動を強化し、青少年健全育成推進大会等の事業を実施し、市民主体による青少年健全育成の機運を高めてまいります。

施設整備では、総合社会教育センター公民館ホール舞台装置等の改修工事を実施し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

図書館につきましては、効率よく資料を収集し、他市町村の図書館と資料の相互貸借により市民の読書ニーズに応えるとともに、読み聞かせや講演会を開いて読書欲の向上を図り、市民の方々が気軽に利用できるような運営に努めてまいります。

施設整備では、図書館空調設備の改修工事を実施し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、スポーツを地域の中で育てていく文化として捉え、スポーツを通じ、市民の皆様の健康の保持・増進に寄与し、コミュニティ活動の活性化を図ります。また、地域において子供から高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が参加できる総合型地域スポーツクラブの運営支援や、スポーツ推進委員や体育協会との連携のもと、積極的にニュースポーツの普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、おみよしテニスコート、木曾川グラウンドの一部整備工事を実施し、市民が安心・安全で快適にスポーツを楽しめるよう、運動施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、「豊かで活力に満ちたまちづくり」についてでございます。

農業振興の取り組みにつきましては、平成25年度からスタートした経営所得安定対策につきまして、引き続き制度の円滑な実施に向け取り組んでまいります。

また、農地の多面的機能に着目し、農地を維持する活動や水路、農道などの地域資源の質的向上、景観の保全など、農村の幅広い共同活動を支援する事業として、平成26年度新たに創設される日本型直接支払制度を推進してまいります。

観光資源の活用と地場産業の振興につきましては、三つ又池公園において、平成21年度から始めましたボランティアの皆さんによる芝桜の植栽も、5年間で7万3,000株を植栽することができました。平成26年度も植栽を進めてまいります。この芝桜の開花に合わせたイベント芝桜まつりは大変好評で盛況であります。引き続き開催をしてまいります。

中部国際空港セントレアでの金魚展示など、各種イベントにおいてキャラクターである「きんちゃん」やそのグッズを活用し、弥富市を国内外に広くPRしてまいります。

港湾地域において、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇、工場立地法の緑地面積率等の規制緩和特例措置により、立地企業を支援してまいります。また、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き市内の中小企業の経営維持・安定化に向けて支援してまいります。

次に、「共につくる自立したまちづくり」についてであります。

市民と行政との協働のまちづくりの推進の取り組みにつきましては、限られた経営資源を有効に活用し、個性的で自立した自治体を創造・経営していくためには、住民と行政との協働のまちづくりの形成が必要不可欠であり、市民と行政が相互の理解と信頼のもとで目的を共有し、多様な分野において連携・協力していくことが重要であります。

情報・意識の共有化として、広報紙やホームページ、出前講座など、広報活動の充実に努めるとともに、メールや御意見箱、アンケート調査等を活用した広聴活動の充実に努め、市民の皆様の参加する側の視点に立って、情報をわかりやすく、積極的に公開する姿勢で取り組んでまいります。

各種審議会や委員会の委員の公募やパブリックコメントの実施など、市民参画体制の充実を図り、政策形成過程からその見直しまでの市民の参画を促進します。まちづくりは、行政だけが担うものでも特定の市民だけが担うものではなく、さまざまな市民との連携・協力により進めていくものであります。

地域の見守り活動や環境保全、美化など、地域の課題への自主的な取り組みも行われ、行政主導での形式的な参加ではなく、市民みずからがまちづくりの主体としてかわり、社会参加されております。このような市民の公益活動を支援するとともに、地域づくり補助金制度による支援を引き続き行ってまいります。

行政改革の推進の取り組みにつきましては、弥富市行政改革大綱のもと、引き続き歳入の確保、歳出の削減、業務のアウトソーシングの推進などを着実に実行し、効率的な行政運営を目指します。

また、広域行政として名古屋市を中心とした大都市圏域として、連携の強化を図ります。

市民サービスの向上では、納税者の皆様の利便性の向上を図るため、平成24年度からの軽自動車税、国民健康保険税に引き続き、市・県民税、固定資産税にコンビニ収納を導入いたします。

人事行政の取り組みについては、社会経済情勢の変化を的確に捉え、政策に反映していく能力の開発に向けた各種職員研修を実施しながら、市役所とは真に市民の役に立つところであるという意識のもとに、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ってまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と予算の大綱、並びに主な施策の概要を申し述べさせていただきました。これからの成熟社会にふさわしいまちづくりに向けた新たなステップに踏み出すことを強く意識し、引き続き未来を見据え、目的地を見失うことなく、未来へつなぐ挑戦に全力を尽くしてまいります。

どうぞ議員の皆様、市民の皆様、引き続き御支援と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、本日上程いたしました予算案、並びに各議案につきまして慎重審議を賜り、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、新年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開を10時50分とします。

~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第11 議案第8号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第12 議案第9号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

日程第14 議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について

日程第15 議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について

- 日程第16 議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 市道の認定について
- 日程第24 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第8号から日程第28、議案第25号まで、以上18件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、条例関係議案12件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定につきましては、消費税法及び地方税法の改正により、使用料について消費税率相当額を加算するため、各条例の一部を改正するものであります。

議案第9号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正につきましては、大規模災害からの復興に関する法律の施行により、同法に規定する災害派遣手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正につきましては、消費税と地方消費税とを合わせた税率が8%に引き上げられることにより、使用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市青少年問題協議会条例の一部改正につきましては、地方青少年問題協議会法の改正により、市の条例で会長の選任及び委員の任命基準を定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正につきましては、

社会教育法の改正より、市の条例で社会教育委員の委嘱基準を定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、弥富市日の出児童クラブを分割して2つの児童クラブを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号弥富市子育て支援センター条例の一部改正については、弥富市ひので子育て支援センターを移転するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市都市公園条例の一部改正及び議案第16号弥富市下水道条例の一部改正については、消費税法及び地方税法の改正により、使用料について消費税相当額を加算するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市污水处理施設条例の一部改正については、十四山東部地区の農業集落排水事業が完了、供用開始に伴い、十四山東部処理場を追加し、並びに消費税法及び地方税法の改正により、使用料について消費税等相当額を加算するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正については、十四山東部地区の農業集落排水事業の完了に伴い、分担金算定基準を統一するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市道路占用料条例の一部改正については、消費税と地方消費税とを合わせた税率が8%に引き上げられることにより、占用料の額を改定し、並びに道路法施行令の改正により、占用料の免除対象に係る規定を整備するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号市道の認定については、道路整備事業に伴い、関係路線を市道として認定するものであります。

議案第21号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,026万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を139億3,745万円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税2億1,740万円、特別とん譲与税1,200万円、地方消費税交付金1,200万円、国からの道路改良工事補助金902万5,000円、学校施設環境改善交付金6,767万円、地域の元気臨時交付金2,472万円、学校施設整備事業債1億6,090万円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、公共施設整備基金積立金6,887万3,000円、民生費におきましては障害者自立支援給付支払い等システム改修委託料378万円、障害児通所給付費830万4,000円、農林水産業費におきまして、湛水防除排水機管理補助金320万円、県営緊急農地防災事業負担金160万円、土木費におきましては、橋梁維持

修繕負担金106万2,000円、教育費におきましては、小学校修繕等工事請負費 2 億3,700万円及び工事に伴う設計監理委託料390万円であります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第22号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第23号平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において介護保険事務処理システム改修委託料50万円を計上し、歳入歳出予算の総額を24億2,795万8,000円とするものであります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

サービス事業勘定においては、一般会計繰出金406万8,000円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を1,617万8,000円とするものであります。

議案第24号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,680万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5 億2,338万9,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

議案第25号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,890万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億455万6,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出予算の主な内容にといたしましては、海部南部水道企業団に支払う使用料徴収事務負担金100万円であります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終的に調整した結果の補正予算であります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 議案は関係部長に説明をさせ、補正予算は説明を省略させます。

まず、佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 議案第8号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定についてでございますが、26枚をはねていただきますと、条例のあらましがつけてございます。その条例のあらましをごらんください。これに基づき、説明申し上げます。

第1に、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税の課税対象となる、ここに掲げております1から16までに掲げる公の施設の使用料の改定を行うものでございます。

第2に、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

第3に、平成26年4月1日に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例によるものでございます。

次に、議案第9号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

第1に、大規模災害からの復興に関する法律の施行により、同法の規定により弥富市に派遣された職員に対して災害派遣手当を支給するため、改正を行うものでございます。

第2に、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について、説明申し上げます。

第1に、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税の課税対象となる行政財産目的外使用料の額の改定を行うものでございます。

第2に、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第3に、この条例の施行の日、平成26年4月1日でございますが、その前に許可した行政財産の目的外使用の期間が平成26年度以後にわたる場合において、施行日以後の期間に係る使用料については、改正後の弥富市行政財産目的外使用料条例の規定を適用するものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、議案2件の条例改正につきましては、国の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために整備された第3次一括法関係によるものでございます。

議案第11号弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について、これは国の地方青少年問題協議会法の改正により、それまで法で定めていた会長及び委員の任命基準の規定が削られたため、協議会の会長及び委員の任命基準を市の条例で定める必要があるからでございます。そこで、法で削除された条文に沿った任命基準とした改正をしております。

新旧対照表をごらんください。

改正案としまして、2条2項に任命の基準を追加し、第3項に任期を定める条文を追加したということでございます。さらに第3条で、会長は市長をもって充てることとしております。また、他の条例との整合性から「委嘱する」を「任命する」に改正し、第7条に協議会の庶務は生涯学習課で処理することの追加でございます。

続きまして、議案第12号弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらの社会教育委員の定数等に関する条例についても改正の趣旨は同様でございます。

社会教育委員法の改正により、法に定められている委嘱の基準が削られたため、条例で定めるものでございます。

新旧対照表をごらんください。

内容につきましては、省令で定められている審査基準のとおりとし、第2条として追加したものでございます。以下については、条文の繰り下げでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 議案第13号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

弥富市児童クラブ施設条例の一部を改正する条例新旧対照表、第1条、設置についてでございますが、現在の日の出児童クラブの西側に新たに日の出児童クラブの施設を設置し、定員を従来の50名を100名とし、施設内を日の出第一児童クラブと日の出第二児童クラブとし、位置を弥富市平島町中新田104番地1とするものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第14号弥富市子育て支援センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

弥富市子育て支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表、第1条、設置についてでございますが、現在のひので子育て支援センターはひので保育所内にございますが、現在の日の出児童クラブの後に移転するため、所在地を弥富市平島町中新田106番地1に変更するものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 議案第15号弥富市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、消費税法等の一部改正に伴い、改正するものでございます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

別表中、都市公園において行為をする場合の使用料について、現行「320円」を「300円」に、「2万1,000円」を「2万円」に、「5,250円」を「5,000円」とし、備考に、「許可の期間が1月未満の場合は、上記の額に100分の108を乗じて得た額とする。」を加えるものでございます。

この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第16号弥富市下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市下水道条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1.消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、下水道使用料の額を改定するものでございます。

2.この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

3.平成26年4月1日前から継続して使用されている下水道で、同日以後最初に額が確定するものの使用料に対する税率は、一部を除き、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第17号弥富市污水处理施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市污水处理施設条例の一部改正する条例のあらましをごらんください。

1.污水处理施設の設置について、新たに十四山東部処理場が供用を開始することに伴い、最終処理場施設の名称、所在地及び污水处理区域について追加を行うものでございます。

2.加入により新たに污水处理施設の工事が必要となる場合の工事費等を加入分担金に含めないこととし、新規加入者は、その場合において加入分担金とは別に当該工事に係る費用を負担するものでございます。

3.消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、污水处理施設使用料の改定を行うものでございます。

4.この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

5.平成26年4月1日前から継続して使用されている污水处理施設で、同日以後最初に額が確定するものの使用料に対する税率は、一部を除き、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第18号弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

内容といたしましては、十四山地区の農業集落排水事業が全て完了するのに伴い、分担金の算出根拠を旧弥富町地区の考え方に合わせるものです。算定の根拠を、居住者及び従業員の人数としていたものを、建築物を建築する際に浄化槽を設置しようとした場合の人槽を基準とするものに変えるものでございます。

続きまして、議案第19号弥富市道路占用料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、新旧対照表をごらんください。

内容といたしましては、第2条第2項におきまして、消費税法及び地方税法の一部を改正により、平成26年4月1日から消費税と地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、「1.05」を「1.08」に改めるものでございます。

次に、第3項第1号におきまして、道路法施行令の改正による規定整備のため、国の行う事業に係る道路占用についての占用料の徴収に関する部分を削除するものでございます。

この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第20号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容につきましては、住宅開発事業区域内の道路新設に伴い、市道綱浦285号線のほか3路線の認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案18件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案18件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~  
午前11時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

平成26年 3月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
|----|------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 山田英夫 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>福祉課長   | 前野幸代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長 | 八木春美 |
| 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 | 財政課長             | 石田裕幸 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏 | 税務課長             | 伊藤好彦 |
| 収納課長             | 山守修  | 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |



~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いをいたします。

5番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。きょうもまた最初に質問させていただくことになりました。5番 三宮十五郎でございます。

私は、通告に基づきまして、高齢者や障がい者の皆さんが安心して暮らせる市政を前進させることを中心にいたしまして、市長にお尋ねいたします。

施政方針演説の中で、市長は、子供から高齢者まで、誰もが安全で安心して暮らせる行政サービスを進めていくと述べられました。

弥富市にとって、高齢者の方は、戦前、戦中、戦後の特別な時代に加えて、伊勢湾台風という大惨事をも乗り越え、このまちや国の発展に寄与され、奇跡の復興と高度成長時代を築かれた皆さんに、安心してその生涯を全うしていただくという特別の意味がございます。また、そのことは、より多くの皆さんをこのまちに定住していただきたいという多くの市民の皆さんの願いや市の施策にも合致するものでございます。

人口の増加という面からだけ見ましても、旧弥富町は昭和25年から35年までの10年間は人口1万5,000人台で、目立った変化はございませんでしたが、その後、昭和55年までの各5年間の人口の増加の割合は、多いときには24.5%、少ないときでも13.5%の増加で、3万人を超え、その後の十四山村との合併によって市になる土台を築いてきたものでございます。

まず初めに、こうした高齢期を迎えた多くのお年寄りの皆さんと市民全体の問題でもございますが、安心の医療、入院を必要とされる皆さんのために必要な病床を確保されることについてお尋ねいたします。

市と周辺の医療のために、これまで海南病院が果たしてきた役割は多くの市民の皆さんの認められるところでございます。一方で、国の方針として、高齢化社会に向かって医療の要請が大きく高まっているときにもかかわらず、全国的にも大幅な病床の削減が行われてきたことに加え、海南病院が救命救急センターの指定を受けたことに伴い、多くの病床がそのために特化される。家族で看護できないような入院治療が必要な人でも、一、二週間で退院を迫られることが常態化しております。

以前は、回復期リハビリ病床が60床ほどあり、相談室のスタッフの皆さんが周辺の入院できる病院とも連携をとりながら、大変な御苦勞をなさって、患者の家族状況等も見ながら対応されてまいりました。この病床がなくなったこと、救命救急医療治療のエリアが三重県の北勢地域、稲沢市や名古屋市の西南部に広がり、海南病院への患者が一層ふえ続けていることなどから、周辺の入院できる病床がほとんどいっぱいとなり、自宅に引き取るか、それとも、それができないなら宅老所などに預かっていただくしかないという、相談室のスタッフの方々も頭を抱える日も珍しくない状態がございます。

ひとり暮らし、高齢者のみの世帯がふえ、さらに老親と独身の子供だけの世帯も多くなり、非正規など不安定雇用で、生活費や医療費を稼ぐために朝6時に家を出、夜9時ごろまで働いても年収400万円以下というような方から最近私どもにも相談がございましたが、宅老所の中には、一定の頭金を払い、あとは生活保護の申請から一切の費用の管理まで全て先方に任せる。あめ玉一つも自由にならないと入所している方が訴えられるところもあり、運よく入院することができても、保険対象以外のさまざまな負担がありまして、事実上の自己負担が10万円を超えるところが常態化しており、収入の低い皆さんにとってはとても対応できない、そんなことがまれではございません。公的医療、保険の対象内で必要な人が入院できる病床の確保は待たなしの状態となっております。

市長が代表を務められていると思いますが、海南病院運営協力委員会の市町村の皆さんとも協力し、県にも要請して、必要な病床確保をするための特別の取り組みが求められていると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員にお答えを申し上げていきたいと思っております。

高齢者が安心して暮らせる市政を、そして安心の医療についての御質問でございます。

病院と医療についてのお話の前に、この医療制度をしっかりとバックアップする、いわゆ

る国民健康保険制度について少し説明をさせていただきたいと思っております。

三宮議員も御承知のように、今、国保運営が大変厳しい状況であることは御承知のとおりかと思っております。しかしながら、国民皆保険制度の最後のとりでとして、加入者が弥富市は1万1,500名お見えになるわけですが、この方たちの医療をしっかりとバックアップしていかなきゃならないのが国保制度でございます。

平成26年の予算規模におきましても、国・県からの支出金が11億円、そして前期高齢者交付金が10億円、そして被保険者保険税が11億7,000万円、その中で繰り入れさせていただいている、いわゆる基盤安定のために1億円、そして、市単独といたしまして、法定外の繰り入れが1億7,000万円という状況の中で、平成26年度の総額予算は43億5,000万円の予算規模になっておるわけでございます。これは、対前年度比からいたしますと103%という状況でございます。大変厳しい財政ではございますけれども、いわゆる一般会計から繰り入れをさせていただき、国保運営の安定化にさらに努めていきたいというふうに思っておるところでございます。

今また、国のほうでは新たな動きがあるわけでございます。御承知のように、この国保運営につきましては市町村単位で運営することになっておりますけれども、大変厳しい状況の中で、今後は、いわゆる都道府県単位で運営していったらどうかということで、シフトの改正が言われているわけでございます。

また、平成25年最後の5兆円の補正予算の中におきましても、国保運営をさらに安定化するために2,200億円の補正が組まれておるわけでございますけれども、これとて大変過少な額だろうというふうに思っておるところでございます。

御承知のように4月1日から消費税増税という状況の中で、この増税を国民の皆様が御理解していただいたのは、いわゆる社会保障費、医療、介護、福祉、子育て支援という形の中での税の一体改革ということだから認めていこうという考えだろうというふうに思っております。

そうした中において、国の責任において、国民、住民の皆さんの医療制度をしっかりとバックアップしていただくということが、今こそ非常にこの高齢化社会の中では必要になってきたというふうに思っておるところでございます。

続きまして、安心の医療へということで、海南病院と医療につきましてお話をさせていただきます。

御承知のように、今、海南病院は第2次の整備計画が進んでおるわけでございます。あと完成までに2年半ほどかかるというふうに聞いております。その完成の暁には、3次医療、いわゆる救命救急の医療であるとか、あるいは高度専門医療を担う総合的な病院に生まれ変わるわけでございます。大いに私たちといたしましても、地元の病院ということで期待をし

ているところでございます。

また、先ほど三宮議員がおっしゃったように、私どもとしては、この関係機関の市町村と一緒に施設整備の応援をさせていただいておるわけでございますけれども、それと同時に、運営協力委員会のもとで、住民、市民の皆様の立場に立った意見等々を申し上げているところでございます。

そうした状況の中において、議員のほうから今おっしゃっていただけるような病床の確保、いわゆるベッドの数が足りないではないかというようなことのお言葉でございますけれども、これから2次病院から3次病院という形の中での海南病院のあり方ということについてお話しするわけでございますが、まず患者さんの立場からすると、入院する上においては、完全に完治するまでその病院にいたい。あるいは家族にとっては、病気というのは非日常的なことなので、しっかりと病院で診ていただきたいと思うのは当然だろうというふうに思うわけでございます。

しかし、今後の海南病院のあり方としては、先ほどから言っております3次医療を担う病院という形の中で、その病院で完結型の治療ということは大変厳しい状態になってくるという状況でございます。

毎日のように救急搬送されている、いわゆる救急車が1日平均20台、年間で8,000台というふうに予測をされております。また、時間外の外来患者、いわゆるウオークインという形でお見えになる患者が毎日のように四、五十名お見えになるというような状況でございます。その中には大変重篤な患者さんもお見えになるわけでございますので、当然ベッドが足りなくなってくるというような状況が日々続くというわけでございます。

そうした状況の中において、平成26年、国の医療機関からも示しがあるように、新しい診療報酬の改定のあり方ということが言われておるわけでございます。それは、一定の急性期を過ぎた患者さんに対して、安定期、そして回復期を迎えたら、ドクターの判断でこれから先の最適な治療をどのようにしていくかということを選択されるわけでございます。地域の医療機関と連携をとりながら、しっかりとその患者さんのケアをしていこうという状況でございます。例えば病院とリハビリテーションの施設、あるいは病院と介護施設の関係、あるいは病院と1次医療を担当していただく開業医との関係、あるいは在宅医療との関係等々について、その地域包括的なケアシステムを構築していこうとされているわけでございます。そういう医療の機能分化についても、私たちは少し理解をしていかなきゃならないというふうに思っております。

ちなみに、今、海南病院のそれぞれの診療科目がございましてけれども、平均的な入院日数は14日と伺っております。これは、他の厚生連の病院関係と比較いたしましても決して短いほうではありません。一日二日長いというふうに理解をしているところでございます。

また、在宅医療については、弥富市には海部医師会所属の1次医療機関の17の開業医がご
ざいます。そのうち12の開業医におきましては、条件的な違いはあるにしても、在宅医療に
対する往診制度をとっていただいております。そしてまた、1次開業医と病院の連携とい
うのはしっかりとしていただいているというふうに理解をしているところでございます。

開業医からさまざまな紹介状を持ちながら、総合病院である海南病院に行かれる。また、
海南病院から開業医に対して、いわゆるケアという状況の中での連絡をとられる。そういう
連携が非常に強くなってきているということでございます。

市民の皆さんにお願いしたいことは、自分の体をよく知っていただいている、いわゆるか
かりつけの医院、こういうところをいま一度お願いしていきたい。海南病院のような総合病
院に最初からかかって、いろいろな検査を受けながら病院にかかりたいという気持ちは十分
理解するところでございますけれども、大変混雑もしているわけでございますので、まずは
かかりつけの医院にかかっていただいて、それから病院との連携というようなこともお考え
いただきたいというふうに思っております。

このようにして、市民、住民の皆様が安心して医療にかかっていたくためにも、海南病
院さんに対して、私が市民を代表してお願いしたいことは、今までの医療に感謝すると同時
に、3次医療という形で担っていただくならば、より質の高い高度専門医療を担っていただ
く、いわゆるエキスパートと言われるドクターを数多く抱えていただきたいということでご
ざいます。院長初め、病院関係者、並びに大学の医局に対して強く要望をすることでござ
います。このようにして、市民の皆様が安心して暮らせる生活、安心して医療にかかれる状
況というものを行政もしっかりと担っていきたいというふうに思っておりますので、御理解
をいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 在宅医療については、この後、私、質問をしますが、特に私が先ほ
ど市長に申し上げたのは、私どもも海南病院がそういう病院になっているということにつ
いては承知をしておりますが、問題は、そのために、先ほども申し上げましたように、これま
で回復期リハビリ病床ということで調整の役割を果たしていた病床が60床もなくなってしま
ったと。もともとこの地域は、内科系の重い病気の患者を受け入れる病院というのは非常に
少ないところですよ。その中で回復期のリハビリ病床がなくなったこと。そこへ加えまし
て、先ほども申し上げましたが、海南病院がこういう特別な病院に移行したことに伴いまし
て、救急医療の医療圏が、三重県の北勢地域から名古屋の西南部まで広がってきておると
いうようなことの中で、ますますここに患者が集中してくる。ですから、もともと入院できる
病院が少ないところへ、私は海南病院で全部治せなんていうことを一言も今もお尋ねしたこ
とはありません。当然そういう病院ですね。しかし、それを受け入れる病床がなくなってき

ておる。そして、さらにそこへたくさん患者が集まってくるという状況でありますので、医療圏というのは、県が指定をして、海部地域は病床の数はこれだけと。全体に今までも減ってきましたが、そういう中で、入院する病床は他の医療機関と協力するといったが、それができなくなっておるものですから、自宅へ引き取るか、どうしてもない場合は宅老所でも行くしか仕方がありませんということをおっしゃるを得んような状態が現実に出てきていると。こういう状態を放置することは、非常にこの地域の皆さんの医療や健康についてもそうでありますし、加えて、それを引き受ける宅老所等は、いわゆる貧困ビジネスと言われるような劣悪な状態が全国的にも大きな問題になっているわけで、必要な医療を受けられる人が入院できる病床がなくなっておるという現状について、市長の御認識と、その対応を進めてほしいという私の質問にもちょっとお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、海南病院の今後のあり方、現状から将来に向けてのあり方について、少しお話をさせていただきました。

地域の医療機関、あるいは施設との連携、そういった地域ケアという形の方がより一層進んでくると思っています。例えばリハビリテーションの施設、病院におきましては、偕行会、あるいは津島リハビリテーション、あるいは尾張温泉のリハビリ蟹江病院等々があるわけでございます。ここの中には総合的には約200床のベッドがあるわけでございます。そういったような連携の中において、最後までケアをしていただきながら、治療をしていただくというような状況になってまいります。

しかし、最初のお話がありましたように、最初60床あった回復リハビリテーションの病床がゼロになったということにつきましては、これは少し驚きというふうなことがあるかと思っておりますけれども、その辺のことにつきましては、さっきも言いましたような関係施設、あるいは関係病院との連携を密にとっていただくということをおっしゃるをさらに私どもとしてもお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、60床も病床がなくなったということは、市長、御存じなかったような、驚きだというお話なんですが……。

市長（服部彰文君） 知ってましたよ。

5番（三宮十五郎君） 知ってましたか。そうしたら、なおさらですよ。要するに海南病院が特別な位置になったことから、実際にここの病院に来る患者さんたちがふえている。しかも、重篤な患者さんたちがふえているという状況が一方にある。そして、従来はその60床を利用して、一生懸命調整してくださっていたものが、それが調整がつかないような、ほとんど満杯になって、今、市長がおっしゃられたような病院、どこも入れないから、頭を抱え

て、宅老所やそういうところでも御利用していただかんと、探してもありませんということと言われる人たちがふえてきておりますので、ここの改善、特に入院の問題でいうと、そういう対応ができるような対応をされないと、何と云うんですか、宅老所やそういうところへ預けざるを得ないと。どんなに状況が悪くても、とりわけ収入の低い皆さんにとっては安心して行ける病院がどんどんなくなっているという深刻な状態を市長は御承知いただいているかどうか。その対応をどうされるか、直接お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども私のほうから市民の皆様をお願いをする項目の一つとして、いわゆる在宅医療という状況の中では、開業医、ここのところについてももう一度見直しをしていただいて、しっかりとかかりつけの、自分の体をよく知ってみえる開業医のところへかかっていたきたい。そして、それは大きな総合病院である海南病院との連携がしっかりとされておりますので、在宅医療というような状況の中においても御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、ベッドの数につきましては、さまざまな項目がございますけれども、いま一度、運営協力会等において、意見として、御要望として、答申していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 連携して、何とかなるという状況じゃなくなっているということをも十分御理解いただきながら、この地域の医療のために御尽力いただくことを強く要望しながら、在宅医療の問題について、引き続いてお尋ねいたします。

社会的入院を防ぎ、医療費を節約していく。海南病院のような基幹病院には、基幹的な病院と開業医の皆さんが主に担っております診療所との役割分担による効率的な医療体制をつくっていくという国の方針が強く打ち出されておりますが、これまで海南病院が大変便利に使われてきたこともありまして、弥富の医療機関はとてこれに対応できるものとなっていないという現実も直視していただきたいと思います。

先日も私の妻が行きつけの診療所に健康診査を申し込んだところ、予約制で2カ月先になると、こういう状態です。私が知っている看護師の方の話によりますと、診療所に勤めている看護師さんですが、うちの先生は患者の顔も見ずに、どういう薬を出すか、どういう治療をするかということだけを書いているような状態がずっと続いておると。そういう本当に恐ろしい状態が続いておるといふふうに嘆いております。

さらに、この地方の医療実態に精通しております海南病院の内部では、早くから開業医の皆さんのところの患者数が余りにも多く、先ほど市長おっしゃられたように、17院のうち12院は往診制度をとっておると言っておりますが、実際には、国が言っておるような往診、要

するにみとりを在宅でやるというような往診はできる状態じゃなくて、そういう状態に移行していこうと思ったら、海南病院自身が往診できるスタッフを確保する以外に対応できないということで、こういうことも早くから部内で検討されてきておりました。したがって、本当に患者の立場に立った在宅医療というのは、海南病院と同じ厚生連の関係の病院であります長野県の佐久病院などを中心にしまして早くから取り組まれてきており、長野県はそのためにも長寿だとか、医療費が大変安いだとかということもよく新聞にも載っておりますし、また発展途上国、東南アジアに対して、こうした仕組みをどんどん指導して、実際に発展途上国の医療や健康面に貢献をしているということもあります。

したがって、実際に本当はこの問題は、海南病院の部内の検討とあわせて、実際にこのまちの、この地域のそういう医療の状態がどうなっているのか。そして、連携がスムーズに行くということを含めまして、行政と医師会と、それから中核病院の海南病院とが一体的に対応しなければ、私は絶対に解決することができない問題だというふうに思いますが、ところが、経費節減だけが国の方針としてつくられて、全国的にも医師不足。そして、一応往診をするということとはっておりますが、実際にはなかなかみとりを含めた往診体制などとはとてもできる状態じゃないというのは海南病院の先生たちもよく知っておりますし、とりわけ開業医の先生たちというのはすさまじい過密労働をされておりますよね。こういう状況の中で、私たちは今後のこの地域の医療制度を、行政としてはやっぱり一番大事なことのひとつとして位置づけていかなきゃならんと思いますが、その辺の問題の検討が、例えば海南病院のこの協力委員会ですか、こういう場所でどのようにされているか、少し詳しく御答弁いただくとありがたいです。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほどもお話をしておりますけれども、平成26年度からは診療報酬のあり方ということについて国の指針も出てきておるわけでございますが、病院、あるいは行政、あるいは開業医、あるいはそれぞれの施設でいかに連携をとって行って、安心した医療を住民の皆様提供していくかということになるのかなというふうに思っております。

いろんな課題につきましては、今、三宮議員のおっしゃるようなことにつきましては、これから運営協力委員会等においても発言をしていきたいというふうに思っております。

運営協力委員会におきましては、今の整備計画がどういう状況で進んでいって、どのような形で診療科目、あるいは地域の災害拠点病院というふうにも位置づけされておりますので、そういったようなことについての内容の精査、そして今後、新しく2次開設が2年半ほどになるわけでございますけれども、今度の会議においては、そういったような進捗状況等が協議する内容になってくるかなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、地域の医療機関の根幹をなす海南病院でございますので、我々としては、関係市町村と一緒にあって、さまざまな住民の要望を申し上げていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 海南病院は、これまで非常に地域に便利に使われてきましたよね。さっきも市長も言われたように、救急指定のところじゃなくて、行けば診てもらえるということもありまして、私も時間外に行ったこともあります、実際に。

ただ、ここへ来て、26年度の診療報酬の改定もありまして、そういう一定の縛りをかけてきますから、一層海南病院が使いづらくなります。現実はこの地域で、例えば60床の回復期リハビリ病床がなくなったというのはすさまじい、もともと不足しているところにそれだけなくなるわけですから、しかも海南病院のソーシャルワーカーを中心にしました支援スタッフというのは非常に誠実な人たちが多くて、朝も、介護保険の関係もありますが、若い人と年寄りだけの世帯では一番生活の中心になっている人の理解を得るといってもありまして、6時前にうちを出て訪ねていくとか、夜遅くまで行くとか、こういうふうにしなから、この地域の医療や介護を支えてきてくださっておる中で、実は割方条件の悪い人たちの医療も支えられてきたんですが、これが、一番頼りにしておった、自身が持つておる病床がなくなったということの中で、さっき言ったようなことが起こってきておりますので、こうした事態を本当に行政も一体になって打開していくということ。

それからもう一つは、本当に国が言っておるような在宅医療なんかとてもできる状態じゃないということについて、一度海南病院のそういう業務に携わっておるスタッフの皆さんからしっかり市長も聞き取りいただいて、早急に対応しないと、もう26年度からそういう方向で診療報酬が改定されていくわけでありまして、本当に重大な事態に直面しておるという認識を持って、この問題に正面から取り組んでいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 海南病院の山本院長は、地域医療については努力を惜しまないというふうにおっしゃっていただいておりますので、いずれにいたしましても、全てこの基幹病院の役割ということはしっかりと担っていただくということで、また協議を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 海南病院がどんなに頑張ると言っても、海南病院ができることと、この医療圏なんかは海南病院でどうにかできるわけじゃない。関係市町村と県の合意がなければできないわけでございますので、本当に今、国が進めようとしているような医療制度体

制に移行するには、医師不足だとか、いろんなことがネックになって、安心して医者にかかることができない状態が目に見えております。したがって、本来、3次救急を中心に海南病院は進めてきたわけでありますが、さっきの相談室のスタッフの皆さんは早くからこういう事態を心配されて、海南病院自身が往診できるスタッフを確保しなきゃならないということとをずっと提言してきていたようでございますので、ぜひ弥富と周辺の医療の現状について正面からひとつ取り上げていただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次は、介護保険制度の改悪を許さず、安心の介護を守ることについてお尋ねいたします。

現在、要支援と要介護1までの市の介護認定を受けている人は半数か、それを超えるほどの割合になっておりますが、今、国は、この人たちの介護サービスの大幅な切り下げを行い、国民と市町村の負担を大幅にふやす方向にかじを切っております。そういう事態が心配されて、昨年12月までに全国の少ないない地方議会、我が弥富市議会もそうではありますが、国に対するこうした制度の改悪をしないことを強く求める意見書を可決し、政府や国会に要請してまいりました。

現在は、介護度ごとに1割の自己負担で在宅サービスが受けられる限度額が定められており、最も低い要支援1が月額、総額で4万9,700円、この1割を負担するというところでございますが、要支援2が10万4,000円、要介護1が16万5,800円で、この限度額を超えた分は全て自己負担となることが介護保険で定められております。

政府は、こうした人々の介護サービスを介護保険サービスから外し、市町村のサービスを利用するよう誘導していく方針です。しかも、その人々に対しては、今後、介護認定をせずに、大幅にサービスの限度額を引き下げようというものです。

2月4日、厚生労働省老健局振興課は、日本共産党の新聞「赤旗」の取材に対して、「要介護認定を受けずに市町村のサービスを使う人は、要介護度が不明のため、これまでの限度額は適用されなくなる。市町村ごとにばらばらにならないよう、国のほうで一定の基準を示す。要支援1以下にする方向で検討している」と説明をしました。具体的な限度額は政省令で定めるとし、介護保険法の改悪法が成立した後、自治体向けの担当者会議を開催する中で示すという考えを明らかにしました。

医療と介護事業によって、認知症などは初期に適切な対応が行われれば悪化を防ぎ、生活を安定させ、医療や介護の費用負担も減らすことができることがこれまでの多くの事例で明らかになっている中で、こうした時代逆行の改悪は高齢者とその家族の尊厳を奪い、さらなる財政破綻への道に踏み込むことにもなりかねません。市長会や町村会と各議長会とも協力して、こうした制度改悪を許さないための取り組みを進められることが今強く求められていると思いますが、こうした制度の、私どもは改悪と言っておりますが、行政は改正と言っておりますが、どう理解をし、どう対応するおつもりでおられるのか、具体的な御答弁をいた

だきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安心な介護ということでございますが、平成27年度から29年度の3年計画で第6期の介護保険事業計画を平成26年度に策定することになっております。国のほうからは、予防給付の改正、従来の改正という形の中で、要支援1、2の要支援認定者に対する訪問介護、あるいは通所介護については、総合事業として市町村のほうで担当しなさいという形のものが言われてきているわけでございます。

今、弥富市といたしましては、要支援1、2の段階で約500名の方が認定をいただいております。介護事業という形の中で、その財源も大きな位置づけがあるわけでございますけれども、これからどうするかということにつきましては、先回も海部の市町村会議で協議がございまして、これから事務方において、この海部地域の中でのいろんな問題について議論をしていこうということになっております。内容であるとか、あるいは基準であるとか、あるいは単価というようなものについて事務局のほうで協議をし、そしてまた市町村会で全体的に会議を開いていくという形の中で進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても他の市町村と連携をとりながら、この要支援1、2の認定に対する制度改正につきまして取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 私、今申し上げましたのは、2月の4日に私どもの新聞「赤旗」の取材に対して、厚生労働省の老健局振興課がはっきりと、要支援だけじゃなくて、介護1もそういう方向にしていくということと、全体の給付については要支援1以下にしていく。しかも、今後、そういう人たちについて言うと、介護認定をせずに介護給付をしていくということややっていくというようなことまで具体的に述べまして、そして、法律で変えるということは決めると思いますが、具体的な中身は政令や省令で決めると。決めた段階で、恐らく都道府県を通じて周知をしていくということで、今、市長がおっしゃったことよりも、かなりまた幅がひどくなって、今言ったように要支援1、2で大体3分の1ぐらいですが、要介護1を加えると半分になるんですね。ここの果たしている役割というのは、さっき申し上げたように、初期に対応することで本当に悪化を防ぐことができるということは、認知症なんかの研究の中で今大きな改善がされてきている、あるいは介護保険事業の非常に大事なところですが、ここを、今の要支援1のレベルに下げていくということをはっきりと公言しておるわけですから、これは相当厚労省部内の検討が進んでおるといふことだと思ふんですね。そういうことが言われておりますが、問題は、予算の場合は、予算がなくなったから打ち切るといふこともできますが、保険給付ですから、お金を払う加入者になることで、国民は保険給付を受ける権利が保障されているにもかかわらず、これを保険給付の対象から外し

て、しかも予算を削って、市町村に丸投げすると。こんなことをされたら、本当に国と国民の信頼関係は根幹からなくなるということで、厚労省内部でもかなり批判が出ておりますし、それから、日本労働総同盟ですか、一番大きい労働組合ですね。ここも、これはもう絶対に承服できんということで意見書を出したり、全国の地方議会でもたくさん意見書を出しておるのは、ここまでひどいというふうには、今市長おっしゃられたように、要支援だけかなというふうな話だったんですが、実際に、つい1カ月ほど前にそういうことをきちんと担当課が外部の取材に対して述べておりますので、ここはしっかり調査をしていただくと同時に、そういう事態にならないように、やっぱり保険に加入した場合は、その条件はきちんと保険で守っていただくということを正面に据えながら、各市町村とも協力をお願いしていきたいと思いますが、改めて市長の御見解をお伺いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

要支援1、2の段階の方が、先ほども言いましたように500名前後お見えになりまして、今、三宮議員がお話になりました要介護1の段階の方が330名ほどお見えになります。まさに1,700名ぐらいの要介護認定をさせていただいておる半数近くがそういったような状況の枠の中にお見えになるわけでございますけれども、私どもは、この要介護認定ということにつきましては、一部事務組合という形で、蟹江町、そして飛島村と一緒にあって、広域事務組合の中で介護認定をさせていただいております。この組合の中でしっかりと協議をさせていただいて、改悪の方向に進まないような形で協議をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それと同時に、介護予防ということにつきましても、やはりしっかりと、これも行政の一端でございますけれども、皆さんとともに考えていかなきゃならないことだろうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 結局国の政省令で、恐らく今言ったようなことが具体化されれば、この期間でそういう人たちはもう対象にしないということになりますので、ますます本当に事態は深刻になっていきますので、ぜひきちんと介護保険の加入者が介護保険の給付として給付を受けられるように、今、市長、改悪というふうにならないようにということなんです。非常に今、外部に対して、しかも私どもの機関紙の記者に対してそういう言明をするということは、腹をくくってなきゃできんことですよ。そういう事態ですので、ひとつ事の重大性を十分御承知いただいて、必要な調査も行き、対応していただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次に、介護保険制度に続きまして、障害者自立支援法が制定され、障害者福祉サービスを

受益として、1割負担が導入されましたが、全国の障がい者団体の皆さんが、障がいの重さを理由とした差別は世界と日本の障がい者の人権を守る法制度の趣旨に反するものとして、厳しい批判を行い、裁判を起こされ、国と障がい者の間で法の定めに沿った制度の運用を行うことで和解が成立をしました。ところが、その後も64歳までの方は、弥富市でもそうでございますが、障害者福祉サービスを受けますが、65歳になると、強制的に介護保険に加入をして、要するに1割負担。障がいの重い人は受益だということで、一層重い負担を強いられるということが行われております。

県内でも、これは障がい者の権利を守る世界や日本の法律にも違反をしているし、さらに国との障がい者団体との和解条項にも反するというので、愛知県知事に対して不服審査の請求を行いました。知事はこれを却下しました。

したがって、この方は、この知事の決定は、障がい者団体と国の和解条件や障がい者の権利を守る、今の日本でもそうでありまして、国際的な枠組みとも相入れないということで、新たに裁判を起こすということで準備をされております。

また、愛知県では、平成20年4月以降に、新たに65歳を過ぎて身体障害者等級の1・2級相当となった方々への県の手当支給を取りやめました。さきに、当時の私の質問に対し、市長は、こうした県の対応には道理がないので改善を求めていきたいと表明され、西尾張や県の市長会の賛同もいただきまして、県に要請していただきましたが、その後も県は一切改善の動きを見せておりません。高齢者や障がい者の皆さんの尊厳を守れる道理ある市長、市民と県民の命と暮らし、人権を守れる草の根の声が通じる市民のための市政を目指す御尽力を求めたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、三宮議員の質問項目は2つあるかなというふうに思っておりますけれども、後段のほうの御質問につきまして、いわゆる65歳以上に新たに障がい者になった場合において、支給の対象外になられたということに対して、私は、第155回の愛知県市長会のほうにおきまして議案として提出させていただきました。そして、県に対して、再度見直しをしていただくように強く要望を求めたわけでございますが、県側の説明といたしましては、先ほど三宮議員もおっしゃったように、介護保険法、あるいは障害者総合支援法の施行の中で、障がい者を取り巻く環境が変化をしているという形になってきております。介護保険制度の中で、介護保険サービスの充実ということになってきていると。高齢者になってから障がい者となられた場合においては要介護認定を受けることができますので、そうした形の中における介護保険給付サービスを受けていただくということ。もう一つは、若いころからの障がいということではなくて、現役世代における資産形成、あるいは厚生年金等の年金があると考えられますので、収入面において、ある程度確保されていると。そういった形

の中で、新たな手当ということについては少し財源的にも厳しいから、対象外とするという
ようなことをございました。

今後も機会あるごとに要望をさせていただきたいというふうに思っておりますが、前段の
問題につきましては、民生部長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いい
たします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、答弁申し上げます。

65歳以上の障がい者の方の介護保険の調整ということと、それから県によります、60歳以
後に新たに障がい者になった方を県の障害給付から締め出すという御質問でございますが、
65歳になりますと、介護保険の1号被保険者となりまして、障がいのある方の介助についま
しては、介護保険制度が優先されることになるのは御承知のとおりだと思います。

ただし、その心身の状況とか、サービス利用を必要とする理由は多様でございます、介
護サービスを一律に優先させ、これによりまして、必要な支援を受けることができるか否か
を一概に判断することは困難でありますので、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応
じて、当該サービスに相当する介護サービスを特定いたしまして、一律に当該介護サービス
を優先的に利用することはしないこととなっております。

要するに障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を聞き取りにより把握しまして、
障がい者の方が必要としています支援内容を介護サービスにより受けることが可能か否かを
適切に判断いたしまして、必要があれば障害福祉サービスの利用もしていただけるというこ
とでございます。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたように、障がい者の団体の方が和解をしたのに、
それを国は守っていないのではないかというお話でございました。介護保険法に基づきます
サービスにかかる利用者負担につきましては、高額介護サービス費や特定入所者サービス費
等によりまして、所得に応じた負担限度額を設けるなど、低所得者への配慮を行っておりま
す。

いずれにいたしましても、国は介護保険優先原則につきましては、障がい者とそれ以外の
方々との公平性や給付に係る財源のあり方を含めまして、総合的、かつ慎重な審議が必要で
あるというふうに言っておりますので、私どもとしては、これを注視していきたいというふ
うに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） この問題は、1つは、県の障害者手当は、65歳以前に障がいになっ
た人と65歳になった人では違うという説明をされているようでありますが、例えば厚生年金
法でもそうでありますし、恐らく職員共済保険も同じことだと思いますが、勤務中に、お勤

めのさなか、加入者の間に一定の障がいになられて、障害年金の給付が受けられる、こういう方につきましては、その時点からずっと御本人が亡くなるまで非課税年金になりますね、障害年金ということですから。したがって、お勤めの途中でそうなられた方は、実はそれで所得はゼロになりますし、障がいの重い方は1級年金制度もあって、125%に加算をされるという仕組みがありますよね。ところが、65歳以上で障がいになった場合については、年金のほうは課税年金ですね。かえって、せっかくそういう保護する制度があるにもかかわらず、それはもう一切目をつぶって、ちゃんと働いてきたんだからという理由なんです、人生70年、80年時代というときに、65歳で障がいになった人は、これはもう年寄りだからしょうがないと。あるいは障がいになった人は自分でなったんだから仕方がないというような対応というのは、やっぱり障害者基本法やそういう精神からいって、私は法の趣旨にもとるものだというふうに考えざるを得ません。

同時に、そういう人たちもそうなんです、みんながみんな、公務員だったり、あるいは大企業の労働者だったりというわけではありません。自営だったり、あるいは中小零細企業で転々と職を変えたりして、基本的に国民年金か、それに毛の生えたような状態の年金受給しかできていない人たちがたくさんおります。これはやっぱり若いときに、ちゃんとまともだったから、その人の生活が保障されておるなんて言い分というのは全く成り立たないと思うんです。ましてや国民年金加入の方に至っては、満額掛金を続けても、通常40年かけて6万6,000円ほどですから、そこから介護保険料が引かれ、いろんなものが引かれていくわけありますから、とてもそんなことが言えるような国民の暮らしの状態じゃないと思うんです。

通常、ヨーロッパなどの先進国は、トヨタ自動車にしたって、向こうで工場をつくったときには年金保険料や医療保険料は労働者の2倍負担するというのがヨーロッパの大原則になっていることから、みんな年金暮らしになるのを楽しみにしている。

日本は、とてもそんな状態じゃなくて、どんどん切り下げていく。しかも、もう一方で、私たちが世に出た時代、要するに社会に出た当時は、確かに世の中は貧しかったけれども、ちゃんと働いて、その時代にふさわしい形で結婚して、子供を育てることができるだけの、社会の発展の度合いに応じてというんですか、成長の度合いに応じて、そういう収入が保障されました。

さらに、日本の経済を支える中小企業に対しても、非常に元気になる施策がとられてきました。その当時、大企業がもうけをため込む割合というのはせいぜい五、六%だったわけですが、今日ではもうけ全体の4分の1ぐらいため込んでいくとか、そして非正規雇用なんかを蔓延させる。さらに株の配当やそういうものについて言いますと、本当に税金が安い仕組み、大企業や大資産家には税金が安い仕組みをつくって、財政危機をつくり出す。

こんな状態の中で、国民の暮らしにこんな形で目を向けるやり方というのはとても許せないと思いますが、今、市長は機会あるたびに県のほうにも要請していくとおっしゃられました。もう一つ、今、部長のほうからお答えがあった、介護保険だけじゃないよという話ね、障がい者の方。それは、枠を広げるということであって、1割負担をなくするという事じゃないんですよ。うんと所得の低い人についてはある程度の対応はするけれども、枠を広げるということである。

障がい者の人たちが一番問題にしたのは、障がい者のサービスは受益だと。したがって、障がいの重い人ほどたくさん負担をするのは当たり前だということは、バリアフリーをうたって、障がいがあることで一切社会的差別を受けないという、世界中の障がい者施策の一番根幹をゆがめることをして、これだけは絶対許せんといって裁判を起こしたわけですね。そして、国民世論に押されて、国もそれを認めて合意したわけでありますから、全く成り立たない理屈で住民の要求を抑え込むというようなことについては、ぜひもっと道理のある、市長は常々言われますね。市民のために役立つ役所、国民のために役立つ政治を目指して御尽力いただきたいことを要望いたしますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

65歳以上になられて、初めて大きな障がいを持たれる方に対して、県の見解は先ほど申し上げたとおりでございます。弥富市にもたくさんお見えになります。私どもといたしましては、まだ交付団体というような状況でございますので、国とか県の基準というのは、一つの基準として、我々としては参考にしていかなきゃならないわけでございますけれども、たくさんお見えになる方に対して、どうして市として手を差し伸べられるかということにつきましては、またしっかりと私ども行政の中においても協議をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔「質問は終わらせていただきます」と5番議員の声あり〕

議長（佐藤高君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実でございます。

通告に従いまして、大きく分けて2件質問いたします。

鍋田港のしゅんせつと4号樋門電源確保について、2点目、弥富市総合計画・後期基本計画の中のスポーツ振興についてお尋ねをいたします。

この弥富地域は、降った雨はもちろん、家庭で使用された水の一滴たりとも排水機による排水にしか頼ることができません。その中で、広域下水につないでみえる方のみは家庭排水は直接海に出ます。それ以外のところでは、けさ、皆さんが顔を洗った水も、ゆうべ入ったお風呂も皆排水のおかげで海に流せると。そのような地域ということを踏まえて、質問をいたします。

まず、1番として、鍋田港のしゅんせつの必要性についてお尋ねをいたします。

鍋田南部排水機場の完成は、今年度の梅雨どきや台風シーズンには間に合うよう進捗しております。3月末の完成とお聞きしております。

また、同時進行で進められています内水面護岸工事も行われていますが、水路のしゅんせつがまだ私が見に行きました2月16日の時点では手つかずでございました。排水機の完成と同時に完了するようお願いしておりましたが、まだ手がついておりませんでした。

まずお尋ねをいたします。完成間近の排水機と、現在稼働している排水機との能力の差があるのか、またないのか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、小坂井議員の御質問に答弁をさせていただきます。

最初に、排水機場の完成と同時期にしゅんせつが完了するかという御質問だったと思いますが、内水面側におきましては、鍋田導水路のしゅんせつにつきまして、県営湛水防除事業で鍋田2期地区として鍋田南部排水機場の更新を行っております。排水機場の通水量を確保するために行われている状況でございます。

しゅんせつにつきましては、当該事業の完了であります平成27年度には完了するというふうに聞いております。

また、排水機場の起動式は平成26年3月22日でございますが、場内整備等も含めました排水機場全体が完了する時期とほぼ同時期になるというふうに聞いております。

また、次の質問でございますが、新の排水機と旧の排水機の排水能力の差という御質問でございますが、更新後の排水機場の能力でございますが、これは、本年度11月まで稼働しておりました旧の排水機場と同じ毎秒11立米の排水能力となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） その中で、排水機が完成し、水路がしゅんせつされるのが27年と伺いましたが、この排水機場は、排水口が港の港内に排水をされております。少し変わった構造というか、システムになっておりますが、例えば孫宝排水機ですと日光川へ排出する

と。ところが、狭い港の中へ排出をしておりますので、水はある程度出てきますが、排出された土砂及びヘドロが港の中にたまってしまっております。これによって排水機的能力もかなり落ちるのではないかとと思いますが、海に出る樋門は東の角、そして排水機の口は西に近い東向きということで、真っすぐに排出がされていない。したがって、中の水が港の中をぐるぐると回って、渦を巻いて、その後、やっと海へ出ていくと。そのうちに排出されましたヘドロや土砂が堆積をするというようなことが考えられます。

水門は3.6メートルの樋門が2基あります。平成21年3月、この樋門は県の事業で改修され、24年7月、港の利用者により水門前後の底ざらえが実施され、水深も深くなりました。県のほうでは水門の改修のみで、ついておったカキ殻とか、周りの土砂は取っていただけなかったということで、港を利用している方々が自費で180万円をかけて、船の出入りには支障ないように掘り下げたと。それによって排水口、樋門のところは深くなったんですが、それ以後も港は浅くなる一方で、土砂の堆積が見られます。大潮の干潮には真ん中に島ができるような状態になっているとお聞きしております。

水路のしゅんせつと同時に、排水口である港のしゅんせつが必要ではないのか。排水能力を生かすためにも、また鍋田港の機能維持のためにも、港のしゅんせつは切り離せないのではないかとと思いますが、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁をさせていただきます。

鍋田港の機能維持のためのしゅんせつでございますが、外水面側でございます鍋田港と呼ばれる船だまりがございまして、正式名称ではなくて、名古屋港の港湾区域内にありまして、水面を管理しております名古屋港管理組合では弥富・鍋田ふ頭と呼ばれております。

港の扱いとなっていないことから、船舶の係留行為については、現在のところ、係留業者と名古屋港管理組合との調整が行われております。弥富市といたしましても、これを注視している状況でございまして、またヘドロの堆積につきましては、遊船組合からも陳情をいただいております。弥富市としても把握しておるところでございます。

その除去につきましては、平成24年度の名古屋港プレジャーボート対策協議会におきまして、本市より議題として提案をさせていただきました。名古屋港管理組合からは、土捨て場の確保や港湾機能のない区域への投資に対する費用対効果等から、対応困難であるという回答もいただいております。これは、弥富市だけじゃなくて、東海市、知多市においても同様というふうに聞いております。しかし、今後も引き続き要望をしていきたいというふうに考えております。

また、排水機能の完成にもしゅんせつが必要不可欠ということでございますが、県のほうにも確認をさせていただきます。排水されます鍋田1号樋門から鍋田4号樋門の間につき

ましては十分な排水断面が確保されておるということで、排水上の支障はないという回答をいただいております。

なお、こういったことも当然あるかとは思いますが、管理者であります名古屋港管理組合のほうに引き続き要望をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 先ほども申しましたが、特殊な排水機場の排水口になっておるといいます。直接海へ排水機から排出すれば、何ら問題はないんですが、港の中へ水を出すと。あとは、自然排水で海に出るといふことでもありますので、満潮のとき、あるいは干潮のときには、内水面の断面はもちろん満潮になればありますが、干潮のときに本当にその断面があるのかというのはちょっと不信を持ちます。

と申しますのも、あれだけヘドロがたまってくると、断面があって、水がスムーズに流れれば、ほかのところにごみがたまるということは考えられないことでありまして、構造上の問題ももちろん考えられると思います。重ねて申し上げますが、しゅんせつは私はどうしても必要ではないかと思いますが、御答弁をよろしくお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

鍋田2期の新しい排水機という形で、3月22日に竣工するということに対しては大変うれしく思っておるわけでございます。いろんなことが、今、気象条件を含めて心配されるときでございますので、一刻も早く起工式を望んでおったわけでございます。そのためには、内水面のヘドロの管理と、おっしゃるように鍋田港の外面对してのヘドロの管理が必要になってくるということでございます。

いずれにいたしましても、今のこの排水機における水路設定につきましては支障がないということでございます。私も現場を見ておりますけれども、多くのプレジャーボートが亀の甲羅のような状況で、出入りが大変厳しいということでもあります。

また、改めて海部県民センター、この排水機を管理するところでございますけれども、建設課長と協議することになっておりますので、またこの辺のことにつきましては強く要望していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 内水面排水機には除じん機というものがあります。大きなごみなどは除じん機によって食いとめられたり、回収がされておりますが、土砂やヘドロも一部のごみでございますので、弥富市にも一部の責任があるのではないかと。また、県にも働きかけて、鍋田南部排水機場完成の暁には、中のしゅんせつと同時に、港のしゅんせつをお願いし

て、この質問は終わります。

次に2番目の、今の関連でございますが、鍋田港の4号樋門の電源についてお尋ねをいたします。

この樋門は、ただいまの質問でも触れましたが、港内から海へ出る樋門であります。台風時には樋門は閉じられます。また、津波、3年前の東日本大震災のときも津波警報が出まして、閉じられたと聞いております。そのたびに大きな発電機を積んで、どなたかが駆けつけて、樋門の開閉をしているようでございます。

高さが4メートル掛ける7.2メートル、真ん中に仕切りがありますので、3.6メートルの幅で、高さが4メートルのものが2門あるということでございます。これが2段式になっておりまして、上段が4.8トン、下段が6.53トン、1分間に0.3メートルのスピードで上下ができるということになっておりますが、市では、誰がどこの要請で、どの段階で、またどなたが現地に来て実施をしておるのか。また、閉め切るのに何分かかかるのか、上げるのに何分かかかるのか、わかっておったら教えていただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 4号樋門の開閉はどこの要請で、どの段階でどこから来て、どれくらいの時間がかかるかという御質問でございますが、鍋田4号樋門につきましては、海岸管理者であります愛知県が定めます鍋田4号樋門操作規則及び細則によりまして、その運用が定められております。

これによりまして、樋門は常時あけてありまして、全県、または尾張西部に高潮警報が発表されたとき、あるいは伊勢・三河湾の大津波の津波警報が発表されましたときに、鍋田南部及び鍋田第2排水機場を管理しております鍋田土地改良区の確認を得て、愛知県海部農林水産事務所の職員によりまして閉じる操作を行うこととなっております。また、弥富市、または鍋田土地改良区から要請があったときも閉じる操作を行うこととなっております。

この樋門につきましては、鍋田海岸堤防の防護をしております範囲を、高潮・津波による浸水被害を防止することを目的といたしまして昭和54年に設置されております。名古屋港内の埋立地に囲まれていることもありまして、通常の台風程度では閉じる操作は行われないうふう聞いております。

試運転以外の実績といたしましては、先ほど議員からの御質問の中にもありましたが、平成22年2月28日の南米チリ地震と平成23年3月11日の東日本大震災の2回、いずれも津波対応ということで操作を行っております。

緊急時におきましては、閉じる操作につきましては、電気を、発電機でございますが、使用せずに扉の自重降下、いわゆるおもりで下げるということで閉じる操作をしたほうが早いということで、1分以内に全扉が閉められるというふう聞いております。

先ほどの自重降下ということ、先ほど議員からも御質問がございましたが、電気を使うよりこのほうが早いということで、現在もこのような対応をさせていただいておるといこと
でございますので、あわせて報告させていただきます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 上げるときには電気で上げるわけですが、おろすとき、電気は使
わなくてもいいというお話でございましたが、発電機を持って水門に駆けつけられるとい
ことを伺っております。ということは、一旦少し持ち上げておいてロックを外すとか、その
ような操作が必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 先ほど御説明不足で申しわけございませんが、今の自重降下にお
きましては、扉のロックを解除して、自動的に落とすということでございますので、よろし
くお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 私が伺っておりますところによりますと、おろすときも発電機を
持って港へ見えるということをお伺いしておりますので、そのロックを外すのは、大きなハンマ
ーでたたいて外せばおきるものなのか、一旦電気を入れて、少し持ち上げておいてロックを
外すのか、そこら辺のところはちょっとわかりませんが、わかっておりましたら。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） ロックにつきましては、電気を使わずに人力で外すというふう
にお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 私の聞いておる範囲では、電源車で見えますよということをお伺
いしたので、そこらのところまでは私も認識しておりませんでしたので、自重で下
がると。

何でこういうことを申しますかというのは、南海トラフの地震が起きたと。じゃあ、誰が
あそこの水門をおろしに行くんだということを考えまして、ただただ行って、ロックを外し
て、その後で逃げてくればいいんだということならば心配はございませんが、どっちにし
ましても、表の堤防よりも港の囲みは1メートル以上低いです。したがって、水門から水が堤
防は越さなくても、中の排水機のところとか、ほかのところは一段低くなっておりますので、
中の水が津波によってあふれるということは十分考えられますので、もしそのようなこと
が起きたときには誰かが必ず水門を閉めていただくことを要望して、次に移ります。

では、2点目の、弥富市総合計画後期基本計画の中にスポーツの振興ということで記述が
ございましたので、その部分について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

スポーツは、人生をより豊かで充実したものにするとともに、心身の健全な発達に必要不可欠であります。人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義を持ちます。国では、スポーツを取り巻く環境が大きく変化する中、スポーツ基本法を制定し、スポーツ立国の実現に向けた実施を国家戦略として、総合的かつ計画的に推進することとしていますという記述がございます。

先日行われましたソチの冬季オリンピック、また今行われておりますパラリンピックにおきましても、小さいころ、先輩の姿を見て、自分も頑張ってみようという志を立てたというお話を伺いました。

また東京オリンピックも決まっておりますし、このことについてお伺いをいたします。

全ての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、総合的な指針づくりのもと、スポーツ活動の場と機会の充実に努めるとあります。その中で、主要施策として、スポーツ施設の整備充実・有効活用として、また新たなスポーツ活動の拠点として総合運動公園の整備について検討を進め、その実現化を図りますと記述がございます。

毎年10月に開催されます市民体育大会では、コミュニティ対抗もあり、大変盛り上がりませんが、駐車場に入り切らず、周辺の道路にまで車があふれ、周辺住民の皆様に迷惑をかけているのではないのでしょうか。

後期基本計画に示されています総合運動公園の整備、ぜひ本格的に検討をいただきたいと思い、質問をいたします。

総合運動公園ならば400メートルトラックを備え、傾斜のある観覧席で、市民体育大会のみならず、各種大会、競技会等を誘致もできるのではないかと思います。それによって多くの方に弥富に来ていただき、弥富市の認識を高め、今後の弥富市政のグレードアップに寄与できる施策であるべきと思います。

総合運動公園としては、グラウンドのみならず、サッカー場、野球場、ラグビー場、テニスコート、バレーコート、バスケットコート、まだまだ数え上げれば切りがないかも知れませんが、せめて野球場はなくてはならない必要なものであり、できるならば春の選抜、夏の甲子園愛知県予選ができる、そんな球場が望まれる今ではないのでしょうか。津島球場は使われなくなりました。今は半田球場、熱田球場が認められた球場と聞いております。

弥富市の今後10年、20年先を読み、愛知県西部に弥富市ありの存在を示すべく、施策を考えていただきたいと思います。市長の考えをお伺いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員のスポーツの振興について御答弁申し上げます。

私ども、本市では、体育協会、あるいはスポーツ推進協議会、あるいは委員会と連携をと

りながら、各種のスポーツ施設の整備、あるいは充実を図って、市民の皆様方の健康の維持増進、また市民皆様方の交流ということも図りながら、スポーツの推進・普及に努めておるところでございます。

後期計画の大きなテーマとして、私としても健康ということについてはキーワードとして持っているわけですが、こうした中で、総合計画の審議会のメンバーから、前期計画と同様に、新たなスポーツ活動の拠点として総合運動公園の整備について検討を進めるべきだという形で委員のほうからお話をいただき、後期計画の位置づけをしたところでございます。

小坂井議員の御意見には共鳴するものでございますが、多目的に活用する総合競技場とか、大規模な施設になると思います。あるいはスタジアム形式の野球場ということについては、弥富市という形の中では考えているところではございません。一つのあり方として検討をしていきたいというのは、御承知のように平成26年度で、前ヶ平にございます農業普及センターが、これは県の施設でございますけれども、閉じられることとなります。あそこの広大な敷地をどのように利用させていただくかということについては県議のほうとも協議をしているところでございます。海部津島で一体的に利用するような総合的な施設ができないかということもお話をさせていただいているところでございます。

今、私ども弥富市が考えておりますスポーツ施設においては、健康という切り口で、少子・高齢化がますます進んでくるわけでございます。シルバーの方により楽しんでいただけるようなグラウンドゴルフ場、まだまだ弥富の面展開が少ないわけでございますので、そういったような面展開、グラウンドゴルフ場の施設であるとか、あるいは今、青少年の間では盛んにサッカーという競技がされておるわけでございますけれども、公式的な競技が行われるようなサッカーのフィールド、そして家族の皆さんが一緒になって芝生の上で楽しんでいただける、あるいは芝生のフィールドを利用したさまざまなスポーツ、そういったようなスポーツを集合的にしていってどうだろうというふうに思っております。

これは、現在のスポーツの施設、例えばテニス場であるとか、あるいは野球場であるとか、そういったものを組み合わせて総合的に展開をしていくというような位置づけで考えていきたいというふうに思っておるわけでございます。

平成26年度、しっかりと職員の間で基本構想を立てていきたいというふうに思っております。また、基本構想ができましたら、議員の皆様にもお示しをしていきたいというふうに考えております。今の段階では、平成26年度にしっかりと基本構想を立てるという状況でございますので、そういう意味合いにおいて、総合運動公園という形で御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 今、市長に伺い、初めて聞くお話でございますが、農業普及所、確かに愛知県下にたくさんありましたが、統合統合ということで減ってまいりました。広い敷地でございますので、有効的に利用できるようにぜひ県のほうにかけ合っていただきたいと思えます。

蟹江町の場合ですと、蟹江高校の跡の敷地を県のほうから譲り受けたということを知っております。あそこにも町としてのいろんな施設をつくるという話を聞いております。ぜひ弥富市もそのような広大な土地を有効に利用できるように、ぜひみんなで考えて、立派なものをつくっていただくことを要望いたします。

そして、弥富市の中には市の土地がありますが、例えばゲートボールはどうしても今衰退の一途でございます、これからはグラウンドゴルフと。グラウンドゴルフとなると、やはり広い敷地というか、場所が広ければ広いほど楽しくやれると。今の弥富市総合福祉センターの東側にありますグラウンドゴルフ場は、きょうは大会でもあるのではないかなと思うくらい大勢の方が参加して楽しんでいらっしゃる。これは本当にいいことだと思っております。

市のほうでも市の保有しておる土地があると思えますので、ゲートボールはもうなくなってきたし、やってみえる方も少なくなってまいりました。これからはグラウンドゴルフをひとつ弥富のほうでも力を入れて普及していただきたいと思えますが、今の福祉センターの東側以外にどこか市は考えを持っていらっしゃるでしょうか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、小坂井さんのほうから、グラウンドゴルフ場の面整備という形でお話を伺うわけでございますけれども、先ほども言いましたように、シルバー層の皆さん方に相互に楽しんでいただきたいという面を充実させていきたいなというふうに思っております。その具体的な場所といたしましては、今、日の出小学校の東側に空きスペースがあるわけでございます。これは、今、白鳥保育所の残土ということも含めて土の置き場になっておるわけでございますが、候補地としては、あそこにもグラウンドゴルフ場を設置していったらどうかということを経験的な考え方としては持っております。

そしてまた、今、十四山のほうの場所におきましても検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 余り田んぼの中でもないけませんし、そう若い人がやるばかりでもございませぬので、近くの年寄りでも気軽に参加できるような、住居の近くに大きくつくるのはもちろんそれはよろしいんですが、各所にぜひ市の土地がございましたら、それを提供していただき、そのような施設をつくっていただくことをお願いしたいんですが、まず今市長が言われたのは2カ所ということでございますが、きっとほかにも候補地があると思いま

す。ぜひそれを探していただきまして、私も含めて、年のいった方でもスポーツに親しむという機会をぜひ与えていただきたいと思います。まずはグラウンドゴルフ場をよろしく願いいいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（佐藤高君） 暫時休憩とします。再開は12時45分とします。

~~~~~

午前11時45分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

一番初めに、各団体に補助金が出ています。例えば福寿会とか、女性の方とか、大きな会の中で、実際には会員になっておっても、中にはなかなか出席をしないという方があってないかなあと思うので、この辺のところのチェックというのはされてますか。

議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、御答弁申し上げます。

私も民生部関係につきましては、福寿会でございますので、福寿会について答弁させていただきます。

福寿会でございますが、平成25年の4月1日現在で会員が4,798名でございます。全体で72団体でございます。

その中で、議員の御質問の行事とか活動に参加していない会員の方は見えませんかという御質問でございますが、この福寿会の活動に対しまして、毎年度その事業についての実績報告をいただいております。加入してみえる方が年間を通じて全く福寿会の事業に参加していない方が存在しているかどうかということにつきまして、人数までは把握しておりませんが、高齢の方ですので、当然ちょっと体調が悪いとか、そういうこともあると思いますので、多分事業をそういったことで欠席の方もお見えだというふうには思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、大原議員の女性の会の関係で御答弁させていただきます。

女性の方につきましては、現在6団体で、会員数は554名でございます。基本的には各団体の均等割と人数割で積算をしております。補助金の算定につきましては、先ほど民生部長

も申しましたように、行事の出欠席とは別に、会員である以上、会費の納入もあると思われるので、先ほど申しました人数割を加味して算定しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、72団体と女性は6団体ということであるけれども、市長も、毎年5月に福寿会の総会があったときね、ああいうときなんかはやっぱり写真を撮ったりなんかされたり、地域によっては私どもも参加するんですけども、写真を撮ったりすれば、かなりの方が出てみえるか出てみえんかということもわかるわけね。こういうのを含めて、市がいろんなパンフレットを配ったり、いろんなことをやって、参加をしていただくことによって、パブリックコメント、こういうのができたりするわけですけども、全く会員の中でも、会費を払ってみえるか払ってみえんかわからんけど、ただ名義貸しのようなことでやっているようなことでは、市が、先ほど言ったように、防災にしても、安全対策にしても、私も含めてだけ高齢者自体がもっと参加するようにしないと、やっぱり孤立してしまうということが出てくるので、そういうチェックを今後していただけるようお願いをしておくということで、参加される方も、写真を撮ったりなんかすれば、何人ということが大体出てきます。こういうのを含めてチェックをしていただくということで、この件についてはこれで終わります。

それから2点目ですけども、市税で回覧板とかいろんなものを各団体、住宅に回覧されるんですけども、1世帯600円の予算がついておるわけですけども、これについても、実際に最終的に回覧板を回した方が600円を本当に受け取っておるのか、受け取っておらんのかなということをチェックはされておるのか、されておらないのか、ここを聞きます。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 私ども市役所といたしましては、区長補助員の方に均等割分として5万円、世帯割分として、市の住民基本台帳の登録者数から1世帯500円として計算した額を報償費として区長補助員様にお支払いしております。

それで、区によっては区長補助員様が各世帯に配らずに、組長さんが配ってみえるというようなことでお尋ねされていると思いますが、そういったことについて、区長補助員様にお支払いした報償費がその後どういふふうになっておるかということについては調査したことはございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そこまでチェックはしてないということでもいいんですけど、平島を中心として大きなマンション、貸しマンションや賃貸マンション、それからアパートなんかがあります。そういう住宅を建ててみえる方は、ほとんど土地運用とか資産運用ということでやってみえるわけね。そういうことで、経営者とか、地主さんとか、本人が配ってみえる

ところもあるわけね。こういうことになってくると、中には、先ほど言ったように高齢者であるから、なかなか団地の中とか、マンションの中には配り切れんわけね。そうすると、どうしても回覧板がおくれてしまう。もうこれ大分前に発行したやつじゃないかということもあるので、そういうことのチェックをしていただきたいということと、中には区費を払っていないところもようけあります。特に、私が調べてきたら弥生学区のほうにあります。こういうところなんかは、区費は払わないと。回覧板は要らんよという話もよく聞く。そうなってくると、実際に1世帯500円だったら、その500円が、いわゆるカウント方式で地域へ渡っちゃって、結局配ってない数もカウントされちゃうというふうになってくると、こういう問題が出てくるんじゃないかなと思うけど、この辺のところはどう思う。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 区長補助員様の職務につきましては、弥富市区長及び区長補助員設置規則で定めておりますが、市が依頼する回覧文書、広報等の配布に関することを定めております。しかし、それだけではなくて、区長の職務の補助に関することと、市との事務連絡に関すること、こういうことも決めてございます。したがって、市民の方の町内会の加入状況や、市が依頼する回覧文書、広報等の配布状況の有無にかかわらず、世帯割分として、市の住民基本台帳登録者数から1世帯500円として計算した報償費をお支払いしているところでございます。

市といたしましては、現在のところ、今の考え方が好ましいと考えておりますので、現状の方法を続けていきたいと考えてはおりますが、今後、他の自治体がどういうふうになっておるかというような状況も調査・研究してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 先ほど言ったように、最終的に区費は、例えば平島なんかだと、そこの中の区費を集めたので、班長さん、組長さんというのは払うわけね。市からの予算の場合は、本当に市が世帯数の中に最終的に配っていただいた、この方に当たるようにしないと、中にはそのマンション、アパートの中で役員を選んで、そこで配りなさいということもあるので、こういうことのないように、私どももそういう苦情も出てくるので、こういうのもやっぱりチェックをしていただいて、どこまでが市の予算のお金でこういう世帯数をするのか、それから、区費でどこまでをするのかということに分けてやっていただかないと、何のために私はアパートに入っておって、なぜ私が配らんならんと。順番に回ってくるのを配らんならん。何でわしが配らんならんということも出てくるので、地域のコミュニケーションを持つためにも、苦情のないように守っていただきたいなあというふうに思っています。

さっき総務部長が言ったように、これからチェックしていただくということであれば、そ

れで結構です。

それからもう1件は、大型車が、平島なんかは区画整理をやっていただきました。これ、平成3年に東をやって、中が8年というふうで昨年終わりました。これが今、155号線の新バイパス、これが国道1号線から南のほうへ来て、日光線、平和通から十四山のほうに抜ける道路について、かなり大型車や、それからコンテナ、こういうのがようけ通って、この間も副市長にも中学校の卒業式のときに言いましたけれども、私のところ、穂波線から日の出橋に来るところ、南に来るところ、ここに20メートルぐらいのスリップの跡があったよというので、副市長も多分帰りに見ていただけたらと思います。そのくらい、大型車がスリップを20メートルぐらいしておいたら、あの信号があって、本当にとまったでいいけれども、とまらなきゃ、本当に大事故だと思う。

それと、日光線には桜の保育所もあり、すぐ横には日の出保育所、また小学校へ通う方もようけ見えるので、やっぱり規制というのがある程度できないものかなというふうに思うんですけれども、時間帯ね。全く全部とめよとは言いませんけれども、ある一定の時間だけをできないもんかなあというふうに思っていますけれども、これは市長が道路管理者だから、市長が答えてください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答え申し上げます。

西部臨海工業地帯の取り扱い量として、私ども弥富市の中ではコンテナの取り扱い量が年間100万TEUという形で、20フィート換算にいたしますと100万個、今現在取り扱いをしているという状況でございます。物流という中でさまざまな道路を伝って、日本全国というところちょっと大げさかもしれませんが、中部地方を中心として流れておるわけでございます。

そうした形の中において、道路の整備網ということについて、まだまだおくれているということを反省するわけでございます。一つは、都市計画道路という形のものがまだきちっとできてない。あるいは名古屋西港線ということも踏まえて、整備されていないということに大きな原因があるかというふうに思っております。

そしてまた、現実的には、六条の交差点から観音寺さんの交差点に至るところが非常にトレーラーが多くなってきているということについて、六条の交差点で右折して1号線に入っただけであればいいわけでございますけれども、それを真っすぐ西のほうへ進まれるという状況が続いております。蟹江警察とお話をさせていただきまして、一応看板だけはつけさせていただきました。大型トレーラーはここで右折してくださいと。直進しないでくださいということをお願いしておるわけでございます。

そしてまた、つい先日も蟹江警察のほうへお伺いいたしまして、今、大原議員がおっしゃ

るように、ぜひ時間帯で規制をいただきたいということをお願いしているところでございます。これはまた、新しく4月から平島の自治会の役員さんもかわるというふうに思っておりますので、新しい区長さんであるとか、自治会の役員さんと一緒になって、時間規制に対する要望書を届けていきたいというふうに思っております。

私たち市がやらなきゃならない道路の整備と、それから現状の改正というか、そういった形に対する取り組みをしていかなきゃならないなあとというふうに思っておりますので、また大原議員のお力添えもいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長が言われたので、地域としては安心できますし、また4月から、今、園児である方が1年生になって、交通ルールもちょっとわからん人も出てくると思うし、できたら早いところそういう規制をしていただいて、時間帯だけでも、かなりの勢いで走っておるということは、市長も日光線を通ってみるのでよくわかると思いますので、そういうのを含めて蟹江警察と協議をしていただいて、きのう子ども会もありましたので、こうやって市側に一般質問もさせていただくと。市長の考え方をまた聞かせていただくということを書いてきましたので、またよろしくお願いを申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に三浦義光議員、お願いします。

8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回は2点質問させていただきます。

それでは、まず1点目、昨年の6月議会に認知症について質問させていただきましたが、今回は高齢者支援について、せんだって議会に紹介されました第1次弥富市総合計画後期基本計画を見ながら質問をしていきたいと思っております。

後期基本計画にも記してあるように、団塊の世代が高齢期に入るところには超高齢社会が到来すると予想されております。総人口に占める65歳以上の人の割合を高齢化率といい、高齢化率が7%で高齢化社会、高齢化率が14%で高齢社会、高齢化率が20%で超高齢社会と呼ばれています。全国的な高齢化率の予想としては、2015年に約26%、4人に1人が高齢者になり、2050年には35%、3人に1人が高齢者になってしまうと予想されております。

弥富市としては、後期5年間の最終年度、平成30年にはどれぐらいの推移を予想しておりますか。平成21年に作成されております弥富市総合計画に記されてはおりますが、後期基本計画にはその記述はありませんでした。改めてお聞きをしたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 答弁申し上げます。

65歳以上の高齢化率の将来的な弥富市の推移ということでございますが、昨年、平成25年

の7月に65歳以上の高齢者数は1万人を超えておりまして、高齢化率は22.6%というふうになっております。

第1次弥富市の総合計画の後期計画では平成30年の高齢化率を示しておりませんが、先ほど議員がおっしゃいました第1次弥富市総合計画の中で、老年人口とっておりますが、これが平成30年では1万2,090人で、高齢化率は26.3%というふうに記載してございまして、これから将来的にどういうふうになっていくかと申し上げますと、推測ですが、この26.3%に限りなく近い数値になるということで、25%を超えるというようなことを推測しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 全国推計にたがわず、弥富市も高い推移を示すと思われま。2050年の全国予想、高齢化率35%を当てはめますと、人口が現在の約4万4,000人のままであるということで予想ますと、1万5,000人以上の方が高齢者になっていってまいます。

これを踏まえて、次の質問に移りま。

年を重ねることによって、日常で当たり前できていたことができなくなっていくま。歩く力が衰え、トイレに行けなくなったり、お風呂に入ることができなくなったり、買い物や御飯を自分でつくることができなくなったり、記憶力や判断力が衰え、生活に支障が出てま。多くの人は、なれ親しんだ家で家族のもとで老いたときも過ごしたいと願いま。しかし、独居や高齢者世帯の方もたくさん見えます。子供や孫の皆さんは仕事や学校で日中家にいない家族が多いま。そうしたとき、高齢者御本人とその家族をサポートするのが介護保険ま。

2000年に、ドイツの介護保険制度を参考に日本に導入され、40歳以上の方の保険料と税収を財源に成り立っています。原則65歳以上で介護が必要な方がサービスを受けることができ、主に在宅サービスと施設サービスの2本の大きな柱があります。

これからの日本は、世界のどの国も経験したことがない超高齢社会に物すごいスピードでなっていくま。しかしながら、日本の介護の歴史はまだまだ浅いま、より専門的に、より科学的に進化してま。介護は、少しでも自分の力で生活できるように改善、維持に向けてサポートし、介護機器も進化して、高齢者には快適に、介護者には負担を少なくしていかなければなりません。こうした家庭の元気をサポートしていく役割の介護が今、人材が不足しているのではないましょうか。これからもっともっと必要になっていくというとき、もう既に足りないと思いま。介護が成り立っていないということは、家庭の健康が維持されません。介護は、これからの日本の屋台骨であると言っても過言ではございせん。

しかしながら、昨今、若い世代の人たちの介護職離れということがささやかれてま。仕事として選択しない理由としては、きつそう、しんどそう、汚そうなどが上げられます。

どんな仕事も楽にできる仕事なんてございません。介護の仕事も決して楽な仕事ではありませんが、若い世代の皆さんが全て楽な仕事を望んでいるかといえば、そうではないと思います。やりがい、生きがいを介護の仕事に上げる人たちも大勢いるのではないのでしょうか。

平成23年に策定された第5期介護保険事業計画、高齢者福祉計画を通じ、社会福祉協議会、並びに地域包括センターなどと連携をしていただいて、この問題にどのように対処しておりますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、お答えします。

人材育成の件でございますが、第5期の介護保険事業計画の最終年がこの平成26年でございます。要介護認定者の予測を1,594人と予測をしております。第4期事業計画の最終年が平成23年、これは実績で1,437人となっております。要介護の認定者の伸びは10.9%となっております。

こういったことで、要介護認定者数の増加に対応していかなくてはならないというふうに考えておりますが、介護する人の人材の育成は必要不可欠であろうというふうに思っております。

そういった中で、NPO法人などが行います介護従事者の養成研修の周知、啓発を行って、人材育成に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 確かに、現在、NPO法人などが介護職員初任者研修の資格取得に御尽力いただいております。市側も、第1次弥富市総合計画後期基本計画の中にも示してございますように、高齢者支援推進体制の充実を積極的に図っていただきたいと思います。

そして、三宮議員の質問の中にもございましたが、国の制度改正を踏まえて、来年度以降に策定されるであろう第6期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に反映していただきたいと思います。

次に、こちらも、やはり昨年の6月議会で質問させていただきました認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランの中での地域での日常生活、家族の支援の強化、この項目に認知症カフェが記されておりました。

認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職の方など、誰もが参加でき、集う場なのですが、最近このような場がふえつつあるとのことでした。

閉じこもりがちな本人と家族が楽しいときを過ごし、社会とつながる場という願いで運営されております。

東海市の名鉄太田川駅高架下にある市観光物産プラザ、その喫茶スペースで、認知症の人と家族の会愛知県支部が昨年9月から毎週土日の午前10時半から午後3時にケアラズカフェ

エ日向家が開かれております。会の世話人が認知症の人の話し相手になり、介護する家族の方たちの相談に乗ります。スタッフは認知症に詳しく、家族も本人も一般的な喫茶店より安心ができ、利用者同士でも歓談の輪ができます。介護相談専用ブースもあり、介護する人にリラックスしてもらうための無料イベント、介護で凝った体をほぐす簡単なマッサージ法の講座、介護する人たちがミニコンサートを開いたりしているそうです。将来には土日だけではなく、常設化し、相談も面談も毎日できるようにしたいという意欲的なことをございました。

このほかでも、広域ではございますが、福井県福井市の認知症医療の専門病院県立すこやかシルバー病院では、認知症に詳しい看護師や精神保健福祉士の方がいて、話し相手になり、手芸や囲碁なども楽しめて、会話が弾むカフェが開かれております。

同じく福井県鯖江市、富山県富山市にも、昨年、相次いで認知症カフェが開設されております。

弥富市では、後期基本的計画で示している地域支援事業として、認知症カフェをどのように考えておられますか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 認知症カフェについてお答えを申し上げます。

先ほど議員もおっしゃられました国が定めております認知症施策推進5カ年計画の中で、地域での日常生活、家族の支援強化の1項目として、認知症カフェというのが示されております。

この認知症カフェは、認知症の人と家族、それから地域住民、専門職等の誰もが参加できて、また集う場として、平成25年以降の施策としております。

現在、弥富市では認知症カフェはまだ立ち上げておりませんが、そのかわりになるかどうかはちょっと疑問でございますが、毎月第3土曜日に認知症の介護者の交流会を実施しております。これは、認知症の方が直接この交流会に見えるわけではございませんが、家族の方との交流を深めておるということでございます。

認知症の方の地域での見守りを推進するため、このような認知症カフェは有効ではございますが、まだまだ認知症に対する知識や情報を共有できる認知症のサポーターの方の人材育成も進めていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げますけれども、各地で認知症のカフェが誕生している背景というのは、私は、介護給付額が非常に大きくなってきているというような状況が一方ではあるというふうには思っております。いろんな介護施設を利用さ

れる方は、ケアマネジャーという方、いわゆる介護支援員がその人に合ったケアプランをつくって、早く元気になっていただくということを進めておるわけですが、やはりそれに対しては介護給付額という形がつきまとうわけですが、どうしてもあれもこれもという形のプランが多くなってしまふ。そういうような状況が、今、日本各地の介護施設の中ではあるわけですが。

そうした形になってしまいますと、当然介護給付額というものが、財源が非常に大きくなって膨らんでしまうということがあるわけですが。そうしたものを是正するためにも、どうしてもやはりその人に合った交流の場であったりとか、人と話をしたりとか、もっと自然な形のケアプラン、こういうものが重要になってくるということがあるわけですが。

そうした形のをきちっと認知症カフェというような形で位置づけしておいて、絶対総額的な、いわゆる介護給付額を少なくしていくということが私は必要だろうというふうに思っているところでございます。

先ほど担当部長が話をしましたように、もう少し弥富市といたしましても、交流の場ということについて、それぞれの施設に対して、我々としては連携をとりながら持っていく必要があるというふうに思っております。あれもこれも認知症を患われている方はできません。もう少し人に合ったケアプランを作成すべきだろうというふうにも思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 介護給付額という問題もでございますが、しかしながら、実際に認知症カフェを運営していきたいと言われている方、専門職、看護師の方が数名お見えになるとも聞いております。もちろんその方々だけではカフェは運営できません。医師の先生方、医療職、介護職の方々、市民ボランティアの方々、認知症サポーターの方々、家族会と、さまざまな方々の支援が必要だと思います。

そして、その中には市の職員さんの協力も必要となってくると思います。カフェの活動場所、運営費の財源と、問題は山積みではございます。ただ、この先、実現可能ということに近づいたら、必ず市の支援が必要となってきます。今この状況の中で検討をよろしく願いいたします。

最後に、支援を必要とする要介護高齢者の方、要介護の申請中の方、高齢者のみの世帯の方、今後、支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方などが利用会員として登録、その方々を地域において自主的に有償ボランティアとして支援してくださる方を協力会員として登録し、相互の関係で成り立っている、昨年開業し、約半年経過をいたしました弥富市ささえあいセンター、サービス内容は介護保険や障害者総合支援法の施策の対象にならない支援

としておりますが、現在のそれぞれの登録会員の状況、センターの運営を聞かせてください。
議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） ささえあいセンターの現状でございますが、ささえあいセンターにつきましては昨年の10月に開設をいたしたところでございます。

このセンターにつきましては、介護や、または生活援助を受けたい方が利用会員として登録をいたしまして、援助を行いたい方が協力会員として登録することにより、お互い協力会員と利用会員の援助を、ボランティアではありませんが、有償で行う組織というふうになっております。

利用会員として登録できるのは、要介護認定の、先ほど議員がおっしゃいましたように申請中、及び要介護・要支援の認定を受けた方、また身体障害者手帳等の交付を申請中及び交付を受けている方、さらに難病対象疾患を証明する医師の診断書、または特定疾患医療受給者証を所持してみえる方などが対象というふうになっております。

事業といたしましては、介護保険法とか、障害者総合支援法などに定めるサービス以外のサービス、いわゆる保険対象外の事業で、具体的には家事援助とか、ごみ出しなどの生活援助、また病院への通院のつき添いや利用会員の方の話し相手ということも行っております。

この平成26年の2月末現在の各登録会員の状況でございますが、協力会員が77名ございました。利用会員が65名、法人の会員数が1法人というふうになっております。

実際に利用してみえる方につきましては、利用者の方は、65人のうち43名の方が御利用になっております。法人は、1法人が利用されております。

協力会員の方65人のうち43名の方が実際に協力会員として協力をしていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 利用者さんの数と実働の協力会員さんの数が同数というのは、実際利用するに当たって望みにかなう協力がしてもらえるのか。いざというときに協力会員さんの都合が合わないというおそれもございます。利用者さんの倍の人員の協力会員さんが要るのではないのでしょうか。何はともあれ、開設されて半年、十分にセンターが機能するようにこれからも市の支援をよろしく願いまして、このテーマの質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

小学校で道徳の授業は必要なのか。人として、ルールやマナーを守り、他人に対しての優しさを大切にとかいうのは、家庭で子供たちに教育していくものではないのでしょうか。しかしながら、学習指導要領では、このようなときにはこうしなさいと押しつけや教え込みをしなさいなんて書いてございません。思いやりであれば、思いやりとはどんなことを言うのか。

思いやりのよさ、思いやりのある行動をしようとする気持ちなどの道徳性、つまり心を高めるのが道徳の授業だということです。先生が押しつけたって、これらの心は高まりません。資料をもとに子供たちがいろいろ話し合う中で、徐々に育っていくものだと思います。

だから、道徳授業には意味があります。子供たちは、押しつけやお説教の授業は嫌がりません。意見を出し合う中で、自分自身が何か新しいものを感じる授業は大好きです。学習指導要領に書かれてある指導内容を読んで、大人でも本当の深い意味まではわかっていないことが多いです。思いやりは、他人に何かをしてあげることではなく、本当にその人の立場に立つことです。だから、相手が思いやりのある行為をしてもらったと感じたら、思いやりではなくなります。弁当を忘れた子が分けてやるよと言うのではなく、おなかの調子が悪いから半分食べてくれないかと言うのが思いやりだそうです。文部科学省が発行している学習指導要領解説書ではこのレベルまで詳しく書いてあるので、大人が読んでも勉強になります。

このように、先生側にも子供たち側にも意義はありますが、授業として非常に難しいこの道徳を弥富市としては、学習指導要領以外、独自の取り組みはしておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 三浦議員の、弥富市として、学習指導要領以外、独自の取り組みについての御質問にお答えします。

現在の子供たちを取り巻く状況を考えますと、思いやりの心を育てることの大切さを改めて考える機会をいただきました。

先ほどの御質問にありましたお弁当を友達に半分上げる話は奥ゆかしさを感じ、心に響く伝え方だと感じました。

さて、教育基本法の改正を受けて改訂されました学習指導要領には道徳教育の重要性が記載されており、あらゆることに感動し、他人を思いやり、命を大切にするような心の教育が学校現場で求められています。

市としての取り組みとしまして、いじめ防止にも役立てるために2つのことを実施しました。

1つ目は、ハイパーQ Uというアンケートを中学校で実施しました。ハイパーQ Uは、子供たちのよりよい人間関係づくりをするためのアンケートで、一人一人の個性を把握することで個人に応じたかわりや指導ができ、好評を得ております。来年度は小学校の高学年にも実施する予定でございます。

2つ目は、昨年8月、教職員を対象に、「相互関係を深め、自己成長を図る人間関係づくり」というテーマで研修会を開きました。この研修会の目的は、よりよい人間関係や学級づくりのため、思いやりの心を育てることにつながります。

また、各小学校の自主的な取り組みとしまして、低学年から高学年まで、系統的に学校経

営案に各学年に指導の重点を設けて、道徳の授業の充実を実践しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 素朴な疑問として、道徳の授業って必要なのかと聞かれたことがございました。明確に答えられませんでした。大人でもこのような状態なのですから、困ります。その中で、家庭で子供に対して教え込むやり方では間違いでございます。道徳の授業には答えがないのだと思います。

複数の選択肢があり、子供同士が話し合いの中で、自分自身の答えを、心を育てていってもらいたいと思っております。先生方はそれを見守る形で教えていってあげてください。お願いをいたします。

次に、道徳の授業の中での命について、どのように教育されているかを質問いたします。

これは川崎市なんですが、川崎市で命に向き合う道徳の時間の研究が市内の先生方でまとめられたものがございました。部分的に紹介したいと思います。

殺人事件が絶えない世の中ではあります。命は大切だと頭ではわかっておりますが、人やほかの生き物の命を傷つけてしまいます。子供たちに命のかけがえのなさを実感させるためにはどのようにしたらいいのかを話し合い、子供たちの心に響き、心を揺さぶる生命尊重の道徳の授業の考えを実践したそうです。

市内の小・中学生を対象にアンケートを行ったことで、子供たちは素直に感動する心を持っているし、生き物を大切にしたり、身近な人に対して思いやる気持ちを持っていたりします。命の大切さに気づいたり、感動したりする体験と、命に対する感じ方や考え方との関係についても探ることができ、機械とばかり向き合うのではなく、感覚的な経験をする機会をふやして、子供たちの心をより豊かに育てていく必要があると考えました。

命を多面的に捉える学習を通して、さまざまな角度から見たり、深く考えたりすることで、子供たちに思いやりのある言動が見られるようになり、命の授業を重点的に実践したクラスとしなかったクラスとの間に命に対する意識の差が生じたそうです。先生方も、この授業に取り組んだことで子供たちの変容をある程度感じたとのことでした。

弥富市は、この川崎の事例のような道徳の授業の中で、命、生命尊重に関する時間はとっておられますか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 授業の中で、命、生命尊重に関する時間はとっていますかとの御質問にお答えいたします。

道徳には、各学年とも4つの指導内容の柱があり、それらは、1つ目としまして、主として自分自身に関すること、2つ目としまして、主として他の人とのかわりに関すること、

3番目としまして、主として自然や崇高なものとのかわりに関するもの、4番目としまして、主として集団や社会とのかわりに関するものでございまして、命、生命尊重につきましては、3番目の柱の中で、主として自然や崇高なものとのかわりに関するものになります。

具体的には、1・2年生では、生きることを喜び、生命を大切にすることを教える。3・4年生では、生命のとうとさを感じ取り、生命あるものを大切に教える。5・6年生では、生命がかけがえないものであることを知り、自他の生命を尊重するという内容が含まれる教材で学習を進めております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 昨年8月に発生した三重県朝日町の女子中学生事件、2月の名古屋駅前の無差別暴走、そして、せんだって起きた千葉県柏市の連続通り魔事件、信じられない事件が絶えない今日で、子供たちにさまざまな命とのかわりを実感する学習ができれば、思いやりのある子が育つのではないのでしょうか。

こういった意味合いを持って、生きている動物に接する機会をつくり、従来自然に育ってきた命に対する感覚を身につけていってもらいたいと思っております。

これを踏まえて、次の質問に移ります。

小学校における動物飼育に関しては、2年ほど前に堀岡議員から質問がございましたが、その後の進捗状況を踏まえて、再度質問させていただきます。

子供の豊かな人間性を育むためには、自然や生き物への親しみをもち、それらを大切にするとともに、命を尊重する心情や態度を養うことが大切であります。

現在、学校教育においては、生活科や理科などにおいて動物や植物を大切にすることについて、地域や学校の実情に応じて学習に役立てております。

学習指導要領の改訂では、学校における動物飼育に関して、例えば小学生の生活科において、引き続き動物を飼ったり、植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、またそれらは命を持っていることや成長していくことに気づき、生き物への親しみをもち、大切にすると規定するとともに、新たに継続的な飼育、栽培を行うようにするという規定がされております。

継続的な飼育については、短時間の触れ合いに終わっている事例、子供が自分自身で行われない事例などが見られたことを踏まえ、命のとうとさを実感して、学ぶという観点から、新たに規定したものでございます。

しかしながら、小学校での飼育教育において問題点もあります。先生方の動物飼育に関しては専門外という捉え方をしております。動物が病気やけがをした場合の対処ができない、休日の世話などの協力体制づくりができていない、そして先生方の負担への配慮がない、ア

アレルギーのある子供への配慮や安全指導がなされていないなど、数多くございます。

こうした問題点もございますが、現在、小学校の動物飼育状況はどのようになっていますか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 各小学校の動物飼育状況についてお答えいたします。

三浦議員が述べられましたように、これまでの問題点として、短時間の触れ合いに終わっている事例、児童が自分自身で行わない事例が見られました。

なお、継続的な飼育に関しては、小学校学習指導要領解説（生活編）において、動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要があるとした上で、専門的な知識を持った地域の専門家や獣医師など多くの支援者と連携して、よりよい体験を与える環境を整える必要があると明記してあります。

市内の飼育状況につきましては、弥生小学校はウサギが2羽、桜小学校はウサギが4羽、栄南小学校は同じくウサギが1羽、白鳥小学校はクジャクが1羽、日の出小学校、十四山東部小学校は今後飼う予定でございます。

動物と触れ合うことによって生命の大切さを学ぶよい機会だと思いますので、現在飼育していない学校も来年度から飼育するような方向で進めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 日の出小学校、十四山東部小学校では予定があるということなのですが、大藤小学校、十四山西部小学校、またクジャクしかいない白鳥小学校を含めて、ウサギに執着する必要はないと思います。ましてや、飼育小屋がない小学校では特にそう思われます。モルモットにハムスターなどは小さなゲージで教室の片隅でも飼育が可能だと思います。どうか全小学校で隔たりなく動物と触れ合える場をつくっていただきたいと思います。

そして、最後の質問に移ります。

現在、日本はペットブームと言われていますが、実際に愛護用として家で抱ける動物を飼っている人のほとんどが50代から60代の人たちです。子育て世代で飼っている方は少ないと聞いております。また、ライフスタイルを優先させたり、経済的な事情や住宅事情により飼えない家庭もふえてきております。

全国で動物を飼っている学校はかなりの割合に上っておりますが、実際に動物を教育に生かしている学校はまだまだ少ないのが現状だと思います。

これは幼稚園の事例ではございますが、初めてウサギに触れた子供がスイッチはどこと聞いて、先生をびっくりさせたといいます。これは特殊なことではございません。あちこちで起きていることだと思います。また、生き物は死んでも生き返ると答えた子供がいたという

調査結果もあります。

大人たちは子供に命の大切さを教えようと必死ですが、特定の動物をかわいがり、世話をすることがその近道になるのではないのでしょうか。学校飼育動物は、特定の動物をかわいがることにより、将来親になるためのケアトレーニングとして、生物教育の基礎となる効果も期待されます。生き物に対する実感や死んだものは二度と生き返らないという事実、こういったことは言葉では教えられません。数値ではかることもできません。かわいいものはかわいい、かわいそうなものはかわいそうとしてという人としての普通の感性を、感情を動かす動物飼育体験で無垢の子供たちに培うことができるのではないのでしょうか。

しかしながら、動物の命に休みはございません。土日など学校が休みの日には世話が必要です。この間の世話に関しては、子供たちが当番制で家に持ち帰る方法、保護者が学校へ出向き当番制で支援する方法など、大切な動物を守るため、先生方だけに任せるのではなく、保護者の方々の理解と協力が必要となってきます。

また、飼育環境の改善や、動物が病気になったとき、死んだ場合の子供たちへの死因の説明には、学校が気軽に相談できる獣医師さんの方々の協力が必要となってくると思います。学校においては獣医師と日ごろから連絡をとり、気軽に相談や治療をお願いできるように、より充実した指導が可能となるよう、教育委員会と獣医師会との間で連携・協力を推し進めて、子供たちへのふれあい教室の充実を図っていると思います。

現在、ふれあい教室の実施状況、小学校別、獣医師会とのかかわりを含めて、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 獣医師会とのかかわりと、ふれあい教室の実施状況を小学校別にお答えいたします。

動物飼育につきましては、先生方は専門的な知識を持っておりませんので、地域の専門家や獣医師など多くの支援者と連携して、よりよい体験を与える環境を整える必要があると捉えております。

これまで、けがをしたウサギを市内の動物病院の御好意で治療や入院費など無償でお世話をいただきました。また、愛知県獣医師会との協議の場は持ってありませんが、協力を得て、そちらが主催します動物、ウサギ等のふれあい教室を、平成25年度には桜小学校と十四山東部小学校が申し込み、実際にウサギの心臓の音を聞くなど1時間程度の授業を行っていただきました。平成26年度からは全小学校にふれあい教室の実施を依頼したところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ぜひとも全小学校でのふれあい教室の実施をお願いいたします。

現時点では獣医師会との協議の場は持っていないということでございましたが、ふれあい教室が数多く開かれ、飼育動物がふえれば、必ず問題もふえてきます。アレルギーの子の対応を含めて、できるだけ早い時期に市側と獣医師会との協議会を開いていただきたいと思えます。

最後に、この件について、また総括でもよろしいので、教育長に最後言葉をいただいて、この質問を終わらせていただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

御承知のように、近年、生命を大切に作る心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成などが十分ではないとの指摘がなされています。このため、学校、家庭、地域が十分な連携を図りながら、子供たちの豊かな人間性や社会性などを育む道德教育の充実がますます重要になっています。

学校教育におきましては、人間として調和のとれた育成を目指しまして、子供の発達段階に応じて心に響く道德教育が展開されているところでございまして、現在、文部科学省におきましては、道德の正式な教科への格上げに向けた検討も始まったところでございます。

本市におきましては、一昨年から一部の小学校におきまして、愛知県獣医師会の御支援を得まして飼育動物とのふれあい教室を開催してきました。今後、子供たちの心の教育として大変効果的なものと考えております。新年度に向け、市内の小学校へこのふれあい教室をより一層推進していきたいと思っております。

なお、現在、愛知県獣医師会から本市の教育委員会へ学校動物飼育支援に関する協議会の設置要望が出されておきまして、今後、県内の先進市の例を調査・研究いたしまして、教育委員会で十分な協議を進めてまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） できるだけ早いところ協議会をとというお願いを込めまして、質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は1時55分とします。

~~~~~

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業についてお尋ねをいたします。

現在において、がんは不治の病ではなくなり、早期発見により治ると言われておりますが、それでも、がんが死亡原因の第1位であることに変わりはありません。

愛知県内で平成24年中にがんで亡くなられた方は1万8,000人を超えており、年々増加の一途をたどっております。がんの早期発見のためには検診の推進が欠かせませんが、そのためには個人の費用負担の軽減とともに、仕事帰りや休日に気軽に受診できる機会の提供などが欠かせません。

そこで、このたび、厚生労働省は、子宮頸がんと乳がんの検診を無料で受けられる無料クーポン券を受け取ったものの、受診しないまま有効期限が切れた女性が4人に3人と上ることから、こうした女性を対象にクーポン券を再発行することを決めました。

また、利用していない人に無料で受診できることを手紙や電話で説明するなど、個別に働きかけをするがん検診個別受診勧奨制度がスタートし、2013年度の補正予算に盛り込まれました。

弥富市も、平成21年から平成25年までの5年間、子宮頸がんの場合は、20歳から40歳までの5歳刻みの年齢の方と、それから乳がんの場合は、40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方をそれぞれ年度に迎える女性に対し、がん検診の無料クーポン券の配付を行っていただきました。

そこで、初めに、この5年間実施をされてきました無料クーポン券の配付と検診状況についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、最初に、子宮頸がんの検診の無料クーポン券の受診対象者についてお答え申し上げます。

平成21年度から24年度の4年間の合計で4,417名でございました。うち受診された方が947人、未受診の方が残りの3,470名となっております。受診率は21.4%というふうになっております。

本年度、25年度につきましては、26年の1月末で受診の対象者が1,390人で、うち受診者の方が153人、未受診者の方が1,237人、この1月末で受診率は11%というふうになっております。

次に、乳がん検診の無料クーポン券の受診対象者は、21年度から24年度の4年間の合計で4,317人、うち受診者の方が1,108人、未受診者の方が残りの3,209人となっております。受診率は25.7%となっております。

本年度につきましては、この1月末で受診対象者は1,441人で、うち受診された方が187人、

未受診の方が1,254人で、1月末現在での受診率は13%となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 今回の補正予算による事業では、平成21年から平成25年に無料クーポンを受け取ったものの、仕事が忙しかったり、また忘れていたりして、受診しなかった人に対してコール・リコールを行い、無料クーポン券も再発行して送付をするということがあります。また、クーポン券を受け取り、がん検診を受診した人にはコール・リコールのみを行い、平成25年度に無料クーポン券を受け取った人に対する同様の働きかけは平成26年度に実施する予定とされております。

そこで、本市におかれまして、クーポン券の再発行、またコール・リコールの体制整備など、平成26年度におけるがん検診に対してどのように取り組まれるのか、お考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほどもお答え申し上げましたが、平成21年度から国のがん検診事業の推進によりまして、子宮頸がんと乳がん検診の受診勧奨対象者に無料クーポン券を配付し、それぞれの検診の推進を図ってまいりました。

来年度、平成26年度の取り組みでございますが、これにつきましては、国の方針に従いまして、この5年間、21年度から25年度までの5年間で一度も受診してみえない方と、この25年度中に、子宮頸がん検診は二十になった方と、乳がん検診は40歳になった方を対象にクーポン券を再発行し、また未受診者の方への個別勧奨と再勧奨、いわゆるコール・リコールを計画してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 今お話にもちょっとございましたけれども、26年度の当初予算では、子宮頸がんは二十になった方、そして乳がんは40歳になった方を対象に個別勧奨を行う経費を補助金として計上されておりますけれども、再度、本市におかれまして、20歳の方、40歳の方の新たな取り組みについて、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 二十、40歳になった方への新たな取り組みについての考えですが、この取り組みについては、先ほど申し上げましたが、平成26年度のクーポン券の受診勧奨者対象の方は、平成25年度中に子宮頸がんは二十になった方と、乳がん検診は40歳になった方に受診案内とクーポン券を個別に配付いたします。その後、未受診者の方に対してはがき等で個別に再受診の勧奨を行い、さらには広報とかホームページなども利用しまして受診を勧奨してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） それと、がん検診基本法に基づく基本計画では、平成28年度までに受診率を50%に向上させることを目標に掲げております。先ほど御答弁いただきましたが、子宮頸がんの検診受診率は21.4%、そして乳がんの検診受診率は25.7%ということですが、この28年度までに目標である受診率50%を達成できる見込みかどうか、当局の御意見をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 28年度までに受診率50%を達成できるかどうかということですが、26年度では、子宮頸がんの検診を25%、乳がん検診の受診率を30%ということで目標といたしております。国の示しております受診率の50%というのは非常に高い数値ではございますが、受診勧奨の対象者への受診案内や、未受診者の方に対しまして、先ほども申し上げましたようにはがきなどで個別勧奨や再勧奨を実施し、広報やホームページも活用しまして、一人でも多くの方に受診していただくように努めてまいりたいと思います。市民の皆様方にもぜひ御協力いただきますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 今後も早期発見のためのがん検診に、今も話がございました一人でも多くの方が安心して受診できる体制、そして環境、また受診率の向上を目指した取り組みの推進をお願いして、次の質問に移ります。

2点目に、健康マイレージの取り組みについてお伺いをいたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージの取り組みが注目をされています。

例えば静岡県の袋井市では、全国の自治体の先駆を切って、平成19年から日々の健康づくりの実践状況をポイント化し、ためたポイントを幼稚園や保育園、そして小・中学校などへの寄附に用いることができ、また公共施設の利用券や民間の登録サービス券と交換することができるなど、人づくり、まちづくりに貢献できる健康マイレージ制度を実施されております。

また、福岡県の北九州市では、平成21年から政令市の中で初めて健康マイレージ事業を導入して、各種健康診断を受診して、自己申告の上、ポイントを得ることができるもので、一定のポイントがたまったら応募をして景品と交換できるというものでございます。

さらに、平成24年から実施をされている佐賀県の鳥栖市では、同様の特典のほかに、クオカードや図書カードなどと交換でき利用できるものとされています。

利用されている市民の方々からは、ポイント集めを楽しむことが知らず知らずのうちに健康づくりを実践しており、結果として健康のすばらしさに気づき、その健康づくりを継続し

ていくという動機づけになりましたと評価をされています。

このように、地域の特性を踏まえて、それぞれの自治体での取り組みは将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして全国で広がりつつあります。

私は、この健康マイレージにつきまして、昨年12月の議会でも質問をさせていただきました。御答弁として市側より、健康づくりに取り組む環境づくりの推進に向け、健康マイレージについては前向きに検討する旨の御答弁をいただきました。

そこで、本市における健康マイレージの導入につきまして、今後の取り組み、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 健康マイレージの取り組みについてお答え申し上げます。

議員もおっしゃってみえましたように、昨年12月の議会で健康マイレージについて、前向きに検討し、生涯を通じまして、市民の方が自主的・積極的に取り組む環境の推進ということで御答弁を申し上げたところでございます。

愛知県では、平成26年度から市町村の協働事業として、健康づくりにつながる取り組みを実践することにより、いわゆる健康マイレージポイントを獲得でき、一定以上のマイレージの獲得者には県内の協力店でさまざまな特典が受けられる優待カードを交付いたしまして、あいち健康マイレージ事業と称しまして、事業の実施を目指すというふうにしております。

本市におきましても、愛知県実施のあいち健康マイレージ事業に積極的に参加をいたしまして、市民一人一人の方が健康寿命を伸ばし、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりに取り組む動機づけ支援をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ただいま、愛知県との協働事業として、弥富市も積極的に参加をしていくとの御答弁をいただきました。

市民の健診受診率の向上であったり、また健康づくりに励むきっかけとなれば医療費や介護費の抑制にもつながると思いますし、地域経済の活性化にも期待できるものと考えます。ぜひともこのあいち健康マイレージ事業を早期に実施していただきますことを強く強くお願いいたします。次の質問に入らせていただきます。

3点目に、介護支援ボランティア活動の取り組みについて御質問いたします。

厚生労働省によると、65歳以上の高齢者は、2025年には3,657万人、2042年には3,878万人に達すると予測をされています。

高齢者だけの世帯も増加し、2025年には、65歳以上の単独世帯と夫婦のみの世帯を合わせ

ると全体の25.7%を占めるとされています。

2025年以降は、団塊の世代が75歳以上となり、未曾有の超高齢社会になると言われています。

政府は、介護が必要になっても高齢者が住みなれた場所で暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢社会を前提としたまちづくりなど、社会の変革や現役世代に負担がかかる社会保障の見直しが急務となってきています。

今後、地域での取り組みが重視される中、兵庫県篠山市では、昨年から高齢者による市内の福祉施設でのボランティア活動に対して、換金ができるポイントを付与する介護支援ボランティアポイント制度を導入し、取り組みがなされております。事業の対象は、65歳以上の市内在住者で、登録した高齢者が受け入れ先の介護施設や障がい者施設でボランティア活動を行えば、1回1時間程度の活動で1ポイントが付与されます。制限つきで、たまったポイントは1ポイントについて100円、年間で最大5,000円までの換金ができるものです。ボランティア活動の受け入れ先は29施設が登録をされ、活動内容は施設ごとに決まっており、利用者の話し相手やレクリエーションの指導や演技披露、また清掃活動などがあります。

そして、県内でも、刈谷市では、施設の活動を通じて高齢者の社会参加を促すとともに、自身の介護予防や健康づくりにも役立ててもらおうという目的で、介護予防ポイント事業を本年1月からスタートしています。活動時間に応じて換金可能なポイントを付与することで、元気な高齢者の介護保険料の実質的な還元にもつながるとし、同じく市内在住の65歳以上で要介護1から5の認定を受けていない人や、要支援の認定を受けていても、グループホームなどの特定の施設に入所していないという人は誰でも申し込むことができ、市内にある受け入れ施設から自分のできる活動を選んで、入所先の話し相手や清掃活動、歌や楽器演奏、また配膳やシーツ交換などの補助を行うことでポイントに応じて換金できる事業に取り組まれています。登録者、参加者からは、自身の健康づくりと介護予防のために積極的に活動に参加していきたいという方や、ポイントを換金できることは大変うれしいという方、またサポーター活動を通して入所者の皆さんに喜んでもらうことで、自分自身も元気になるなどの感想が聞かれました。

さらに、津島市では、5年前からボランティア活動実績に付与されたポイントに対し、地域振興券と交換していただくシステムで、例えば老人クラブの会員が講師として実施をする市民向けのパソコン教室や歴史講座にも本制度が適用されています。この5年間、高齢者の社会参加の促進への成果として、毎年参加者がふえ続け、元気に活動されているそうです。

そこで、本市におかれましても、元気な高齢者の皆さんの介護予防や健康づくりのためにも効果が期待できる介護支援ボランティア活動にポイント制度を導入してはどうかと考えま

すが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 介護支援ボランティア活動にポイント制度を導入したらどうかということですが、これからの超高齢社会に向けまして、高齢者の方々が生きがいを持っていただき、元気に生活できる環境を築くことは健康寿命を伸ばす大きな要因の一つになるというふうに思っております。

昨年10月に開設いたしました弥富市ささえあいセンターも、有償ではございますが、ボランティア活動に近いものでもあります。まだまだ始めたばかりでございますので、まずこのささえあいセンターをしっかりと軌道に乗せる必要があるというふうに思っております。

また、平成26年度に第6期の介護保険事業計画の策定に取り組んでいく必要があり、この中で、要支援1・2の方を対象とする総合事業や、ポイント制度の介護ボランティア活動と融合するかどうか、可能かどうかということを見きわめる必要があるというふうに考えております。

まずは他の市町村とか先進地の総合事業の取り組みを研究しなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員に追加答弁させていただきます。

私、少し調べまして、年齢が65歳から74歳、前期高齢者という表現をしているわけですが、今、弥富市には4,500名お見えになります、この世代の中で。そして、要支援、あるいは要介護という形で認定をされている方はわずか4%でございます、その数は約230人というような状況でございます。

しかし、後期高齢者という言葉はよくないかもしれませんけれども、75歳以上になりますと、今、弥富市には6,000人お住まいでございますけれども、一気に要支援、要介護の人数が7倍になってしまうという形で、約千五、六百人の方が要支援、要介護。ある意味では4人に1人が要支援、要介護の認定者になってしまうということが私どもの数字の背景としてはあるわけでございます。これを何とか食いとめていかなきゃならない、そういうことを強く思っているわけでございます。

先ほど担当部長がお話をさせていただきましたけれども、第6期の介護保険事業計画の中にこの辺のことをきちっとたい込んでいかなきゃならないだろうというふうに思っているところでございます。しっかりと時間をかけて、ボランティアの方に介護支援をしていただくということも含めて、計画の中に織り込んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ポイント制度につきましては、他の先進地もありまして、取り組みを今後研究していただけないかということでございますので、それでは、関連の質問をさせていただきますけれども、先ほど部長のほうからお話ございましたささえあいセンター事業も市民の皆様が大変喜ばれているとお聞きをいたしておりますが、ささえあいセンターでの協力会員の方が津島市のように介護施設に出向いて、利用者の皆さんの話し相手などのボランティア活動はなされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 弥富市のささえあいセンターの利用会員に介護保険施設及び障害者福祉サービス事業及び指定障害者支援施設を運営する法人を昨年11月から新たに要綱に加えることになりました。現在は2つの介護保険事業所を運営する1法人が登録してございます。

日曜日を除く毎日1人から2人の協力会員がそれぞれの事業所で利用者の話し相手のボランティアをしていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ささえあいセンターは、地域の事業の役割として大変重要な位置にありまして、誰もが気軽に参加をし、また今後は会員の増加にも期待できるものかと思っておりますけれども、今回私が質問させていただきましたのは、元気な高齢者によるボランティア活動を通して、御自身の介護予防や健康づくりのため、またポイントをためることで、楽しみながら活動に参加していただくという、またささえあいセンターとは違う観点からの事業でございまして、そうした意味から、先ほどよりお話ございましたけれども、第6期介護保険事業計画におきましては、要支援の方の予防給付である訪問介護や通所介護の部分が介護保険から切り離されることで、市町村が取り組む総合事業に移行され、市町村独自のサービスなどが位置づけられるということでございます。現在のささえあいセンターは、どちらかという利用者個人が中心であるかと思っております。私がお願いしたかったのは、施設の利用者に対するボランティア活動のことでありまして、元気な高齢者の方々がボランティアグループを結成するなど、こういったグループの育成などにも御理解を賜って、先ほど市長からお話がありましたけれども、今後、ポイント制の導入に対しましても、近隣の市町村の研究を重ねまして、将来に向け御検討いただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

議長（佐藤高君） 次に平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、質問いたします。

早いもので、平成26年となって2カ月が過ぎ去りました。この地方に春を告げる国府宮のはだか祭も無事に終わり、暖かくなるころでしたが、その後、大雪が降り、寒い日が続いているきょうこのごろでございます。

世の中、アベノミクス効果で大企業は大いに潤っておりますが、我々庶民にはほど遠い話であります。

そんな中、少しでも市民の皆様へ温かさを与える施策の26年度予算の審議を行う3月定例会が始まりました。我々議会は、市民の代表として、市民の皆様の生活をよりよくするため、しっかりと来年度予算の審議を行ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、弥富市も合併して8年目を迎えることとなり、第1次総合計画の後期基本計画が策定されました。きょうはこの後期基本計画についてお伺いいたします。

前期基本計画点検・評価報告書の中において、職員の皆様へ自己採点を行った結果が昨年報告されましたが、平均すると69.4点でありました。学校における試験結果でいえば、不可ではありませんが、良でもなく、可でもなくといった点数であり、職員の皆様にとっても、自己採点とはいえ不本意な結果だと思えます。ましてや、弥富市民にとっては満足できる内容ではありません。

弥富市の職員の皆様は優秀な方ばかりであります。やればできますので、後期基本計画が終わる5年後には、最低でも80点以上の自己採点結果が得られるようしっかり頑張っていたきたいと思います。我々市民も大いに期待しておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、平成21年に策定された弥富市第1次総合計画も前期基本計画が終わり、平成26年から今後5年間の後期基本計画が策定されましたが、この策定に当たり、前期基本計画の達成度を6分野53項目にわたって検証し、また市民アンケート調査の結果を踏まえて策定されたことと思いますが、これらについて、順次質問いたします。

まず初めに、第2章、弥富市の将来像について質問いたします。

平成21年に第1次総合計画を策定するに当たっては、弥富市を北部、中部、南部の3つの地域に分割し、それぞれの地域においてワークショップを開き、各地域のさまざまな問題を提起し、その解消に向け、基本計画が策定されました。

しかし、今回はランダムに抽出された市民2,500人のアンケート調査、有効回答数1,077人のアンケート調査の結果に基づいて行っております。そして、その結果、満足度において、弥富に愛着を感じている人が83.4%、住み続けたい人が84.8%となっており、平成18年に行った調査と比べると、どちらも約3%ずつふえております。その背景には、医療・福祉サービスの充実、公共交通機関の便利さ、日用品・食料品の買い物のしやすさといった項目で満足度が高く、このような結果となっているのであります。

しかし、これらの回答は、北部地域からの回答が大きなウエートを占めているわけで、南部地区、十四山地区においてはこの回答にはそぐわないと思えます。

そこで、まずこのアンケート調査の結果について、どのように受けとめているのか、伺い

ます。

例えば予想どおりであったとか、予想以上であった、予想以下であった、いろいろあると思いますが、どのように受けとめてみえるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） アンケート調査の結果につきましては、議員の述べられたとおり2,500人の対象で1,077人の回答数であります。

その回答の小学校区別の内訳を申し上げますと、白鳥小学校区146人、13.6%、弥生小学校区258人、24.0%、桜小学校区330人、30.6%、大藤小学校区77人、7.1%、栄南小学校区83人、7.7%、十四山東部小学校区74人、6.9%、十四山西部小学校区60人、5.6%、自分の学区がわからないというのが37人、3.4%、学区を無回答の方が12人で1.1%という調査結果でございました。

議員のおっしゃられるとおり、人口の大小に応じた小学校区別のアンケート数にはなっておりません。

市全体としての結果としては、お示ししているとおりであります。各小学校区ごとのアンケートデータも捉えておりまして、住み続けたいという定住意向についての問いの居住小学校区別では、十四山西部小学校区が90.0%で最も高く、次いで十四山東部小学校区89.2%、白鳥小学校区と弥生小学校区が同率で85.7%、桜小学校区が84.9%、栄南小学校区が83.1%、大藤小学校区は80.6%の順となっており、ばらつきはございますが、全体としては定住意向は高いものと考えております。

各小学校区ごとでの満足度も分析データとしてございまして、それぞれの地域ごとの結果にも差はございます。それぞれの地域のアンケートからのニーズを取り込み、行政運営をしていこうと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 住み続けたいと思う人が84.8%もあり、平成18年合併時の調査よりも3%ふえたということは、弥富市にとっては非常にいいことだと思います。

以前、横井議員から紹介がありました東洋経済の全国790市における住みやすさランキング2013年比較表によりますと、弥富市は全国で36位であり、尾張18市においても、長久手、日進、豊明に次いで4番目であります。このようなことから、結果として84.8%の人が住み続けたいと思うのも当然かもしれません。

しかし、この答えの受けとめ方として、最大多数の最大幸福として受けとめて満足せず、少数意見の尊重に十分考慮して、後期基本計画を進めていっていただきたいと思っております。

弥生、桜、日の出、白鳥小学校区、いわゆる北部地域の人口は弥富市全体の70%であり、十四山、大藤、栄南といった中部、南部地域は約30%であります。しかし、面積は、逆に北

部地域約30%、中部、南部地域合わせて約70%であります。ましてや、栄南においては、人口比において約6.7%、大藤7.2%、合わせても15%なんです。これで、市内全域にランダムに調査をすれば、当然北部地域の意見が全体の意見となるわけでありまして、当初行った北部、中部、南部ごとの問題点に対して、個別に達成度を出して検証すべきだと思いますが、この点に関してはどのように考えてみえるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、各小学校区ごとのアンケートから、北部、中部、南部の捉え方など、アンケートデータから満足度や施策の重要度などを分析し、市全体の結果が全てではなく、各小学校区ごとの結果も検証しながら、今後も政策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 第1回のワークショップにおいて、北部、中部、南部の各地域から不満足な点がいろいろ出ました。北部地域においては、弥富駅周辺の整備、夜間における防犯対策、中部地域においては、公共交通機関の整備、夜間における防犯対策、災害対策が問題提起されております。南部地域においては、栄南学区の不満足度の上位には、日常の買い物の利便性が悪い、電車等公共交通機関の利用が不便である、この2点が上げられております。また、要望事項としては、臨海工業地域で働く人の住環境の充実、小学校近くに若い人をふやすための住宅地の建設、名古屋市へ出るための鉄道、あるいはその他の公共交通機関の充実が上げられており、根底には人口増につながる施策を一番望んでいるわけでありまして。

栄南小学校の生徒数も、平成25年において120名ですが、平成30年には推計値では105名となっており、また小・中学校適正規模検討委員会も始まり、学区の編成も取り沙汰されているのではないかと学区民は将来において大変危惧しております。

市長は、施政方針演説の中で、定住人口の増加、特に働く世代である生産年齢人口の増加が不可欠となってまいりますと述べております。

私は、栄南小学校、南部コミュニティセンターを中心とした地域に、食料品・日用品の買い物、個人病院、電気店、理容店、美容店、銀行等、必要最小限の施設を整え、さらにその周りには臨海工業地帯で働く人の住居の提供、そして住宅を建てるのにいろいろな優遇措置をとり、住宅を建てやすい環境整備を行い、いわゆる一つのコンパクトシティ、仮称ですが栄南タウンをつくるというような地区計画を立て、地域の活性化につなげたいと思います。

南部地区の発展なくして弥富の発展はないと言っても過言ではありません。10年後、20年後のこの地域の将来像について、市長の考えを伺います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答えを申し上げます。

南部地区に対する議員の思いがひしひしと熱く伝わってくるわけでございますけれども、議員が御指摘されているように、現在の南部地区におきましては、地域の公共交通という形のコミバスしか、地元の住民の皆様の足がないというような状況。あるいは日常的な生活の中でお店であるとか、病院であるとか、あるいはさまざまな公の施設等々がないわけでございますので、そういった形では定住環境に対して十分なものが提供されていないということが人口の減少にもつながっているということは否めない事実だろうというふうに思っております。

今回、10年後、20年後の南部地域のあり方ということでの御質問でございますけれども、今、西部臨海工業地帯、弥富ふ頭、そして鍋田ふ頭を中心といたしまして、名古屋港に位置する埠頭におきましては、相当数の物量という形の中で中核的なスーパー中核港湾の担い手をしていただいております。また、既存の工業集積においては、御承知のように航空産業を中心とするアジアナンバーワン航空宇宙産業のクラスター形成特区という形で愛知県知事にも認めていただいているところでございます。そしてまた、そのところにおける産業集積も多くなってきているところでございます。

また、西尾張中央道を初めとする道路ネットワークも整備されつつありまして、その沿道には数多くの企業が張りついてきていただいております。

そうした中で、固定資産税を中心とする税収は非常に大きく貢献をいただいております。

このような形において、工業系の市街地として今整備されていることと同時に、その背後にある南部の地域、いわゆる調整区域内の企業の進出ということについて我々は進めていかなきゃならないということで、都市計画マスタープランというものを策定させていただきました。しかし、これは愛知県の地区計画ということに対して、その整合性を持っていかなきゃならないということがあるわけでございます。愛知県の地区計画の整合性ということにつきましては、こういうことが記されておるわけです。市街化調整区域内における地区計画のガイドラインをしっかりと示しなさいということでございます。それは、市街化調整区域内においては、住居系、あるいは工業系の秩序ある土地利用を基本的にする場合においては、このガイドラインは南部地区において、津波・高潮対策、あるいは溢水、湛水防除対策がしっかりと示されなければならないというふうに記されておるわけでございます。

いわゆる南部の私どもといたしましてはこのことをしっかりとクリアしていかないと、愛知県の地区計画と私たちの都市計画マスタープランの整合性ができないわけでございます。

そうした中において、今、私どもは、名古屋港を取り囲む自治体、私どもであるとか、飛鳥さんであるとか、名古屋市であるとか、東海市、あるいは知多市があるわけでございます。

が、そういったところと国土交通省の中部地方整備局で、名古屋港に対して津波・高潮対策をどうしていただけるかということ、今、真剣に御協議いただいているところでございます。今、この津波・高潮対策がしっかりとれないと、今の企業群がある意味では津波高潮の防波堤になってしまう。そうした場合には、その背後地にある調整区域内は全く私たちが心配するような形になってしまう。そういうことに対して、まずは津波・高潮対策をしっかりしていただいて、その背後にある調整区域を守っていただくということが非常に重要だろうというふうに思っております。このことについて、しっかりと整合性をとりながら、都市計画マスタープランも進めていきたいというふうに思っているのが1点でございます。そして、多くの企業が進出しやすいような環境づくりをしていくということでございます。

一方、市全体で1,600ヘクタールの水田がございます。そのうちの70%近くがこの南部地区に集中しておるわけでございます。農業振興地域として、以前から多くの皆様方に御協力をいただき、多くの農産物、米を中心といたしまして、トマトであるとか、ナスであるとか、麦、大豆というものの大きな生産地として生産してまいりました。優良農地ということに対して、転用等においては御承知のように大変厳しいものがあるということでございます。多くの税がこの農地に掛けられ、また農地を守っていくということの施策もさまざまな形で行われているわけでございます。これはこれとして、しっかりと私たちは農地を守り育てていくということを考えていかなきゃならないというふうに思っております。

今、中間管理機構という形の中で、さらに農地の集約化がこれから進もうという中で、いかにコストを下げて、生産性を高めていくか。こういったことがこれからの努力として望まれるわけでございます。

一方では、私は、開発部長、あるいはJ A あいち海部という形の中で、大手の量販店に対して、農地の6次産業化を図っていただきたいという形で、つい先日も大手の量販店を訪れたわけでございます。その企業が農地を持つことはできませんけれども、地権者の方と契約はできるわけです。そして、契約栽培という状況で、名古屋近郊という形の中でぜひ我々を生産地として利用していただきたい。そういうことを強く量販店に求めてきたわけでございます。一つの形として検討したいという御返答はいただいておりますけれども、まだまだ時間がかかろうかなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、いわゆる地区計画とガイドラインの整合性、これは津波・高潮対策をしっかりやること。そしてもう一つは、農業振興地域としての農地を守り育てていくためにはどうしていくか。このことが、南部地区における10年、20年の大きな形だろうというふうに思っております。一挙にはできません。一年一年の積み重ねが10年になると思っておりますので、それぞれの地域の皆さん、そして議員各位の御協力をいただきながら、し

っかりと進めていかなきゃならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 時節柄、私も各自治会の総会、あるいは福寿会の総会に出席しております。言われることは、やはり南部地区の人口の増、この要望がどこの会合でも言われます。そして、日本の都市というものはやはり港から栄えてきているわけです。幸い弥富市には港があります。ですから、南部地区を最重点地域として、開発、整備をお願いいたしておきます。

それでは、次に移ります。

2点目に、第5章ですが、豊かで活力に満ちた弥富の中でEの評価をつけた、Eの評価というのは現在ほとんど手をつけてないというランクであります。農産物等直売施設の整備検討、これ農政課の所管であります。それから、都市と農村との交流促進、これも農政課。それから、広域観光体制の充実とPR活動等の推進、これは商工観光課であります。以上の3点の施策を進めなくてはなりません。

第1章から第6章の中において、この第5章の豊かで活力に満ちた弥富が達成度60.8点で最低であります。後期基本計画においては、当然のことながらこれらのことをまず第一に進めなくてはなりません。

そこでお伺いしますが、E判定をつけた理由、つけなければならなかったと言ったほうがいいかもしれませんが、この原因について、担当課長からお答えいただきます。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、平野議員の御質問に対して答弁をさせていただきます。

E評価にした理由でございますが、まず1点目に、農産物等の直売施設の整備検討、農政課所管でございますが、これにつきましては、第5章の中で農林水産業の振興、農産物等の直売施設の整備検討のE評価の理由でございます。

農産物等の直売につきましては、JRあいち海部が運営されております菜々工房やイオンタウン等で行われております。市としましては、道の駅の整備の検討を進める予定でしたが、候補地、費用対効果等の問題もございまして、時期尚早ということで判断をさせていただいたわけでございます。

次に、都市と農村との交流促進、これも農政課所管でございますが、消費者等の交流として、体験農業などの取り組みを掲げておりました。現在、JAでは田植え、稲刈り、脱穀、野菜の収穫体験などの取り組みがされております。民間企業でも農業者とタイアップし、親子での農業体験が実施されているところもございます。市といたしましては、施策の優先順位を下げさせていただいたものでございます。

最後になりますが、広域観光体制の充実とPR活動の推進、これ商工観光課所管ござい

ますが、達成状況につきまして御説明をさせていただきます。

第5章の中で4の観光・レクリエーションの振興でございます。これ67.9点でございますが、掲げた7施策のうち、春まつりや新たな事業でございました芝桜まつりを開催したことなどから、祭りやイベントの充実、新たな資源の掘り起こし等の活用の2施策が100%の達成度でございます。3施策につきましては75%の達成度となっておりますが、海南こどもの国や野鳥園等の充実促進の1施策が50%の達成度でございました。市民のホスピタリティーの向上の1施策につきましては、取り組むことができなかったため、E評価ということにさせていただきますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 今、道の駅構想なんか、時期尚早というような判断をされたということではありますが、私が今申し上げました3点については、別々でなくて、3点をコラボして、例えば道の駅構想を考えてはというふうで、ちょっと説明させていただきます。

そして、設置場所ですが、弥富市南部地区においては、伊勢湾岸道路の開通以来、当地域への交通アクセスが大変向上しております。東隣には鉄道博物館、まだ将来開園予定ですがレゴランド。近い将来であります。西隣には長島温泉、アウトレットモールに囲まれ、車の往来が非常に多い地域となってきました。しかし、それらの車は弥富市を通過するだけで、車をとめ、弥富市にお金を落とすことはありません。それは、本市に立ちどまらせる、魅力ある場所が提供されていないからであります。これらの車を足どめし、本市にお金を落とすだけでいい場所、例えば立田にありますような道の駅のように魅力ある新鮮な地場野菜の販売、金魚、そしてきんちゃんグッズの販売が一体となつてでき、また後期基本計画で追加された農業の6次産業化の研究推進を進めていくこともあわせて考える商業施設の建設についてはどのように考えてみえるのでしょうか。市長にお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

道の駅構想という形のもの、前期におきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。

今回、後期計画を策定するに当たりまして、審議会のメンバーから、ぜひこの項目はきちとつけ加えてほしいということで、今回の後期計画の中においては、地場野菜の販売、そういった中での道の駅構想ということにつきましては引き続き研究するというので、後期計画に記載をさせていただきました。

しかし、全国には今たくさん道の駅がございます。議員御承知のとおりでございます。よほどそのオリジナリティーというか、しっかりとしたコンセプトがないと、道の駅というのは今後難しいだろうというふうに思っております。

交通体系の中で、道路のネットワーク上、どのような形のポイントに作成していくかということについても十分考えていかなきゃならない。ただ単に、その道の駅があるから、立ち寄っていただけるといふことでは大変厳しいだろうと。観光施設であるとか、あるいはシルバー層が立ちどまっていたくような施設であるとか、さまざまな複合的な施設ということの関連の中で道の駅を考えていくということも一つの考察だろうというふうに思っております。

ただ単に、あそこに道の駅があるからという形で利用していただけるという考え方の中には、やはり市民にも利用していただけるということを十分頭の中に置いていかなきゃならないだろうというふうに思っております。地域の地産地消という形の中で、新鮮なものを食べていただく。おいしさを味わっていただくということも大事だろうというふうに思っております。

今後、どの場所で、どんな道の駅を策定していったらいいかということもしっかりと構想を練っていかなきゃならないというふうに思っております。一度また、議員のほうからも道の駅構想につきましては、先ほどもいろいろと御指南いただきましたけれども、もう少し具体的な形で、どういう形で複合的な道の駅をつくっていくかということをもた御提案いただければと思っております。

単に道の駅だけを置いたんでは、私は、大変今の時代では難しいということも思っております。複合的な施設の一環として道の駅があるべきだろうというふうに思っております。また、知恵を出しながら研究してまいります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高次郎） 平野議員。

7番（平野広行君） 市長の答弁のとおりでありまして、私もそのように思っております。これは今後課題として、皆さんで考えて、どういった道の駅をつくれば、弥富はこんな素晴らしい道の駅があるという、お客さんも引きつける、そういった魅力ある店づくりをしていきたいと思っておりますので、また皆さんと一緒に考えていきます。よろしくお願いいたします。

次に3点目ですが、第2章、快適で安全・安心な弥富の中で、消防・防災の充実について伺います。

この中で、現状と課題について、東日本大震災では、被災地の消防団員が大変厳しい状況下において広範な活動を長期にわたって行い、地域住民から高い評価を受けました。本市では、消防団員の確保や昼間の消防力の維持が課題となっていますと述べています。

現在、本市では、定員372名に対し実員325名で、47名不足しています。消防団員の不足、これはどこの自治体においても同じだと思います。

昨年の3月定例会におきまして、伊藤正信議員が女性消防団員について質問されています

が、それに関連して質問させていただきます。

伊藤正信議員の質問に対して、防災安全課長は、愛知県下において活動している女性消防団員は、機能別消防団員という形の考えの中で、防火訪問や消防団のPR、火災予防思想の普及などを行っているようですと述べ、現在、本市では女性の団員はいませんが、今後の検討課題としていきますと答えています。

一方、市長は、女性消防団員と言う前に、男性消防団員に対する再編成をどうしていくかということについて全力を挙げていただきたいというふうに思っていますと答えています。出初め式のときにいただいた資料の中に消防団員募集のチラシが入っていました。その中に、女性の方の入団もお待ちしておりますと書いてありますから、その後よく検討され、このようなチラシをつくられたと思います。

これですね。消防団員募集。一番下のところにピンクで、女性の方の入団もお待ちしておりますと書いてあります。

安倍総理も最近よく言っているのは、日本で活用されていない資源の最たるものが女性の力と力説しております。男女共同参画社会であり、また第6章では、ともにつくる自立した弥富の中で、男女共同参画推進条例に基づき計画的に進めていくと述べております。このようなことから女性消防団員の登用は大変重要であると思います。本市では女性消防団員にどのような形で消防団活動を求めていくのか。そして、何名ぐらいを目標に採用を計画されているのか、伺います。

そしてまた、現在、女性消防団員として採用されている方は見えるのか、伺います。

そして、もし成果指標を立てるとするならば、平成30年において目標は何名でしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 現在、女性の消防団員はおりません。ただし、平成26年度より1名が入団する予定でございます。1名でございますので、機能別消防団としての活動は難しい面があると思いますので、当面は男性の消防団員と同じ任務についていただくことになると考えております。今後、女性の消防団員がふえた段階で、適性に応じた活動をお願いしたいと考えております。

また、平成30年においての目標は特に設定しておりませんが、女性消防団員の確保に努める必要性は感じております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） そこで、弥富市の近隣の市町村において、女性消防団員を採用している自治体を少し紹介させていただきます。

まず岩倉市ですが、現在、女性消防団員は1名であります。この方、非常に元気のいい方

でありまして、60歳以上の方だそうであります。一般の分団に入って、男子と同じように活動されているというふうに従っております。また、年齢ですが、岩倉市では18歳以上、年齢制限はありません。上限なしであります。

津島市は女性消防団員17名、こちらは本部付の団員で、主にソフト面の活動をされているということであります。平均年齢41歳、最高年齢51歳で、こちらのほうも年齢制限はありません。18歳以上、上限なしということであります。

それから豊明市、女性消防団員1名であります。こちらは25歳の女性で、分団に入って男性と同じ活動をされているそうであります。こちらも年齢制限はありません。18歳以上、年齢の上制限はありません。

常滑市、女性団員は、本部付団員で6名、主に広報活動が中心となっております。こちらも18歳以上で、年齢制限はありません。

知多市は11人です。各分団に数名ずつ配置されているそうです。年齢は24歳から53歳までの方が現在活動されていると、こんなように従っております。

そのほか、みよし市が50人、北名古屋7人、半田市7人、こんなようなところが現在の女性消防団員の活躍しているところでございます。

続きまして、消防団員の募集についてですが、本市においてはホームページ上で団員の募集を行っているのでしょうか。まず伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） ホームページのほうで消防団員の募集を行っているかということですが、ホームページのほうの掲載につきましては、現在準備を行っているところでございます。

ちなみに広報のほうでは、3月号で消防団の特集を掲載しまして、PRに努めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 今、答弁がありました。私もホームページで確認しましたが、現在、消防団員募集のコーナーはありませんでした。

他の地区のことをちょっと、ホームページ上のことを御紹介します。

まず、消防団に関する質問というふうなことで掲載してありまして、消防団って何。火事や火災が起きたら、消防団はどんな活動をするのか。災害時以外にも活動はあるのか。訓練等はいつ行っているのか。女性にもできる活動はあるのか。報酬は出るのか。活動中にけがをしたら、どうなるのか。こんなような項目を設定して、それに市側が答えるというようなふうになっております。こんなような弥富市消防団に関するコーナーを本市でもつくって、ホームページ上に載せて、団員の募集をしていただきたいと思います。

消防団活動は、単に火災に対応するだけではありません。東日本大震災でわかるように、災害時における消防団の活動は非常に大事であります。地域に密着し、有効な救助活動ができるのも消防団であります。したがって、団員の確保には最善を尽くさなくてはなりません。しかし、仕事をする傍ら、消防団活動をするには困難もつきまといます。

そこで、横浜市が平成24年3月31日に施行した70歳定年制、あるいは岩倉市、津島市、豊田市、常滑市といった自治体においては定年制がありませんが、これらの件についても検討してみてもどうかと思います。

横浜市の場合、平成25年4月1日で56歳以上の消防団員は、男子1,902名、女子360名の合計2,262名であり、女性の平均年齢は51歳で、男性団員の中にまじって同じ任務を行っているようであります。

現在の本市の60歳定年制では、現役で仕事に従事している方がほとんどであり、自由な時間を持った方は少ないわけであります。60歳を過ぎてから、初めて自由な時間が持てるわけですから、定年の年齢を70歳に上げたほうがいいと思います。

また、本市の場合、その一方で、60歳から70歳ぐらいの方を中心とした自主防災組織の充実を考えるのも一案であります。消防団を充実させるのか、また自主防災組織を充実させて、対処するのかの選択ではなく、どちらも充実させて、防災活動には万全を期すべきであると思います。

昨年の3月定例会における市長の答弁にもありますように、まず男性消防団員の再編成を考えているという考え方にもマッチすると思います。

そこで、この70歳定年制、さらには定年制なしといったことについての考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 自主防災会の活動と消防団の活動につきましては、その活動範囲が違うため、同一視することは難しいと思いますので、議員御指摘のとおり、両方が充実していく必要性を感じております。

定年制につきましては、以前に同様な意見を市民の方から伺ったことがあります。近隣の市町村では定年制があるところは少数でございますが、60歳以上の方が消防団活動の中心を担っている市町村はありませんでした。

昨年11月に発生した楠地区の火災では、午前0時まで12時間に及ぶ消火活動を行いました。個人によって体力差はあると思いますが、体力面も考え、仮に現在の60歳未満の年齢制限をなくしても、基本的には現在の体制を維持していきたいと思います。

ただし、消防団の活動は、消火活動だけではなく、防火活動や地域に対する初期消火活動などの啓発もありますので、機能別消防団として、今後60歳以上の方の活動についても研究

してまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、弥富市の消防団は、1分団につきまして23名の定員でさせていただいております。そして、16分団ございますので368名になるわけでございますが、それに団長、中隊長という形で4名加わりまして、現在は372名になっておるわけでございます。その定員数が約50名減ってきているということでございます。これは、とりもなおさず行政改革の一環でございます。本当に消防活動に携わった人に対して費用弁償していこうということが市民の声としてもありました。そして、今までは分団に経費の支払いをしておったわけですけども、それぞれの個人に支払いをしていくということが本来のあり方ではないかという御意見をいただきました。まさにそのとおりでございます。それぞれの分団に対して、費用弁償であるとか、分団としての団員に対する報酬を出しておったわけでございますけれども、これも行政改革の一環として実施したわけでございます。そして、本当の団員数が、その50人を欠けてきてしまっているというのが実情でございます。だから、ここでもう一度再構成していかなきゃならないというのが私の考え方でございます。本当に消防団員として、このまちを守っていただく、あるいは防災、そういったことに対しても携わっていただくということに対する意識、そういうことに燃えていただくということが大変重大だろうというふうに思っております。本当に活動していただく消防団員という形の中では、極めて社会環境の中ではその構成をしていく上においては難しいわけでございます。市の職員も含めて、再度検討していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 先ほど部長のほうからも答弁がございましたが、楠であった産業廃棄物業者のスクラップ置き場で起きた火災ですね。会社は違いますが、数年前にも同じ業種のスクラップ置き場で同じような火災があり、全分団が出動しております。

火災の発生は昼少し前の11時50分ごろだと思いますが、この時間帯ですとほとんどの団員が家にいないわけです。出動命令が団長に入り、団長が団員に連絡するわけですが、仕事ですから、仕事をほかって、すぐに消防団活動というわけにもなかなかいきません。しかし、そんな中でも、夕方までには全分団が出動し、夜中の12時ごろまで消火活動を行ったわけがあります。

このような場合、仮に70歳定年制、または年齢制限なしといった制度をしいていけば、仕事のない方が昼間出動でき、若い団員が帰宅した後、交代することもできるわけであります。このようなことから、一度検討をしてみてもいいと思ひ、質問したわけであります。

数年ごとに同じような火災を繰り返しては大変迷惑なことであり、火災発生元の産廃業者に対して、二度と火災が発生しないよう、しっかりとした改善策を立てるよう強く求め

ていきたいと思いをします。

そこで、現在までにこの業者から改善策が示されていれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思いをします。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、南部消防、それから名港管理組合、そして弥富市といったところで改善命令についての審議をしております。それで、一定の改善の方針が生まれて、例えば山を小さくして小分けにするとか、それから消火施設についてしっかりしたものをつくるとかといった形のものでございまして、立入検査につきましても先月行っております。そういったことで、現在、改善の方向に向かっておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） 災害時においては、各地域において、消防団、自主防災会が果たす役割は非常に重要であります。我々市民も、自分たちのまちを自分たちで守るんだという強い意識を持って自主防災会の活動をしなければなりません。行政としても、その活動に対する指導、支援をしっかり行い、市民と協働のまちづくりを目指していかなければならないということを申し上げ、質問を終わります。

議長（佐藤高君） 暫時休憩とします。再開は3時20分とします。

~~~~~

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に那須英二議員、願いをします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

私の大きなテーマといたしましては、今後の弥富市の保育行政についてでございます。

昨日、平成26年度の市長の施政方針では、子育て支援対策を最重要課題として、拡充を図り、定住人口の増加に努めてきたと。これからはさらに将来を担う子供たちの体力と学力の向上も視野に入れ、教育環境の一層の拡充を図っていきたくないと述べておりましたが、今後、こうした最重要課題をどのように位置づけて、どのように具体的に進めていくのか、お聞かせ願いたいと思いをします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富市の子育て支援、他の自治体に負けないように一生懸命頑張っているつもりでございます。さまざまな子育て支援をさせていただいております。一つは、き

ようも那須議員のほうから後々保育所についての御質問もあるわけですが、保育所においても、現在は白鳥保育所の建てかえという中で工事を急ピッチにして、この12月、もしくは年明け1月は開所していきたいという方向でございます。弥生保育所に続きまして、そういう形をしているわけでございます。

また、今回は防災機能を備えていこうということで、保育所の屋外に階段をつくりまして、屋上に一時的な避難をしていただくというようなこともしておるわけですが、まずは保育行政の根幹をなす御質問でございますので、私は、そういうような観点からの回答ではなくて、いわゆる厚生労働省であるとか、あるいは児童福祉法という観点からお話をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

御承知のように厚生労働省が指針として出しております、いわゆる保育所指針でございますけれども、子供たちの発達とどう向き合っていたらいいか。これが保育所の大きなお仕事ですよということをうたっております。子供たちは日一日に成長していくわけでございます。保育所の責任者である所長、そして保育士、この人たちが子供たちを育てていく、心身の状態をしっかりとつかんでいく、こういうことが大変重要だろうというふうに思っております。

また、2点目に対しては、保護者に対する支援をどうしていくんだということでございます。保育所の役割は保育でございますので、お預かりをするということがメインになります。お母さんたちがお仕事をされるという中で、子育て支援のかわりをしていくわけでございますので、子供たちの子育て支援の役割をしっかりと果たしていきたいというのが2点目でございます。

それから3点目は、職員の資質の向上。これはやはりいろんな形のものがあるわけがございます。保育所は、そういった意味では、保護者との兼ね合いであるとか、かかわり合いであるとか、あるいは地域とのかかわり合い、そういったようなことが保育所にも向けられるわけでございますので、保育所職員の資質の向上をしっかりと図っていかねばならない。そういうことが厚生労働省の保育指針に定められておりますから、これをしっかりと守っていくということだと思っております。

そしてまた、三宮議員もよくおっしゃいますけれども、児童福祉法についてもしっかりとその意義を正していくということが大事だろうというふうに思っております。

今、私は、いろんな自治会の中で、子供たちの体力、学力についてお話をさせていただいております。小・中学校の児童・生徒の体力は、全国平均的に見ても全体的にレベルが下がってきているということが言われております。昨年12月には大手の新聞を中心にして、体力の衰えということが書かれておるわけでございます。そういったことについても、教育委員会、学校、あるいは家庭の中でしっかりと子供たちを育てていかねばならないというふうに思っております。

また、学力については、大変残念なんですけれども、どこの小学校とは申し上げられませんが、愛知県の平均を下回った小学校がございます。これは大変重要な問題だろうというふうに思っております。教育委員会の立場として、もっとストレートに言うならば、熱血漢の先生を弥富市に引っ張ってきていただきたいということを中心に、子供たちの学校環境を変えていかなきゃいかんというふうにも思っております。また、私たち行政としての役割は、やはり子供たちの環境をしっかりと整備していくこと。そういった形の中で、学力もしっかりと、中期的な課題になりますけれども、もう一度子供たちの学力をつけていくような形でしていかなきゃならないというふうに思っております。

具体的には、もし追加答弁させていただくならば、教育長のほうと話をしておりますので、体力、学力について答弁させていただいても結構かと思っております。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

先ほど市長が申しあげましたように、学力と体力向上につきましては、教育委員会と十分な協議をしまして、各小・中学校へ新年度に向けて、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今までの子育てに対する、保育にかけるものと、プラスして、体力、小・中学校にも目を向けていくということでもございました。

ただ、今、本当に国のほうから、先ほど市長からも答弁の中にありましたけれども、保育にかける指針が見直しされる時期というところで、この26年度中に市町村でも基準等を決めていかなければならないという時期になっております。

これまでの弥富の保育行政は、本当に子育てするなら弥富でというキャッチフレーズどおり、また市長自身が施政方針の中でも述べられていたとおり、住民のニーズに応えるよう大きく努力されて、公立保育所が9カ所ということで、しかも、どの園でもゼロ歳児、8カ月とか、3カ月とか、6カ月とかいうのはあるんですけれども、弥生に関して言えば3カ月、ひのひに関していえば6カ月、その他は8カ月から受け入れが可能ということと、あと、入所したい時期の前月の25日ぐらいまでに申し込めば、その翌月から入れるという、基本的には待機児童がゼロという状況と、あとは保育料が18年間据え置かれてきて、全国から比べても低い平均である愛知県平均のさらに35%ほど安い保育料と。本当に他の市町村から比べてもすぐれたものとなっていると思っております。

その結果、この少子・高齢化の時代の中で、近隣市町が1割、2割と子供の人口が減っている中で、ほとんど子供の人口を減らさず、この弥富の発展を支えている土台になっていると思っております。これ、ひとえに多くの弥富の住民の方や保護者の方、そして行政

が一体となつてつくり出してきた宝とも呼べるものだと私は感じております。

しかしながら、いまだにこの社会全体を見ますと、雇用状況は、正規職員ではなく、非正規職員、パート、アルバイトの不安定雇用などがどんどんどんどんふえ続け、この需要は、アベノミクスとか言われているように、パート、アルバイトなどの非正規はふえていると。しかし、正規職員はなかなか雇用しない、できない状況で、未婚の若者が多いと。だからこそ、この少子・高齢化の問題に対して、何も解決できていないという状況でございます。そればかりか、4月から消費税増税などでさらなる負担感で、より一層結婚できない、少子・高齢化が加速するという事まで懸念されております。

そこで、今まで以上に大きな子育て支援をしていかなければ、人口の増加どころか、減少していつてしまう可能性が大きくなります。

市長には、そのあたりも含めて、これからの保育行政や子育て行政について努力していただきたいと思っております。

さて、現在、我が国では、社会保障と税一体改革の中で、保育に関して、先ほど言ったとおり、新制度ということで新たな基準を設けようとしております。

このもとは、児童福祉法の24条第1項の市町村の保育実施義務をなくすという、前の予定でございました。そして、保育を民間市場に全部委ねるとというのが、大枠のもともとの制度でしたが、しかし、多くの保護者や保育関係者などから反対の声が広がって、運動も広がって、この24条第1項の、要は市町村の責任で公的な保育をするという義務が残って、これが民意であるということが証明されたんじゃないでしょうか。

しかしながら、根本的には、この新しいシステムの内容は、民間活力と称して、なるべくお金をかけずに、ただ待機児童を減らし、雇用悪化という状況に対して、多様化する保育ニーズに対応していこうというものなんです。世界の中で日本がどういう状況かといったら、保育や幼児教育にける公的支出というのは本当に最低レベルと。ヨーロッパ、OECD諸国の平均の半分以下、それしかお金をかけていない状態。これでは、少子・高齢化の問題とまともに向き合って、本当にこれを解決していこうという姿勢が見られないと私は感じておりますが、市長にも、ぜひそういった視野に立って市長会などでも発言していただき、国や県にも、弥富の保育がしっかり運営できるように要請していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

弥富市の保育行政においては、今、待機の子供さんは一人もおりません。そして、さらにゼロ歳児教育ということに対して、3カ月から、そして6カ月からという形の中で、通常8カ月からお預かりするところを前倒し、前倒しという形の中でさせていただいているところ

が現状でございます。

最近ではゼロ歳児の方が非常に多くなってまいりまして、その子供さんたちにかかる保育士の数というのは非常に急増しているわけですね。我々としては、正規の保育士という形のものが一番望ましい形であることは重々承知しております。しかし、これもやはり財源との兼ね合いもございます。そうした形の中で、嘱託職員という形で経験者の方を臨時雇用させていただいているのも実情であります。

そしてまた、年間では、毎年毎年ですけれども、そういったようなことの進捗に対して、補正予算を人件費として認めていただいているのも実態でございます。

まずは子供さんをお預かりさせていただこうということに対して、待機をなくしていこうということが一番の主目的に置いているわけでございます。いずれの自治体においても、幼児教育ということに対しては、今後、子ども・子育て会議の中でこの1年間しっかりと議論を重ねていくわけでございますけれども、幼保一体改革、幼稚園でゼロ歳児、1歳児をこれから預かっていただけないか。あるいは保育機能を持っていただけないかということが子ども・子育ての大きなポイントになってくるわけでございます。弥富市にも私立の幼稚園が2カ所あります。そういったことに対して、私自身も今働きかけさせていただいているというような状況でございます。いろんな自治体の実例を考えながら、しっかりとした幼児保育、あるいは保育所の運営について学んでいきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 先ほど、一番最初に市長が発言していた内容と、ちょっと大きく矛盾するのではないかなと思うんですけれども、先ほど子供の発展にどう向き合うかと。ただ預かるだけじゃなくて、その人格形成に係る成長の発展ということで、今後取り組んでいきたいと。体力づくりや知能づくりに対してもやっていきたいとおっしゃる中で、ところが、国の方針は、待機児童をただなくすというような方向で、お金をかけずに何とかやりくりしようということで乗り切ろうとしているんですね。ところが、世界の基準で見れば、日本は本当に低い水準であるということをやっぱり認識していただきたいんです。

そこにおいては、市長としては、そういう基準に立って、やはり日本っておかしいんじゃないかということで、本当に国に対しても要請していくという姿勢が求められていると思うので、そういった部分でしっかりした視野に立っていただきたいなと思っているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 全国の自治体、特に政令都市であるとか、あるいは100万都市というようなところにおいては、保育に関するいろんな問題、課題があることも重々承知しております。そういうふうな状況の中においては、日本全体の大きな問題であろうということの中

で、いろんな対処の仕方も今国としては施策としてやっているわけでございます。ただ単に、お金をかけないでどうのこうのということじゃなくて、いかにして、例えば保育機能とか、待機児童をなくしていこうということに対しては真剣に取り組んでいる自治体が多いわけでございます。決してそういう形ではなくて、お金をかけないでどうのこうのじゃなくて、子育て支援の大きな一環として、保育所、あるいは幼稚園というところがどういう機能を果たしていかなきゃならないかということこれから真剣に考えていく時代だと思えます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 例えば弥富で言えば、待機児童がゼロという状況がこれまで続いてきて、守り抜いているわけでございます。この弥富の保育は、本当にそういう観点からすればすぐれていると思っているんです。それが、じゃあなぜほかの自治体でできないのかというのがやっぱり大きな問題だと感じています。

そして、先ほど市長もおっしゃられたように、職員に対して、もっと正規職員を本来で言えば雇っていききたいという思いがありながら、それが財源のためにできないというのであれば、やっぱり財源を引っ張り出してこなければいけないわけですね。それに対して、日本の基準でいうと、まだまだ低い水準だということをやっぱりしっかりと認識していただきたいなと思っております。

新しい制度で、今後予想される大きな流れの動きといたしまして、認定こども園の導入や民営化の動きがございます。

そこで、まず認定こども園や保育の民営化の問題点、そして危惧されるような案件があれば、市側の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 保育園の民営化の問題点はということかということでございますが、新制度での幼保連携の認定こども園は、学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設でございます。満3歳以上児の受け入れが義務づけられ、標準的な教育時間の学校教育を提供するとともに、保育を必要とする満3歳未満児は、保護者の就労時間等に応じて保育を提供するものでございます。

国におきましても、今後はこのような幼保連携認定こども園への移行を推進するものと考えられます。

本市におきましては、ニーズ調査の結果も踏まえまして、移行してからの問題点も検証いたしまして、子ども・子育て支援事業計画の中で方針を定めてまいりたいというふうに考えております。

次に、保育所の民営化についての御質問でございますが、本市におきましては、これまで

市内には私立の保育所がなく、公立の保育所だけでございました。しかしながら、就学前の子供が全て保育所に通っているわけではなく、幼稚園や弥富市外の私立の保育所に通ってみえる子供も多くあるわけでございます。

また、他の市町村では、市町村内に公立と私立の保育所、両方があり、保護者の皆様はそれぞれの特色の中で選択をしてみえるところもあると聞いております。

今後、新制度の中でどのような方向がよいのか、検討していくことは必要だと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 大きく私も問題点を考えてまいったんですが、一つは、安全性の問題であるとか、一つは、利用料金の問題、保護者の負担や金銭的な理由によるサービスの格差、または働く職員の待遇や環境の問題があるんじゃないかなと思っております。

まず、安全性の問題として、基準について伺いたいと思います。

御承知のとおり、26年度内にさまざまな基準はこの市町村で決めていかなければならないので、そのことについても触れていきたいと思っております。

現行の保育における面積の基準、そして子供の人数に対する人員配置の基準は現在どのようになっていますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、保育室の面積の基準でございます。まず乳児室、ゼロ・1歳児につきましては、1人につき1.65平方メートル、また保育室を設けた場合は、1人当たり3.3平方メートルでございます。次に、2歳以上の保育室につきましては、1人につき1.98平方メートルでございます。

次に、保育室の基準がどうなっているかということでございます。まず、ゼロ歳児につきましては、3人に1人の保育士でございます。1・2歳児につきましては、6人に対して1人の保育士でございます。3歳児につきましては、20人につき1人の保育士でございます。4歳・5歳児につきましては、30人に1人の保育士でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今後、新しい指針が今まだ国のほうで調整されているところだと思いますけれども、基本的には、国の方針がどうあれ、現在のこの基準を最低でも下げない。むしろもっとゆとりのある方向に持って行っていただきたいと思っておりますが、そのことについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） こちらの基準につきましては、新制度に移行後も守っていきたい

と考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、守っていきたいということで回答をいただきました。ぜひ守っていただくだけではなく、さらに余裕を持てるような基準にできたらいいかなと思っております。

また、利用料に対しても、今の自民党政権が、選挙公約でも3歳児未満の保育料を無料化すると……。

〔「以上」の声あり〕

4番（那須英二君） 以上ですね。失礼しました。以上の児童に対しては無料化をしていきたいということで選挙公約で上げていたにもかかわらず、その実現はしていないというところでは。

先ほど申し上げたとおり、国際的な水準と比べても日本は本当に負担が大きいということもあって、国がやらないならば、市が防波堤となって住民の負担を引き下げていく方向で考えていただきたいと思うところと、やっぱりこれに対しては、特に先ほど申し上げたとおり、児童福祉法の24条の第1項が復活、わざわざ復活したと。公的責任で子供の面倒は見るんだということが証明されたわけでありますから、国への要望もしっかりとしていただきたいと思っておりますが、市長のほう、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員のおっしゃるとおりでございます。社会保障、税一体改革の中には子育て支援ということが含まれておるわけでございます。そして、3歳児以上の子供さんに対しては無料にしていきたいというのが先回の選挙の公約でもありました。残念ながらその公約は今のところ達成されておりませんけれども、今度の子ども・子育て会議の中には相当な予算が組まれてくるというふうに思っております。これは、平成27年度からになるわけでございますけれども、その辺の成り行きも注視していきたいというふうに思っております。

私どもといたしましては、大変お金のかかる保育行政でございます。保育行政の予算を見ていただければわかるわけでございますけれども、今、9つの保育所の中で約10億近くのお金がかかっているということが実態でございます。そういった形の中で、正保育士、そして嘱託職員、臨時職員においてはしっかりとそのバランスも考えなきゃならないということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

例えば10人の嘱託職員というか、臨時職員の採用することを正職員に置きかえると3,000万円以上のプラスの人件費になるわけでございます。こういったこともしっかりと御理解をいただきながら、我々としては、子供さんたち、あるいは親御さんたちに迷惑をかけないよ

うな形で、まずは保育行政の中でしっかりと子育て支援をするということが重要だろうというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 当然ながら大きな費用がかかっていくというのは承知しているところであります。ただしかし、本当に日本自体の水準が低いという認識のもとで、自治体がこんな負担が大変だと思われるのであれば、むしろそれこそ国のほうに要請していくべきだと私は考えております。

本当に今の弥富市の保育行政は、他の市町村と比べてかなりよいものとなっていると思いますけれども、しっかりとそういった保育が継続して運営できるような状況を全国的にも展開していく。それで、やっと少子・高齢化の問題が解決していくと思いますけれども、そういうふうな観点に立って、市長会等に対しても発信していただきたいという願いでございます。

では、また市のほうに戻しますけれども、今の保育行政で、もうちょっと改善していきたいんだけれども、それがまだかなっていないものがあるようなことがあれば、お聞かせいただきたいのでございますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 弥富市はこれまで子育て支援ということで、保育行政に全力を注いでまいりました。市長が申し上げておるとおりでございます。保育行政、弥富市におきましてはございませんが、都市部においては、先ほど市長が言いましたように待機児童があるということでございます。27年度から子ども・子育て支援事業計画の中で、こういったものをきちっと26年度に議論して、27年度スタート、時間は短いわけでございますが、しっかりと議論し、準備していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういうことじゃなくて、ごめんなさい。今後、弥富市自体で改善していくところがあるとすれば、検討されているということで、一時保育を拡充していくということが、前回、鈴木みどり議員の質問の回答にもあったかと思うんですけれども、そういった計画ですとか、また今後、まだ検討課題となっているのは、病時保育、病気になったお子さんが安心して預けられるように、仕事を急に休まなくてもいいような部分に対しても、しっかりとフォローできるような保育の充実、拡充の仕方ということで検討していただきたいなと思っております。

それは、多分今ニーズ調査等で調査されておると思いますが、それを含めて、しっかりと住民のニーズに応える保育行政を拡充していただきたいと思っております。

話は変わりますが、先日いただいた資料がありますけれども、職員の配置の問題でございます。

職員の配置を見ると、確かに、先ほど申されたように、人間的な配置の基準は守られていると思っております。しかし、ぎりぎりの構成で、ゆとりがないように感じられます。また、臨時保育士や派遣保育士の割合も年々ふえている。特に派遣に関してはそのウエートが大きくなっているように感じておりますが、これについてはどのように考えておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 職員配置についてお答えします。

現在、保育士の配置につきましては、原則各クラスに正規保育士1名を配置し、子供さんの数によって、保育士数の最低基準を満たさない場合や、お子さんの状況によって基準より多くの保育士を配置するような場合、臨時保育士などを配置しております。ここには派遣保育士も含まれております。

近年、乳児の方の入所が急増しておりますので、全体的に見て、非正規の保育士の方の割合が年々ふえていることは事実でございます。

一方では、一般事務職員、技術職員、保育職員などの全てを含む正規職員の定員管理の適正化につきましては、財政状況が厳しい中、持続可能な行政運営、市民サービスの水準を維持しながら、事業を継続していくには、職員数の削減、人件費全体の縮減を図ることが求められておまして、平成18年の合併から今日まで、22人の正規職員数の削減をしておりますが、保育所の正規保育士の数は減らさず、増員に努めております。

先ほど市長の答弁にもございましたが、社会経済環境の変化などから業務内容が複雑化、多様化している状況の中、限られた財源や制限ある人員で効率的な業務の遂行を図るため、これは市役所の業務も同じでございますが、臨時職員、再任用職員、嘱託職員といった非正規職員の活躍に期待せざるを得ない現状でございます。

今後5年間で11名の保育士が退職を迎えますので、臨時職員、再任用職員及び嘱託職員の配置との兼ね合いを十分考慮した上で職員採用計画を進めてまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 厳しい経済状況というところばかり強調されて言われておるんですけども、一昔前は保育所に臨時職員や派遣職員がおるということは考えられなかった状況ですよね。それが、いつの間にか半分ぐらいになっている。むしろ半分以上になっているという状況は、やはり異常な状況だと言わざるを得ないんかなと思っております。

やはり国の方針でそういうことで、お金をかけない行政ということで人員の削減をどんどん遂行していった。その部分において、保育にかける予算はしっかりと確保するという観点

から、今、市のほうで財政状況が大変だと言われるのであれば、やっぱりここも強く要請していくべきだと私は考えております。

例えば、ちょっと伺いたいんですが、保育士の有休の消化率というのはどのようになっていますか。今わかりますか。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 保育士の年次有給休暇の取得状況について答弁をさせていただきます。

保育士の年次有給休暇の取得率は年で平均9.1日でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そうしますと、20日間ある中で半分以下しかとれていないという現状ではないかと思えますけれども、間違いありませんね。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） この日数につきましては、一般行政職も同じでございます。半分しかとれていないといえ半分かとれておりませんが、そういう状況でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、有給休暇に対しても半分しかとれていない。もちろん役所内にいる事務職員もとれていない状況でありますけれども、そうした休みのとれない状況であると、多くのニュース等でも、バスの事故でもぎりぎりのシフトで行っていたからこそ事故が起こった。特に保育行政に至っては、事故は絶対にあってはならん。そういうところでございますので、そういった部分に対して、しっかりとした配慮も必要であると。特に今も市長が、これから人を育てる保育というようなところでしっかりとやっていきたいと考えられているようでございますから、そうした部分においても、ぎりぎりの人数ではなくて、余裕を持った人員構成にさせていただきたいと。もしそれがかなわないのであれば、本当に国のほうにもしっかりと要請していく必要があり、その姿勢が求められているんじゃないかなと思っております。

日々の多忙な業務、人員的にも本当に余裕がないという状況も、あと、お昼もなかなか休憩を教室でとったりして、休めない状況だと聞いております。しっかりとそういった部分に関して、休めるような状況にしていく人員配置が必要だと思いますし、あと、毎年のように育児休業の保育士が平均してもあると思うんですけれども、その部分においては、私は正規職員で充当できると考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず年次有給休暇の取得状況につきましては、愛知

県平均とほぼ同じでございます、弥富市だけが特段に悪いというものでもございません。

育児休業等々をとられる職員についても、きちんと手当てをしておりますので、その点について、保育に支障を来すものは何もございません。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 愛知県の平均だからいいという話ではなくて、やっぱりしっかりとぎりぎりの配置じゃないというところを、皆さん自身も大変な思いをしてやってみえると思うんです、日々の業務を。その部分に関して、国に対してもしっかりと要請していく姿勢、今こうだからと。これで諦めてしまうんじゃないで、しっかりとその部分に関して、拡充していくような方向で、強い姿勢を持っていただきたいなと思っております。

そして、後段の質問に関しては、育児休暇をとられている保育士が今平均で7名ほど毎年いると伺っておりますけれども、せめてその部分においては、ずっと大体平均で7人おるということは、その7人は正規職員で雇えるんじゃないですかということを聞いているんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほどの正規職員と臨時職員と再任用職員、嘱託職員との全体計画の中で育休の対応についても考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） できる限り経験豊かな、これから経験していく、しっかりとした正規職員になって、今の正規職員の方も本当に大きな負担があると思うので、それを経験できるようにしていただきたいなと思っております。

そして、もちろん臨時職員に対しても、その部分を埋めてもらっているわけですから、基本的には同一労働、同一賃金の同一待遇の観点に立ったことで、臨時職員に対しても、働きやすい環境を整備していくことが必要だと思っておりますので、そのあたりについてもお願い申し上げます。

保育とは、ただ単に子供を預かればいいというものではないということで、市長も同じ方向で考えられていると思っております。

例えば大阪のほうでは、待機児童解消ということで、一見よさそうな印象を受けると思うんですけれども、その実は、はいはいもできないようなスペースの基準であったり、ただ寝かしつける、ただミルクを与えるということで、待機児童をなくすことで受け入れていることもあるということで伺っております。例えばはいはいにおいては、乳幼児にとって大切な体力づくりの一環であり、本当にその幼児の基礎になる部分であったりするので、ただ預かるだけじゃないということと、また、例えば保育ママ等で家庭的保育というものもありますけれども、保育所では、自分と同じくらいの年代のお子さんや、お母さんくらいの大人、保

育士等がいて、その人たちとコミュニケーションを育むといったような大切な役割もあるんです。これこそが大切な成長を助けていく過程だと考えております。

ただ単に基準をクリアしているからいいやとか、とりあえず待機児童がないからいいやとか、何とか職員を回していけるからいいやじゃなくて、人を育成するという観点に立って、ゆとりと余裕を持った、質の高い保育行政にしていきたいなど。人を育てるということは、人的投資ということも踏まえながら、より一層努力していただきたいなと思っております。

そして、弥富の一番誇れる最重要施策として今後も取り組み、これをいろんなところにアピールしながら、市の人口増加もあわせて、市の発展につなげていただけたらよいなと私は考えております。

また、それに対して、予算が全然足りないと。本当に大変な負担があるというのであれば、やっぱりそれができるように、しっかりと国・県に対しても要望して、世界最低水準である、お金のかけない保育じゃなくて、子育てに手厚い支援をして、同時に、一刻も早く少子・高齢化の社会問題を解決するようにしていくべきだと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 全国の保育行政の矛盾というのがいろんなところにあらわれていることは事実だろうというふうに思っております。それが、この平成26年一年かけて、子ども・子育て会議の中でどう子供たちの教育をしていったらいいかということに対して、しっかりと協議がされるわけでございます。私どもといたしましては、市民の皆様にもアンケートを伺いながら、しっかりとした方向性を出していこうというふうに思っているところでございます。

ただ待機児童がいなければいいということは毛頭考えておりません。本来ならば、例えば乳児・幼児教育ということについては、お母さんに、あるいは両親に育てていただくのが一番いいということは御本人も一番よくわかっていただいていると思います。それが、私は子育ての基本だろうというふうに思います。しかし、女性の社会進出であるとか、あるいは社会環境の変化の中で、女性がいろんな形でお仕事してみえるということに対して、まず私たちの保育所の役割はどういうことだということに対して、先ほども申し上げましたように、保護者に対する子育て支援の応援をしていこうということを行っているわけでございます。そして、その環境に対してもいろんな形で整備をしていこうということでございます。全国的にはいろんな保育所、あるいは幼稚園というのがあると思います。今回、弥富市の幼稚園においても、積極的に3歳児未満の子供たちを自分たちの保育所、幼稚園で預かっていこうとか、教育していこうということが言われております。そうした形の中で、弥富市の全体の保育行政も変わってくるというふうに思っておりますので、いましばらく時間をいただ

きたいというふうに思っております。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 本当に市長おっしゃられたように、しっかりと人を育てるという観点を持って、今後の弥富の発展を願ひまして、質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~

午後4時05分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 横井昌明

同 議員 堀岡敏喜



平成26年 3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
|-----|-------|-----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 山田英夫 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>福祉課長   | 前野幸代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長 | 八木春美 |
| 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 | 財政課長             | 石田裕幸 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏 | 税務課長             | 伊藤好彦 |
| 収納課長             | 山守修  | 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

開議に先立ちまして、報告いたします。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から3年を迎えます。地震発生時刻である午後2時46分に合わせ、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 9番 横井でございます。

私は、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まず第1次弥富市総合計画及び中期財政計画について、質問させていただきます。

総合計画とは、弥富市の全体及び各分野の今後の方向性を示すものであり、市民と行政の共通の目標となるとともに、全ての行政活動の基本となるものであります。国で言うならば日本国憲法でございます。その地方自治版でございます。

第1次総合計画は基本構想が平成21年から平成30年までの構想で、その構想の施策である基本計画の後期分、後期計画は平成26年から平成30年までの5カ年であり、基本計画を具体的に実施する事業や事業費を定めたものが実施計画で、毎年度見直しを実施するものであります。

まずは基本的なことを質問させていただきます。

今まで総合計画とは市民と行政が弥富市の進むべき今後10年間の方向を示し、全ての行政活動の基本となるもので、弥富市の最上位計画として位置づけられておりましたが、地方自治法改正により、同法第2条第4項において、基本構想の策定の義務がなくなりました。私も地方自治法を確認しましたが、確かに条文は削除されております。

それでは、総務省はそれにかわるべき何かを要求しているのか、単なる廃止されたのであるか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 地方自治法の第2条第4項において基本構想の策定が義務づけられておりましたが、地方自治法の改正によりその策定義務はなくなりました。この廃止後、それにかわるものとしての決めはございません。

本市といたしましては、総合計画は従来から市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定していくべきものと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 総合計画は、今後も以前と同じように最上位計画であるという説明であったと思います。

では次に、総合計画と予算関係について、基本的なルールをお尋ねしたいと思います。

3年ごとにローリングする実施計画の項目や事業は、毎年当初予算に反映しているとお聞きしております。逆に、実施計画に掲載されていないものは予算計上ができないものとお聞きしております。

実施計画の資料を見ますと、事業費は片や2万円から片や数億円まで、また補助団体が一部上がっている、上がっていない団体もたくさんございます。何か基準を設けているのか、また実施計画にないものは今年度予算に計上されていないのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 実施計画は基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や優先順位、財源等を示したもので、計画期間は向こう3年間とし、成果指標等の改善状況や急速に変化する社会経済情勢の変化などを踏まえ、より効果の高い実施方法や新しい事業を常に検討する必要があることから、毎年度見直しを行い、新たな事業の取り組みが必要となった場合は実施計画に対象事業として掲げております。したがって、この実施計画に掲載がないから予算計上ができないというものではありません。

実施計画の対象事業でございますが、本市の将来像を実現するため効果が高いと判断した事業のうち、事業費が500万円以上の事業、そのほか1つとして計画期間に新規に実施する事業、基本構想における「やとみ重点構想」に掲げた事業を対象事業として掲載いたしております。

したがって、新規事業や基本構想「やとみ重点構想」に定められた事業は、500万円未満の事業でも掲載をすることとしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） それでは、弥富市の総合計画の後期基本計画についてお尋ねしたいと思います。

第1章「定住と交流、活力を生むやとみ」について、質問いたします。

これにつきましては、後期計画の24ページでございます。

現状と課題の中で、本市は平成22年に農業振興地域整備計画の見直しを行いました。今後とも社会経済情勢の変化や市民ニーズの動向に応じ、土地利用関連の総合調整を行い、これに基づく計画的な土地利用を進めていく必要があります」とあります。主要施策では、「土地利用に関する総合調整で、社会経済情勢の変化や市民のニーズ、動向に応じ農業振興地域整備計画の見直しを行うなど、土地利用関連計画の総合的調整を図ります」とあります。

実は、土地利用につきましては関連法令としまして都市計画法、農地法、それから農業振興地域整備に関する法律の3法がございます。この中で、どの法律もクリアするのは大変難しいと思いますが、一番難しいのは農林水産省の農林部が管轄する農振法であると思います。反面、市街化調整区域、要するに農振地域については農林水産の補助金が交付されております。市街化調整区域の農用地区域、優良農地から市街化区域に編入することが農業振興施策と相反する施策なので非常に難しいと思われま。

それでは市街化調整区域　これは農用地区域でございますけれども　の農地の優良農地化、要するに農用地の設定率はどれくらいあるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高君）　石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君）　それでは、横井議員の御質問に対して答弁をさせていただきます。

農用地の設定率についてでございますが、平成25年12月1日現在で、農業振興地域の面積が3,511ヘクタールでございます。そのうち農用地、いわゆる青地でございますが、面積が1,848.4ヘクタールでございます。したがって、農用地の割合は52.6%になります。以上でございます。

議長（佐藤高君）　横井議員。

9番（横井昌明君）　市街化調整区域の農用地は優良農地でございますけれども、52.6%ということをお聞かせいただきましたが、合併する前、十四山地区のたしか100%ぐらいあった。で弥富地区のほうが低いものでこの数字だったと思うんですけれども、優良農地がたくさんあるということが大変農業に対して有利なことだと私は思います。

土地利用については、第5章の農業振興地域計画との関連がございますので、また5章でお尋ねしたいと思います。

次に、市街化区域の計画的整備についてお尋ねします。これは後期計画の27ページでございます。

この前、私の友達が名古屋からやってきました。まず第一声は、弥富はまだまだ田舎だなあと言うんです。どうしてだと尋ねると、弥富の近鉄の駅から北を見ると、枯れたアシがい

っぱい生え原野のようだ。また弥富は夜になると大変暗いと。まだまだ節電を継続しているのかという僕との会話でありました。なるほどなあと思いました。

そのことについて、市街化区域の計画的整備についてお尋ねしたいと思います。

市街化区域の計画的整備の2で、「弥富駅周辺基本構想基本計画に基づき、JR、名鉄弥富駅の橋上化及び駅周辺の道路整備及びバリアフリー化」とありますが、近鉄弥富駅北にある田や重要河川等の整備はどうされるのでしょうか。もちろん駅周辺の再区画整理やJR、名鉄の連絡通路と一体的に整備するのはベストであると思います。

しかし、私はほかの案と切り離し弥富駅北の区画整理を優先させるべきであると思うがどうでしょうか。弥富にある唯一の未開発の土地であると思います。また、この地域を流れる準用河川の鯛浦川は相当埋まってきております。河川管理者は現場を確認され、早急にしゅんせつするなり、しかるべき対処をすべきであると思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、御質問の答弁をさせていただきます。

最初に、近鉄弥富駅北にあります田の準用河川の整備等につきましてを最初に答弁させていただきます。

近鉄弥富駅北の区画整理につきましては、昭和53年から駅周辺地区での土地区画整理事業を検討し、平成7年に事業化への機運が一番高かった駅中地区でございます。

今回、議員が言われますように近鉄弥富駅北地区につきましては、区域を優先して進めることといたしまして、地区役員方など役員会を開催して事業の推進を図ってまいりました。しかし、土地区画整理事業実施に向けた地権者との合意が得られず、平成16年の事業の中止を決定させていただいております。

このような経過がございまして、近鉄弥富駅北については、改めて区画整理事業を進めるには、計画区域となる地権者の合意を得る必要がございます。この手続な相当な時間を要することとなりますので、現段階におきましては区画整理事業費を優先させる考えはございませんので、よろしく願いいたします。

次に、準用河川のしゅんせつのごとでございますが、しゅんせつの維持管理についてですが、御質問の地域は流れております。準用河川は鯛浦川1号と鯛浦川2号がございます。

この区域は未整備区域となっております。周辺の土地を含め草生え状態となっておりますが現状でございます。現在は、河川の維持管理といたしまして、草刈り等も実施しておりますが、またしゅんせつ等につきましても現地を確認させていただいて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、佐古木駅前整備計画についてお尋ねしたいと思います。

昨年の夏でございましたけれども、出前講座で佐古木駅周辺基本計画の説明が区長さん等にございました。その後どうなったのでしょうか。総合計画後期計画には、佐古木駅周辺を整備するとあります。また、実施計画を見てもみますと、25年、26年、27年の予算内容は記載されておられません。

今後、佐古木駅整備計画はどのように進めるか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 近鉄佐古木駅南の整備計画はどうなっているかとの御質問でございますが、現在、佐古木駅前南口の広場整備計画につきましては、平成25年度に用地測量及び詳細設計業務を発注しているところでございます。

業務内容といたしましては、昨年度実施いたしました佐古木駅周辺基本計画補完業務において定められた整備区域基本といたしまして、駅の利用状況などを検討いたしまして、適切な整備区域の詳細設計及び用地測量等を実施するものとなっております。

現在までに、駅前広場と県道を接続する市道の路線測量及び土地所有者との土地境界確認の立ち会いと、駅周辺の利用状況を把握するために交通量の状況調査を実施してまいりました。

これらの結果を踏まえまして、愛知県、公安委員会等との関係機関協議と、適切な整備区域を決定するために情報の整理及び将来の利用予測などに基づいた整備計画案を作成しているところでございます。

今後の実施計画の進め方につきましては、整備計画の予定区域内の土地所有者の理解を得るための協議・調整を最優先とすることとし、この予定区域内に弥富市以外にお住まいの土地の所有者の方もお見えになりますので、事業計画に対する御理解をいただけるよう説明してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 横井議員。

9番（横井昌明君） では次に、道路網の充実について質問いたします。

これは32ページでございます。

主要施策の地域高規格道路一宮西港道路 これは東海北陸自動車道の南進でございます
の早期実現化及び名古屋三河道路の計画化を国・県に要請するとあります。

一宮西港道路についてはよく知られておりますが、名古屋三河道路については余り知られておりません。名古屋三河道路の計画として知多半島やその周辺を調べましたが、そのような道路計画が見当たらないが、具体的にどのような道路であるか説明してほしいと思います。

議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、名古屋三河道路はどのようなところかということでご

ざいますが、名古屋三河道路につきましては、名古屋地域、名古屋市を含みますが、三河地域、岡崎市を結びます自動車専用道路として計画されている道路でございます。伊勢湾岸道路の南に計画をされ、第2伊勢湾岸道路とも言われております。また、この道路につきましては、平成6年に地域高規格道路の候補路線に指定もされております。

道路の機能といたしましては、中部国際空港へのアクセスの向上や、他地域への交流・連携によります地域産業の発展に非常に重要な道路として考えておられます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） ぜひとも実現してほしい道路の一つですね、これは。ぜひともやっていただくように、国・県へ要請をお願いしたいと思います。

その次に、「第2章 快適で安全・安心なやとみ」ということで質問をさせていただきます。これは53ページに書いてございます。

治水安全度の向上について、質問いたします。

主要施策の河川整備についてでございます。

河川法では、木曽川等は1級河川で国が管理しております。筏川、日光川等は2級河川で県が管理しております。市条例で市が管理する準用河川がございます。市が管理しておる準用河川はどこの河川でしょうか。

また、成果目標で準用河川の改修時の整備を現在の77.8%から94.1%に設定されております。これはどのように計画されているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁をさせていただきます。

最初に、準用河川はどの河川かということでございますが、最初に、準用河川とは1級、2級河川以外の河川で、市町村が指定して管理する河川でございます。

昭和51年に2級河川に関する規定を準用する河川といたしまして、鰐浦町地内の3河川を指定しております。鰐浦川1号は、鰐浦町東気開から鰐浦町車新田に至る1.2キロメートルの河川でございます。また、鰐浦川2号につきましては、鰐浦町西前新田から鰐浦町東前新田に至る700メートルの河川でございます。次に、鰐浦川3号につきましては、鰐浦町西前新田から鰐浦町西前新田に至る500メートルの河川でございます。この3河川について指定をさせていただいております。

また、準用河川整備はどこを計画しているのかという御質問でございますが、準用河川の整備計画箇所でございますが、近鉄弥富駅東側の鰐浦川1号の約270メートル区間と、鰐浦川3号の約110メートル区間の未整備となっております。この区間の整備につきましては、財政状況等を考慮しながら整備を計画していきたいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今の整備計画をお聞きしますと、準用河川94.1%でほぼ全域が整備されたというようなことでございます。ぜひとも準用河川については市が責任を持ってやる河川でございますので、よろしくお尋ねしたいと思っております。

では、第4章の「人が輝き文化が薫るやとみ」についてお尋ねしたいと思っております。

これは後期計画の106ページでございます。

学校教育の充実について、お尋ねしたいと思っております。

主要施策の学校規模の適正化に向けた取り組みの推進は、教育委員会から諮問を受けた検討委員会で今検討されております。これは議事録がインターネットで公開されておりますので、その結果について、早々に答申され、最終的には教育委員会で決められると思っております。私は、子供たちに夢を与える学校区域編成を期待しております。

さて、次に学校施設整備についてで、トイレの洋式化が上がっております。

成果目標でトイレの洋式化が24年に31.4%、30年の目標が50%になっております。特に、小学校の低学年は和式トイレになじまない子供が多いと思っております。

日の出小学校、弥富中学校は学校が新しいのでほとんどが洋式化されていると思っておりますが、それを除いた小・中学校はどれくらい洋式化されているのでしょうか。また、どのくらいの比率であるのでしょうか、お尋ねしたいと思っております。実施計画では300万円の予算が計上されておりますが、もっと積極的に、最優先で学校トイレの改善をすべきであると思っておりますがどうでしょうか。教育長にお尋ねしたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、横井議員の積極的に最優先で学校トイレの改善をすべきであると思うがという御質問にお答えさせていただきます。

本市としましては、早期にトイレの洋式化を図っていきたいと考えております。しかしながら、昨年8月に地震に備えて、文部科学省から、小・中学校の体育館の非構造部材でありますつり天井などの撤去を平成26年度と27年度で行うよう通知がございました。財政的に優先順位を考えますと、児童・生徒の安全を考えて、ここ2年は体育館のつり天井などの撤去を優先していきたいと考えております。また、体育館のつり天井撤去が終わりましたら、早期にトイレの洋式化を図っていきたいと考えております。

率でございますけど、日の出小学校と弥富中学校を除いた洋式化の率でございますけど、28.8%でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 小学校の低学年、和式トイレになじまない方が多いということをお聞

きしておりますので、早急に手当てをしてほしいと思います。

では続きまして、「豊かで活力に満ちたやとみ」ということで御質問したいと思います。これは106ページでございます。農水産の振興でございます。

主要施策の農業生産基盤の充実で、広域農道や用排水施設等の基盤整備の充実を図ります、3番で農業振興整備計画に基づき、整備された優良農地の確保に努めますと。このことは第1章の「定住と交流、活力を生むやとみ」で、土地の有効利用、また市街地の拡大と相反するものだと思います。

優良農地をふやすという選択をするのか、これは農地保護でございます。市街化区域拡大、これは農地転用にかかわることでございます。どちらを優先するのでしょうか。また、今行われています農地防災事業、配水対策事業、農業基盤整備事業の国・県の農林水産補助金を当てにするのであれば、優良農地確保が最優先されるべきだと思います。

市街化区域拡大と優良農地確保とは相反する施策でありますので、二足のわらじを履くということは大変難しいことでもありますので、弥富市の基本的な計画路線を尋ねたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、横井議員の御質問に対して回答させていただきます。

最初に、優良農地を選択するのということでございますが、どちらを優先するかという御質問でございます。

弥富市の市街化区調整区域におけます農地転用の状況から説明をさせていただきたいと思ひます。

平成21年度におきましては、転用でございますが7万4,344平米でございます。平成22年度におきましては5万3,756平米、平成23年度につきましては6万9,816平米、平成24年度につきましては6万6,185平米で、平均で年間約6万6,000平米が転用されております。

平成21年度の改正農地法におきましては、転用規制の強化、違反者に対する罰則の強化と遊休農地対策の強化、農用地の賃借等に係る規制の見直し等が行われたところでございます。農地につきましては、将来にわたって食料の安定供給を支えるだけでなく、大雨洪水時においても防災・減災的な役割を持つ大変重要な資源でございます。

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を図るために、担い手への農地の利用の集積・集約化が求められております。今回、農地中間管理機構の制度化がされる予定でございます。市といたしましても、農業委員会と連携し、優良農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

それと、どちらを優先するかということでございますが、農地面で申し上げますと、優良農地を保全することに努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、観光・レクリエーションの振興について、お尋ねしたいと思います。

これはページ数で117ページでございます。

私は、観光・レクリエーションの振興の主要施策、観光協会の支援、観光・レクリエーション資源の活用等、現在実施している行事はほとんど変わらず、マンネリ化されているような気がします。

観光協会は市が運営するのではなく、事務局を持っておるといふんですよ。観光協会の民営化または第三セクター、またNPO化することにより新しい発想の弥富市観光開発ができるのではないかとと思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

観光協会は市が運営するのではなく、観光協会の民営化または第三セクターにすることにより新しい発想の弥富市観光協会ができることを期待しているがどうかという御質問でございますが、民間でできるものは民間でという考えは、私どもも議員と同じ考えを持っております。弥富市観光協会におきましては、規約にありますように、本会の趣旨に賛同する関係団体によって組織され、正・副会長は理事の互選によりましてなることとなっております。経費につきましては、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てることとなっております。役員会におきましては、事業計画並びに予算の審議、承認をいただき、実施されております。

事務局におきましては、商工観光課及び弥富市商工会事務局並びに弥富金魚漁業協同組合事務局において、弥富市観光協会の事務局といたしております。

市といたしましては、観光協会に対する支援を行い、観光、レクリエーションの振興に向けた各種活動の活発化を促し、海部地域においての木曾川下流地域において、観光連携のもと情報交換など広域的に行い、PR活動に努めて行っていきたいと思っておりますが、市が運営しているものというようには考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、「共につくる自立したやとみ」について、質問させていただきます。

自立した自治体経営の推進ということでございます。これはこれの133ページでございます。

行政改革の推進の主要施策についてお尋ねします。

第3次行政大綱や事務事業の見直し、定員管理及び給与の適正化等、行政改革を進めますとあります。

まず第3次行政改革大綱と第2次行政改革大綱の違いをお聞きしたいと思います。

また、第3次行政改革はいつまでに、年次別を実施するのかお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 第3次行政改革大綱と第2次行政改革大綱の違いとの御質問でございますが、厳しい社会経済状況の中、市民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効率的に展開するため、行政改革は不断の継続が必要であることから、第2次行政改革大綱で目標を達成できなかったものや引き続き取り組むべきもの、また新たに取り組むものについて、第3次行政改革大綱においても推進項目に位置づけ取り組むこととしており、第3次行政改革大綱も第2次行政改革大綱を踏襲しております。

改革の推進期間につきましては、第1次総合計画後期基本計画の計画期間に合わせて平成26年度から平成30年度までの5年間でございます。なお、この第3次行政改革大綱及び実施計画につきましては、議員の皆様にご覧させていただきます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、ラスパイレス指数が弥富は平成24年度に出されました。これは106.3%であります。理由は簡単でございます。国が給与水準を下げたからでございます。

ここで給与の適正化を上げてみえますが、どうされるのでしょうか。国に従わない自治体は国の地方交付税の減額等の措置まで言われておりますが、市の見解をお尋ねします。

私個人の見解としては、弥富としましてはラスパイレス指数が国を上回ったのは多分今まで一回もなかったと思います。今の安倍政権が、給与を民間に対し上げるよう政府が指導しておりますので、私としてはこのまま維持してほしいと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

その前に、今回の一般質問につきまして、第1次総合計画の後期基本計画につきまして、るる御質問いただいております。私ども弥富市といたしましては、大きく3つのブロックで構成しておるわけでございます。駅中心を市街化というような状況での整備、発展、そして農業振興地域の筏川以南というような状況での農業振興地域、そして西部臨海工業地帯のいわゆる工業地域という形の中でバランスよくまちづくりをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

いずれにしても、課題もそれぞれ大きいわけでございます。議員各位、また市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、この後期計画につきましては、その概要版を4月の下旬に全戸配付させていただきますので、御理解をいただきたい。また、

私といたしましては、出前講座を開催して市民の皆様にも説明をしていきたいというふうに思っております。

ところで、ラスパイレス指数の話でございますけれども、先ほど横井議員がおっしゃるとおりでございます。今現在、平成25年度、私どもといたしましては、国を100とした場合には97.4ということでございます。過去に一度も100を超えたことはございません。

そういう状況の中で、国家公務員は平成24年度及び25年度の2カ年間について、7.8%の給与の減額ということを実施してみえます。これは被災地の復興財源にしていくという形の中で、その計画が進められておるわけでございます。

そういうような形の中において、地方の自治体も国にあわせて給与を減額しなさいという指示が来ておるわけでございますけれども、私たち、平成25年度は97.4でございます。そして国の公務員の減額率7.8%を足した場合には105.2というのが平成25年度の数字になるわけでございます。そして、その100を超える5.2%について給与の減額をしなさいということでございます。

先ほどもありましたように、いまだかつて100を超えたことは一度もございません。やっと人事院の勧告に準拠しながら97.4%まで来たということについても御理解をいただきたいところでございます。

私どもといたしましては、今まで定員管理という形の中での定数の削減、あるいは管理職を中心とする管理職手当の抑制ということに対して行政改革を進めておるわけでございます。また、適正な給与水準になった途端に新たな給与の減額ということにつきましては、職員の仕事に対するモチベーションも下がるというふうに思っております。また本来、地方公務員の給与水準ということにつきましては、これは市の条例でしっかりと定めるべきであろうというふうにも思っておりますので、そんなことを遵守していきたいと思っております。

今回、国と地方と十分な協議もせずに地方交付税を削減するということにつきましては、私自身としても納得できないと思っているところでございます。このことは、ある意味では地方分権に対して逆行するというふうにも思っておるところでございます。

これの対象の補助金の減額ということにつきましては、今言われていることは、平成25年度の補正予算、今国のほうで5兆円の補正予算が組まれておるわけでございますが、そのがんばる地域交付金、この地域交付金約870億という数字があるわけでございますが、それに対する、給与を削減したところとしていないということについて差をつけるということになっております。現状では、どれぐらいの差額になってくるかわかりませんが、一応の目安としては、私どもとしては数千万円かなあというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、97.4というラスパイレス指数でございます。これを守りながら、職員の自己啓発にさらに努めると同時に、市民の皆様への負託に応えていきたいというふうに

思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に、財務諸表のバランスシート、これは貸借対照表でございますけれども、についてお尋ねしたいと思っております。

貸借対照表、バランスシートは貸方で資産、借方で負債・純資産の合計であります。バランスシート、貸借対照表は弥富市の資産力をあらわすというものであります。

私は、弥富市の資産の評価の仕方が大変難しいのではないかと思います。例えば道路、水路と、また学校、ごみ置き場等、資産の評価はどのようにされているのでしょうか。お尋ねしたいと思っております。

参考に、道路は約56万6,000メートル、面積は約306ヘクタール、役所等行政財産は約82ヘクタール、それから普通財産は約7ヘクタールでございます。このような評価をどのようにされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） バランスシートにおいて、資産評価をどのように行っているかという御質問でございますが、このバランスシートにおける資産評価につきましては、新地方公会計モデルにおける資産評価事務の手引き、これは新地方公会計の整備促進に関するワーキンググループが平成20年12月に策定したものでございますが、これに準じて資産評価を行っております。

まず事業用資産でございます庁舎、学校、保育所などは、財団法人全国自治協会の災害共済事業関係例規集に基づき、用途・構造の平米単価を採用しまして評価額を算出しております。

また、土地につきましては、固定資産税の路線価を面積地に掛けて算出しております。

インフラ資産であります道路の資産評価は、底地と工作物（アスファルト部分）に分けられ、まず道路の底地面積は弥富市の土地の平均単価に道路面積を掛ける、次に工作物は幅員別舗装延長に幅員別単価を掛けて、今の2つ、底地と工作物を足したものという形で算出しております。

また、公園、水路、ごみ集積所などにつきましては、年度別の事業費にデフレーター計算をし、その後減価償却計算を行い、残存価格を資産計上しております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 大変難しい計算で、後で結構でございますけれども、トータルどのくらいあるかということをお聞かせください。きょうじゃなくていいので、後で結構でございます。

次にバランスシート、これは先ほど言いました貸借対照表でございますけれども、その法

人の資産を示し、損益計算書はその法人の利益を示し、キャッシュフローは金の流れを示します。これは民間企業が出す指標でございます。

でも、弥富市が出される財務書類4表では、健全であるかどうかという判断が出るのでしょうかねと私は疑問に思います。

私は、監査員が決算等を出してみえます実質公債費比率や経常収支比率等で判断すべきであると思いますが、どうでしょうか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 財務4表で財政基準の健全化が判断できるか、決算のときに出す公債費比率等で判断すべきであると思うがどうかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、財政の健全化に関する比率の公表の制度における健全化判断比率で健全化を判断することはできますが、この財務4表整備の効果として、健全化判断比率、これは実質公債費比率、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率とこの4つの指標でございますが、これでは判断できない次の2点が掲げられます。

まず1点目として、発生主義による正確な行政コストの把握、これにつきましては財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠でございますが、財務4表における行政コスト計算書を作成することにより、経常費用あるいは準経常費用として減価償却費や退職給付費用など見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができます。

次に、資産・負債の総体の一覧的把握として、今まで従来の現金主義による会計処理につきましては、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である歳計現金に関する収支が示されているにすぎません。毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報、ストック情報といいますが、これは不十分と言えます。

この点、財務4表の中の一つである貸借対照表を作成することによりまして公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまで行政活動により蓄積した全ての資産について、その評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債の総体を一覧的に把握することが可能となります。

この財務4表の中で示されます指標の一つとして、安全比率というものがございます。これの23年度決算において、弥富市の全ての会計で考える単体会計の中の数値が65.9%という数字がございます。この比率が高いほど良好な財務状態ということが言えます。これにつきまして、他団体と比較しましてこの65.9%という数値は高いほうとなっております、この点につきまして、市の財政の健全性が十分確保されていると考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 次に移ります。

次に、弥富市中期財政計画についてということでお尋ねする予定でありましたが、時間がちょっとございませんもんであれですけれども、意見として述べさせていただきます。

私は中・後期財政計画についてのこれでいいますと、30年までに単年度収支がマイナスが続き、30年度では4億6,000万ほどの赤字が出ると、支出超過になるという計算でございます。説明では、6億6,000万の合併算定替えがなくなるから、その分が厳しいという話でございました。けれども、現在政府が行っているインフレ政策が続けば、税収がこのまま高い数字に伸び、また合併算定替えの地方交付税の穴は多少埋められると思います。先のことはなかなかわからないと思いますが、今後とも健全財政に努めていただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

道路交通法の改正についてでございます。

昨年、近年の道路交通にかかわる社会情勢に対応するため道路交通法の一部改正が行われ、これが平成25年6月14日に公布されております。今後2カ年の間に順次施行されるということでございます。

今回は、昨年の12月に改定された部分でございます。その内容は、自転車で歩道のない路側帯を通るとき、今まではどちら側でもよかったが、今後は左側の路側帯になりましたということでございます。路側帯とは何だということでございますが、これは歩道のない道路で車道に白いラインが引かれているところが路側帯ということでございます。

次に、道路に歩道があるとき、完全に車道と歩道が分離されておるときについては、自転車は車の仲間でありますので車道の左側を通らなくてはなりません。ただし、歩道通行許可、これは警視庁が出しておるあれでございます、このマークです。このマークは道路通行許可の標識があるとき、また13歳未満の子供、70歳以上のお年寄り、体の不自由な人が自転車を乗るとき、車道を走るのが危険なとき　これは道路工事中のときでございますは例外であるということでございます。

次に、警察官による自転車等の検査ということ、2項目が改正されたということでございます。これらには罰則があります。右側の路側帯を通った場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金、検査拒否や命令違反は5万円以下の罰金でございます。

私は、中学生が13歳以上でありますので、中学生の通学路がこれに該当するのではないかと思います。例えば我々が、西中地でございますけれども、北中学校がございまして、その中に155線が走っています。その歩道がございまして、そこには自転車が走れるような道路標識はございません。ですので、このような例がまだまだたくさんあるのではないかと思いますので、通学路の点検はすぐにでもする必要はあるかと思いますが、教育長にお尋ねしたいと思います。

また、小学校、中学校でも自転車は左側で通行であるということ、道路交通法が改正され

たということを契機に徹底的に教えてほしいと思いますが、どうでしょうか、お尋ねしたい
と思います。

議長（佐藤高君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

まず道路交通法の改正に伴いまして、早急に中学校の通学路の点検が必要ではないかとい
うお尋ねでございますが、通学路の点検につきましては、市内3中学校ともに学期ごとに行
っているところでありますが、このたびの改正を踏まえて、改めて通学路の点検を行うよう
各中学校へ指導してまいります。

次に、小・中学生に道交法の改正されたことを徹底的に教えたらどうかというお尋ねでご
ざいます。

小・中学校におきましては、年度始めに新入生を対象とした交通安全教室や登下校指導な
どによりまして、交通安全のマナーやルールを徹底しているところでございますが、このた
びの道交法の改正内容を朝礼や学年集会、あるいはホームルームなどで改めて指導するよう、
各学校へ徹底をしてまいります。

いずれにしましても、教育委員会としましては、安心・安全な通学路の確保や児童・生徒
の交通事故抑止に向けた取り組みを一層強化してまいりたいと考えております。以上です。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今、教育長がお答えになりましたように、今後も交通ルールをきち
っと守り交通安全に努めていただきたいと思います。願う次第であります。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） 暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

~~~~~

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） きょうは3月11日、東日本大震災から3年目に当たるわけでありま
して、大変意義ある日に質問させていただきます。これを教訓として、弥富もいろいろなこ
とをやらなきゃならんと思うわけでありまして、通告に従いまして順次質問をしてま
いります。

最初に、横井議員の質問と重複するところが多々あると思いますので、そうした点はでき
るだけ角度を変えて簡潔に質問していきたいと思っておりますので、基本的な考え方を中心として

質問しますから、ひとつ答弁のほうもできるだけ簡潔に、要点だけで進めていただくようお願いをしたいと思います。

地方自治法の改正によって、総合計画の策定義務はなくなりました。しかし、総合計画というのは非常に重要なものでありますので、まず最初に、服部市長は総合計画の意義及び実効性をどのように認識しておられるかを最初に尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

私どもは、平成18年に2つの町と村が合併いたしまして弥富市が誕生したわけでございます。そういう形の中において、今後10年のまちづくりをどうしていくかということで、平成21年から第1次総合計画を市民の皆様、あるいは学識を持ってみえる皆様、あるいは議員の皆様と一緒にその総合計画を策定してまいりました。そして、前期計画を平成21年から25年、そして後期計画を26年から30年という形で、前期後期に分けてまちづくりをしているところでございます。

そうした形の中において、これは市民の皆様と行政とが共通の目標を持ってしっかりとしたまちづくりをしていこうという大きな基本的な課題でございます。また重要な施策でございます。そういった形の中で、私どもといたしましては市の最上位項目という形の中で議員の皆様にもお示しをさせていただき、議員各位の御協力、そして市民の皆さんとの協働の精神でまちづくりを進めていくわけでございます。そのような位置づけをさせていただいておるところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 大変貴重な考え方であったと私は思っております。

常に世の中はどんどんと進歩、発展をしております、そのときそのときの時代の状況に応じて、行政側と市民との共通目標、共通課題を調査・検討して総合計画を策定し、全ての行政活動の基本を明確に示すことによって市民との協働のまちづくりを円滑に進めていくということが重要であり、そのようなことから総合計画の意義、必要性はあると私は考えておるのであります。特に、民主国家では常に国民の意見、要望を実現するため世論調査の反応を重視して政策目標を定め、政策課題に取り組み、実行し成就させていくということが基本になっておると思います。

地方自治体においても、常に住民の声を尊重することが重要であります。地方主権の時代を迎え、特に市長の市政能力、リーダーシップが行政運営を大きく左右するということは当然のことです。今回のこの第1次総合計画は、服部市長が誕生して、弥富市長の意向に基づいて作成されたものであり、大変すばらしい内容であると私は思っております。このように立派なものであります。

達成目標はおよそ10年間として、行政運営を効率的、効果的に進めることが基本となっていると認識をしております。この総合計画が実行、達成された暁には、弥富という土地の地の利もあり、弥富市は県下においても有数の豊かな暮らしやすい、すばらしいまちができ上がっていくことだと、私はそのように、この総合計画を期待しておるものであります。特にこの26年度の弥富市長の施政方針の理念、内容もすばらしい立派なものであり、決意のほども伝わってまいりました。

問題は、その理想の内容と現実の実行状況、達成度との評価の整合性であります。スピード感と緊張感を持って精力的に、効率的、効果的な行政運営を進めることは当然重要なことであり、我々議員も市民も、市長の実行計画の進捗状況及び実行達成能力には高い関心を寄せているのであります。

弥富市議会としても、総合計画の前期5年間の達成状況を正しく総括し、未達成の原因等も研究し、そしてさらに新たな時代潮流として移り変わる時代の変遷を的確に把握し、あわせて直近の市民ニーズを分析、把握し、その結果に基づいて後期5年間の基本計画、実行計画を議論し作成することが弥富市にとって重要であると思えます。総合計画が空想論になったり絵に描いた餅で終わることのないように、行政運営をチェックしなければならないと私は考えておるわけであります。

そのために、前期5年間の総括と今後の後期5年間の実行計画を十分審議して、みんなで弥富のまちづくりに取り組むことを提案してきたわけでありますが、残念ながらこの前期5年間の総括と後期5年間の議論をする機会がなかったのでありまして、きょうはそうしたことを、これから時間をかけてやるようにしなければならんと思っております。特に、市長は先ほど市民にもこの計画案は配付をすると、また出前講座等もやるということでありまして、その前にはしっかりと議会でも議論をしていかなければならんと思っております。きょう、そうしたことを十分議論する時間は到底ありませんので、私は要点だけやっていきたいと思えます。

まず市民の意向を知るために、各施策に関する満足度調査がなされておりますが、どのような組織がどのような方法で、どのような基準で、またどのような市民を対象に調査、評価されているのか尋ねたいと思えます。

さらに、総合計画ができる2年前であります、19年の12月の市民の現状評価、要するに満足度と今回の25年3月の市の各施策に関する満足度調査についても、比較検討はされておるのかどうか、市民側の立場に立った調査をどのようにされておるかを尋ねたいと思えます。

議長（佐藤高君） 服部市長。
市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

この後、いろんな項目についての御質問がございます。全て私のほうからお答えするのが

本意でございますけれども、担当所管、あるいは担当部長のほうが責任を持ってこの前期計画に対しては自分たちで評価をしております。そうした形の中で、個々の問題につきましてもは所管、そして担当部長のほうからお答え申し上げ、そして全体的な課題、テーマにつきましてもは私のほうから御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

満足度につきましては、総務部長のほうから答弁させていただきます。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 満足度調査の基準、対象者、評価方法についての御質問でございますが、本計画の策定に当たりまして、市民の皆様の意見や意識を反映させるため市民アンケート調査を行いました。

基準と対象者につきましては、本調査は平成24年6月から7月に20歳以上の市民の方2,500人を無作為抽出し、郵送方法によって実施したもので、有効回収数1,077人、有効回収率43.1%となっております。各小学校区ごとに、人口の大小でアンケート数のばらつきが出ないように考慮して抽出しております。

調査項目につきましては、前回、平成19年に行いました項目を基本としております。

また、評価方法につきましては、満足度の結果数値につきましては、アンケート調査から加重平均という方法により数値化しております。加重平均というのは、単に値を単純に平均するのではなく、値の重みを加味して平均することでございます。

アンケート数値の算出はコンサルティングのほうで行い、その結果を後期基本計画の満足度、市への愛着度などとして掲載しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 総務部長にお尋ねしますが、19年12月の市民の現状評価というのは、満足度と、どのように比較した場合に変化があったか、その点について尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） その一つ一つの項目につきましては、全く同じような形で変化があったわけございませんので、ちょっと一言で申し上げるのは非常に難しいということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 問題は、19年と25年の3月と、やっぱりかなり前進をしておるというか、進歩しておる、そういう評価がされるようなことが非常重要だと私は思っておるんです。

特に、今回1月14日の議会説明において、前期5年間、平成21年度から25年度の総括として、秘書企画課長は、前期基本計画では主要施策を各分野にわたって体系的に定め、これまで市民とともにさまざまな取り組みを推進し、着実に成果を上げてきましたと、こういうふ

うに説明しておるわけでありませう。

そうすると、今の19年と25年との評価がかなり前進をするということ、これが非常に私は大事なことだと思うんです。これが市民と協働のまちづくり、市民の意見を十分反映するという点で大事なことだと私は思うんです。

今度はこの評価、これたくさんありますけれども、これはこのように着実に成果を上げてきましたというその成果の評価の根拠は、これなんです、前期基本計画達成状況調査シートというのを作成し、担当職員による自己点検にて評価をしたという内部評価のみであります。したがって、現状から判断して担当職員の成果の評価と、私を含めた議員としての今の評価、それから市民の評価、こういうものがかなり私は差があるように考えるのであります。

市民と協働のまちづくりが強調されている観点から、内部職員による達成評価、これはもう大変私はこれを見る限りはすばらしい前進しておると思うんです。その満足度調査及び現状との整合性から、市長に尋ねたいと思いますが、内部職員による達成評価の信憑性について市長はどのように判断をされておるのか、これをまず尋ねたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この総合計画、前期計画、後期計画もそうでございますけれども、私どもといたしましては多くの方の、先ほども申し上げましたように、審議会のメンバーという形の中で御参加いただき、それぞれの立場でこの計画に対して参加していただいております。そういった形の中で、審議会のメンバーにつきましても、我々が内部評価をしたということにつきましては十分発表させていただいております。

そうした形の中で、後期計画についてもやっていくわけでございますけれども、例えば評価のあり方ということにつきましては、今佐藤議員のほうからも一つの示唆をいただきました。例えば後期計画、これから5年間進んでいくわけでございますけれども、この評価のあり方につきましては、前期計画の評価のあり方を踏まえながら、またしっかり考えていきたいというふうに思っております。多くの方に、市民の皆さんも参加していただいておりますので、評価のあり方につきましては検討を加えていくということで御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 職員のほうで評価をしたものを、ある程度外部の方が的確に評価をしていただけるような、そういう考え方を持たんとこれはうまくいかんと思うんです。私はもう少し外部評価、外部の人の評価をどうのように評価されたかわかりませんが、もうちょっといろいろの方から出席をしていただいておりますので、もっと正確なものができていくんじゃないかと思っております。

そこで、私がこの評価を見ながら、また市民の満足度からちょっと考えまして尋ねたいと

と思いますが、特にこの市民の満足度の高いものというのは、これは都市基盤分野においては公共交通機関の便利さ、こういうのが上がっております。これは近鉄、名鉄、JRが弥富市内を通っているという地の利からであると思います。また、近鉄弥富駅の橋上駅化は十数年前に完成し、市民は非常に喜んでおるということであります。

しかし、総合計画の中に明記されておりながら、また私も申し上げましたけれども、議会でも何回も質問が出ております。議会や市民からも要望がある名鉄側の北口からJR、名鉄への便利な乗降を求めている事業には、今のところ手がついておりません。不満度は非常に高いです。しかし駅周辺、市街地の整備、検討推進については、前期5年間の達成度はC、50%になっておるんです。ここらが、判断すると随分現実と職員の評価とは格差があるように思うんですが、市長、どうでしょうか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 駅周辺の整備検討という形の中での評価はCという状況でございます。これにつきましては、私どもとしましては平成19年から弥富駅前開発関係のプロジェクト会議という形でスタートさせていただいたわけでございます。

JR、名鉄、近鉄の各弥富駅の整備方針ということを平成20年まで調査・研究を進めてまいりました。平成21年度には、市民の安全性、利便性の向上ということでバリアフリー化を図るため、市民の皆様方の御協力をいただき、近鉄弥富駅に4基のエレベーターを設置させていただきました。

また、JR、名鉄弥富駅につきましては、平成21年度から24年度までの基本構想基本計画の策定を進めてまいりました。そしてJR東海、あるいは名鉄と駅の橋上の駅舎化、そして自由通路に伴う事業内容、そして事業手法、そういったようなものにつきまして協議を重ねてまいりました。その間、皆様のほうにもお示しをさせていただきましたけれども、24年までそういう形で研究を努めてきたわけでございますけれども、中期財政計画の見通しを皆様のほうにも示させていただきました。

そしてきょうがその日でございますけれども、3・11東日本大震災という状況の中において、事業の優先順位を我々はここで方向をしっかりと見つけていかなきゃならないということをおもったわけでございます。

駅の周辺の整備につきましても、大変大きな財源が必要になるわけでございますので、当面の間事業の実施に対しては凍結ということで議会のほうにも御案内をさせていただいたところでございます。しかしながら、JRあるいは名鉄弥富駅のバリアフリー化の対象駅となっていることから、今後も鉄道業者との協議を進めてまいりたいと思っております。継続していくという状況の中で、Cという評価を御理解いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 正直に申し上げますと、この問題は約30年前からの問題なんです。それがために昭和59年には都市計画税というのを出したわけでありましてけれども、これは議会のほうも、市民のほうも了解がいただけなかった。

しかし、それにかわる形でどういうようにやるかということは十分検討してきたはずであります。とりあえず、例えば北口からだけでも乗降ができるような、そういうことを考えていく。全てを完成させるというのは難しいことだということは、私は承知をしております。だから、そこの中のやれるところからまずやっていって、市民の皆さん方にある程度それなりの満足度を与えていくということは重要なことだと思っています。

また数年前に、これは北口からの乗降ということについては議会でもかなり議論をされて、調査もされておるわけですから、いつまでたっても調査、調査では、市民の満足はいかんとしますので、やれるところからまずやっていくということを考えてこれから進めていただきたいと思います。

続いて、有効な土地利用、道路交通網の整備、コミュニティバス交通網の整備等については、市民の不満度が非常に高いです。

しかし、秘書企画課の達成度によると、有効な土地利用はB、すなわち75%、道路交通網の充実度はBとC、巡回バスの充実度はBであります。Bとは4分の3、要するに75%ということではありますが、5年間で75%が達成されていると果たして言えるかどうか、これもやっぱりもう少ししっかりと検討する必要があると思うんです。時間がなくなると思いますから、余り市長の答弁は求めませんが、こういうところはもうちょっと考えてもらいたいと思っています。

特に道路交通網の充実整備で、常に話題に上がるのは名古屋第3環状線、155号線、弥富名古屋線、日光大橋西線であります。これは県施行であります。県に強力に要請するとともに、地元が積極的に協力していかなければこれは進まないということでもありますから、これはさらに県との協力体制でひとつ進めていただきたいと思っています。

また、問題に上がるのは都市計画道路である向陽通線と穂波通線であります。平島の区画整理地内は25年4月の実施計画の中でも予算化をされて整備されてきておりますが、話題になるのは向陽通線の北進、国道1号線への接続に取り組むことでもあります。これはせっかく平島地内が都市計画街路をしっかりとやっていただいた。しかし肝心の国道1号線への取りつけができないと、やっぱり平島地区の区画整理事業も完成とまではいかないし、弥富市とも非常に問題があると、私はそう思うわけあります。

ですから、この取り組み状況は現在どういうようになっておるか尋ねたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 向陽通線の北進に対する御質問でございます。

これは本当に私といたしましても、平島中区画整理事業がもう終わりました。そうした形の中で、その都市計画道路につきましては大変重要な路線になっておるわけでございます。そうした形の中で、地権者との協議も重ねてまいりましたけれども、残念ながら今現在といたしましてはこの地権者の方の合意を得ることができないというような状況でございますのでストップした状態でございます。今後も引き続き、協議に入っていきたいというふうに思っております。

そしてまた平島中区画整理事業が終わりましたものですから、平成26年度はいわゆる穂波通の都市計画道路をしっかりと前進させていきたいということを思っております。用地の買収、そして道路の施工工事という形の中で、先ほどの佐藤議員のお話ではございませんけれども、できることをしっかりやっていくという形の中で、穂波通線を全力的に都市計画道路として前へ進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 考え方の問題も1つあると思うんです。平島地内は、これはもう平島の区画整理組合がしっかりやってもらったわけですし、市もそのように協力してきたわけでありましたが、これから先は、この都市計画道路はこれはもう市が責任持ってやらないかんわけです。

ですから、車新田の区画整理事業等も市街化への検討とあわせてしっかりと協議をすることが必要ではなかろうかと。私は、これから弥富のまちづくりで一番大事なものは、国道1号線を挟んで両サイドにある地の利のいいところの市街化への編入、それと同時に区画整理事業、あわせてやっていくと、こういうことだと私は思っております。

ですから、場合によっては、こういう言い方は好ましくないかもしれませんが、こういう考え方をしっかり持った上で誠意をもって対応すべきであります。そして、どうしても協力がいただけない場合には、これこそ強制収用法の適用も必要になるのではなかろうかと私は思うんです。それがために強制収用法というのものもあるんですから、そういうことも考えるべきだと私は思いますよ。ただ地権者と話をしておっても、なかなかできません、できませんではなくて、誠意を持ってあくまでも協力をいただくように努力することは当然ですけれども、場合によっては、どうしてもいかな場合にはやっぱり第三者機関の判断を仰いで強制収用ということも考えなければならん。そのぐらいの勢いでやらなきゃできんですよ。

私は、市長初め市の幹部職員の皆さん方、交渉の仕方が非常にまずいように思う。どうも私が見ておるのに、デスクの前でパソコンにこうやっておれば仕事が進んでいくような感じがしてならんのです。もっと直接その関係者、市民との触れ合いの場をしっかりと持つことですよ。そして、市から頼まれれば、あるいは課長から頼まれれば、あるいは市長から頼まれ

れば、どうやっても協力せなならんわなあと、それならひとつこういうようにわしの条件も聞いてくれという話し合いができるような、そういう折衝というのは非常に大事なんだ。そういう点が欠けておると私は思います。一遍よく、市長、幹部職員と検討してみてください。

また、産業分野において雇用の確保とか観光の振興に対して、不満度が非常に高いと。日用品、食料品など買い物の便利さは満足度は高い。これは当然、スーパー、コンビニが多く出店しておって満足度は高いと思いますが、その反面、残念ながら従来からの商店街は壊滅状態になっております。

理解できないのは、消費者対策の充実に対して不満度が高いことに対して私はどういう解釈をしたらいいかと。こういう便利さがあるんだけど、消費者対策の充実に対して不満度が高い、こういうところはどのように解釈したらいいのか、一遍よく検討しておいてください。

このような満足度と重要度等に対してはどのような観点から内部の総括、評価がされているのか、これを私は疑問を持っております。本当は質問したいんですけども、時間がなくなりますから、その点にとどめておきますので、検討してください。

それから、現状のコミュニティバスについては、満足を得られることは私は不可能だと思っております。過疎・過密、しかも南北に細長いこの弥富市の地形から、費用対効果も考えるべきでありますし、コミュニティバスについては年間1億350万円も予算化されておるわけであります。これも利用状況とあわせた今後のこれにかわる対応とか、あるいは場合によってはこれを廃止してほかの方法を考えると、こういうことも一遍市民にアンケートをとることも必要ではないかというふうに思っております。また検討しておいてください。

それから、行財政改革の推進、職員の能力開発の推進、庁舎の改築の検討は全てAとなっております。これは大変私は疑問を感じたんです。

担当職員の評価報告書はどのような観点からAをつけておるのか、理解に苦しむものであります。また、特に庁舎の改築の検討は100%、要するにAとなっております。まだ土地も取得できないのに検討だけで100%、これも問題だと思うんです。

そこで、検討をした、計画案を作成したといった絵に描いた餅だけでおいしかったと宣伝しているようなもんです、これは。そうじゃないですか。全て評価の仕方も考え直し、外部評価制度の導入も十分考えて、実行計画が実行、達成に至っていない内容及び原因の分析と反省の総括をしっかりと、次の後期5年間の基本計画実行計画を策定すべきでないかと思いますが、市長、その点はどうでしょうか。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 職員の能力開発の推進等、庁舎の改築の結果が全てAとなっておりますということに対して、非常に理解に苦しむという御質問でございますが、それにつきまし

ては、まず基本計画に掲げた施策が平成24年度を目標年次として達成したかどうかの判定でございまして、Aはほぼ100%実施したものであります。

ということは、施策の実行までを計画に上げていないという場合もございます。計画をつくるといふところまでがとりあえず24年度までの目標というのもございますので、そういった観点でどこまで達成したかということで評価をつけておるといふ部分もございますので、御理解いただきたいと思います。

まず職員の能力開発の推進項目では、計画期間における達成状況の目標が、職員の研修への参加意欲の向上としておりまして、愛知県自治研修所及び海部地区市町村研修会が主催する階層別専門研修、一般研修に今まで以上に職員を積極的に参加させております。

次に、市職員での研修の増加につきましては、管理職を対象とする研修、モチベーションマネジメント研修を新たに実施しておりますので、目標を達成したということで評価をAにしました。

庁舎改築の検討の項目につきましては、計画期間における達成状況の目標が庁舎改築等検討委員会の組織化と検討の実施、新庁舎建設基本構想の策定、基本計画実施計画業務の発注でありまして、全ての目標を達成いたしましたので評価をAとしました。

前期計画の中には土地の取得まで含まれておりませんが、後期計画では用地取得と新庁舎建設事業を推進し、早期竣工及び有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、評価の仕方も考え直して外部評価などの導入について検討すべきであるかどうかという御質問でございますが、総合計画後期基本計画の策定に当たりましては、総合計画審議会の委員の皆様にも前期基本計画の達成の報告やパブリックコメント、また市民アンケートによるまちの現状や今後の取り組みなどのニーズを捉え、委員会で審議、御意見をいただき、十分検討し策定したものでございます。

このように策定した後期基本計画を、しっかりとこれからのまちづくりの指針としていく考えでございます。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 今、総務部長の答弁によると、要するに計画を立てた、それから一応の決めたことをやったというだけであって、これが次にどのようにつながるかということ、実行、達成、そういうものにつながるものでなければいかんと思うんですよ。

だから私がさっき言ったように、職員の研修をしたとしたって、今の職員が次にそういうような用地買収だとか、いろいろの難しい問題に取り組んでいくような体制までできなきゃ評価ではないですよ、私はそう思う。だから、その評価項目も問題は私は感じております。

それと外部の方の、これを見せて外部の方がよろしいと言ったということかもしれないけれども、その外部の方にどの程度専門的な方、あるいは行政運営的な問題に対する学識がある

か、そういうようなことも外部評価の方々の人選、こういうものをしっかりと選ばないと、私は別にけちをつけておるわけじゃないんです。そういうことをしっかりやらないと、次もまたできんですよということを私は申し上げておるんだから、その点は職員の皆さんもちゃんと肝に銘じてしっかりと取り組んでもらいたいと思います。時間が余りありませんので、次のところに進んでいきます。

後期5年間の基本計画の策定に当たっては、横井議員からもたくさん質問があったのでできるだけ省略をしていきたいと思いますが、今の土地の有効利用の具体的な場所とか方策、それから市街地の計画的整備ということですが、特に私はもう何回も言っておるように、前ヶ須の東勘助なんていうのは優良ないい住宅の提供になっておるとはとても言えないわけです。こういうようなところ、特に良好な住宅宅地の供給促進についてというようなところ、それから道路交通網の整備について、これ具体的なものを本当はもうちょっと議論したいんです。したいけれども、この時間ではとてもできませんから、一遍総合計画についての時間を十分とって議論するようにしてもらいたい。これは市長にちゃんと文書で出してありますから、しっかりと考えてもらいたい。

次へ進みます。

以前に、私が155号線の用地取得について、市が先行取得をすることの検討を提案したことがありました。

市長は155号線は県がやることですよというような答弁でありましたけれども、現在、155号線の予定、路線内にある前ヶ須東勘助の地主の方々の中には、相続問題とか、あるいは田や池の活用に苦慮しておられる方、また市街地農地の固定資産税が高くなってきたり、予定路線内のために売るに売れないといった大変困っておられる方がいるんですよ。私も直接聞いております。

そういうような先行取得を望んでおられる方もあるわけなんです、それらについて、その心境とこれからの対応をひとつ尋ねておきたいと思います。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文君） 155号線の南進でございますけれども、これは県の仕事であるという形で、私はそんなことを一回も言った覚えはございません。

しかしながら、少しお話をさせていただきますけれども、これは佐藤議員御承知のように、昭和48年都市計画で決定されまして、区画整理事業と一体的にその道路計画があったというふうに私は承知をしているところでございます。その後40年間、道路計画が前に進んでいないということに関しては、私は歴代の首長、これは私も含めてそうでございますけれども、大いに反省すべきであろうというふうに考えております。

なぜならば、その周りの方々、あるいはとりわけ地権者の方々について、大変な御心配、

そしてまた御迷惑をかけているということでございます。都市計画法によって制限がかかり、土地の利用法に対して大変な支障を来しているのが地主さんでございます。

そうした形の中で、その地主さんに対する心境は、人一倍私としては持っているつもりでございます。2年ほど前に、県の協議でこの前ヶ須工区での事業認可をいただくために、私どもは地権者の方に先行取得のアンケート及び意向調査をさせていただきました。その結果、先行取得で御希望される方につきましては、市は約束どおり実施させていただいております。最終的には、平成27年度で完了する予定でございます。これは土地取得特別会計で対応をしているところでございます。

今後につきましては、地権者の皆様のさまざまな事情もおりかと思っておりますので、個々にお時間をいただき、協議、お話し合いをさせていただきたいと思っております。

なお現状、名古屋第3環状線との整備につきまして、155号線の整備につきましては、供用を開始している鍋田工区に続きまして、境中原工区、これは延長1.4キロ、総事業費15億5,000万の事業でございますけれども、これを県のほうとして順調に進めていただいているところでございます。

前ヶ須工区全長450メートル、事業費7億円の事業でございますけれども、これにつきましても多くの議員の皆様方には大変な御協力をいただき、県との交渉にも一緒になって当たっていただいております。

先日、私は国土交通省の中部地方整備局の副局長及び道路部長にお会いをいたしまして、これは防災道路という観点からも非常に重要な路線であるということをお話しさせていただき、どうかこの道路を前に進めていただきたいということを強く要望させていただきました。そして、そのときのお答えをいたしまして、国が県のほうと調整をして26年度から調整に入りますという非常に前向きな返事をいただいたところでございます。

これを一つの契機として、前ヶ須工区の道路が前に進むことを私としても大きく期待すると同時に、市の役割というものも果たしていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 市長、多少答弁が間違っていますよ。

私が庁舎の土地を取得するについて、そんな高い金額でやったら155号線に困りますよと言ったら、155号線は県の仕事ですとってあんた答えておるよ。会議録を一遍よく見てみなさい。だから、そういうようなことではいかなのだから、私は弥富がしっかりと協力をしていかないといかんということを申し上げておるんです。いいですか、その点は間違えんように。

そこで、先行取得に対しては県との協議がされておりますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） これはいろんな形で、この155号線の南進につきましてはいろんな機会を通じて県の建設部長等ともお話をさせていただき、またそのときにおいては、市としても先行取得を実施しておりますということをお話し申し上げておるわけでございます。

しかしながら、この先行取得という形の中においても総額5億5,000万要るわけでございます。5億5,000万が用地買収費という形の中で、私たちは計算をしているわけでございます。幾ら土地取得特別会計であるといっても、いわゆる含み損含み益というような状況で、これからまだ先の買収、県に買収をしていただくというような状況にもなっておりまので、これは計画的に進めていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） だから、私は前からこの庁舎の取得とあわせて言っておるのは、鑑定評価額の1対1.28の庁舎用地の取得条件等からして、155号線用地の取得の評価、買収価格というのは非常に問題があるんです。

ですから、この点については先行取得をする場合にはどのように考えてやっておられるか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 庁舎用地の買収というかお願いにつきましても、再三皆様方には御説明をいたしました。

今、2人の地主の方の用地をお願いしていくわけでございますが、市はその土地を高く買うということを求めているわけではございません。私どもが土地を購入する場合におきましては、国の定めるいわゆる公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱ということに基づいて実施するわけでございます。いわゆる鑑定基準というものを遵守するわけでございます。

庁舎の用地の買収、あるいは155号線の用地の買収につきましても、同じ基準でお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、他に影響が出ることはないというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） この庁舎の土地の問題については、あすまたやりますから、きょうはそのくらいにしておきます。

そこで、1つ私がこの前から申し上げておりますように、総合計画の中で明記はされておられませんけれども、これ30年ぐらい前から問題になってきた道路であります。馬ヶ地から富吉へ通じる道路計画、これはもう30年ぐらい前から議論をしてきたんですけれども、県道としては今のところ見込みがないということでもあります。問題は、善太川に橋をかければ、これは行けるわけです。

できたら県の補助事業として、総合計画の中に追加をしてこの調査費をもって調査をし、

そして県の補助事業として取り上げていただくような方法は考えることができないか。これはやっぱり総合計画に載せる必要があるんじゃないかと、こういうふうに思いますが、せめてこれからの5年間の間に調査ぐらい、あるいはまた県との交渉のできる準備期間としてでもやるような方法はないか、こういうことを思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 30年ほど前の十四山地区にございます馬ヶ地のところにある農免道路というふうに私は理解をしておるわけですが、どのようないきさつで中断になったかということにつきましてはいろいろあるかと思えますけれども、今それを調べている時間もございません。

この計画道路につきましては、地元の皆さんからもお話を聞いているところでございます。もちろん橋をかけるという形の中で莫大な事業費がかかるわけでございます。市単独では大変難しいというふうに思っております。

今議員のおっしゃるように、調査費をつけて調査したらどうだということですが、ぜひそういった形の中で一度検討していきたいというふうに思っております。少し時間はかかりますけれども、過去のいきさつ等も踏まえて、どのような形の計画があったということをはもとけながら考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） この点については、私も幾らか知っていますから、また申し上げますし、それから大変幅が広い川ですから、工夫をすれば私はできると思うんです。

ですから、一遍県の県道としての方法は恐らく難しいと思います。ですから農免道路ということでもあるかもしれませんが、市道としてひとつ考えるように検討をお願いしたいと思います。

続いて、時間がないので簡単に、急ぎます。

活気あるまちづくり展望ということであります。

施政方針において、市長就任以来、活力みなぎる弥富のまちづくりを実現する、こういうまちづくりを目指して総合計画に掲げられた項目の実現と新たに発生した課題の解決に市民の皆様との協働で前向きに取り組んできましたと、こういうようにこの前の施政方針の中にもありました。

その結果、市民はこの活気あるまちづくりというのはどういうことだろうかと、こういう関心を持っておると思えます。

特に、平成26年度は任期2年目の最終年度になり、市長の決意もはっきりしておったと思いますので、この活気あるまちづくりの展望、どういようなことを中心に活気あるまちづくりということを考えておられるか、そのところをちょっと尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私も平成26年度を迎えるに当たって、施政方針の中でそういった形のことを市民の皆様と考えていきたいということを言っておるわけですが、今一番市民の皆様が望んでみえることは、やはりこの3・11東日本大震災から、私たちは安心して、そして安全なまちという状況の中で生活がしたい、暮らしをしたいというその願望が私は非常に強いと思います。そうした形の中において、市ができる公助という形の中でどういことができるかということをしっかりやっていかなきゃならないというふうに思っております。

また、先ほども話がありましたように、私ども弥富市は駅周辺を中心といたします市街地、そして農業振興地域、そして南部の西部臨海工業地帯という形の中でそれぞれの特色を持ったまちがあるわけでございます。

市街化につきましては、その隣接地に対して市街地の面積を拡大していく、そしてそこにさまざまな施設あるいは民家という形の中で、いわゆる見た形の中においても元気をいただけるような展望を持っていくべきであろうというふうに思っております。また農業振興地域におきましては、新たな国の農業施策の中でこの農地をいかに生かしていくか、こんなようなことを考えていきたい。西部臨海工業地帯におきましては、弥富市に対して大きな税収をもたらしてくれております。そうした形の中において、今後もこの西部臨海工業地帯の企業誘致ということについて、しっかりとやっていきたい。

そしてもう1つは、少子・高齢化社会の時代でございます。少子・高齢化社会の時代でございますので、そういう形の中で市民の皆様がしっかりと向かい合ってくれているなあというように形で実感いただける、そんなような施策をこれからやっていきたい、それが私の基本的な柱として今思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） また次の機会にしっかりと議論したいと思いますが、私は一番大事なことは今何だというと、この少子化の問題なんですよ。子供がどんどん減っていく。ようやく去年から学校の適正配置の検討に入ったんですけども、やっぱりこの少子化、これはもっと真剣に考えないかんと思うんです。だから、私が先ほど市長にお渡ししておいたんですが、飛島の一番の悩みは何であるかといったら人口が減っていくことなんですよ。

これ弥富もよそごとじゃないんです。地の利がいいけれども人はふえない、しかも学校はどんどん少子化、子供は減ってくると、これを一遍真剣に考えることです。そのためにはどういような施策を設けるか。例えばいろいろの子育て支援ということもありますけれども、もっと結婚を早くするように勧めるとか、3人以上の子供の場合には、これは何回も私が言っておるんですけど、手厚く援助するとか、そういう例のないようなことをどんどんやるべきで

すよ。そして弥富が本当に少子化のためにこういうすばらしい施策を講じておるなあと言えるようなものを一遍議論しましょう。

最後に、弥富市庁舎建設問題の経過について尋ねておきます。

25年度補正予算、庁舎用地取得関連の結果について質問をしてみたい。

建築審査、土地収用法、免税協議、事業認可などの程度進んでいるのか、その進捗状況について、具体的に状況の説明をしていただきたいと思っております。

議長（佐藤高次郎君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） まず市庁舎でございますが、現在の建物が第1種住居地域にございまして、不適格建築物になっております。

そういったことから、建築許可が要するという事で建築審査をしていただきました。これにつきましては、12月27日、建築許可、これは建築基準法に基づく建築許可でありますけれども、これはおりております。

続きまして、いわゆる事業認定、これは土地収用法に基づく制度でありますけれども、これについてはそれぞれ新聞に載せるとか説明会等を進めまして出せる状態になっておるわけでありまして、現在、この土地の取得に関しての予算が住民訴訟の対象になっております。そういったことから、現在、事業認定についてはとまっております。

その後は、事業認定がおりた後になりますけれども、税務署との特別措置法に基づく協議についてはこの事業認定の許可後ということになりますので、現在は係争中の裁判の結果が出るのを待つという事態になっております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 時間もありませんので、最後に一つ、この問題についてはやっぱりそう簡単に片づかんのですよ。だから私は、原点に基づいて基本調査の必要性を感じております。ですから、一遍それも含めて次の機会に議論をさせていただきたいと思っております。

以上をもって時間が来ましたので、終わります。

議長（佐藤高次郎君） 暫時休憩とします。再開は1時とします。

~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（佐藤高次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私は通告により3点ほど質問をしていきたいと思っております。

きのうときょう、議員から質疑があり、私の質問する課題も重複している部分等がありまして、答弁者には迷惑かけるところもあるかもしれませんが、お許しを願いながら質問していきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず第1点目には、農業施策の推進の課題であります。

農業というのは私ども平成18年、19年ごろに特に経済状況と同時に農業施策、農家の就労者の高齢化とか雇用、あわせて担い手農業をどうしていくかという大きな課題で、まず従来の農業とかわって平成19年から施行されてきました。それ以降、19年と21年の農業法の改正、さらにはことしから来年、30年に向かって、まさに農家が農業従事をしていく、農業基盤を確保していく、その状況が施策が大きな変化があって、行政側としても大変なことであつたらうと思っていますが、しかし私はその状況の中で、今私どもの弥富市としても抱えている合併以降、土地改良の事業形態のあり方、あわせて国の施策における水と農地の緑のいわゆる管理と、これは併合しておる部分がいっぱいあるんですよね、補助金との関係からしますと。

そんなことを通してまずお伺いしたいということは、弥富市の弥富市地域水田農業推進協議会のあり方について、実はこの協議会の構成メンバーの中には議長も入っています。私も2年間やらせてもらいましたが、その状況の中で、平成18年まではこれは弥富市市条例だったんですが、19年以降、協議会規約というふうに変更されたんですが、この点について、この変更の規約の趣旨は何であつたか、少し御答弁願いたいんですが。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 伊藤議員の御質問に対して、答弁をさせていただきます。

趣旨ということでございますが、市の規約ということで以前と変わっておりませんので、御報告させていただきます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私の古い資料が、1点は、少しこの45年で市条例になっている。

それで、それが平成19年4月1日に規約になったんですよね。この規約を、条文の役割と同時に、弥富市の地域水田農業推進協議会の規約は県土連の許可をなくして変更できないという事項が書いてあるんです。これ私持っていますから。それはそれでいいんですわ。

だけど、こういう問題を通したときに、その事業の目的が、第1点目には地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び見直しに関する事、第2点目には水田農業構造改革交付金に関する事、第3点目には構築連携水田活用事業に関する事、第4点目には認定方針作成者別の需要量に関する情報の策定、認定方針の作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルールの設定及び当該生産数量目標作付面積に換算する際の基準となる単収の検討・助言に関する事、5点目には、その他地域協議会の目的を達成するために必

要なこととなっているんですね、これ。

それの前の協議文は、いわゆる推進協議会条例はそうではないんですよ。私少し今まで認識不足だったと思っていることは、これは19年から認定農家直接払い、そういう制度が国と地方との連帯感を持った役割を担う地域協議会としての水田推進協議会の役割じゃないのかと、そのための規約。

それで、これが県土連の許可なくして変更できないということは、うまくできているような気がしてならんのは、今回の26年の農業のあり方の中の変更の中に、今度は地域協議会の役割が県土連が担うと書いてある。一本化をする。今は愛知県の中の幾つかの推進協議会のところでやっていた仕事を県土連へ持ち上げると、こういう中身が農林水産省の平成25年12月の資料に書いてある。そうするとこの19年の規約は、まさに今日を見据えた規約である、農業基盤づくりがある。そんなことが私は見受けられますが、市側として、そのことについてどのように考えられますか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

議員の御質問でございますが、最初に説明をさせていただきたいと思います。

農地・水保全管理支払い交付事業ということが平成24年から新たに、先ほど議員がおっしゃいますように日本型直接支払制度という名称で、多面的機能の支払い交付金ということで26年度より事業名が変更になることになっております。以前につきましては、地域協議会ということで地域の協議会がございまして、そちらのほうで事業の計画等を進めていただいていたわけですが、この26年度より愛知県の土地改良事業団体連合会が本部となりまして、そこから今の交付団体でございます組織のほうに交付金として支払いをされるというふうに変わってきております。

なお、まだこれの詳しい状況につきましては、多面的機能の推進協議会がまだ立ち上がったばかりでございますので、今後の成り行きについて注視しながら検討していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今開発部長からの流れは、私も理解をするんです、この部分は。今理解をするということは何ですけど。

なぜ私がこのことを申し上げるかということ、農業が例えば貧弱ということは失礼な言い方やけれども、農業基盤をどうしていくかということは今自民党政権、安倍さん、アベノミクス、第3の矢ですよ。これはちょっと飛びますけれども、その施策をどう実行していくかがということが地方の行政のあり方の中と農家との、そして議会でもそうですが、共通認識をいかにしていくことによって、いわゆる食料自給が40%を50%に高めていくのか。さらに今

農家が今後どのような形でこの農地を管理していくのか。

今までは農業認定農家、オペレーターと地権者との関係で19年以降来て、さらには土地改良にやらなければならぬ水と農地の保全の役割が地域団体に同じ条件のものが今生まれているわけです、平成19年から。そのために私も過去にも話したことがありますけれども、そのことは土地改良の役割は一体何なのかと、地域の保全管理は何なのか。

そうすると、私どもの税の使い方に問題があるわけですよ。弥富市もそうだと思います。ごみゼロの日に、私たち農家は水路の汚泥を除去します。水路の草も刈ります、農家は。そしてまた保全団体もそれをやっておるわけなんだ。その金は国から282億という金が出てきておる。そしてそれに対する推進を、団体をする海部農業推進協議会などに対しても国は10億ですか、出すんですね。

ですから、そういう状況の中で幾つかの農業基盤づくりのための予算支出がどういう形で精査をしていかなければならないのか、これは国の施策と地方の行政の施策とのあり方をきちっと私どもが議論をしなきゃならない大きな役割があるんじゃないかなあと私は思っています、1つは。

ですからここで質問をしたいということは、19年以降において、オペレーター的生活環境とオペレーター以外の兼業農家などの、いわゆるどんな感覚でもって弥富市は、弥富市の中にも農業推進の保全の整備の方向性も示されています。25年12.5、さらには30年には15%だとか、その辺の感覚的な分について、今オペレーターさんたちはどんな気持ちなのか。気持ちというのはおかしいが、基盤づくりはどんな状況なのかと。そして兼業農家などについての考え方はどのように見えますか。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

現在のオペレーターでございますが、稲作のオペレーターということで弥富市内に25名の方がお見えになりまして、農地集積事業によりまして現在利用権設定等を結んでみえまして、現在444ヘクタールを、自作も入れましてですが、管理をしていただいております。

今後につきましても、優良農地の保全ということで新たに農地の中間管理機構というのが創設される予定になっておりますので、この段階でもまた農地が集積されるということで、皆さん方の農地を所有してみえる方々からこういった中間管理機構のほうに提供していただき、なおかつオペレーターの方々に配分をさせていただいて、農地の保全に努めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） これは農家の一般の人の話なんです。本当にこの制度自身に、担い手農家とその方向性のオペレーターさんたちには大変預かっていただく気持ち、預かってい

ただいておる感謝の気持ちと同時に、少しはやっぱり農家をやっておったほうがよかったかなあと、こういう農家の声が、格差が出ています、兼業農家と地主と。このことが施策のあり方の中にどうであったのか。また、平成26年、27年以降の農業のあり方にどうあるのか、ここに課題があると思うんですよね、私は。

それはなぜかという、今開発部長がおっしゃいました農地中間管理機構の創設、これが27年に向かって誰が管理をするのか、この管理は県土連へその機構を持っていくのか、例えばこの中間管理機構をどこでつくるのか、どんな形にするのかということによって、今度はオペレーターの今の管理と、今まで管理をしていない人たちの管理が違って来る、この条文を読んでいますと。そのことが不明瞭なまま今来ておるような気がする。

だから農業委員会さんも、少なくともそれぞれの立場もあるでしょうが、平成21年6月の農地法の改正に基づいて、いわゆる5,000平米以上の方が耕作を持つ場合、農地を買うことができたり農家を持続する、そのことを担うと書いてある。しかし、平成21年6月には、それが下回ることが農業委員会の役割として、そのことは農地を地方で協議した場合はその枠は5,000平米以下であってもいいと書いてある。

そうしますと、平成21年以降、農家が持続的にやったり、そして新たに農業の国の施策の助成金をもらいながら雇用と同時にいわゆる農業開発行為をしていく人たちを受け入れる立場の状況というのが、休耕田をなくしていく、活用させていく。私は21年6月の農地法の改正は、そのところにあつたと思いますが、6月以降において、それぞれ農業のあり方についての議論はされたのかどうか、その条項について、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

最初に、中間管理機構のことからちょっと説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

担い手の農地の集積・集約化を推進することによりまして農地の有効利用の継続と農業経営の効率化を進めるために、都道府県単位で1つ設置するということになっております。仕組みといたしましては、引退予定の農家の方々から農地を借り受け、大規模農地に整備した上で大手の生産者及び企業の方に貸し付けるものでございます。国においても、10年後に全農地の80%を担い手に集約・集積するというところで考えておられるものでございます。

次に、議員がおっしゃられました下限面積の関係でございますが、農地の権利移動許可の要件となっております下限面積でございますが、都道府県につきましては50アールということで設定をされておまして、これは平成21年12月の施行の改正農地法によりまして、地域の実情に合わせない場合につきましては、各農業委員会の判断において別段で下限面積を定めることができることに、議員が言われましたようになっております。

弥富市におきましては、農業委員会で審議をいたしまして、現行の50アールで設定をされております。設定の理由でございますが、市内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家の4割に達していないことや、遊休農地等で非常に低い状況にあるために変更をしておりませんということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 農業委員会でかかっているということならばそれはそれですが、農業委員会で少しは議論をしてもらいたいということは、私どもの優良地、先ほども52.8%弥富市は今あるよと言われる中で、弥富の特産をどう生かしたり、どういう形で農業育成をし、例えば次代をつないでいくかということになれば、多くの自治的ないわゆる多目的といいますが、促成栽培、それぞれいろんな形で農業の人たちが学び、作り、そのことをしながらサラリーマンから転職だとか、いろんな形ができるだろうと私は思っています。

それはなぜかという、昔は農家が1反売れば嫁を1人2,000万ぐらいの金ができたと言われて農地を手放すことができなかつたし、それを使って生活環境も賄ってきた。今、300万切れているわけですよ、坪1万円。このことは悪いとかいいとかいう議論じゃなくして、本当にそういう人たちが日本の生産高を高めていく、農業で生活をしていくことのできる方法というのは、法人化も認められながら企業もやる、そういう状況の中で設備投資をしながら農業の役割を果たしていくとするなら、私は3反あれば、やろうと思う人たちは生まれてくるんじゃないか。そういう運用、方法、そして弥富市における農業の雇用育成、将来の農家の子供の進路を定めていくと、できていく、分家だけではなくして。

そんなことなどを通して、今、衛星都市の弥富市が、名古屋だとか桑名、四日市を抱えた、そういう状況の中でいけば、農業委員会で少なくともそのことも議論をしていただきたい。農業委員会で決められているんだ、権限がある。これがいわゆる農業施策推進法の改正のあらましであったような気がしてなりません。このことは強く要望をしていきます。御答弁は要りません。

もう一つ、先ほど開発部長からお話がありました中間管理機構のあり方について、各県単位でやるということは、もう間違いなくそれぞれ県土連だろうというふうに思います。今まで地域協議会において、いわゆる農地・水の関係で言えば直接払いであった部分が、農家というか、その団体に7%手数料を納めておるといったじゃないですか。国の方針はそこがないはずなんですよ。

ということは、農水省へ私直接電話しました。金はこんだだけ落としますから、そこで推進をします、こう言っているんですよ。その組織運営が、今は市長さんに申しわけないが、服部市長、開発部長も組織の一員であるようです。だから、組織の構成メンバーも含んでそこにできたこと、あわせて先ほど私が申し上げた水田農業推進協議会の規約、ここにその条文

に当てはまる事項があるわけやね、策定からいけば。そんなことも通して思うと、この役割というのは大変な状況だなあと。私自身も22年に議長をやらせてもらって、この規約をちょっと知らなくて申しわけなかったんですが、これはおわび申し上げます。

しかし、今その流れの中であって、そうやって農家へ落とされてきた、例えば直接払いと同時にその状況も変わっているんですよ。今度27年からは農家だけでいいですよと言っておる。今までは、例えばそこの地域に住んでいる人皆さんと一緒に保全管理をお願いしたいと、こう言っておった、サラリーマンの人から全部。27年からは農家だけでいいですよと、それでも1団体として認めますよと言ったんです。

それで、その手数料を払っているというね、農家が、事務が煩雑だからといって。このこと自身と同時に、弥富市も25%直接払いの関係では負担が出ておるわけですよ。県も25、国も50、そんなような組織があることの中で、きょうまではきょうまでとしても、今後の中間管理機構のあり方の中で、県で1つだとすると大変なことが起きてくるんじゃないかなと。

それはなぜかという、農家の皆さん方が、今まで土地の賃借関係でいきますと20年だったんですよ、貸した場合、借りた場合。これは農地法の関係等の問題があって、昔の昭和28年までの小作問題とは別の話なんですよ。これは民法六百何条から書いてあるわけです。その改正も今度は20年から50年に変わった、契約関係が。そうすると、普通、農家の人たちが、私でしたら20年は90ちょっと行きますから、まだ私の目の黒いうちには何とかかなあと、こんな感じですが、50年先だったら、全くもう自分の土地じゃなくなっちゃう、民法上からいくと。

〔発言する者あり〕

17番（伊藤正信君） ちょっと待ってください。

それで、中間管理機構におけるところの農地の保全計画は、10年を目標にした契約になっているんですよ。だが、そこにおける私どもが考える、私も農家です。農家が考える賃借関係と、保全契約関係とは民法上違うわけですね。国は10年と言っておる、契約解除をする線は。

例えば、それは私自身が今2つの法の中に、施策の中にあることの中を考えたときに非常に危惧する。私はどっちのほうで判断をするか、そんなことが1つは今生まれようとしている。

もう1つは、今農業基盤の中においても、はっきり言ってオペレーターの皆さんも正式の契約を通してオペレーターの管理として市役所が預かっているかどうか。水と保全の管理は、その団体と市役所との協定によって組織が認定されておるわけですね。でも、オペレーターの4ヘクタール以上の人たちにおける状況の中の契約が、表と裏がある。これは現実だと思うんですよ。でも、それは農家としてお願いをし、受けてもらえん小さな面積もあったり、

いろんな形が生まれているんですよ。私はそのことを通して、今本当にこの弥富市が七十何%の耕地面積を持ち、優良農地52.8%持っているとするなら、市長にお願いをしたいことは、とりわけて農業委員会も推進協議会も本当に本腰を入れて、農家とか兼業農家も、予算も使っているんだから、もうここで少し、私は27年以降が本当にこれからの、T P Pも問題を含みながら農業のあり方と将来のあり方をしていられる状況じゃないかと思っています。

そういう特別なチームをつくって農家に説明をして、より正しい農業の今後のあり方について御説明なり討議なりを深めていただきたいなあと、農業施策の推進のあり方について質問をしているわけですが、全く少し取りとめのない質問になっているかもしれません。

しかし、ここにある新たな農業農村施策が始まりますが、私はこの間見たばかりなんですわ、25年12月の。そしてもう26年が始まっているんですね。政府は本当に、そんなことは言っていかんけれども、私たちが理解するまでも何もない。それは確かに弥富市としても支部長さんを集めて説明されて、農協にやって地域へ、おいこれを集めてやってくれと言われて。だけど、私はっきり言いますけれども、うちの部落も農業委員がおりますよ。農協の職員もおります。地域で聞いても、まず答えてくれない。私も勉強せないかんわけですけれども、これは現実に農家が成り立つのかどうか。やっぱり規則だとかそれぞれの施策が十分行き渡って、そしてお互いに十分議論をし合って初めて農業施策が生まれると私は思います。

ですから、強く今後この農業施策のあり方について、農業推進協議会についても、このメンバーについても私はそういう役割を持つなら、少し構成された委員会のメンバーも弥富市の議論をしていただきたいなあと。充て職じゃなくて、本当に専門家も入れて農業の普及委員さんだとか、そういうような専門家などと組織づくりをしていただきたいと思いますが、この件について、最後、要望と意見。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

政権交代後、農業政策というのが大きく変わってきていることも事実でございます。農業の強化策を打ち出しながら、対T P Pに対してどのように参加していくかということが今国策としても検討されておる状況でございます。そして、今まで農家に対してある意味では手厚い保護という形で補助金等も出されたおったわけでございます。例えば、生産調整に対する転作の奨励金、あるいは米に対して10アール当たり1万5,000円に対して補助金も出してみえた。こういったことを暫時、段階的に補助金を打ち切っているという形で新たな政策でございます。

そしてまた、先ほど私どもの所管が話をしましたように、中間管理機構ということを使いながら、いわゆる農地の集約化、これはより効率的に農業経営を進めていくためには、どうしてもその辺のところは大事だろうというのが国の施策でございます。そして今、中間管理

機構がどのように農家の方に御理解をしていただき、また私たちがどのように説明責任をしていかなきゃならないかということでは、議員おっしゃるように大変重要な話だろうと思っております。

農業委員会におきましても、先月、先々月という状況の中でこの中間管理機構に対する農業委員のメンバーの方にまず御説明を申し上げ、そしてまた地域の中でというような段階になってくるわけでございますけれども、今弥富市は、何回も申し上げますけれども、1,600ヘクタールの水田がございます。そして約30%のいわゆる減反というような状況もあるわけでございますけれども、そのうちのいわゆる稼働している40%は25名のオペレーターが管理しているというのが現状でございます。

そうした形の中で、小規模農家をやってみえる方に対して、農地の集約化ということがある意味では言われているわけでございます。例えば、3反、5反でやっていって、これから本当に農業経営という形で成り立つか、あるいは後継者としてやっていけるかというようなことが、これは日本全国だと思っておりますけれども、問われている、そんな状況であると思えます。

そうした形の中で、そういった耕作をしてみえる方に対してこの中間管理機構というのを生かしてほしいというのが一つの施策だろうというふうに思っております。10年間は縛られるわけでございますけれども、そういう形の中で水田を任せただけならばという形の中で補助金が出ていくというような格好になるわけでございます。そうした形の中で、まだまだスタートしたばかりでございますので、農業の方が正しく理解されていないということがあると思えます。

我々としては、県の力、あるいは農業委員会、あるいはJA等と関係を結びながら、この中間管理機構における役割というものについては市としてもしっかりと説明責任があるというふうに思っておりますので、よろしく願いをしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、効率的な農業経営をどのようにしていくかということが一番大きなポイントでございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 先ほど、私この項は終わっていきたく思ったけど、少し忘れた点がございます。ごめんなさい。

入り作の関係で、土地の出入りの関係で、例えば私の地域でいきますと五之三ですね。それから近くは荷之上ですが、愛西市なんかの土地を持っている人は入り作料を払っているんですね。これは本来この整理からいくと、水の保全管理からいけば、その地域が組織をつくっておれば、もうそれは取られる必要ないわけです。それは歴史は歴史として、五之三も荷之上も他市からの入り作の関係はもうやめたんですわ、いただかないように。しかし、相

手は取りに来るわけです、他市からは。

それで、後半にかかわる部分等があるので、こうやって地域協議会等があれば、その状況の中で、そのことについても今の法の制度の中と同時に改めていくという、農業がお互いに非常に困っておるんですよ。

なぜかという、預託をして回ってもその金は全部納めないかんのや。だから、地権者が負担をしていく割合が、賦課金とそういう思わん金が、残っている金をみんな出さないかんのですよ。そうすると国が2万円くれるか1万5,000円くれるか知らんけれども、全く赤字の赤字だというのが現状です。

だからきょう、主な問題点としてはそこにあったわけです。だから、農家がそうして集約農業、例えば中間機構へ預けていく上においても、それぞれの状況の中でその問題の解決がされていく、そういう状況の中で安心して地権者としての役割を果たしていく、こういうことを含んでお願いしていきたいと思えます。これは協議をしていただくことよりないもんですから、ここで御答弁いただけんと思っておりますが、その辺はいかがですか。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁をさせていただきます。

最初に入り作の件でございますが、これにつきましてはそれぞれの地域によって、その実情に応じてさまざまな経費に充てるということで、事務費等の徴収をされているというふうに思っております。

各土地改良区にお聞きしたところ、半数以上の地区でこうした入り作料を徴収しているところがあるということでした。各地区の事情があらうかと思えますが、現実として徴収をしている地区がございますので、市といたしましても、今後公平性を保てるように、近隣の市町のほうにも働きかけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと土地改良費の負担、耕作者にということもございしますが、現在は農用地利用集積の円滑化団体でありますJAさんでございますが、利用権設定をする場合において、土地改良区へ納める経常賦課金、特別賦課金、集落経費につきましては地権者負担というふうになっております。

また、海部管内の市町村の状況をしたところも、いずれも農地の所有者が支払っているという回答をいただいております。受けていただきます耕作者の経営につきましては、今後TPPの国の政策について大きな変化があるとは思いますが、こういった状況も見ながら、土地改良区の定義につきましては今後所有者と耕作者の間で協議をしながら、弥富市の将来を見据えて十分検討していく必要があると思っておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 冒頭の入り作料については、一番そこに問題があるのは、開発部長、地権者と耕作者とオペレーターとの関係を協議しておっしゃるが、このこと自身に大きな課題があるんだ。

本来、受けた人は、それぞれ地域環境など含みながら受けたほうが持つのは当然なんですよ。それは必要経費としてみて、それをやっつけていかなければ受ける形ではない。なぜ冒頭、私が最初に申し上げたかということは、オペレーターの環境といわゆる兼業農家の環境はどうなんですかと、はっきり物は言いませんでしたが、そういう問題を抱えてお願いしますというわけにいかん。経費だけ自分持ちで、米も今後7,500円でどうのこうの、それからこれからは米の単価もわかりませんよと言ってある。これ議論すると、私も1時間でも2時間でせざるを得ない。

だけど、今本当にそういう農家といわゆる組織団体とのあり方について、もう一度地域の話を実際に受けとめながら、その問題をどう対応していけることが行政として、いわゆる国の方針も農業委員会、そして各農協団体とあわせて耕作量、耕作権、そういう問題を協議してくださいよといって農地法が改正されてある、その趣旨をきちっと指導し、聞けるという組織づくりを検討していただかなければ、私は少し強くなりますがお願いをしていきたい。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この中間管理機構がきちっと組織化されて、新たにそちらのほうへ農地を移管される方において、いわゆる土地改良に対する経常賦課金をどこが担当するかということについては、今伊藤議員がおっしゃるように新たに加入される場合においては協議をするということになっておりまして、これはまだ定かな方向ではありませんけれども、いわゆる耕作者、例えばオペレーターさんがやられたらオペレーターさんのほうに、いわゆるそういったようなものについての諸経費が移管されるというようなことも言われております。

しかし、じゃあ既存の場合はどうするんだと。既存で、今耕作者が負担をしている経常賦課金に対して、それはそれだよという議論もあるわけですね。非常に難しい議論になっておりまして、もう少し時間をかけないと、新たに中間管理機構に委託をしていく、そして今までオペレーターに移管されている耕作者と地主との関係、こういったことについてはしっかりと議論をしていかなきゃいかんというふうに思っております。議論は必要だろうと思います。

議長（佐藤高次君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私は、今市長から答弁いただいたように、今後そういう農家とそれぞれの立場を通した十分なる意見交換の方向性を定めながら、法の趣旨に合った状況をさらに深く御検討いただくことをお願いして、次の項に入らせていただきます。

私の2点目の質問については、庁舎の建設なんです。

けさほどもそれぞれ副市長のほうから今日的な状況等がございました。私はこの庁舎が44年以降ずっときょうまで来ていまして、耐震診断も受けながら、震度4に耐え得らんという状況で、さらには合併協議会等を通しながら、庁舎の位置づけ等あわせて市民との建設にかかわる議論等深まってきました。そして今、この状況の中でいろんな形でその予算のあり方について御議論がされながら、裁判問題等まで発展はしています。

しかし、きょう東北の震災等を含みながら3年をたった今日、改めて安全義務違反という課題は、これはそこに働く人たちの安全も、市民の安全もここは庁舎として役割を持っています。そして東北の震災についても、じゃあ震災の回復、それぞれ地域の復興はどんな状況かということ、七十何%の方々が不満であると、やや不満であるというような状況があるわけですね。

そうすると、庁舎がこの大きな役割を果たしていくのは、市民の安全を確保する庁舎、そして万が一災害が起きたときに、復旧の司令塔として早く市民の安心・安全なまちづくりのための必要な状況じゃないかなあと考えています。

私も市議会もそれぞれのいろんな形の議論の中で、この方向性を定めてきました。市もその決意であったと思いますけれども、今日この状況の中で、さらなる市としての決意を、市民の皆さん、一体どうなったんだという話がこのごろあるもんですから、きょうそれぞれこうやってテレビでの対応もありますので、ひとつ市長、その決意を、これ私も議会もはっきり言って大変な課題だと思っています。ここでおくれたことがあって、何かあったときに、本当に議会議員としていいのかどうか、行政としていいのかどうか、ともにその責任も大きな課題があるのではないかと私は思っています。

そんなことで、市長に改めて決意をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員のほうから、庁舎の建設についての決意を語れということでお時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

御承知のように、あと1時間後がちょうど3・11東日本大震災から3年が経過しようとするわけでございます。2万人にも及ぶとうとい命が犠牲になられ、そしていまだに26万人と言われる方がいろんな形の中で、生活の中で困窮しているということでございます。また、福島第一原発の事故につきましては、本当に再稼働が必要かどうかというところまで問われるような状況ではなからうかなあというふうに思っております。

さて、それはそれという形の中で、私たちもこの庁舎建設につきまして、十分にこの教訓を生かしていかなきゃならないということでございます。先ほど伊藤議員がおっしゃったように、この庁舎は昭和44年、45年という状況の中で47年経過してあるわけでございます、

老朽化が進み、そして耐久性にも乏しいわけでございます。また、合併以降庁舎が大変手狭になってまいりました。その機能性が欠けていることも事実でございます。

そして、最大の私たちが考えていかなきゃならないのは、東日本大震災のあの地震災害の恐ろしさでございます。被害の甚大さ、そして庁舎機能の極めて大事なことがあのときにも浮き彫りにされたわけでございます。

災害の司令塔という形の中で、市民の皆様の安心・安全を絶対守っていかなくちゃならない、そしてまた行政機能が停滞してはならないということが今問われているわけでございます。我々としては、そういうことにおいて庁舎の新しい建設については喫緊の課題であるということは何回もお話しさせていただきました。また、建設に当たりましては合併推進債という形で起債率90%、そして国の交付措置が40%近くあるという形で、このタイミングしかないというふうに思っております。国が建設費を肩がわりしてくれるこの時期しかないということ強く思っているわけでございます。

そして、今まで新庁舎の建設事業につきましては、庁舎改築等の検討委員会、そして議会のほうでは特別委員会を設置していただき、基本構想基本計画をまとめてきたわけでございます。そしてまた、基本計画の中におきましては用地の取得あるいは物権移転補償費等において、さまざまな事項について議論をいただき、了解をいただいていたというふうに思っております。

昨年の6月の補正予算につきましては、議会の議決をいただいたということでございます。この議会の議決は重いというふうに私は改めて思っているところでございます。議員各位のお気持ちも同じではないかというふうに思っております。また、市民の皆様にもパブリックコメントを求め、公聴会の開催、あるいは収用手续のための事業説明会を開催して、庁舎建てかえの必要性をその事業内容を含めて説明してきたわけでございます。そして、平成25年12月27日、愛知県知事から建築許可をいただきました。

今後の見通しでございますが、現在、発注している設計業務は平成26年9月末に建築確認申請までの全ての設計業務が完了する予定でございます。現在の訴訟中の事案に対しましては、第1回から第3回の口頭弁論が終わり、今後は本案に入っていくというふうに弁護士のほうから聞いておるところでございます。

その結果、第1審の判決が出た場合におきましては、土地収用法第16条に基づいて事業認可をいただき、税務署協議というものを終えて隣地の用地取得及び物権移転補償契約を行っていく予定でございます。

なお、現在訴訟中でございますけれども、この訴訟につきましては、私は裁判官の訴訟指揮に従って、市の主張と立証を尽くしていきたいというふうに思っております。そして裁判所の可及的速やかな御判断をいただきたいと思いますので、議員各位の御協力もよろ

しくお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、喫緊の課題として庁舎を建設することが市民の総意であろうというふうにも思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長が市民の生命・財産を守っていくその立場は、私も今お伺いしました。やはり税を使うことですから、効率的に無駄のないように、お互いにそれぞれ今後の対応については協議していくということを私たちも考えなきゃならないと思っていますので、市民の皆さん方に深い御理解をいただきながら進めていただきたいと思います。

私の持ち時間も少なくなりました。

3点目には地域医療の関係でございますが、きのう、三宮議員から地域医療のあり方についての質問がございました。

私も地域医療のあり方について、まさに私たちの国民の生活の中で、医療費は平成11年から前年度に対して3.1%の増額ということで、国は37兆円もの金が必要だと。そして、この15年にはそれぞれ45兆円もの金が、いわゆる医療費の増大を予測されて、こんな状況で医療費はますますかさんでいくだろう。そして70歳以上では年間で18万円、75歳以上では年間で80万円の医療費が要る。この医療の増大というものに対して、厚生労働省などを含みながら、この4月からも居宅介護、居宅医療、そして治療のあり方についても方向性が出されました。しかし、それだとして考えてみますと、基本的には医療費はやっぱり個人の負担が多くなってくるわけです。

それで、私たちはきょうまで海南病院に対する依存、弥富市も地域医療としての役割をお願いしながら、年間約8,800万の金額などを含みながら、治療、市民への安心・安全を負託されてきておるわけですが、きのう市長から、山本院長は市民のための治療については万全を期すというお話がございました。

私はもう少しこの趣旨についてお伺いしたいことがあるんですが、国民健康保険って誰が責任者ですか。

議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 国民健康保険については、保険者のほうは弥富市で、代表は弥富市長という形になります。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、市がということでしたね、いいですね。

ということは、やっぱり保険を管理、そしてこの整備を進めていくのは、昭和13年にこの保険法が最初はできているんですね。その当時は任意だった。それで48年からこれは強制加

入という法律に変わったんですね。そのことの中で、税の活用と同時に市民の安全を守るという基本的な行政のあるべき姿なんです。国も補助金は出しているが、そんなことを考えたときに、やっぱり今私たちはお願いをする病院に対して何も不満が、例えばどんな状況があるかということを一、二点申し上げなきゃならないなあと思っています。

入院されて、患者さんが、これは退院ですよといってその翌日亡くなっちゃうと。私も2回ほどございますが、患者を連れてまいりましたら、風邪ですよと言った。2日後には脳梗塞、いわゆる脳の打撲だった。そのまま手術をしてくれると思ったら、手術をせずに、固定はしましたからいわゆるリハビリステーションへ送った。リハビリステーションは、3カ月たったらどこへ持っていったかといったら介護施設へ送っちゃった。介護施設へ送ったら、今度そこからその翌日に海南病院へ後戻りしてきた。手術をしなかった。

それで過日、このごろあった。腹が痛いといって病院へ行きました。2日たったら腹膜炎を起こしておった、盲腸で。こういう人が、これは近い例ですが、本当にその中で市民の皆さん方から安心・安全な医療機関としてそんな不満があるということ、これは医療、医師の診断等も含みながらいろんな形があるだろうと思っています。

弥富市民として皆さん方が、命を預け治療をお願いしてきて、市長も一生懸命それは運営協議会の中で私どもの意見等を吸い上げて発言はしていただいております。しかし、今海南病院が集中治療室として、治療としてかわることは中央からのいわゆる医療の開放、いわゆる改革といいますが、その方向性が変わりつつあるのは、当然居宅介護もあわせながら、地域医療の包括センター、地域医療のあり方が変更してきているんじゃないかなあと思っています。

それで、そのことを地域の利用する皆さんがあんまり御存じないような気がする。きょうもある人と、朝でした、話をしました。海南病院は混んでおるでなあと。あなたのところ、隣に医者があるのと違うと言ったら、日ごろ隣の医者とはいわんが付き合いをしながら海南病院へ紹介状を持っていただくと初診料は要りませんと違いますかなと、私もそのことはちょっと聞いたことがありますかと。

ですから、病院のつき合う治療の係る部分として市民の感覚、それぞれの利用の方法などを含んで、医療として海南病院のほうも医者が3カ月か6カ月かで変わっちゃう、インターンだでと、こんな話などあるはずですが、でもやっぱり見てもらった医者にも安心して見てほしいというのは患者の立場でしょうね。

そういうことも含みながらありますから、もっと基本的に医療制度が変更が、地域包括センター等を含みながら、位置づけなどを含みながら、私は先ほどなぜ、健康推進課長が答弁なさったように、責任ありますかと言ったのは当てつけみたいで申しわけありません。

行政としてこの保険の治療の使い方を、それはそれぞれの立場でされているかもしれませ

んけれども、やっぱりあると機会に、老人会の集まりなどを含んで利用者などを含むところには、そうして地域と地域医療いわゆる開業医と海南病院とのつき合い方などを含みながら、1回丁寧に御説明いただきながら、さらに海南病院が信頼されていく治療機関であること。その治療機関の役割が少し理解度がないんじゃないかなと、お互いに。だからその説明責任といえますか、保険としてのあり方を説明していただくことを要望しますが、御答弁いただいでいきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 海南病院と私ども地域の患者さんとのかわりであるとか、あるいは国民健康保険というような形の中で、これは市町村単位でやっておりますので市が責任を持って運営していかなくちゃならない、それは当然のことなんですけれども、私たちとしては今海南病院に対してさまざまな行政支援という形の中で、これは施設設備を中心とする行政支援でございます。

私たちは海南病院さんの医療行為の中身まで入るわけにはまいりません。そういった形の中では御理解をいただきたいと思います。しかし、市民あるいは住民の立場に立った医療のあり方については、運営協力委員会等を通じてお話ししていきたいというふうに思っております。

例えば、ドクターがよくかわるというお話がございました。これはある一定の大学等の医局の指示であろうというふうに思っております。3年、4年の中でドクターがおかわりになる、あるいは研修医が新しくなるというのはどこの病院でもあることだろうと思っております。そうすることによって、それぞれドクターあるいは研修医が力を付けていただく、より専門性を高めていただくということになっていくのではないかなあというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、3次医療をこれから担っていただく中核的な病院でございますので、3次医療というのは、何回も説明しておりますようにICU、高度専門医療あるいは救命救急という形の中で受け入れていただく病院でございます。当然、高度医療、専門医療をするためには高度な質の高いドクターが必要であろうというふうに思っております。

こういったことにつきましては、院長並びに関係機関、あるいは医局、そういったところについて私たちはいいドクターをお願いしていかなくちゃならないというふうに思っております。これは市民、住民の大きな声であろうというふうにも理解しておりますので、そんな形で機会ありましたらまたお話をさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） これで私の質問は終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

午後 2 時00分 休憩

午後 2 時10分 再開

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

学校施設設備の整備について。

本日、1番目に質問されました横井議員と重なることがあると思いますが、再度質問させていただきます。

初めに、学校内の設備、特にトイレの洋式化には格差が生じているのでということです。後期基本計画の中に掲げられている重要施策の中の6つあるうちのひとつ、第4章「人が輝き文化が薫るやとみ」の中で、学校施設設備の整備が入っております。その中で、特に子供たちが1日の4分の1から3分の1を生活している場として、学校生活の中ではどうでしょう。

健康面から見ても重要な位置であるトイレの問題です。毎日生活している中では、必ず使用する場所です。近ごろはどこの公共施設、例えば駅、高速道路などのサービスエリアなどはすばらしい施設になっております。一般家庭でも洋式化が多くなっていると思われます。子供たちがトイレを我慢したりすることがないように、健康面からもトイレの洋式化は早急な課題と思われます。

今回、後期基本計画の中に提示された成果指標のトイレ洋式化率が24年度は31.4%になっております。これは新築間もない弥富中学校が入っていないためにこの数字になっていると思われております。先ほど答弁の中で、全体で28.8%とお答えをいただきました。

私は日の出小学校、弥富中学校を除いたその他の学校のトイレの洋式化率をお知らせ願いたいと思います。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 山口議員の学校内設備、特にトイレの洋式化は格差が生じている、現在はどのような状況かの質問にお答えさせていただきます。

日の出小と弥富中学校を除きまして、最も洋式化率が低い順番から申し上げさせていただきます。

十四山中学校は洋式化率が16.0%で最も低く、続きまして大藤小学校は同じく18.8%、栄南小学校は22.0%、十四山西部小学校は25.8%、白鳥小学校は28.0%、弥富北中学校は29.4%、弥生小学校は31.3%、桜小学校は38.0%、十四山東部小学校は43.8%で日の出小学

校と弥富中学校を除きますと最も洋式化が進んでおります。

ちなみに、先ほど弥富中学校と日の出小学校を除いた率は28.8%と申し上げましたが、これは25年12月現在の数字でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。これで小学校、中学校、洋式化率がかなり低いということがわかりました。ありがとうございました。

次に、各小学校では福祉教育が行われております。実際に障害をお持ちの方から体験した話など生の声を聞くことが一番の勉強になると思います。

交通事故による後遺症で車椅子生活を余儀なくされた方、病気のために体が不自由になられた方、表面上ではどこに障害があるかわからない方もさまざまな障害をお持ちの方が見える中、今まで生活されたことの体験をお聞きすることが子供たちにとっても一番よい勉強だと思えます。この方々に講師としてきていただいても、学校内には使用できるトイレがなかったため大変だったということをお聞きしました。

後期基本計画の中にも掲げられています第3章の中に「健やかでやさしいやとみ」、主要施策の中の4番目で、ユニバーサルデザイン化を推進ということがあります。その中には、子供、高齢者、障害者を含めた全ての市民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向け、新たに建設する公共施設を中心に可能なものからユニバーサルデザイン化を推進しますと掲げてあります。

現在ある公共施設にも、このユニバーサルデザインのトイレは早急に変更設置が必要だと思えます。現在、弥富市内の学校でユニバーサルトイレの設置をされている学校はあるでしょうか、御質問します。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） ユニバーサルトイレを設置してあるかという御質問でございます。御答弁させていただきます。

現在、日の出小学校、弥富中学校につきましては設置はしてございますが、桜小学校と十四山西部小学校は車椅子対応のトイレがございます。その他の学校についてはございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

災害時には、小学校が2次開設の避難場所になっております。そのためにも大変必要な施設になります。今後設置計画はあるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 今後の計画について説明をさせていただきます。

今後の計画でございますが、ユニバーサルトイレの必要性につきましては十分私どもも理解しておりますが、スペースがかなり必要になることから既存のトイレのスペースでは難しいので、既存のトイレの近くに新たにスペースをつくるとなると大規模な改修となりますので、まずは少しでも洋式化を進め、介助棒なども備えて対応していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 山口議員。

12番（山口敏子） 各学校に1カ所でもあるということが大事だと思います。今後ともユニバーサルトイレの設置に向けて御検討を願いたいと思います。

次に、先ほども述べましたが、子供たちも職員、先生方も1日の大半を学校校舎内で過ごされています。毎日の生活の中では絶対に必要な場所であるトイレが、使いやすく快適な場所であることが一番必要不可欠でございます。各家庭でも一般化されつつある洋式トイレを、健康面からも衛生面からも早急な設置、そして改善を願います。これは要望でございます。

次に、ノロウイルス対策としての水道設備の改善についてです。

近年はノロウイルスによる食中毒が猛威を振るっております。先般も小学校、給食のパンから浜松市内では大々的にノロウイルスが出ておりました。このノロウイルスはアルコールによる消毒では対応できなく、石けんによる手洗いが絶対に必要と思われております。

市で行われている健康フェスタでも、手洗い指導コーナーがあります。ここで私も指導を受けたんですが、しっかり洗ったつもりでしたが、後で試薬によるチェックではかなり汚れが残っていたという経験がございます。市内の施設では、かなり多くの場所では自動水洗の手洗いが設置されてきましたが、子供たちが生活している学校ではどうでしょうか。

昨年12月、私の地区鎌島地区で合同の防災訓練を弥富中学校を避難場所として行いました。地区の住民の皆さんの中には、初めて中学校の校舎内に入る方も多数ありました。この防災訓練が弥富中学校の見学会というような感じになりました。やはり住民の皆さんは、トイレ、洗面所などがかなりチェックの対象になりました。

この新しい校舎なのに、水道は自動化されておらんあといったような声がかかなり出ました。先ほど述べましたように、汚れた手で水洗の蛇口をさわったり水道の栓をひねったりして水を出したりすることは、衛生面からもちょっと難しいかなと思います。幾ら石けんで洗っても、また蛇口を手でさわったりします。自動化をして、手をかざすと水が出て手洗いができる、そういうような水道設備は必要だと思います。

子供たちによりよい環境をつくっていただきたいと思っております。早急な設置の計画はあるでしょうか、お伺いします。それと学校内ではまだされてないところが大部分と思いますが、自動化されている学校もあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） ノロウイルス対策として手洗いが必要である、水道設備も衛生面から自動化が一番と思われる。今後の水洗の自動化の予定はという御質問にお答えさせていただきます。

ノロウイルス対策だけではなく、インフルエンザなどいろんな面で有効かと思います。21年度に新型インフルエンザ対策としまして、小・中学校の主にトイレの水道手洗いについて、172カ所の自動水洗化を行いました。全部ではございませんので、今後につきましては大規模改修や建物の長寿命化整備計画の中でトイレの洋式化を含めて整備していきたいと考えております。

その間につきましては、小・中学校での手の洗い方、爪の間や指のつけ根をしっかりと洗うよう指導し、手を洗った後は水道の蛇口に水をかけてから締めるなど、そういった指導を徹底してまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 一応今年度ということはないですけども、今年度はどれくらいの箇所ができるか、ちょっと数がわかりましたらお知らせください。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 今年度の計画でございますけど、特に手洗いの自動化については予算計上はしておりませんが、1カ所、たしか私の記憶では5万円前後かと思っておりますので、工事予算の進行状況によって自動化の少ないところを優先して考えたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） 早急に自動化、この5万円の値段で高いか安いかわかりませんが、子供たちの安全・安心のために早急に少しずつ箇所がふえていくことを望みます。

最後に、ことし1月に毎日新聞の「みんなの広場」という声の欄からありましたので、ちょっとこれを読ませていただきます。「学校のトイレも快適に」、北海道帯広市にいらっしゃる平泉さんという56歳の男性の投書でございました。

住宅設備メーカーが、学校のトイレの大便の使用状況を全国の小・中学、高校生を対象にインターネット調査をしたところ、「しない」「どうしても我慢ができないときだけ使う」と答えた生徒が過半数を占めたという。理由としては、「他人に知られたくない」「落ちつかない」「休み時間が短い」など上げられていた。また、家庭では洋式トイレが大半を占める中、学校では依然として和式もあり、子供たちの生活習慣に合っていないのが現状だ。私も小学生のころ、授業中に便意を催したものの先生には言い出せず、脂汗をかきながらおなか痛くなるほど我慢し、休み時間になっても友達から冷やかされたりするのが嫌でとうと

うできなかった体験がある。汚い、臭い、暗いといったイメージの公衆トイレが明るく快適で衛生的になった現在、学校のトイレも生徒たちが友達の目を気にすることなく快適に使用できるよう文部科学省や教育委員会に望みたい、こういった投書がことしの1月にございました。

これは私も思うことでございます。今回の成果指数として掲げられているトイレの洋式化率を、平成30年度目標は50%になっておりますが、この数字が100%に近い数字になりますよう願って、一般質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 一般質問を続けます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） こんにちは、10番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問は大きく2点でございますが、まず防災のことから御質問させていただきます。

本年1月には阪神・淡路大震災から19年、年度でいいますと20年目を迎えます。そして、東日本大震災から間もなく丸3年となります。犠牲となられた方々に心より御冥福をお祈りいたしますとともに、遺族の方々、いまだ避難生活を余儀なくされている方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早く、一步でも前へ復興が進むことを御祈念いたします。

最大の支援は忘れないことであります。そして、私たちはそれを形、行動に生かしていかなければなりません。また、本年はこの地方を襲いました伊勢湾台風から55年目の佳節を迎えます。近年、これまで日本各地でさまざまな災害があり、多くの教訓が残されております。私たちは余さず全て受け継いでいかなければならないと思います。

弥富市では、26年度も引き続き重点課題として防災に取り組むとしております。新年度予算には、津波高潮対策として公共施設の一次避難場所としての増設費や自助啓発事業費などの減災対策費に約7億6,000万の予算が計上されております。

市長の施政方針にも、公助として、ハード面では防災インフラの整備と、またソフト面では自助・共助の充実に向けた啓発事業を行っていくとありました。整備というハード面と備え、避難といったソフト面の両面が起こり得る災害に対して有効かつ的確に作用してこそ、結果、減災、早期の復興へとつなげることができます。また、一連の対策は市の防災計画に理由づけられたものであり、その計画は市民と共有をされていることが重要であります。

災害はいつ起こるかわかりません。特に地震による災害は、きょう、あすにでも起こるかもしれないですし、数年、数十年先かもしれない。風水害などは、ある意味毎年その危険性がございます。現在、市の防災インフラの整備状況は十分とは言えず、まだまだ時間とお金がかかります。十分でないハード面を、その分ソフト面でカバーしなければなりません。

東北3県の復興計画は10年を目標に進められておりますが、基盤整備につきましては、大震災を教訓に当然ながら便利さよりも安心・安全が基軸になっております。また、自治コミュニティにおきまして共助は危機管理だけでなく、日常の生活段階での支え合い、助け合いの重要性を再確認し構築されております。

このことから、事前防災への取り組みは、災害に備えるだけでなくまちづくりの根幹そのものであると思います。逆に言えば、防災への取り組みは発災時、結果、減災につながるのみならず、日常の地域コミュニティの強化、活気ある共助社会の構築につながるのだと思います。

昨年の12月議会で、防災への取り組みをいかに生活文化にまで落とし込めるかという観点で、まちの行事、市の行事に防災を関連づけることを提案させていただきました。

例えば、運動会などに消火バケツリレーや大声競争、負傷者搬送競走など、関連づけることができます。福寿会や丹頂会などの催しは、要援護者の現状把握に関連づけることができます。一斉清掃のときには危険箇所点検、避難路整備などに関連づけることができます。また、地域のお祭りなどでは、規模によっては炊き出しの訓練や防災資機材の点検などに関連づけることができます。地域行事、市の行事と防災活動をマッチングすれば、長期的な取り組みの持続を可能とし、形骸化させることなく、より深い意義を持たせることができます。

災害被害が予測される地域だからこそ、それを上回る防災力をつけ、活気あるまち弥富市の魅力にしていかなければなりません。

最初の質問でございますが、26年度の防災の取り組みの大綱について、また自助啓発で防災ガイドマップの全戸配付とありますが、こういった内容のものなのか、また防災リーダーの育成の時期、規模、数値目標などについてお伺いをしてまいります。お願いします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 最初に、平成26年度の防災の取り組みについての大綱についてでございますが、ハード面では、小学校など公共施設の屋上への避難ができるように施設整備を行ってまいります。次にソフト面では、自主防災会の全体会を来年度も行うことにより自主防災会の底上げを行ってまいります。

また、本年9月26日は伊勢湾台風の来襲から55年になります。内容については未定でございますが、伊勢湾台風の災害の記憶を風化させないような行事も考えてまいります。

次に、具体的な取り組みの内容について、防災ガイドブックの内容でございますが、詳細は今後検討してまいります。基本的な防災・減災対策についての啓発のための資料等、本年6月にも発表される予定の南海トラフを震源とする巨大地震による災害想定についても記載できればと考えております。議員御指摘の自助の大切さについても、特にお願いする内容となると思います。

また、防災リーダーの育成についての御質問でございますが、現在はボランティアコーディネーターを含め約100名の方が講習を終了しております。防災ハムクラブの会員なども含めて、後期基本計画では、平成30年度には防災ボランティアの数を現在の170名から220名にする目標を定めております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 大綱からお話をいただいたんですけど、それは行事目標ですよね。できましたら、先ほど言いましたけれども、ハード面では市というのはまだまだ時間とお金がかかる。その部分をいかにソフトでカバーしていくか、そのための今市が、市長の施政方針にもありましたけど、個人としての自助を啓発していくんだ、そして地域で考えていくことを基軸に防災を考えていくと、そういった内容のものだったと思うんですが、市長としてもし思いがございましたら、大綱についてお話を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ハードの面につきましては、市だけが単独でできる範囲というのは本当に限られた範囲であろうということっております。これは県あるいはまた国というような状況の中で、しっかりと津波高潮対策、あるいは地盤沈下という形の中で液状化対策、そういったようなことにつきましても積極的にお願いをしていかなきゃならないというふうに思っております。

この3年間、さまざまな教訓として私たちは自主防災組織というものを急ピッチで立ち上げていただくようにということをお願いしてまいりました。これはまだ形という形の中でも100%を達成されておられません。これが72全ての自治会の中で立ち上げていただくことと、その内容について平成26年度は強化していきたい。この私たちの役割、行政の役割を、自主防災会の中にもっともっと生かしていかなきゃならないというふうに思っております。

形をつくっても魂がないとこれは機能いたしません。そうした形の中で、本当にもっと私たちが地域に出かけていって、そういったことの強化を一緒になって考えていくということがことしだろうというふうに思っております。また、皆さん方の御支援もいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今市長のおっしゃるとおりだと思います。本当に防災組織をつくるのが目的になってしまうと、肝心の防災組織というものが何のためにあるのかと。組織のための組織になってしまうんやったら本当に本末転倒になってしまうんじゃないかな。本当は、自主防災組織ですから地域の方々が率先をして、こういうことを取り組んでいくんだけど、そのときにどうしたらいいかという窓口として防災安全課があり、どうしたらいいか方

向性をつけるのにこういうことがありますよと提案をしていく、これが行政のあり方でもあるんじゃないかなと、そのように思います。

ですので、お一人一人がそういう思いになるような自助の啓発事業というものを、今市長の御答弁にあったとおり、これは繰り返しやっていかなきゃならないと思います。

ガイドマップをこれから6月の発表の後に、南海トラフというものを想定したものでつくられるということですが、それをつくるんだ、個別に配付しますよ、ぜひ読んで地元でどういうふうにするか考えてくださいと、そういうメッセージ性の強いものにしていただかないと、配られても次の廃品回収の日にもた並んでいると、これこそ無駄というか本当にもったいないことになってしまいますので、全て市がやることに対しては一貫して市の防災、市民の安全を守るということに統一されたものでないと、それが私は大綱だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

リーダーの養成につきましては、ぜひもうちょっと力を入れていただきまして、今50地区でしたっけ防災組織は、53ですか。全部で72地区あるうちで53できていると。ただ自治区という単位にこだわらず、やっぱり人口的に少ないとか範囲が広いところになると連合ということも考えながら、市民全員に組織からのメッセージが行き渡るような環境というか、その形をつくっていただくことを目的として進めていただきたいな。

あとはその防災の活動が形骸化しないように、12月からも言っていますけれども、いかにどうやって継続をしていくかということに住民の皆さんと考えながら、またそれに応じて市行事がどうしていくか。住民の方がわからないのであれば、いろんな先進地の取り組んでいる事例がございますので、そういうことをまた防災会の協議会、ことしの初めにやられたということはすごくいいことだと思いますので、活発な議論となるような設定をしていただきたい、そのように思います。

次の質問は、またこのガイドマップにもちょっと入れていただきたい内容ですので、続けて質問させていただきたいと思います。

本年2月には、2週を続けて平野部も含む大西洋側の広い範囲で大雪となりました。北海道から東北、特に関東地方の平野部では数十年ぶりの大雪となり、都会の生活インフラ、交通インフラの雪に対する脆弱さを露呈しました。ここ愛知県でも降りはしましたが、公共交通機関に乱れは出たものの、幸い降雪量自体は平年並みか、それ以下でありました。

しかし、近年の異常気象を考えますと、絶対に降らないとは言い切れません。内閣府では雪に対する基本的な防災マニュアルを緊急掲示しております。想定外をなくす意味でも、シーズンインまでには、弥富市でも警鐘を鳴らす意味で周知を図るべきときと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 雪害についての御質問でございますが、本年2月には東京でも27センチの積雪があり都市機能が麻痺いたしました。名古屋では、平成17年の12月に58年ぶりと言われた23センチの積雪の記録があります。

集落が長期間孤立するような積雪は考えにくいと思います。どの程度の雪に対する対策を考えるかの問題もありますが、雪の多い地方に出かける方もあるかと思imasるので、基本的な心構えの周知を行っていきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） そうですね。ここでは降らなだろうと普通は思うんですね。けど東京では降ったわけですね。八王子とか奥多摩とか、えらいことですよ。

降った量にしてみれば、雪国に比べればそんな量ではないですけども、やはり都会では雪を想定してまちづくりがされているわけではありませんので、例えば雪おろしを1人でやってお年寄りの方が屋根から落ちた、でお亡くなりになったとか、側溝に雪がたまっているのがわからずに、そこにはまって死んでしまった、そういうニュースも多々あったわけで、はっきり台風被害よりも大きな人為的被害が出ているわけですね。

だからこの名古屋、弥富に関しても降らんから、だからこそ被害に結びつくという要素があるんだと思います。めったに、1年に一遍ぐらいのことやと思いますけれども、やはり降らないとは言い切れない部分がありますので、また名古屋の人はよくスキーへ行かれるじゃないですか、山のほうにも。適度な雪は本当に楽しいですけど、それ以上降ってしまうととんでもないことになる。また、雪が降っているから、寒いからストーブをたいて、戸を閉め切って暖かくしようと。一酸化炭素中毒で亡くなってしまうと、そういうニュースもありました。また、ここでは降らなくても、要は着雪によって電線が断線をして停電になって、この寒い冬に電気が来ない、こんな都会の中での、都会ならではの災害だと思います。こういうことを控える意味でも、いろんな可能性を考えて啓発というものをしていかなきゃならないし、全戸配付するガイドマップにちょっと入れていただだけでも啓発事業につながっていくと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、続けて質問をさせていただきます。

次に、地域防災協定の現状と課題について伺ってまいります。

災害発生時、また大規模災害に備え、企業、団体等と自治体が食料供給や緊急物資の収集・配送など、さまざまな分野で防災協定を結ぶ動きが全国的に広がってきております。また、企業の社会貢献意欲の高まりなどが背景にあり、自治体の防災体制を補完する役割が期待されております。食料や備蓄品など、関係企業と協定を締結することにより、絶対量の確保、また備蓄予算の削減にもつながるのではないのでしょうか。

協定は締結することが目的ではなく、災害時に協定に基づく活動を行うことであり、平時

から災害時に迅速な活動が行えるよう準備や体制整備が必要であります。また、企業や事業所の規模により、自治体との2者協定、地元自治会と自治体、企業との3者協定が中心となります。

時間が来たようですので、一旦ここで質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ただいま堀岡議員の一般質問の途中ですが、本日3月11日は東日本大震災の発生から3年を迎えます。

ここで、この震災により犠牲となられました方々に対し、衷心より御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと存じます。

皆様、御起立をお願いします。

黙祷。

〔黙 祷〕

議長（佐藤高清君） お直りください。御着席願います。

会議を再開します。

堀岡議員、お願いします。

10番（堀岡敏喜君） 今まさに黙祷をささげながら、この3・11を前にいろんなテレビや報道メディアで3・11の特集をされておりました。その中で、被災された方の手記とかのインタビューの中で、これは不謹慎な言い回しになるかもしれませんが、ああしておけばよかった、こうしておけば助かったのにと、そういうふうな言葉をお聞きします。そういったことは今我々が取り組めることじゃないですか。そういうことをいかに想定を大きくして、最悪を想定しながら最善を尽くすという意味で、我々今ある自治体のとるべき使命じゃないかな、市民の安全・安心、財産を守る使命じゃないかな、そのように思います。

質問を続けさせていただきますが、もう一遍最初から読んでいいですか。

地域防災協定の現状と課題について、伺ってまいります。

災害発生時、また大規模災害に備え、企業、団体等と自治体が食料供給や緊急物資の収集・配送など、さまざまな分野で防災協定を結ぶ動きが全国的に広がってきております。また、企業の社会貢献意欲の高まりなどが背景にあり、自治体の防災体制を補完する役割が期待されております。食料や備蓄品など、関係企業との協定を締結することにより絶対量の確保、また備蓄予算の削減にもつながるのではないのでしょうか。

協定は締結することが目的ではなく、災害時に協定に基づく活動を行うことであり、平時から災害時に迅速な活動が行えるよう準備や体制整備が必要であります。また、企業や事業所の規模により、自治体との2者協定、地元自治会と自治体、企業との3者協定が中心となります。

自治体はあらゆる災害に備え、医療や医薬品、食料品、建築土木関係、輸送・運送関係、

ガスや水道、電気、燃料など生活インフラ関係の事業者と実効性ある協定を締結しておくことが重要であります。また、企業側も、生きた協定となるよう自社のBCPを実施訓練とともに作成しておかなければなりません。

日ごろからの防災活動に協定先の企業にも積極的に参加をしていただくことで、地元地域との共助としての防災力を高めることもできます。市としての認識と現状、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 災害協定につきましては、現在、民間企業等と締結している内容としましては、物資等の供給に対するものが5件、災害時における公共施設等の応急対策の協力に関するものが2件、緊急放送に関するものが1件、災害時の医療等に関するものが3件などがあります。地元自治会と自治体、企業との3者の協定につきましては、現在把握はしておりません。

協定は締結するだけでは実効性がないことは御指摘のとおりでございます。しかし、現実として、具体的な運用について、まだ手探りの状況でございます。議員御指摘のとおり、協定の種類をふやすこととともに、内容の充実に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） これこそが、先ほど言いました大綱の中でその防災力を上げるための本当の一つじゃないかなあと思うんですけども、前、市長と雑談の中で、某スーパーと協定を結ばれると。緊急物資の保管先としても、また緊急避難所としても使える量販店と地域協定を結ぼうと思っているみたいな話をお聞きしたことがあるんですけど、まさに大事なことでして、今本当に弥富というのは、きのうの平野議員の質問にもありましたけど、今コンパクトシティなんていうことをよくお伺いしますけれども、被災3県なんていうのは今コンパクトシティ化をしよう。集約をして、道路インフラ、交通インフラをしっかり基軸にして、そこに住居をつくっていくという作り方をしているんですけど、弥富というのは、弥富だけでなくこの平成の合併で行われたところというのは集落が何ぼにも分かれていて、孤立化するという事も考えられる。

国からの支援だとかあいつたものが、本当に3日後ぐらい以上に、もっと後になるかもしれない。みずからで3日間ないし1週間の備蓄を必要だとすると。食べ物だけじゃないですよね、けがする場合があります。そういう関係のことを細かく検証していただいて、医療もそうです、福祉もそうです。全てのことにかわって協定を、想定をすれば出てきますよね。ぜひとも緻密なシミュレーションをしていただいて、自衛隊なんていうのは戦争経験がないけれども災害時なんかさあっと何でもできます。消防隊もそうです。常に訓練している

からです。どこで訓練しているか、図上ですよ。図上でシミュレーションしているからです。危機管理というのはそういうものだと思います。だから、そこに学ぶということも大事だと思いますし、今回、いろんな自治体が機能不全に陥って、自治体が機能不全に陥ると住民がそのまま被害をこうむっちゃうということがありますので、ここは強く要望しておきます。

ぜひそういった意味でも協定をしっかりと結んでいただいて、また自治会同士で自治会単位で協定を結ばれているところもありますけれども、特に物品とかの補償等の問題があったときに自治会では背負い切れない部分があるんですよ。そのときに自治体の力でしっかり3者という協定を結んでいただくことがその地域地域での共助の構築につながっていくと思いますので、そこもあわせて要望をしておきます。

次の質問に移らせていただきます。防災は以上でございます。

質問の2点目、市の電子自治体の構築と情報化の推進について、お伺いをしてまいります。

25年版情報通信白書では、スマートICTの戦略的活用でいかに日本に元気と成長をもたらすかとして、ICTの活用により経済成長や社会的課題の解決、安心・安全社会の実現にどのようにつながるか、検証をされております。

また、総務省では、便利な暮らしをつくるというミッションのもと、より便利で利用者負担の少ない行政サービス、徹底したコストカットと効率的な行政運営、災害やセキュリティに強い行政基盤という3つのビジョンを実現するため、昨年3月に開催されたIT総合戦略本部に提言をいたしました。

2000年以降、ICT技術の発展とともに自治体における電子化、情報化は、まず自治体内部の事務処理の機械化から始まりました。内部では、それぞれの部署で縦割りによる弊害はあるものの、それなりに進展をしてきたように思います。社会保障に関しまして、4年後にマイナンバー制度が控え、情報データの標準化は進んできております。また、自治体の基幹データは既にクラウド化が進み、防災上言えばICTにおける自治体DCPの取り組みの一環と言えるでしょう。

しかし、本来の目的である住民の生活向上、満足度、公共サービスの充実にどれだけ反映されているのでしょうか。ここに来て電子自治体への取り組みにおいては差が出てきているように思います。

文科省では、国家戦略として2010年代には生徒1人に1台の端末タブレットを配付するとして、情報化社会に通用する教育方針を打ち出しております。また、高齢者福祉の分野では、医療介護の現場で一人お一人の健康管理のためにICTの活用事例が幾つもございます。また、経済産業の分野、また地域防災におきましてもGISと統計データなどを組み合わせ、リサーチや災害シミュレーションに活用をされております。

市の後期基本計画に電子自治体の構築と情報化の推進とございます。情報やデータの公開、

市政の見える化を推進する、また市長の施政方針には、それらを市民と共有して協働につなげていくとのことでありました。包括的な計画だとは思いますが、各部署においてはどのように認識されておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 議員のおっしゃられます平成25年度情報通信白書においても、電子自治体の推進が掲げられております。

本市におきましても、インターネットの普及などにより世界中で情報を手軽に、かつ瞬時に入手し、みずから情報を発信することができる環境が実現したほか、これを利活用して行政サービスの提供等を行う電子自治体の構築が進められております。

本市では、高速大容量のインターネットサービスを利用できない地域やテレビ放送の電波を良好に受信できない地域などの情報通信格差の解消、各種行政情報の提供などを目的に、国・県や情報通信業者などと連携しながら市全域におけるCATV網の整備を進めてまいりました。

平成22年度には市全域でCATV網が利用できるようになり、これを通じた地域情報の提供や議会中継、防災情報の提供などを開始しております。また、平成25年度には海部地域でコミュニティFM放送を開始し、行政情報や地域情報の提供手段として、災害時の情報伝達手段として有効活用を図っております。また、本市では行政サービスの向上に向け、ホームページの充実や各種業務システムの導入を初め、行政内部の情報化にも積極的に取り組んでいるところでございます。

今後、情報化は市政運営の効率化や市民生活の質的向上、市全体の活性化に向けた都市基盤としてこれまで以上に大きな役割を果たすことが予想されます。このため、情報通信網の利活用などによる多様な分野に置ける行政サービスのタイムリーな提供や、行政内部の情報化の一層の推進を図り、電子自治体の構築及び市全体の情報化を一体的に進めていく必要があります。

平成26年度予算におきましては、議会中継のインターネット配信、ホームページコンテンツ管理システムの導入、また図書館の図書検索システムの向上などを計上しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） すごいざっくりと御説明をいただいたんです。本当は、例えば福祉の分野ではどういうことを考えているのか、教育の分野ではどういうことを考えているのかというお答えを期待はしたいんですけど、ほんまは聞きたいんですけど、ちょっと時間がなくなっちゃいましたので御要望だけ言っておきますけれども、先ほど御紹介をしました、例えば教育の部分でICT、タブレットを、こういったことは多分教育長とか御存じですよ

ね、もちろんですよ。そういう環境が整っているかということも非常な大事な問題。ネットのことについては次の早川さんが質問されるので触れはしませんけれども、ICTというどうしてもテクノロジーのほうに意識が行ってしまいがちですけれども、情報をどう使うかということがICTの肝だと思います。

ですから、正しい使い方を知らずに、これやっちゃあだめ、あれやっちゃあだめ、大人にしてもそうです。これやったらだめ、あれやったらだめ、いろんな規制がございますけど、正しい使い方がわからなかったら対処がわからんわけですよ。そこを行政は示していかなくちゃならないし、また教育の部分ではしっかり子供たちに教えていっていただきたい。正しいことがあって初めて間違ったことがわかるわけですので、その辺をよろしく願いいたします。

福祉の分野では、後でちょっと御紹介をさせていただく部分もありますので、先に部長がおっしゃったホームページのことについてちょっとお話をしたいと思います。

今、佐藤部長のほうからもお話がありました。26年度の取り組みでクラウド型CMSによる市のホームページのリニューアルを行うとあります。3年前に、まさにこの3月議会におきましてホームページのリニューアルについて質問をさせていただきました。

当初答弁いただいたのは、ここにいらっしゃるのは村瀬さんですけど、当初は1,500万から2,000万ほどかかると。優先順位の中で取り組むということでしたが、新年度予算では1,300万で計上されております。システムの復旧等にもよりますが、少しでも安価に設定できたのは市側の努力じゃないかなあ、そのように思います。

市のホームページは、ネット上でいう市役所そのものであります。日本のみならず世界からも見える市のもう1つの顔であります。24時間265日、窓口として見やすい、使いやすいホームページになるよう工夫をお願いいたします。

他市のホームページに目を向けますと、さまざまな工夫がされ、なるほどと思う取り組みがされております。例えば、目の不自由な方に閲覧ができるよう読み上げ機能がついていたり、その地域に住まわれている外国人の方にも配慮をし英語や中国語、韓国語、ポルトガル語、外国語表記の切りかえ機能がついております。これは現在のホームページにもついておりますが、非常に不安定でして、ブラウザによっては全て文字化けして何かわからんと。これでは情報発信にはならない。この辺も改善を含めていっていただきたい。

今回、その新しいホームページに、例えばその読み上げ機能なんていうのは目の不自由な方からも御要望があったんですけれども、一旦文字をコピーして、読み上げ機能にペーストをして読んでいらっしゃった、そういうことがあります。ちょっとでも情報の格差をなくすために、そういった機能を今回ホームページに採用されますでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず現状でございますが、現在のホームページにつきましては平成18年の合併時から8年経過し現在に至っております。その間、ウェブアクセシビリティのJIS規格、高齢者、障害者等配慮設計指針や総務省の指針であるみんなの公共サイト運用モデルへの対応など、現在のホームページでは指針の達成が困難なものであります。今回、ホームページをリニューアルすることにより指針の達成が可能となるものであります。

議員のおっしゃられるとおり、情報を受発信する媒体としてホームページの役割は飛躍的に大きくなっております。利用者にとって見やすく使いやすいものとするのはもちろんのことですが、さきに述べました指針によりウェブアクセシビリティの向上を図り、高齢者や障害者といったホームページ等の利用に何らかの制約があったり、利用にふなれな人々を含めて誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを目指し、ホームページで提供される情報を閲覧できない人やサービスを利用できない人が生まれないようにしなければなりません。

御質問の読み上げ機能や弱視の方への画面の拡大機能、また文字の色や背景色の組み合わせも考慮したものを考えております。また、外国語の表記につきましても、引き続き利用できるものとしております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 今ネット環境も、ブラウザもインターネットエクスプローラーだけじゃないですね。いろいろなブラウザが使われますので、どのブラウザでも対応するようなものにしていただきたい、そのように思います。

さて、ホームページがあるだけでは情報発信は不十分であります。市民の方々はもちろん、それ以外の地域の方にも情報を発信していく、弥富市に興味を持っていただくためには、ホームページをプラットフォームとして、そこに人を引き込むためのツールが必要であります。自治体におけるSNSの活用はそのためでもあります。

ホームページで何か1つ更新したならば、 を更新しましたや、 課よりお知らせが ございますといったふうに、積極的に発信をしていくことが大切であります。市は現在、ツイッターを使用しておりますが、残念ながらその活用は十分とは言えません。全く言えません。

佐賀県武雄市がホームページをフェイスブックに全面移行したことは有名であります、そこまでしろとは言いません。ですが、今のままではフォロワー数も伸び悩み、いざというときに防災情報等の発信時には全く役に立ちません。改善を求めますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） ツイッターの活用につきましては、市民の皆様への情報発信媒体

の一つとして重要な物であると認識しております。

議員のおっしゃるように、ホームページサイトの更新情報をツイッターへリリースするよう予定しております。ツイッターへの連携を進めることにより、フォロワー数の増も図れるものと考えております。またホームページの情報発信につきましても、リニューアルにあわせて現状の運用を見直し、より一層情報発信に努めてまいります。

今後とも、市の情報発信については積極的に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 大いに期待をしておりますので、また期待にそぐわない場合はしっかり文句を言わせてもらいますので、よろしく願いいたします。

それと、これちょっと質問から申告はしてないんですけど、ICTという関係でちょっとお願いをしたいことがあります。例えばこの市庁舎は、今どこでも皆さんタブレットを持っていたりノートを持っていたりしています。要はWi-Fi環境というものが整いつつあるんですけども、多くの自治体が今もうそうしていますよ。確かに、この市は新庁舎という計画もあるでしょうが、特に図書館とか社教センターであるとか、人がたくさん集まる場所でのネット環境の構築というのはすごい大事だと思いますし、大してお金がかかるわけじゃないですよ。ぜひそういうところからWi-Fi環境を整えていただきたいと思うんですが、そういう計画はないですか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず市庁舎に捉えて、私どもからちょっとお答えさせていただきますが、今度新しくつくる市庁舎にはWi-Fi環境を整える予定でおります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 図書館等へのWi-Fi設置の質問でございますが、現在、図書館の電算システムにつきましては無線LANでシステムが構築をされております。Wi-Fiと同じ環境で電算システムが動いておりますので、設置をすれば少なからず影響を与えます。したがって、現在、図書館等へのWi-Fiの設置については予定をしております。以上でございます。

社教センターにつきましては、そういった図書館と同じような環境はございませんが、現在のところまだそういったWi-Fi設置についての要望は聞いておりません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 要望を今聞いてないということだったんですけども、そうではな

くて、社教センターはいろんな講習を使うじゃないですか。あそこで、例えばプロジェクターなんかを使うときにノートブックを持っていくんですけど、使えないわけですよ、ネットにつなげないから。ましてや建物は結構強固になっていますのでね、電波が時によっては弱かったりもします。

図書館のほうはLAN設備があるということですので、干渉するとよくないということでWi-Fiは取り扱いは今のところ考えていないということですが、それ以外のところだと、タブレットを持っている人が多いわけですよ。すごい使いにくいということをお聞きしておりますので、大してお金がかかることじゃないからずっとやっていただければいいかなあと僕は個人的には思うんですけど、しっかりこれは要望しておきます。

次の質問に移らせていただきます。

次に、デジタルディバイド対策についてお伺いをいたします。

ICT化が進む一方で、その情報を受け取れない方が生じます。弥富市におきましては、先ほど佐藤部長のほうから御報告がありましたが、情報インフラにおいては整備をされておりますが、地域のよってはまだ、ほかの地域ですよ。よっては不整備であったり、端末機を持っていなかったり、また扱いがふなれであったりすれば、情報を受け取れないばかりか不便を余儀なくされてしまいます。

そのような情報格差をなくすために、可能な限り、先ほど申しましたリテラシー教育も含め、ネット教室やタブレット端末、スマートフォン教室など企画することも必要と考えますが、市の見解を伺います。

議長（佐藤高次郎君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） デジタルディバイド対策についてでございますが、この対策につきましては現在生涯学習課のほうにおいてパソコン教室の講座を開催しております。その講座の中で、文書作成、表計算、インターネット接続などの講習をしております。

また平成26年度にはタブレット端末についても、パソコン教室の中で計画をしております。スマートフォンにつきましては、ウェブやアプリケーションが多数ありますので、現段階では計画しておりません。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） パソコン教室をやっているというところはもちろんですけれども、要は周知ですよ。まさに情報発信だと思いますよ。それはもちろん持っている方に伝えるわけですから、伝えようと思ったらネットに載せただけではだめです。いろんな形の使い方があると思いますが、これからあったら便利だということは当然わかるわけですよ。

わかりやすい言い方でいえば、例えばレストランなんかに予約しようとか、レストランの

ホームページを見ればクーポンがついているんですね。2,000円のランチが20%オフで食べられるのと、何も知らんと行って20%払うのと、これで格差が出てしまうわけですよ。

私がよくする美容業界なんていうのはまさにそうです。もう全て500円、1,000円というクーポン券というのはネットを見た方のみに限られてしまうわけですね。それだけまた格差が生じる。これはほかにもいっぱいあります。そういうことをなくすために、また使われない方には、こだわって私はアナログなんだという方もいらっしゃいますけど、こういう時代でございますので変な偏見を捨てていただいて、それで損していることも多分多いと思いますよ。だから機械の使い方を説明するんじゃなくて、こういうことをやるとこういう得があるよという使い方を教えていかないと、さっき言いましたけれども、あかんとかいいとかいう問題よりも正しい使い方をしたらこんな得があるんだということでやっていかないと広がらないということでございます。

こうしなければならぬということとは絶対あり得へんですけど、あったほうが得ですよということを促すのは情報じゃないでしょうか。よろしく願いをいたします。もうちょっと周知のほうですね、私らも心がけてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後の質問ですけれども、次にオープンデータの推進についてお伺いをいたします。

オープンデータとは、広く開かれた利用が許可されているデータのことをいいます。行政機関が保有をする地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公共データを利用しやすい形で公開することを指すのが一般的であります。近年、より透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を促進する流れを受けて、このオープンデータへの関心が高まりつつあります。

オープンデータは国と地方自治体が一体となった取り組みが求められることから、政府のIT総合戦略本部では、1つ目に、政府みずから積極的に公共データを公開すること、2つ目に、機械判読可能な形式で公開をすること、これはほとんどCSV形式と言われるもので統一をされております。3つ目に、営利目的・非営利目的を問わず活用を促進すること、4つ目に、取り組み可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取り組みに着手をし、成果を着実に蓄積していくこと、以上の4原則が取りまとめられまして、あわせて東日本大震災の教訓を踏まえて、緊急時に有用と考えられる公共データにつきましては、早期に取り組みを進めていくことの重要性が確認されました。

そうした中、政府は昨年末に各府・省庁が公開をする公共データの案内、横断的検索を可能とするデータカタログサイト試行版を立ち上げ、今後は全省庁が参加をし統計や調達、防災などに関連をする約1万個のデータ群が最終的に公開をされる予定であります。

企業や公共団体がこれらのデータを活用し、低コストかつ短期間にアプリケーションやサ

ービスを開発できることとなります。これはおもしろいんですけど、例えば消費者問題なん
てありますよね、いろんな問題、そういったこともデータとして全部載っている。何か言葉
を検索すればそれが出てくるようになっていきますので、ぜひ一遍見ていただきたいなど。

地方自治体では、福井県内、特に鯖江市など取り組みが顕著で、県としても昨年12月26日、
防災統計など69の県独自のデータのほか、県と県内17市町の計1,000を超える公共施設情報
を公開しました。福井県オープンデータライブラリがそれです。

福井県鯖江市の取り組みをちょっと御紹介したいと思います。鯖江市は福井県北部の中央
に位置し、福井市に隣接をする2013年4月1日現在で人口6万8,901人の市であり、主要な
産業は眼鏡フレームを中心とする製造業であります。現市長が2004年の初当選時に、ITの
まちを施行しており、2010年に地元IT企業関係者らにより「データシティさばえ」が提案
をされました。同市では2010年3月に、市民主役条例を制定して、その中では市民と行政の
情報共有を規定しており、オープンデータの取り組みを開始いたしました。

鯖江市といいますと、既に御存じの方もおられると思いますが、この春から市役所内に「
JK課を新設するようです。ローマ字のJKなんですけど、これは女子高生を意味するんです
けれども、プレスリリースによりますと、若い感性で行政と市民の垣根を取り払い、まちを
活性化させるのが狙いだそうです。市内の高校に通う1、2年生の女子生徒18人が既に会員
として内定をしまして、無料通話アプリのLINEやツイッターを通じて口コミで集ま
ったそうです。4月から無報酬でイベントの企画や国内シェア9割超の眼鏡フレームなどの
商品やアプリの開発などを手がけるということでもあります。仕掛け人は別にいらっしゃるわ
けですが、それにしても市民主役条例の制定のもととはいえ、受け入れる鯖江市というのは
市民でなくても興味の湧くところでもあります。

話をもとに戻しますが、鯖江市のオープンデータを活用した取り組みにおきまして、アプ
リコンテストがあります。2013年4月現在、公開データ数は24で、公園のトイレの位置、災
害時の避難所、AEDの設置施設の位置、無料無線LANアクセスポイントの位置、コミュ
ニティバスの位置情報などを公開しております。それらをもとに有効に活用できるアプリケ
ーションの提案や開発を市民から公募し、コンテストを行ったそうです。

開発をされ、現在提供されているアプリは市内のトイレ検索、コミュニティバスのリアル
タイム運行状況、観光マップ、AEDの設置場所検索、最寄りの避難所など40種類に上って
おります。ダウンロードしても、ここは弥富ですのでトイレとか余り関係はございませんけ
れども。

弥富市におきましても、運営に苦慮しているコミュニティバスのコース検索、リアルタイ
ムの運行状況、今いる場所から最寄りの停留所検索や目的地までの所要時間、一目でわかる
ようなアプリが開発をされれば利便性も高まり利用者をふやすことも期待ができるのではな

いでしょうか。現在、取り組む自治体もふえておりまして、このほど愛知県もオープンデータの公開に取り組むとしております。事例を参考に、弥富市もできることから始めるべきだと思いますが、市の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） オープンデータの推進についての御質問でございますが、現在、ホームページにおいては統計資料等の掲載をしておりますが、2次利用可能な形で提供されてはおりません。

この統計資料のオープンデータ化は、公開可能なデータ、ニーズの高いデータなど、できるものからオープンデータに適したデータ形式に変換し、公開していきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） 特に先ほどの防災に関連して言えば、AEDの場所なんていざ倒れている人がいたときに、どこにあるかというのを知っていればいいですよ。知っていればいいですけど、そういうこともあると便利ですよ。

また、避難所への経路とか、最短経路とかいうのも、市が持っている経路情報というのを地図情報、GISというんですかね。そういったものを公開しておれば、アプリをつくるのもすごく簡単なわけです。

先ほども言いましたコミュニティバス、これ使わない人は使わないんですよ。何でかというたら知らないからです。どこを走っているのかも知らん、何時に来るのかも知らん。わざわざバス停へ行って時間を見ることなんてしません。先ほどのガイドマップじゃないですけど、コース表をいただいています。ほとんど家にないと思います。置いていても、ちょっとわからんところにある。探さないと出てこない、そういう状況です。交通インフラですから、市の公共交通機関ですので、すぐ手元に持っていられるというのが、もちろんこれはアプリをダウンロードできる人だけに限ってしまいますけど、まずそこから使うことを利用促進のためにあると便利なんじゃないですか。

まして、そうそうそのアプリケーション、僕はようつくりませんけれども、そんなに難しいものではないらしいです。現に弥富市の中にも有能なプログラマーの方が何人もいらっしゃいます。ぜひ個人情報に触れない形で、市の優良な情報を公開することから始めていただいて、アプリコンテストまではいかないにしても、市長がおっしゃる協働のまちづくりという意味で、困っていることは困っているわけですから、どうしたらよくなるかということをして市長からも投げかけていただいて、こういう情報を使ってこういうことができるということをもたまたま教育に生かしていただいても、これからのグローバル社会に通用する弥富っ子を育てていただく材料にもなるんじゃないですか。子供の発想だからこそ、いいのが出てくるかも

しれません。こういうことを市の統計を全て生かしていくのが弥富の個性というものにつながっていくと思いますし、その辺、最終的な総評を市長、いかがでございましょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今いろんな自治体の中で、ICTだとか、あるいはさまざまなそういったもののICを使って行政を管理していこうということは、私としても重々承知しているわけでございます。

今回、ホームページを久しぶりにリニューアルするということに対して、我々はどういうことをインターネット上で配信していったらいいか、そしてまたそれを市民の皆様、あるいはこれはもう全世界でございますので、そういった形の中からどのような反応があるかということにつきましては、非常に興味を持っているところでございます。

また、議会中継におきましても予算をつけさせていただきました。インターネット配信ということで、CATVによる録画だけではなくて、いつでもどこでも見られるという状況にもなっております。議会議員の皆様方においても、そういったような形の中で自分みずから情報を発信する上において、また御活用をいただきたいというふうにも思っておるわけでございます。少しずつその蓄積をしていかなきゃならないわけでございます。

こんなことを言うと叱られますけれども、公共バスの利用者というのはほとんどの方が60歳以上というような状況になっておりますので、どのようなことが一番いいツールになるのか、これも検討しなきゃいかん。おっしゃるように、いつどこで、どういう方向で走っているのかということは、ほとんど理解されていない。自分が利用するところにおいて利便性だけを図っていただいておりますから、その行動範囲が限られてしまうということもあると思います。

いずれにしても、また皆さん方と知恵を出し合っていきたいというふうに思っております。
議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

10番（堀岡敏喜君） まさに、いかに市長が市民に対して、こういう情報でありますと、さあどういうふうにするか。

先ほど、高齢の方がバスを使っていることが多いということをおっしゃったので、さっきふと思い出したんですけど、御紹介する事例が1つございますけれども、三重県の玉城町、これは国のモデル事業ではあったんですけども、高齢者の方にタブレット端末をお渡しして、そこはコミュニティバスではなくて福祉バスなんですけどね。要は福祉バスも、いつとき弥富は巡回車が走ってましたよね、空でも走ってました。だけど、もっと利便性を高くする。要は高齢者、お使いになる方全員にタブレット端末を渡して予約をとるわけです、タブレット端末で。私は何時何分にここに行きたいと。それに返信が来ます、何時ごろこのバス停に行きますよと。そういうことを85歳のYさんが、初めはできるかなあと言うてい

たんですけど、やってみれば楽しいし便利やと、これで行動範囲が広がったというんですよ。だから、変な偏見を持つことが自分の行動を妨げるんじゃないかなと。また、79歳のTさんは、これを緊急通報に使っていらっしゃって、弥富にも緊急通報システムというのがございますけれども、それもボタンを押さないかんですよ。それが要はタブレットのやつだとアイコンでいいわけですよ。字も大きいですし、よくわかる。言葉で返ってくるんですけど、何か高齢者同士の簡単なメールのやりとり、今電話が便利でね。ボタンを押さなくても「山田さんにメール」と言うたら、メールが出てくるんですよ。おはようと言えば、おはようを書いてくれるんです、ちゃんと発音しなあきませんけど。そういう使い方ができれば、先ほども言いましたけど便利なツールでありますので、そういう世の中になっているということをしっかりお伝えして、使えれば便利だよというところをぜひ、先ほどのネット教室でもありますし、使っていただきたい。

だから、こういう情報を発信することで、今市が何か運営に対して、いまいち当初に考えていたよりも結果が出ていないことなんかにつながっていけばプラスになる。プラスにしていかなきゃならないと思います。情報化社会というのはそういうものだと思いますので、ぜひ電子自治体としての構築ということが後期計画にもありますので、その名に恥じないすばらしい情報発信、データシティ弥富と言うたら鯖江のまねになりますけど、そういう自治体にますます成長していくことを念願いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は3時40分とします。

~~~~~

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の横井昌明議員の答弁の変更を石川開発部長がしますので、よろしくをお願いします。

石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、大変申しわけございませんが訂正をさせていただきたいと存じます。

横井議員の御質問におきまして答弁させていただきました農用地の設定率についてでございます。

平成25年12月1日現在、農業振興地域の面積が3,511ヘクタールで、うち農用地、青地でございますが、面積が1,848.4ヘクタールということで、農用地の割合が52.6%と答弁をさせていただきました。

訂正をさせていただく内容でございますが、平成25年12月1日は同様でございます。農業

振興地域内の農用地は1,624.6ヘクタールで、そのうちの区域内の農用地につきましては1,580.5ヘクタール、したがって設定率は97.3%でございますので、訂正をさせていただきますとおわび申し上げます。どうも済みませんでした。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に早川公二議員、お願いします。

6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。

通告に従いまして質問していきます。

まずはふるさと納税についてであります。

ふるさと納税とは、生まれ育った地域や進学・転勤等で住んだことのある地域、両親、祖父母が生活している地域、仕事先など生活の中心となっている地域、そんなふるさとの地方公共団体に寄附をすることでふるさとを応援する仕組みでございます。

本市において、ふるさと応援寄附の開始年度からの寄附実績は、人数、寄附金額でお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） ふるさと応援寄附の年度別の実績についての御質問でございますが、平成20年度から実績がございまして、平成20年度は2件、53万円、平成21年度2件、150万円、平成22年度2件、51万円、平成23年度2件、150万円、平成24年度4件、350万円、平成25年度につきましては平成26年2月28日現在でございますが、1件で100万円、合計といたしまして13件の854万円でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 件数は少ないんですが、金額的にはかなりの金額かなあと、そのように感じますが、ほかの自治体においては寄附金の使い道を公表してある自治体があって、自分が寄附したものがこういうものに使われておる、ああいうものに使われておるというのが明確にわかるようになってはおるんですが、本市ではそのような公表は、私の知る限りでは公表していないとなっておりますが、ぜひとも本市でも公表してはどうかとそのように考えておりますが、公表は今後する予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 使い道の公表という御質問でございますが、最初にこのふるさと応援寄附をされる方に申込書を書いていただきます。その申込書のところに、活用を希望する取り組みといたしまして、寄附を希望される方に確認する欄が設けてございますが、寄附の名前及び寄附内容について公表を望まれますかという問いも申込書につけてございまして、その中で全ての公表を希望しないという方もお見えになります。

したがって、市といたしましては、使い道についての公表は現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 早川議員。

6番（早川公二君） 公表を希望しないということであるならば、公表しないでもいいのかなと思います。

最近、メディア等でふるさと納税について、記念品がいっぱいいただけるというような自治体もございます。愛知県下54市町村のうち17の自治体が、納税特典として記念品や特産品をお送りしている。その中の多くが、記念品や贈答品をお送りするようになってから寄附件数、寄附金額が増加しております。

そして特に目立つところでは、愛知県下では小牧市で、平成20年度から平成24年度の間で寄附件数13件、寄附金額約1,200万円であったものが、25年11月から記念品を贈呈するようになってから1,500件、1,700万円を突破しております。岩倉市でも平成20年度から平成24年度の間で、寄附件数34件、寄附金額約480万円であったものが、平成25年12月から記念品を贈呈するようになってから、おおよそではあります件数が800件、寄附金額1,000万円と聞いております。

そして県外に目を向けますと、岐阜県各務原市で平成24年度4件、79万円であったものが、平成25年6月から記念品をお送りするようになってから、25年12月末で7,100件、金額で1億1,000万円でございます。そして、北海道上士幌町では記念品を贈る以前、平成22年度と平成25年と比較しますと、寄附件数で約700倍の1万2,048件、寄附金額では約200倍の2億2,200万円となっております。以上の自治体はちょっと特別な数字でございます。

現実的と言ってはちょっとおかしいかもしれませんが、北名古屋市では平成21年度、8件、22年度、5件であったものが、記念品を贈るようになってから、平成23年度18件、24年度で26件、25年度は平成26年2月末で31件と寄附件数がふえております。

そこで、本市においても、本市の産業や企業をアピールするマーケティングツールと考え、今までなかなか知ってもらえなかった魅力的な特産品を多くの方に知っていただくという目的でも、本市でも記念品や特産品をお送りしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 早川議員から、ふるさと納税についての御質問でございますけれども、先ほど市の実態につきましては総務部長のほうからお話をさせていただきましたけれども、日本全体ではこの制度が2008年からスタートいたしまして、大変な勢いで今ふるさと納税が件数も金額も伸びているのが実態でございます。

私のところで調べましたら、当初、2008年には3万人がふるさと納税をしてみえたんですけども、2011年には74万人の方がしてみえる。一気に25倍になっているということですね。金額もその当時、最初は73億であったのが2011年には650億というような数字でございます。

非常に多額になっているわけでございます。

これはちょっと変則的な納税のあり方ではないかなあというふうに思っているわけです。先ほどもお話がありましたように、いろんな地場産業である景品であるとか、あるいはその地域におけるさまざまな形での物品をプレゼントしていこうと、お米をプレゼントするとか、あるいは名古屋コーチンをプレゼントするとかという形で、3,000円、5,000円のふるさと納税をしていただいたらその特権を与えますよというようなことになっておるわけでございます。

それと同時に、納税をする方が住んでみえるところについては税の軽減措置があるということでございます。そうすると、居住してみえるところにつきましては、税の総額が減ってくるわけでございます。そうした形の中においては、その皆さん方の、例えばさまざまな行政サービスということについては、その方は他人の行為を押しつけているというふうに解釈されてもしょうがないんじゃないかなあというふうに思っております。

そんなような形で、贈り物とか、あるいは特産品という形でふるさと納税を納めてくださいということが加速しているわけでございますので、総務省のほうからも少し良識ある対応をしてほしいという形で各自治体のほうにも通達をいただいている状況でございます。

本来寄附行為というのは、例えば特産品を当てにするとか、あるいは税の軽減をいただくというようなことがあってはならないんじゃないかなあというふうに思っております。もう少し寄附ということについては、最初から私どもは言っているように、その人の意思をきちっと尊重した上でお預かりをし、そして有効に活用していくというのが本来のあり方だろうというふうに思っております。

よって、私どもとしましては、このふるさと納税という状況の中で特産品を用意したりとか、あるいはそういったような贈り物というか、そういうものを用意するような形でこのふるさと納税を考えていくということは現在は思っておりません。もう少し本来のあり方の中でお願いをしていきたいというふうに思っています。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 本市では、市長の答えのように考えていないということではございますが、私が調査をしましたら、約10の自治体は今後検討するとも聞いておりますので、また状況を見ながら、本市でも送らなきゃいけないと感じた場合には、地元のPRということでぜひとも検討していただきたいと思います。

次の質問に行きます。

次は、小・中高生のネットの利用状況についてでございます。その中でも私が最近ちょっと心配になっておるのが、ネット依存でございます。ネット依存について質問させていただきます。

平成25年版情報通信白書では、平成24年末のインターネット利用者数は平成23年末より42万人増加して9,652万人となり、人口普及率は79.5%に達しました。また、端末別インターネット利用状況を見ると、自宅のパソコンが59.5%と最も多く、次いで携帯電話42.8%、自宅以外のパソコン34.1%となっており、スマートフォンが31.4%となっております。

このように多くの人々に利用されるインターネットは、子供たちにとっても身近なものとなっており、内閣府の平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書では、子供のパソコンによるインターネットの利用状況を聞いたところ、「自宅のパソコンでインターネットを使っている」が小学生で59.9%、中学生で74.1%、高校生で80.5%であります。また「携帯電話でインターネットを利用している」は小学生で40.8%、中学生では75.3%、高校生では95.4%で、最近ではゲーム機にもネット機能がついており、ゲーム機でのインターネットの利用については、小学生28.1%、中学生29.8%、高校生で38.8%となっており、今や多くの子供たちがネットを利用しております。

その一方で、ネットの長時間利用により実生活に悪影響が出る、いわゆるネット依存と言われる事例が一部で問題となっております。先ほどの内閣府の調査では、パソコンによる平日自宅でのインターネットの平均的な利用時間は45分、平日自宅以外で平均時間は20.1分となっております。また、内閣府の平成25年度調査結果速報では、携帯電話とスマートフォンを所有する青少年の1日のネット利用時間が前年度より10分ふえ、平均1時間47分、2時間以上の利用者が39.8%となっており、青少年の携帯電話、スマートフォンを通じたインターネット利用が長時間化しております。

携帯電話やパソコンに没頭するインターネット依存の中高生は、厚生労働省研究班の調査では、全国で推計51万8,000人となっております。依存が強いほど睡眠時間が短くなることも判明、研究班はネット依存が健康に悪影響を与えていると警鐘を鳴らしております。ネット依存とされるのは、ネットの使い過ぎで健康や暮らしに影響が出る状態、悪化すると食事をとらなくなり栄養失調になることもあります。しかし、ただ現在は病気とは定まっております。

調査では、ネットに夢中になっていると感じるか、使用をやめようとしたとき落ち込みやいらいらを感じるかなど8項目を質問、5項目以上に該当しネット依存が強く疑われる病的な使用と認定されたのは8.1%で、病的な使用とされた中高生のうち、睡眠時間が6時間未満と答えたのは43%、調査時点の直近1カ月の午前中の体調が常に悪かった、しばしば悪かったと回答したのも24%であり、いずれもネットに依存していない人と比べて割合が1.6から2.7倍となっております。以上の状況から考えて、健康的な使い方ができるよう指導や教育をしていく必要があると考えております。

そこでお尋ねします。本市においては、どのような対策をとっておられるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 早川議員のネット依存の小・中高生がふえているが本市の対策はの質問について、お答えさせていただきます。

ネットの依存につきましては、今のところ高校生や大学生などに多く見られるものですが、発症する世代の低年齢化は急速に進んでおり、小学生にも見られるようになってきていると捉えております。また、ネット依存症になると、友達とうまくつき合えない、学校に行かなくなるなど社会とのかかわり方について自分でコントロールができなくなったり、携帯やスマホなどが手元にないとパニック状態になったりするなど、深刻な問題だと考えております。

現状として、義務教育においては年齢が上になればなるほど所持率が高く、2013年調べで全国平均、小学6年生は44.1%で、中学3年生は68.5%です。前からこのような所持率が年々上昇しているという状況を把握しておりましたので、学校現場では持たせないように働きかけをすることよりも、使い方さえ正しく行えば大変便利なものであるという認識をもとに指導するほうがよいと捉えております。

それゆえに、子供たちには正しい使い方を目的とする情報モラル教育に力を入れていくことをこれまでよりも強化していきます。また、携帯電話などを所持させる保護者には、ネット依存症やネットの潜む危険性を伝えていくことが肝要であると考えております。

対策としまして有効と考えておりますのは、学校現場で子供たちにはあらゆる機会を通じて情報モラル教育を進めていくこととでございます。その機会を捉え、計画的に保護者とともに、また保護者向けに学ぶ機会を設けていきたいと考えております。それゆえ、これまでも学校長さんや生徒指導担当の方に直接お願いをしていきました。子供向けには、全ての学校で実施しております。保護者とともに、5校の学校で実施しております。保護者向けには9校で実施し、そのうち中学校は3中学校とも実施しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 対策はとっていただいておりますということですが、その内容なんですが、インターネット依存について、中日新聞が全国の都道府県教育委員会に調査したところ、57%がネット依存予防のための教材や資料が不足していると。21%がネット依存に特化した指導の有無は把握していないと回答したとありますが、本市においてネット依存予防のための教材は十分であるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） ネット依存症のための教材は足りているかの質問について、お答えさせていただきます。

国や県の教育関係団体、警察署、携帯電話会社、NPO法人など、ネットにかかわる指導をする内容の資料やリーフレットなどをいただいております。また、ネット上にもさまざま

なものがございますので、私どもとしては足りておるという認識でございます。

学校現場につきましては、教材の量よりも、その年齢に応じた適切な資料を用意したり作成したりして指導することが大事だと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 十分だという答弁ではございますが、年齢に応じた適切な資料を用意したりということがあるんですが、年齢に応じたといっても、最近でいうと小学校低学年がみんな1、2年が一緒のネットの利用状況かということ、そうじゃないんですね。うちの娘もそうなんですが、小学校2年生であっても、姉ちゃんが中学校であったり、親戚に中学生の姉ちゃん、兄ちゃんがおったら、もうレベルはそこへ行ってしまっておるんですね。

ですので、教材は十分だということではあります、年齢に応じたというその年齢の見きわめが今後大切になってくるのではないかなあと、そのように感じております。

では、次のほうに移ります。

次は保護者に対してなんですが、青少年インターネット環境整備法第6条において、保護者は青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めることとなっておりますが、決めつけては悪いんですが、このことをわかっておる保護者が少ないのではと感じております。

多くの青少年が初めてスマートフォン、タブレット等を手にする春の卒業、進入学の時期を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を進めなければならないと考えております。そのためには、保護者に対する重点的な啓発活動を行うべきだと考えております。

私も娘たちが通う西部小学校で、先月ですね。2月20日にネットに潜む危険という講話を娘とともに受け、改めて子供たちのネット利用状況を把握し、きちんと管理しなければいけないと強く思いました。そのときの資料がこれなんですけれども、このようになっておまして、啓発用のこういう周知用のピラがあったりですね。

このときに勉強になったのが、子供が陥りやすい問題、ネット依存、ネットのいじめとかソーシャルネットワークサービスでの問題があったりとかですね。ネット依存に陥りやすい子供、これちょっと私も疑問だったんですけども、何でもネットで調べようとしているという子がネット依存に陥ってしまうということでちょっと疑問に感じて、先生に後から聞きました。僕は納得しました。この場では私は言いませんが、何でもネットで調べようとしている子供さんがいたら、ぜひともどうしていけないのかということ調べていただきたいと、そのように感じております。その際感じたことが、このように啓発を受けた者と受けてない者とのネットに潜む危険の認知度にかかなりの差があるのではということでございます。

そこで、本市において保護者向けの啓発はしっかり行っているのか、そしてまた私が行っ

たように、このように親子で学べる教室の今後の計画は立っておるのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 今後、保護者向けの啓発、親子で学べる教室の計画等でございますけど、こちらについてお答えさせていただきます。

市からも有害情報から子供たちを守るためにというプリントを作成して配布をしたり、国や県からのリーフレットなども配布をしております。ただし、議員が言われましたように、啓発の効果が十分あったとは言えず、今後の課題かと捉えております。

親子で学べる教室の実施につきましては、5校で年1回実施をしております。内閣府の統計調査でも、フィルタリングの利用率は啓発経験のある保護者の利用率が高いと出ております。また、愛知県教育委員会からもこの26年2月27日でございますけど、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」ということで、卒業式、入学式、入学説明会、保護者会、総合的な学習の時間、ホームルームの時間など、さまざまな機会や場を活用して、保護者や児童・生徒に対してスマートフォンなどの安心・安全な利用に関する知識を高め、注意喚起を促すための取り組みを積極的に推進するようという通知がございました。

保護者に対して、スマートフォンなどの購入時におけるフィルタリングの徹底や、家庭におけるルールづくりの推奨をお願いしたいと思っております。また児童・生徒につきましては、学習指導要領に基づいて、各教科の指導において発達段階に応じた情報モラルに関する指導をするようにしてございます。

教育委員会としましても、子供向け、保護者とともに、保護者向けに、系統を持たせ計画的に学ぶ機会を持つよう、今後も引き続き指導してまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 早川議員。

6番（早川公二君） 今後も計画的にやっていただけたらということですが、やっとならいいという問題ではないとは思っておって、私は西部小学校で行った際には、高学年児童が56人、そして保護者が十七、八名ということで約3分の1ですか。やはりもっとも多くの保護者の方に参加していただければなあというふうに感じました。今後計画する際には、多くの大人が参加できる日程調整をきちんとしていただきたいなと、そのように考えています。

以上で終了します。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 最後の質問者になりました。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。一般質問、最後となりました。皆さんお疲れのことと思いますが、よろしくお伺いいたしま

す。

今回、私は2点についてお尋ねしていきたいなと思っています。

まず最初に、青少年赤十字加盟登録についてです。

愛西市のある小学校では、ことし1月26日に6年生25名に、体験用人形9体とA E D 9台で心肺蘇生法の講習が行われました。また、岡崎市のある中学校では、先生の希望で、時間を分けて127名の生徒に、保健の授業で人形16体とA E D 16台で心肺蘇生法の講習を行いました。

青少年赤十字の目的、目標は、奉仕、人間として社会のため、人のために尽くす責任を自覚し実践する。そして健康、安全、生命と健康を大切にする。国際理解と親善、広く世界の青少年を知り、仲よく助け合う精神を養う。

そして気づき、考え、実行する。気づきとは、何げなく生活していると気づかないことも、自分が注意深い生活を送るといろいろなことに気づいていくものです。また、新聞やテレビニュース、インターネットなどで世界中で起きていることを知ることも気づきにつながるでしょう。考えとは、問題に気づいたら実態をよく調べた上で何をすべきかを考える。本当に必要なことを理解していないと、相手にとってはありがた迷惑になることもあります。実行するとは、幾らいい考えでも考えるだけでは意味はありません。勇気を出して実行しましょう。実行してみて初めて気づくこともたくさんあるはずです。評価、反省をして、活動をよりよいものにしましょう。誰もの心の中にある、本来ある優しさや思いやりの心を引き出して育てていくことです。

このように青少年赤十字の目的、目標が掲げられています。そして、生きる力を育む、思考力、判断力、表現力の育成、学習意欲の向上、問題解決的学習、体験的な学習、道徳教育、健康・安全教育、これは青少年赤十字と県の学習指導要領と一致したものです。

では、これに加盟すればどんなメリットがあるのか。総合学習の時間に、防災教育として避難所開設訓練、地域奉仕団と炊き出し訓練をしたり、救急法、保温法、体を清潔に保つ方法を学んだり、避難所生活講演会をしたりすることができます。またA E D心肺蘇生法の出張授業や体の起こし方や車椅子の補助の仕方、癒やしのハンドケア、高齢者などの健康生活支援講習も学ぶことができます。

初めに言いましたように、心肺蘇生では赤十字社だからこそたくさんの人形やA E Dを使って講習ができます。もし学校が避難所になったら、子供たちは自分の通っている学校なので校内をよく知っています。校内をよく知らない避難者に案内をすることもできます。

県下における青少年赤十字加盟登録は、小・中学校1,800校中904校と平成25年度は50.7%の加盟率ですが、平成25年度、愛知県青少年赤十字登録状況では、知多、海部地区の17市町村の中で小学校の加盟登録がゼロなのは弥富市と飛鳥村だけです。弥富市には小学校

8校と中学校3校がありますが、加入しているのは弥富中学1校だけです。弥富市の近隣の市町の状況を見ますと、蟹江町では小学校5校と中学校2校があり、愛西市は小学校13校と中学校6校、津島市では小学校8校と中学校4校があります。いずれの市町においても全校が加入し、加入率は100%です。参考までに、県立海翔高校も加入しています。

そこでお聞きしたいのですが、このような状況の中で、なぜ弥富市の小学校では加盟率の登録がないのでしょうか、そしてまた中学校は1校だけなのでしょうか、お尋ねします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

市内小・中学校の愛知県青少年赤十字への登録につきましては、御指摘のとおり弥富中学校1校のみということで、平成9年度から加盟しております。平成9年、弥富町の当時、中学校は2校、小学校は5校ございましたが、当時、弥富中学校が加盟した詳しい経緯は定かではございませんが、当時、町の代表校として加盟したのではないかと思います。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 平成9年に代表として加盟しているとのことでしたが、その後、なぜそれが広まらなかったのかとも思います。

教育長は、青少年赤十字の加盟についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 御承知のとおり、青少年赤十字につきましては児童・生徒が赤十字の精神に基づいて世界の平和と人類の福祉の貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて命と健康を大切に地域社会や世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的としております。

したがって、この際、市内全ての小・中学校が愛知県の青少年赤十字へ加盟すべきものと考え、速やかに加盟するよう指導してまいります。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 加盟している弥富中学校では、何か青少年赤十字の活動はしていますでしょうか。また、弥富中学校の状況もお知らせください。お願いします。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 青少年赤十字活動につきましては、これをしなければならないといったような義務はございません。地域や世界の人々の平和や福祉に貢献するような活動を学校の裁量で自由に行うことができます。この活動は、御承知のように、1つ目は健康・安全、2つ目は奉仕、3つ目は国際理解・親善と3つの柱に分けることができると聞いております。

弥富中学校では、現在のところ生徒がみずから赤十字活動はしておりませんが、学校全体の行事としまして、毎年「命を大切に」をテーマに命の講演会を開催しております。また、

2年生全員を広島へ派遣し、平和について学習することなども広い意味で活動に含まれると考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） きょうは本当に東日本大震災から丸3年がたつわけなんですけど、当時ですね。平成9年ごろ、阪神・淡路大震災というのもあったんですけど、あのころは建物の崩壊、それで死者をたくさん出したということでした。

今回、東日本大震災では津波という大惨事になってしまったわけなんですけど、この東日本大震災のときには学校のちょうど下校時間と重なってしまったということもありました。また今日では南海トラフの心配もされています。防災意識が高まる中、地域のつながり、人と人とのつながりが本当に重要になってまいりました。

そんな今の状況から見て、加盟をしてくださいというのはあれですけども、先生方によく理解していただいて加入していただけるなら、それに賛同されるならしていただきたいと思うわけですが、これは本当に先ほど申しましたように加盟の義務があるものではないですね。これも各学校の校長先生の考え方とか、そういうものも加入する是非が決まるとも伺っています。学校も今いろいろなカリキュラムが組まれていて大変かと思います。今日、道徳教育も重視されてきていますし、子供たちに奉仕の心、人のために尽くすことができる人、人を思いやる心、自分は人のために何ができるのかを考えて実行できる人づくり、そして優しい心を育てていくためにも、児童・生徒が自主的で自立した生活ができるように知識を得ることは大切なことだと思います。ぜひ先生方に御理解いただけるように御指導いただくことを要望して、この質問は終わりたいと思います。

続いてですが、保育所の園庭芝生化、その後についてをお聞きしたいと思います。

平成21年6月の定例会において、前山本議員が弥生保育所建てかえのときの園庭芝生化について質問をされています。新しく建てかえられた弥生保育所では、中庭が芝生化されています。また、現在建設中の白鳥保育所でも一部芝生化されるようですが、弥生保育所では、その後、芝生化されている園庭を子供たちはどのように利用しているのか。そしてまた子供たちの反響はどうか、また保護者の方々の感想はどうかをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それではお答えします。

まず最初に、子供たちはどのように利用しているかということでございますが、議員がおっしゃいますように弥生保育所の芝生につきましては、保育所棟と児童館棟の間の中庭に整備をさせていただいたところでございます。

現在の利用方法につきましては、まず保育所につきましては主にゼロ歳児がその日の天候等も考慮しながら、午前中に1時間ほど芝生の上で遊んでおります。また、子育て支援セン

ターのほうでも月に2回程度、青空広場という行事を設定いたしまして、未就学児の親子さんが親子遊びとかリズム遊びで利用してみえます。

次に、子供たちの反響はどうでしたかということですが、中庭で自分たちだけで遊べるということや、転んでも痛くないということもございまして、子供さんたちは喜んで遊んでいるというふうに聞いております。

次に、保護者の方々の感想はどうでしたかということですが、子育て支援センターでは親子さんで御利用いただいておりますので、その保護者の皆様からは、安全で安心して遊べることや、芝の緑がいいということで好評であるというふうに聞いております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 芝のメリットは安全性です。子供たちは跳んだりはねたり転がったり、元気いっぱい遊び回ります。そして転んでも芝がいいクッションになり、仮にけがをしたとしても軽くて済むということもあります。そして、土踏まずの形成にもいいと言われております。今、グラウンドではだしで走ることは禁止されていますし、なかなか外ではだしで遊んだりするということとはできない状況となっております。

また、最近では、地球温暖化のせいか、今年の夏も今までにない猛暑に見舞われるということになりました。芝生は太陽の熱も吸収して、気温上昇を抑えるということもできます。そこにエコカーテンでもつくっていただくと、エアコン使用時間もひよっとしたら減るのではないかなあとと思いますが、そんなことで小さな子供たちにも、環境についても学んでいけるのではないかなあとと思います。

春になると風の強い日も多くなり、砂ぼこりで大変なときも何日かありますが、そんなとき砂ぼこりも舞うこともないです。今の冬の時期は芝生も休眠中に入り枯れてしまっていますが、傷んでしまったり土に戻ってしまったところなどはあるのでしょうか。また、芝は水やりや刈り込み、肥料や草取りなどの手入れが大変だと思われそうですが、どのように手入れをしていますか。お願いします。

議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 最初に傷んでしまったところはないのかということですが、現在は枯れてしまったり土に戻ってしまったところはございません。

それから、どのような手入れをしているかということですが、芝の手入れにつきましては、夏などにつきましてはタイマーで設定できる自動のスプリンクラーによって散水をしております。刈り込みは非常に重要でございますが、去年は刈り込みをしておりませんが、刈り込みはタイミングも難しいと聞いておりますので、時期もいろいろ研究しながら、26年度には実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） 実は、私もこのことについて質問するに当たり、弥生保育所のほうに伺って、園長先生にお話も伺ってきました。

芝生がどのようになっているのかというのちょっと見学させていただいて、私が初め思っていたのとは、やっぱり実際先生のお話を聞くのと違っていたところは、芝生のところに私たちは園児たちが思いっきり遊ぶのかなあと思っていたら、3歳以下の本当にまだよちよち歩きの子だとか、そういう子たちがたくさん利用していて、子育て支援の親子とか、そういう人たちもたくさん利用してみえますという、先ほどお話しされたことでした。

先生にどうですか、芝生があっていいですかといったら、先生はとても喜んでみえていて、今はこんな茶色になっていますが、本当に緑になるととてもきれいで気持ちいいですよ、あそこでベビーカーで引いて、本当に小さなお子さんがそこで歩いたりするというのを想像して、園児たちはグラウンドのほうに行っているような遊具で遊ぶことが楽しいみたいですけれども、私はその小さな子たちが芝生をはだして歩いている、そういうのを聞きまして、そういうのも本当にいいなと思いながら話を伺ってきました。

何かお聞きしますと、これは園長先生ではないんですが、東海市では全ての保育園が芝生化されているというふうにお聞きしました。今後、市としてほかの保育所においても芝生化にしていく考えはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 今後、他の保育所も芝生化していくかということでございますが、先ほど議員が言われましたように、新白鳥保育所につきましても、園舎前の乳児の遊び場を中心としたスペースと園庭の中央のサークルの中にも芝生化を計画しております。

園庭の中の芝生化につきましては、転んでも痛くないため子供が思いっきり遊べることはもちろんのこと、地表面の温度を下げる効果により熱中症の予防にもなることや、砂ぼこりの防止にもなるというメリットもございます。今後も現場の保育士とも相談しながら、他の保育所への展開は財政状況も勘案しながら計画していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

3番（鈴木みどり君） ぜひ検討して、実行していただきたいと思うわけですが、弥富の子供たちが健康で伸び伸びと育っていくのは、保護者の方はもちろんのこと、私たち弥富市の願いでもあります。

ぜひよりよい環境づくりをお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の

会議はこれにて散会とします。

~~~~~

午後 4 時32分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子

平成26年 3月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |      |     |     |
|-----|------|-----|-----|
| 13番 | 小坂井実 | 15番 | 佐藤博 |
|-----|------|-----|-----|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                  |      |                  |      |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭 | 総務部長             | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 山田英夫 | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 教育部長             | 服部忠昭 | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長 | 伊藤久幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 服部誠  |
| 民生部次長兼<br>福祉課長   | 前野幸代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長 | 佐野隆  |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長  | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼<br>会計課長   | 渡辺安彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長 | 八木春美 |
| 監査委員<br>事務局長     | 松川保博 | 財政課長             | 石田裕幸 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏 | 税務課長             | 伊藤好彦 |
| 収納課長             | 山守修  | 市民課長兼<br>鍋田支所長   | 平野進  |

|        |      |           |      |
|--------|------|-----------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長    | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長      | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長    | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長      | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記     | 浅野克教 |    |      |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成26年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 市道の認定について
- 日程第22 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

- 日程第23 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、小坂井実議員と佐藤博議員を指名します。

- ~~~~~
- 日程第2 議案第1号 平成26年度弥富市一般会計予算
  - 日程第3 議案第2号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算
  - 日程第4 議案第3号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算
  - 日程第5 議案第4号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第6 議案第5号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算
  - 日程第7 議案第6号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
  - 日程第8 議案第7号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
  - 日程第9 議案第8号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
  - 日程第10 議案第9号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
  - 日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
  - 日程第12 議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について
  - 日程第13 議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について
  - 日程第14 議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
  - 日程第15 議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
  - 日程第16 議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について
  - 日程第17 議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について
  - 日程第18 議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
  - 日程第19 議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
  - 日程第20 議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
  - 日程第21 議案第20号 市道の認定について
  - 日程第22 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
  - 日程第23 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - 日程第24 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）



日程第25 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第26 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第26、議案第25号まで、以上25件を一括議題とします。

本案25件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行です。

私は、議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算について、2点ほど質問いたします。

まず1点目ですが、予算編成のあり方について質問いたします。

本市の場合、市税の当初予算額に対して、決算額はここ数年、約2億円から3億円上回っております。23年度当初予算額72億9,262万円に対して決算額は75億2,728万円で2億3,400万円の増、24年度は当初予算額71億7,929万円に対して決算額は74億8,776万円で3億847万円の増、25年度は当初予算額で74億8,909万円に対して最終見込み額は77億649万円で、2億1,740万円の増が見込まれております。

今年度の予算編成においては、昨年来見直しをお願いしてきた繰越金と繰入金の関係において、繰越金を前年度の3億5,000万円から6億円とし、繰入金を5億2,000万円から2億5,000万円にすることにより、財政調整基金を取り崩さない予算編成が行われ、わかりやすくなった点は評価しますが、一般会計において普通債と臨時財政対策債を合わせた市債の残高は26年度においては117億円であり、22年度の108億円から4年間で9億円ふえております。先ほど述べましたように、毎年歳入予算額に対して歳入決算額は2億円ほど上回っております。普通債の発行を2億円ほど抑えた予算編成を行い、今後、新庁舎の建設、平成33年度における合併算定替えによる地方交付税6億円強がなくなったときの財政を考えると、財政調整基金を崩さず市債残高を減らす予算編成を行うべきだと思います。今年度の市債は、臨時財政対策債6億7,600万円、普通債5億5,500万円の合計14億2,100万円となっております。

そこで、ちょっと資料として説明させていただきますが、中日新聞で、3月になりますと各市町村の予算が計上されまして、それに伴って市債残高、それから財政調整基金の残高と一緒に報告されます。ことしの場合も載っております。それを拾って比較してグラフ化してみました。そうしますと、大治町が一番財政調整基金に対して市債残高は少ない。弥富市の場合ですと、大治、あま市に次いで弥富市が3番目にいいという状態です。財政調整基金に対する市債残高は、弥富市の場合5.6倍、大治町の場合は4.8倍、一番悪いのは北名古屋市19.4倍という、ことしの26年度の中日新聞に掲載された表から抜粋してグラフ化したものであります。

こんなような状態で、本市の場合は割かしまだ財政状況はいいというところではありますが、

将来のことを考えると、私が今言ったような予算編成をしていただきたいと思います。それに対してお答え願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 市債発行額を抑えて残高を減らす予算編成をすべきであると考えながらという御質問でございますが、確かに中期財政計画の長期財政見通しにお示ししましたとおり、公債費につきましては平成30年度までは増加を続ける見込みであり、財政の硬直化は今後さらに進むものと考えております。

議員の御指摘のとおり、市といたしましても市債の発行は可能な限り抑制すべきものと考えておりますが、公共施設の建築などやむを得ず市債を発行する場合にも、交付税措置のある起債メニュー、元利償還金を交付税で見てもらえる、そういったメニューを選択するなどしまして、少しでも財政の硬直化を避けるべく予算編成をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 予算に関係しますので、中期財政計画についても少し伺います。

中期財政計画書において、歳入合計から歳出合計を引いた額、いわゆる形式収支額が25年度から34年度まで赤字の計上がなされております。決算額の推移を見ますと、平成20年度から24年度まで、全ての年度において約6億円から8億円の黒字であります。この黒字である形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支を計算し、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて単年度収支が出るわけでありまして、この時点では、赤字になることもあります。実際、20年度と23年度においては、20年度151万円、23年度2億967万円の赤字であります。その後、黒字要素である財政調整基金積立金や地方債繰り上げ償還金を赤字要素である財政調整基金取り崩し額を控除した額で本当の市の財政状況がわかる実質単年度収支が出るわけでありまして、20年度においては9,239万円の赤字、21年度においては1億7,865万円の黒字、22年度8,827万円の黒字、23年度2億674万円の赤字、24年度1,779万円の赤字といった結果が出ているわけで、この額を弥富市の財政状況として説明し、今後の予算編成、さらには中期財政計画書の作成に当たるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 形式収支のみならず、財政調整基金への積立金や取り崩し金を考慮した実質単年度収支、さらには減債基金までも考慮した、要は現金預金を減少させないような財政運営をしていこうというふうに考えております中で、現在の状況が続いた場合に、合併算定替えが終了することとか、毎年毎年介護保険への繰出金が増加している、さらには後期高齢者医療の市負担分がふえている状況の中で、ほかの状況が変わらなければ歳入が減って歳出がふえるという中で、長期財政見通しを作成させていただいておるわけございま

す。

そうした中で、これの対応としてさまざまな行政改革を行いまして、この財源不足を解消しようというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） わかりました。じゃあ2点目に移らせていただきます。

2点目は、総務管理費の中の防犯対策費について質問します。

26年度の予算編成としては、中日新聞の掲載にもありましたように、弥富市の当初予算は防災、子育て充実型としてあります。防災面では、老朽化した白鳥保育所の建てかえにより、屋上には水害の際に300人が一時避難できるようにするといった一石二鳥の対策がとられております。また、十四山保育所、白鳥小学校等屋上へ避難できる外階段設置の工事、弥生小学校においてはその調査設計工事費を見込んだ予算が計上されております。また、津波・高潮緊急避難場所の案内看板設置等、対前年比約3,600万円増の予算となっており、後期基本計画に当たり行った市民アンケート調査による安全・安心なまちづくりを望む市民の声に応えた予算計上がなされており、防災面に関しては問題ないと思います。

しかし、防犯面に目を向けると、防犯灯は毎年LED化を進め、新規設置90灯、器具取りかえ90灯を行っており、ことしは器具の取りかえが50灯ふえ、140灯が予定され、予算も79万円増額されております。昨年は、自転車駐車場の防犯対策のため防犯カメラの設置に対して予算計上がされ、ことしも50万円計上されております。

最近全国における犯罪において、事件解決に防犯カメラが非常に役立っており、また犯罪の抑止効果を増しております。本市内の自治会においても、最近自治会で防犯カメラを設置しようという動きもあります。現在、本市においては防犯カメラ設置に対する補助金制度はありませんが、市民協働のまちづくりを目指し、防災面においては自主防災会に対して機材購入費として補助を行っております。防犯面においても、同じ考えを持って補助金制度を設けるべきだと思います。

昨年12月の定例会におきまして、小坂井議員から防犯カメラの設置についての質問に対し、市側の回答として、設置については実際の犯罪発生状況等を考慮し、設置を考えていきたいとしております。この回答は、市側が主体で設置する場合の回答であります。私が提案するのは、設置主体は自治会です。自治会が設置するのに市から補助金を出してはどうかという質問です。例えば、ことしの予算では防犯カメラ1台50万円の予算ですが、この予算をあと50万円増額し、補助金額を100万円とし、1台につき5万円補助ということにすれば20台の防犯カメラが設置でき、10万円の補助であれば10台の設置ができるわけであり、防犯カメラ設置の効果が早まります。

そこで、24年、25年、26年の3年にわたりまして、防犯対策費について比較をさせていた

だきます。24年度は防犯灯のLED化に新設100灯、器具取りかえが100灯で530万円、防犯灯維持補助金として1,838万3,000円、防犯カメラが45万円であります。25年度は新規が90、器具取りかえが90で350万円、防犯灯維持補助金が1,837万3,000円、防犯カメラ50万円。今年度ですが、新設が90灯、器具取りかえ140灯で4,290万円、防犯灯の維持補助金が1,811万円、防犯カメラ50万円と、こんなような予算計上の比較になっております。

この防犯灯の維持の補助金というのは1,800万ちょっとで、3年間ほとんど変わりません。これはこれでいいんですが、LED化の新規とか器具の取りかえ、これについて昨年からことしの場合には79万円ふえております。50台の器具取りかえがふえたからこれはふえたわけですが、こういった予算を防犯カメラのほうに回していただいて、防犯カメラの設置の補助金のほうに使ってもらえないかと、こういうふうに思っておるわけでございます。

稲沢市におきましては、26年度予算において、防犯カメラの設置費補助事業として200万円計上しております。弥富市としても、地域の安全・安心に役立てるよう防犯カメラの設置補助金制度を設けてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 防犯カメラを自治会が主体になって設置する場合の補助金制度についてという御質問でございますが、平成26年度の当初予算編成段階では、この自治会の設置する防犯カメラに対する補助金制度については考えておりませんでした。

愛知県下におきまして、幾つかの自治体で補助金制度がございますが、補助対象地区は住宅地や共同住宅の駐車場などになっております。また、補助金の率としましては、2分の1程度となっております。

今後の対応でございますが、自治会が設置する防犯カメラの補助制度につきましては、犯罪情勢を考慮しながら、来年度以降に実施するかどうかの検討をしてみたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきますけれども、犯罪の抑止という形の中ではまだまだ弥富市の中において、南部地域あるいは駅周辺というような状況の中においては、高速道路というような高規格道路もありますので、犯罪の件数がなかなか減らないというのも実態でございます。

新しい区長さん等が4月から発足させていただきますのでお願いしていきますが、また区長会等を通じて一度自治会の御意見を伺いたいというふうに思っております。そして、平成27年度、もしくはそれ以前ということになるかもしれませんが、いずれにいたしましても前向きに犯罪防止という形の中では努めていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきますが、1点だけ数値的なことなんですが、LEDの新設した場合の単価と、器具を取りかえた場合の単価は幾らずつになっておるんでしょうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 本年度の予算計上の段階でございますけれども、新規が1万7,000円、それから取りかえが1万9,000円で積算しております。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） 24年度から26年度の予算計上された説明書の中で、100台とかいろいろ書いてあります。それに対する金額が530万、350万、ことしですと429万になっておりますが、今言われた数字ですと、ちょっと合わないような気がするんですが、これはきょうでなくていいです。総務委員会のときにちょっと御説明いただければいいと思いますので、わかるように説明していただきたいと思いますが。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） LED自体が年々安くなっているという現状がございます、器具自体が。それで、当時の値段の積算とことしの積算は若干違っておるということでございますので、細かい数字につきましては、また委員会等で御説明させていただきますと思います。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） じゃあ委員会のほうで説明いただくよう、よろしく願いいたします。

これにて私の質疑を終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） 次に、佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博。通告に従いまして、4点質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に補正予算であります。議案第21号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）について、まず繰越明許費補正のうち、新庁舎建設事業2億2,650万円について質問をいたします。

これは、昨年6月議会において、隣地の土地約1,600平方メートル取得のための土地取得費及びそれに伴う物件移転補償費1億530万円の補正予算であり、現在、この取得費が今までに例のない高額であるために監査請求が出され、さらに住民訴訟事件となって、名古屋地方裁判所において審理されているものであります。

この問題は、最初から私の経験からして、問題になることを警告しておきましたけれども、慎重な対応を私は促したわけでありまして。しかし、議決されたためにこのような住民訴訟事

件という事態にまで至っておるわけであります。

そこで、初めから25年度には支出しない補正予算であるということ、繰越明許はやらないと明言しておきながら、今回繰越明許を提案されたという地方財政法を逸脱した予算編成に対しまして、補正予算とはどのような意味があるのか、また繰越明許とはどのような場合に適用されるものであるのか、その認識を最初にもう一度尋ねておきたいと思えます。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 昨年6月議会で可決、承認いただきました新庁舎建設事業に係る土地購入費、物件移転補償費の補正予算につきましては、愛知県の収用事業認定を受けるために補正をさせていただきました。

この予算につきましては、将来にわたり支出をしないということではなくて、スケジュール的に見て本年度中には無理ではないかということで、新年度予算に改めて計上させていただくということで、6月には御説明をさせていただきました。

方針を改めさせていただいたのは、議員の皆様各位から御意見をいただきまして、不用額としてなかったものにするのではなくて、26年3月、今議会において一般会計補正予算において繰越明許費補正として計上し、議会の議決を経て次年度に繰り越す方法に改めさせていただきたいということ、昨年の11月の臨時会で答弁を申し上げております。

繰越明許費につきましては、資料をお渡しし、御説明申し上げますけれども、歳出予算の経費のうち、その性質上、また予算成立後の事由により、当該年度内に支出が終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ予算に定めることによって翌年度に繰り越しをして使用することができる制度でございます。

また、単年度で完成するものとして予算計上されている事業の執行が遅延または未完成となった場合に、その執行を翌年度に持ち越すものでございまして、その際に当該経費に係る歳出に充てるための必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越すことができる制度でございます。以上でございます。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 確かにそういうことであつたと思っております。

しかし、25年度には全く使っておらずに全額が繰越明許になっておるといふこと、これを確認したいと思えますが、副市長、どうでしょうか。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 今回の繰越明許費補正につきましては2億2,650万になっておりまして、まず用地の取得費、それから物件移転補償については全て繰越明許にしております。

それと加えまして、当初予算にございました新庁舎の設計監理費の委託につきまして500万円繰越明許として加えております。これは委託期間につきまして6カ月延長させていただ

きました。そうしたことによって、現実には2,500万円の予算のうち2,000万円を支払いいたしまして、残の500万円を、これは免震構造の評定手続とか積算業務、建築確認申請の業務がございますので、その分を加えて合わせて2億2,650万円を繰越明許補正とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） したがって、結局補正予算で提案されたものは全部繰越明許と。これは土地の取得費と、それから物件移転補償金、間違いありませんね。

去る2月13日、名古屋地方裁判所における第3回の審理の中において、被告である服部市長側の弁護士から提出された証拠説明書による繰越明許の認識について、このように答弁書が書かれております。

繰越明許費として取り扱われる場合、それは単に一旦成立した予算の執行だけが翌年度になるということではなく、改めて補正予算として計上、審議された上で可決を得られる金額について翌年度に執行し、決算も翌年度の決算とあわせてなされるものであって、繰越明許費と、もともと成立した際の予算との同一性は希薄であると。これは、成立したということは、補正予算ですよ。補正予算と同一性はないと。希薄ということは、それとは限定できないという意味だと思んですが、そして本件においても、原告らの監査請求の対象は平成25年6月26日に可決された平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）における隣地土地購入費並びに物件移転補償金であるが、繰越明許費はここで言う平成25年度弥富市一般会計補正予算（第2号）とは別個の予算に基づくものであると。また、繰越明許の議決が得られるか否か不確定であること、現在の予算と同額が認められず、減額されて可決される可能性もあり、金額についても未確定であると、こういうように繰越明許費について書かれております。したがって、繰越明許費として扱うとしても、隣地土地購入費並びに物件移転補償金が原告の言う金額で支出されるかどうか不確定であって、当該行為がなされることが相当の確実さを持って予測される場合には当たらないということで、この証拠説明書で答弁がされておるわけでありませぬ。

そこで、私はお尋ねしたいと思いますが、まず最初に、昨年6月議会において補正予算として提案されたとき、このような金額条件で合意されたから補正予算を提案すると、そしてそれぞれの手続をやると、こういうようなことが提案説明であったと記憶しておりますが、そうではありませんか、副市長。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 平成25年6月の補正予算（第2号）につきましては、条件の合意ができるようになったので提案をさせていただいたものでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうですね。しかし、この証拠説明書からすると、この繰越明許費2億2,650万円は仮の予算であって、具体的な実質取得金額ではなく、今後変更することがある金額であるというようにとれるわけですが、その点はどうかということ。補正予算額と繰越明許費とは同一金額のものとなっているのではないかとということ、この点について明確な説明をいただきたいと思います。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 今回の繰越明許の補正予算につきましては、平成25年6月に補正予算（第2号）に計上した土地購入費及び物件移転補償金と同額でございます。

仮に議会の議決で否決、あるいは減額修正して補正されることはあっても、市側から変更するというごことはございません。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そのとおりですね。正直に大木副市長から答弁をいただいております。

そうすると、この証拠説明書の考え方からすれば、地方財政法の建前からして、25年6月議会での補正予算は今議会において不用額として処理し、26年度の当初予算に計上して改めて審議するようにすべきで、そういうこともあるのではないかと、こういうようにとれるんですが、どうでしょうか。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 補正予算で繰越明許費補正として計上することと、改めて平成26年度で当初予算に計上することについては審議において議決をいただくということに変わりはなく、同じことであると考えております。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） そうですね。そうすると、この証拠説明書からすると、今後、土地所有者との最終的に交渉いかんによっては増額になったり、あるいは減額になるようなことも起こり得るということが予測された証明ですが、どうでしょうか、その点は。

議長（佐藤高次君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 土地購入費、それから物件移転補償金が所有者との交渉によって増額、あるいは減額するということはありません。

現在の計画では、物件移転補償金につきましては平成26年度に再度積算業務を行う予定をしております。再積算によりまして移転補償金がかかる要因としましては、当初の積算時から建物の経過年数に伴い再積算率が当然下がってくるというふうに思っております。それと、反対に再積算によって上がる要因が考えられますのは、最近の急激な資材や労務費の高騰、消費税アップなど、建設事業をめぐる急激な環境変化によりまして増加することも考え



られますが、繰越明許費の範囲内でおさまることができなければ改めて予算を計上し、きちんと説明をさせていただく予定をしております。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 今、大木副市長の答弁からすると、適切な答弁だったと私は思うんですけども、また繰越明許費が変更するようなことになったら、金額の内容によっては、議会はどれだけ6月にきちっと中身を審査したかということも一つの大きな問題になってくる可能性もあるということをつけ加えておきたいと思います。

そこで、今、再調査ということでありましたが、物件補償調査積算業務、要するにこれについて議会で説明があったのは、県の物件補償調査積算業務を行っている4社を指名し、公正な指名競争入札の結果、株式会社石田技術コンサルタンツ名古屋支店が落札し、公正に積算した結果が1億530万円であると、これは議事録から私はとっておりますので、そういうように答弁がされておったはずであります。

そこで、この金額が果たして一番妥当かどうかというようなことも考えなきゃならぬので、今、副市長はまた積算業務をもう一度やり直すということであるから、それであれば一つの前進だとは思いますが、参考のために申し上げますと、この業者の選定、これは入札執行調書、これは原告が請求をして市側から出されたものであります。入札の方法、指名競争入札、予定価格164万円、落札金額160万円、4万円下だったわけですね。石田技術コンサルタンツ名古屋支店は160万円で最低価格であったから、これにプラス5%の消費税をつけて168万円での業務を行ったと、こういうことあります。

ところが、その次に参加した4社のうちの3社、富士コンサルタンツ株式会社、株式会社佐久間測量設計、株式会社三愛設計、全部入札価格が175万円で一緒なんです。どう見ても談合のような感じがするんですが、そういうようには感じませんか。どうですか。

議長（佐藤高清君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 今回の入札に関しては、市の指名審査会において決定した事業者でございます。それで、入札に際して各社に積算に必要な金抜き設計書をお渡しし、各社で入札額を積算して応札されたものでございます。

物件移転補償調査業務委託の設計書については、ほとんどが人件費の積み上げという内容でございまして、また比較的小規模な業務でございますので、入札金額に差が生じなかったものと考えております。談合という疑惑については、感じておりません。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これは証拠があるわけではありませんけれども、1社だけが160万円で、あとの3社が全部そろって175万円というのは、今人件費どうのこうのということだけれども、非常におかしな入札だったと私は思っています。ですから、今度改めてやる場合

には、もっと慎重な業者の選定、それから入札の方法をしっかりと考えてやっていただくように要望しておきます。

続いて、これは24年度において支出済みとなっています地質調査費です、ボーリング。これ1,034万円だったと思っておりますが、以前に私は地盤沈下の原因調査資料として、愛知県にはこの地域の地質調査データがあり、このデータを一部活用すればもっと金額が減額できる。

私は、なぜこういうことを申し上げたかということ、県のOBの業績担当の人が私にそう言ったんです。これは高いわなと言ったから、私はこういうことを申し上げたんです。幾らが妥当かどうか、私はわかりません。わかりませんけれども、そういうことで県のほうでは言っておるわけです。しかし、適正価格であるとのことでありましたが、愛知県は来年度予算に蟹江警察署の地質調査費が計上されました。これ570万円です。半額に近いです。新聞にも掲載され、先般私は大村知事にお目にかかる機会があったから、蟹江警察署の話聞いたときにもこのような話がありました。県の関係者もそういうことで570万円であるということを知ったわけでありまして、金額が多少違っておたらまた教えてください。蟹江警察署の地質調査費と弥富市の地質調査費の格差というのはどういうようになっているのか、ちょっと聞かせてください。

議長（佐藤高君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 蟹江警察署の地質調査については内容は承知しておりませんが、本市との価格差についてはお答えすることはちょっとできないと思いますが、新庁舎建設に伴う地質調査業務につきましては、ボーリングについては55メートルから65メートルの調査を3本行っております。それから、地盤の許容応力度、それから基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査を行いました。

それに加えて、本市は地震時に液状化しやすいとされる地下水位が高いということから、緩く堆積した砂質地盤でありますので、液状化対策工法を取り入れるための液状化調査も行いました。

本市の新庁舎建設に伴う地質調査業務につきましては、7社の指名競争入札で受注者を決定しておりまして、委託したものでございます。他市と比較して、これは愛西市でありますけれども、ほぼ同等の価格で行います。以上でございます

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 新聞にも発表されたと思うんですが、この蟹江警察署の地質調査費、金額は御存じないですか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） きょうの議案質疑という状況の中で、佐藤議員のほうからその項目に

ついてお預かりさせていただいておるわけでございますけれども、その中で地質調査費では700万円という形で、佐藤議員みずからその数字を私どものほうに提案していただいております。また、私どもにつきましては、それを確認したことはございません。一度精査していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） これも大事な問題だから、例えば蟹江警察署が570万円と聞いておったんですが、700万円なら700万円でもいいです。弥富とそれほど距離が離れたところでもないですし、蟹江も同じ地盤沈下対策で調査がされておるんです。だから、そういうところにこれだけの差がつくというのは、私は非常に問題があると思いますので、よく調査をして、疑いのかからないようにやってもらいたいと思います。

続いて、繰越明許といい、物件移転補償業務並びに物件移転補償金の1億530万円といい、地質調査費といい、また1対1.28の土地の交換といい、市民がこういうデータ、数字を知ると、非常に不信を抱く問題であると思います。今まで市長は、この問題については、そういう具体的な金額や何か説明されておりません。ただ、監査請求という、この前私が言ったとおりだからくどいことは言いませんけれども、そういう説明だけで本当の中身の説明が全然市民にはされてないんですよ。この点はよく考えて、正しく情報を公開し、市民の声を謙虚に受けとめる心がけが重要だと思いますので、しっかりとひとつその点は考えてやっていただきたいと思います。

次に移ります。

土地改良区の補助金925万円について、まず第1段階として土地改良団体の合併はどのようになっているのか。これは、金額的にはかなり減額になっております。半分近くになっておりますが、私は前から言っていますが、今、農家の土地改良区に対する負担というのは大変問題なんです。これは議会でも今皆さんかなり真剣に考えておっていただくわけですから、こういうようなときに海部土地改良区に1反2,400円も出さなきゃならん。そして、それぞれの経常経費で、鍋田、弥富、あるいは十四山の土地改良区も相当のものを出しておるんです。私が聞くところによると、愛西市は何か4つの土地改良区が1つに合併したのか、事務所を1つにしたのか、かなり合理的なやり方変わったということも聞いておりますので、一遍その点も考えて、弥富の土地改良団体を今後どうしようにする予定なのか、市長、はっきりと説明していただきたい。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 土地改良区の問題について御答弁申し上げます。

ことし、平成26年度の当初予算という形の案では、それぞれの土地改良区に対する補助金額を大幅に減額させていただきました。前年度52.6%という状況でございます。これは各土

地改良区の昨年の総会等で出される資料、そういった形の中で私どももよく精査をさせていただいたという状況の中で、弥富、十四山等については300万円、そして鍋田土地改良区につきましては325万円という形で、合計925万円を計上させていただいておるところでございます。また、お認めをいただきたいというふうに思っております。

土地改良区の再編成というような状況につきましては、佐藤議員のほうから何度もお話をいただき、その趣旨は十分私としては理解をしているところでございます。しかしながら、長い歴史での組織団体でもございまして、十分に時間をかけてさまざまな項目について確認をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

そんなような形の中で、過日、弥富、鍋田、十四山、孫宝の4つの土地改良区の合併に向けての協議という形で、皆さんの意見聴取を図ったところでございます。各土地改良区の理事会あるいは役員会という形の中で、その意向につきましては、弥富、十四山、孫宝の3土地改良区につきましては、おおむねこの再編成に対しては御理解をいただいているところでございます。しかしながら、鍋田土地改良区におきましては、用水あるいは排水の受益が他の3土地改良区と重複していないということから、3土地改良区の状況を考慮し、時期等も含め前向きに検討したいという答えをいただいております。また、各土地改良区とも排水賦課金のさらなる削減ということについて、その要望が出されているわけでございます。

各土地改良区の課題につきまして少しお話を申し上げますけれども、これは佐藤議員も御承知かと思っておりますけれども、それぞれの持ち合わせる財産、あるいは賦課金の相違、あるいは転用決裁金の調整、あるいは受益水系の違いというようなことが大きな問題かなというふうにも思っております。

いずれにしても大変厳しい状況で、先ほども議員のほうから御指摘がありますように、農家の経常賦課金をいかに軽減させていくか、これが一番大きな、私どもとしても目標でありますし、各土地改良区にお願いをしているところでございます。今、平均で1反当たり7,100円を排水用水というような形の中でお願いをしておるわけでございますので、そんなことをぜひとも軽減していかなきゃならない。特に排水の賦課金につきましては、過去には20%ほど市が持っているわけでございますけれども、これにつきましてはさらに農家の軽減策をまたしっかりと計画していきたいというふうに思っております。

また、施設管理でございますけれども、土地改良区の円滑な実施ということについてはこの施設管理が大変重要な問題でございます。農家の方も高齢化になってまいりました。あるいは世代交代というような状況の中で、十分な施設管理ができてないのが今の現状でもあるわけでございます。こういったようなところをいかに円滑に進めていくかということが大きな課題だろうというふうに思っております。

しかしながら、事業としては土地改良事業、いわゆる農村農業整備事業というのは、その

まちの安心・安全を図る上においては必要な事業である。特に私ども弥富市におきましては、海拔ゼロメートルあるいはマイナスという状況がございますので、防災・減災上の問題等も含めてその事業を進めていかなきゃならないというふうに思っております。

そういった形の中で、政権交代がございました。民主党政権のときと土地改良区の関係につきましては、佐藤議員が一番よく御存じだと思っております。大幅な予算の削減という形の中で、土地改良事業の必要性というところまで言われてきたわけでございますけれども、一昨年の政権交代によって土地改良事業の必要性という形の中で、大幅に予算が復活をしている状況でございます。平成26年度の国の予算は4,200億円、前年度対比で125%というような状況でございます。また、愛知県の予算も177億を計上してみえて、対前年度比123%という形で、非常に大きな伸長率でございます。そして、愛知県の予算のうち30%近くはこの海部管内へという、環境ということを十分理解していただいた上での予算が含まれているというふうにお聞きしております。こうしたことに対して、市としても基本的には市の役割で応援をしていきたいというところもでございます。

そんなような形で、今すぐに合併ということはもちろん大事なわけでございますけれども、今こういった形で国・県の予算がついてきておるわけでございますので、安心・安全のまちづくりという中においても、今はしっかりとこの4土地改良区がそれぞれの柱の中で事業を進めていただくということも私は必要だろうというふうに思っております。それぞれの土地改良区の御努力をお願いしていきたいというふうに思っております。

そして、愛西市のお話がございましたけれども、弥富市も基本的には最初にお話をさせていただきましたけれども、3土地改良区を再編成して1カ所で事務事業をしていただくという形の中で、総合的なコストを削減していきたい、そういう形で御努力されてはいかがですかということを提案していきたいというふうに思っております。そして、最終段階におきましては、鍋田土地改良区を含め、最終的には一本化をもって市の土地改良事業ということに対して応援をさせていただくというような状況が一番望ましいというふうに思っております。愛西市の成り行きも見詰めて、しっかりと弥富市も勉強していきたいというところがございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 2点指摘をしておきます。

この土地改良団体に補助金を出しておるといのは、要するに人件費だと思います、これは。旧弥富の場合を言いますと、鍋田土地改良区については、実は前に預かっていた金を収入役が使い込んだということがあって、その代償として補助金を出す、人を派遣する、ということが始まりなんです。それから、弥富土地改良区については、市街化を抱えておるといこともあって、土地改良団体をつくること自体に賛否両論があって大変だったんです。

そこで、団体をつくらなきゃあ木曾川用水の水がもらえないということもあって、それじゃあ困るから例えば人件費の一部を持ちましょうというような、こういう歴史的経過があるんです。十四山の土地改良区は、初めからそういう補助金はないはずなんです。この点はひとつ十分踏まえて、歴史的背景もありますから、いつまでも甘えておるといふ考え方でないようにはしていただきたいということ。

それから、政府も土地改良団体にといいことですが、本当に土地改良団体でなければやれない仕事、土地改良団体でなくても、今、排水機や何かほとんど市が負担しておるんですから、そういうものの区別を一遍きちっとしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

土地改良区の事業内容でございますが、現在、土地改良区の設立につきましては土地改良事業の施行を目的として、愛知県知事の認可を受けている団体でございます。

現在、弥富市内で行われております土地改良事業としましては、県営事業におけます湛水防除事業、地盤沈下対策事業、緊急農地防災事業、特定農業用管水路特別対策事業でございます。いわゆる特特事業でございます。団体営によります基盤整備促進事業等の土地改良区の申請により実施をいただいているところでございます。また、市内の各土地改良区におきましては、排水路の改修、揚水機場の改修を初め、排水施設の維持管理等も行っております。

これらの事業につきましては、土地改良法に基づきまして農家の皆さん方の同意をいただいて取り組んでいるわけでございます。土地改良区が管理する土地改良施設は、農業用だけではなく、大雨、洪水時におきましての防災・減災的な役割も兼ねております。大変重要な施設でもあり、市民の皆さん方の生命・財産を守る上でも大きく貢献をいただいております。また、社会情勢が大きく変化する中で、農地や農業施設等に食料の安定供給を欠かせない大切な基盤であるとともに、美しい景観などの維持及び保全等、多面的な機能を有する大切な資源でもございます。現在、市内で43集落14地区におきまして、農地・水保全管理支払交付金事業を実施していただいております。

15番（佐藤 博君） 答弁中だけれども、そのことはわかっている。土地改良団体でなければできないもの。

開発部長（石川敏彦君） ですから、土地改良区が大きくかかわっており、この地区の環境保全にも貢献していただいております。ですから、こういった土地改良区が非常に公共性の高い団体でもございますのでということで認識しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高次君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 私が言っておるのは、土地改良団体でなければやれない仕事。例えば湛水防除事業だって、排水機や何かもほとんど負担金は市が出しておるでしょう、地盤沈下でも。何も市が肩がわりしてやればいいんでしょう。ということは、名前は湛水防除ということだけれども、一般の市街化区域とか、みんな同じような家庭用の排水も全部それで行っておるんだから、農家だけの負担になる問題ではないと思うんです。だから、土地改良団体でなければやれないものと、市がやればいいものがあるはずなんです。それをきちっと区別をすれば、土地改良団体がそれだけの大勢の人数を持ったり、費用を負担しなきゃならんようなことはないと思うんです。その点の整理ができてないから、本当は市が肩がわりせないかんのです、これは。農家が負担をしなきゃいかんということ。その点も一遍、時間が余りないからよく検討をして、これだけは絶対土地改良団体でなければできないもの、あとは市がやれるもの、きちっと整理をして話をせんといかんと思いますよ。そうせんと、土地改良の統合だとか、いろいろな問題は進まないと思います。

そこで続いて、3番目に観光協会の補助金等について質問をしてみたい。

この基本構想基本計画の中でも、市民の中には、ちゃんと15ページに観光の振興というところが全然マイナスばかりです。不満度、マイナス1.15、観光の振興、こういうようになっています。

まず、観光開発の不満度ということに解釈をすべきだと思いますが、観光協会の会長は今市長なんです、事務局はどこにあって、事務局長は誰がやっておるのか、最初に聞かせてください。

議長（佐藤高次郎君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

観光協会の事務局につきましては市のほうで行っておりまして、事務局は弥富市の商工観光課のほうで事務をやっております。以上でございます。

15番（佐藤 博君） 事務局長は。

開発部長（石川敏彦君） 事務局長という肩書はございませんが、課長が担当するというところでやっております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） まず最初に、これ考え直さないかんと思うんです。市長が観光協会の会長で、そして観光協会の事務局を市が持っている。そういう今の観光事業では、民間の活力を導入することは難しいです。

ということは何であるかといったら、市長あるいは役所がやっておってくれや補助金は安定しておるし、俗にいうお役所仕事ということで、これではなかなか本当の観光開発というか、観光事業にはなっていない。私はお役所仕事が悪いという意味ではないんですが、やっ

ぱりこの観光事業は弥富市のそれぞれの団体、あるいは市民が参加をしてやれるような、そういう組織にすることが大事だと思うんです。

だから、市民の今の各施策に関する満足度でも、観光の振興というのは不満度、全然プラスになっておらん。かといって、今度それじゃあ、きのう私が言いましたけれども、市のほうの評価、ここの中に観光は全然ないわね。ありますか。私は見ておらんのだけど。石川部長、どうですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきますが、評価については載せてございませんが、全体的なものを含めて計画をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 結局そこの組織的な問題も一遍考えないかんと思う、これは。市が直接やるものと、また市長が直接会長になってやるものと、民間の活力を大いに活用して民間でやってもらって、そしてその結果を市長が評価をすると。こういうことではいかんじゃないか、こうやるべきじゃないかと、そういう指導的な立場に立ってやるというのがこの観光事業の開発なんですよ。そういう点は一遍市長、よう検討してください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 観光協会のあり方という形で、確かに今佐藤議員の御指摘のとおり、長年の慣習的な形の中でその組織が継続されているということは否めません。私が会長をさせていただき、副会長には金魚組合の組合長が副会長、そして弥富市の商工会の商工会会長が副会長という形の中でさせていただいております。

こういった形の中で、弥富の地場産業を含めて大変厳しい状況もあるわけでございます。そういった形の中で、役員構成も少しみんなで協議をしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

しかし、守ることの大切さということも私はあえて観光の中では必要だろうということをおもっておりますので、守るべきものは守っていく、そして新しく取り入れていくものにつきましてもしっかりと考えていくということで、ことしは相当4月の春まつりにつきましても民間の活力を導入していこうということで、今度3月19日に愛知県の大村知事のほうにもお伺いするわけでございますけれども、海部地方を盛り上げるチームができました。AMTという形でございますが、女性の8人組がやとみ春まつりでデビューをしていただくわけでございますけれども、そういった形の中での民間のアイドルユニットというか、そういったようなものも取り入れていきたいというふうに思っております。

また、大原議員のお力添えをいただきまして、お相撲の親方に会場に来ていただきまして、武蔵丸さんでございませうけれども、サイン会をやるとか、あるいは子供さんと楽しくお相撲



をとっていただくというような企画をさせていただいております。

いずれにいたしましても、老若男女というか、そういった形の人たちがその祭り、イベントに参加していただき、そして一日を有意義に過ごしていただけるということにつきましても、今後しっかりと考えていきたいというふうに思っております。また、議員のほうからこういうことを考えたらどうだ、こういうアイデアはどうだということにつきましても、具体的に御示唆いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 慣習ということではないです。私は、観光協会会長を何回もやれと言われたけれども、私がおらんときに決められて半年やってということで、これは絶対民間の人にやってもらわなきゃいかんということで、商工会長だとか農協の組合長だとか金魚組合の組合長だとか、こういう人たちが中心になって観光協会は盛り上げてもらってきたんです。

そして、いろいろな意見、あるいはまたそのあり方について、指導的な立場で、やっぱりこういうようにしたほうがいいんじゃないかということが言えるのが市長でなければいかん。今だと市長に対して、これはあかんじゃないかといって私ら言わんならん。それは本当に問題なんですよ。これは大いに検討する必要がありますよ。

それと、観光パンフレットなんかを見ても、例えば弥富の場合だったら金魚、ブンチョウ。しかし、ブンチョウは今どれだけ飼育しておられるか、ちょっと私わからんのだけれども、誰が担当かな。

議長（佐藤高清君） 服部観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） ブンチョウということでございますのでお答えいたしますけれども、文鳥組合は今解散いたしまして、生産的には、趣味じゃないんですけども、やられているのが3軒、そのうちの販売されているのが1軒あるとお聞きしております。あればその1軒のところへ直接連絡申し上げるといような状況でやらせていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 確かにそのとおりです。ブンチョウはやっておらんのだ。この間も私は弥富の観光パンフレットをたくさん持って行ったんです。ブンチョウはどこでやっておると聞いても、ブンチョウは解散してないという話だ。ところが、パンフレットには金魚とブンチョウと、こうなっておる。もうちょっと時代の感覚をきちっと持ったパンフレットをつくることも必要じゃないかと思う。

それからという、今金魚の問題が出てきたんですが、弥富の金魚も大変厳しいところへ来ておるんです。

そういう中で、私が一昨年北朝鮮へ行ったときに、この弥富のパンフレットや金魚のお人形さんみたいなやつを持って行ったんですよ。そのときに一緒に行ったのが八幡太郎という大学の先生です。漫画家です。この人が、私がいろいろな説明をした、弥富の金魚は宇宙へもこういうふうに行ったんだよということで説明した。そうかと。そんなに有名なものだったら弥富の金魚の歌があるかということだったから、弥富の金魚の歌はないと、こう言った。ただ、弥富音頭の中には出てくるけれども、金魚だけの歌というのではないと思います。

そうしたら、私がひとつつくと。それで彼が今の服部勇次さんとは非常に親しいもんだから、2人が歌をつくってくれた。一遍これは一つのイベントや何かのときに、あるいはまた金魚組合がいろいろなところに展示したときにレコードでもかけておいたらいいんじゃないかと。それなら、例えば弥富中学校のブラスバンドでやってもらって、そしてテープでもとったらどうだということで、私は一遍検討されたらと言ったら、必要ないということで却下だ。この間、八幡太郎さんが亡くなった。その前に私が会ったときに、どうなっておるとのことだったので、これから検討させてもらうとは言っておいたんだけど、大変失礼なことになったと思っておる。

やっぱり観光事業というのは、目で見ることでも耳で聞くことも、それからいろいろなものを買ったり、あるいは競争したり、そういうものからこの祭りというのは生まれてくるんですよ。北海道の雪まつり、またこんなこと話すと長くなりますけれども、原点はそういうことなんだ。本当にやるならしっかりとそういういいものをどんどんどんどん取り入れていく、こういうことも考えるべきですよ。

余分なことかもしれんけれども、それだけつけ加えておきます。

それから、4番目の青少年健全育成推進事業、これもことしは予算的にはわずかであります。そして、生涯学習課の評価にも青少年健全育成、1から5項目ありますが、1の青少年健全育成体制の整備というのがBだというわけですね。あとはCなんです、みんな。市長はこの会長でもありますが、本当に青少年健全育成の原点をどういうふうに考えておられるのか、これからどういうふうにやられるつもりなのか、ちょっと尋ねておきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、青少年健全育成の事業の概要につきまして、これまでの事業について御答弁させていただきます。

昭和49年に青少年健全育成推進都市宣言がされ、同じ時期に青少年健全育成推進協議会が設立されました。当時から、議員御指摘のように、主要施策であったことは現在も変わっておりません。項目的につきましては、青少年を取り巻く有害環境対策を講じることや、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年を保護し、その健全な育成に寄与することでございます。

事業としましては、市の恒例の行事であります推進大会において、23年度につきましては中学生広島派遣の発表、24年度につきましては海翔高校の活動発表、25年度につきましては地域に伝わる伝統芸能ということで、十四山東部小を中心とした神戸地区の太鼓の発表会を開催いたしました。また、同時に子育てや非行防止に関する記念講演も行い、また夏休み、冬休みには小・中学校、保育所、子ども会、PTA、民生委員、蟹江署の方々と連携し、街頭指導を実施しております。

また、家庭教育の推進の一環としまして、各種親子教室、映画鑑賞会、少年少女スポーツ教室の開催や、24年度からは防災の観点から子供たちに避難所体験をしていただくことを目的にサバイバル教室を開催しております。スポーツ振興面におきましては、青少年がスポーツに親しむ環境の整備、各種大会で活躍する選手の育成など、競技力の向上、体力の向上や学校体育の充実に努め、クラブ活動のより一層の活発化を図ります。顧問の先生方はもちろんのこと、地域の優秀な人材の活用の観点から、指導に協力をいただける方にかかわっていただくなど、学校、地域、家庭が連携をとって青少年の育成を図ります。

地域で活動していただくことには、施設面の充実も取り組んでいかなければなりません。そのために総合計画の後期計画の中には総合運動公園の実現に向け検討していくことを盛り込んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

市民の誰もが生涯の各時期にわたって、いつでもどこでもスポーツが楽しむことのできる生涯スポーツ社会を実現することは、明るく活力のある社会を形成していく上で重要な課題でございます。そのため、子供から高齢者まで、それぞれの興味や目的に応じて参加できる総合型スポーツクラブの育成にも取り組んでおります。青少年の活躍は、市民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与するものであり、今後とも各種スポーツ大会、教室、講演会を開催していきます。また、時代とともにスポーツ少年団の内容も大きく変化しておりますが、学校、地域が連携して育成できるよう力を注いでいきたいと考えております。

23年度より、条例に基づき青少年問題協議会を立ち上げ、そこで青少年健全育成のための非行の現状把握や事業の効果について検証いただき、委員の方々に多面的に議論をしていただくことにより、一層の事業の充実に努め、青少年の健全育成の推進をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 時間がないので終わりますが、服部部長の教科書はよく読みました。立派でした。

ところが、現実には子ども会、あるいは各スポーツ少年団や何かでも、子供はやりたくても親がなかなか参加してくれんです。青少年健全育成都市宣言をしたときの原点は何であったか。これは地域、行政、それから学校、家庭、全部が一緒になって、「非行防止」とい

う言葉は僕は嫌いだったから「健全育成」という言葉でこれはやったんです。当時は学校で荒れた子供たちもおった。そういうことからこれをやったんです。ところが、今実際のことを言うと、一部の人であって、そういうような子ども会だとか、あるいはスポーツ少年団だとか、いろいろな組織団体、例えばリトルリーグなんかでも、シニアのほうを半田課長が一生懸命やっておってくれて、なかなか強いといいんですよ。甲子園も行った選手もできたし、それからプロ野球の選手にもなったりして立派なんですよ。ところが、弥富の子供が参加しておるのは物すごく少ないの。親がなかなか協力態勢がとれん。やりたい子供はおる。ところがなかなか協力できん。こういうところをもう少ししっかりとメスを入れた組織体制を考えていかないと、今の教科書どおりになかなかならんで、一遍そこらを考えていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この青少年健全育成につきましては、しっかりと組織体制をつくっていくことが我々行政の中では必要だろうというふうに思っております。4月の新しい人事におきまして、そういう担当をつくっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これから先お互いに、これは市当局だけじゃないんですよ。私らも一生懸命応援しないかん、みんなね。市民こそってやれるように協力もさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、しっかりとひとつやってください。

以上をもって終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。

再開は11時30分とします。

~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、横井昌明議員、お願いします。

9番（横井昌明君） 9番 横井でございます。

私は通告に従って、ことしの当初予算の3つの予算について質問をしたいと思います。

議案第1号の平成26年度弥富市一般会計歳入歳出予算について質問いたします。

平成26年度一般会計予算は、歳入歳出145億2,000万の予算が計上されておりますが、まずは歳入について質問したいと思います。

1点目でございます。平成26年度当初予算の市税についてでございます。

平成26年度予算の市税収入額、合計75億9,042万1,000円が計上されております。今回提案されている3月議会の補正が77億6,491万1,000円で計上されております。26年度予算は、市民税の個人・法人が25年度実績よりも相当少なく計上されているようでございます。今後も企業は好調であると思いますので、市民税、法人税は相当伸びる可能性があると思います。26年度予算の税額は偶然かもわかりませんが、弥富市中期財政計画の市税の額とよく似ております。何らかの関連性を持って計上されているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 平成26年度の当初予算の個人・法人市民税の予算計上額についての御質問でございますが、平成26年度の当初予算につきましては、これは毎年のごとでございますが、当初予算は毎年10月末現在の調定額をもとに、税制改正関係やその年の景気動向、経済状況及び過去の収納状況を踏まえ、収納率を乗じて積算しております。

今回の個人市民税につきましても、10月末の調定額に税制改正や愛知県の賃金指数等を参考に収納率を乗じて積算しました。また、法人市民税につきましては、10月末現在では法人税割のほうの前年度比68.9%、金額では約6,350万円の減額、均等割額が前年度対比94.2%、金額で約550万円の減額と大きく落ち込んでおりまして、前年度同期より合計6,900万円の調定減となっておりますので、そのときの状況から見て、平成25年度の当初予算額より4,600万円減額の3億3,800万円を計上したものでございます。

このように、当初予算額としましては、それぞれの税目ごとに積算した結果の計上額でありまして、中期財政計画の税額に合わせたことではありません。

なお、25年度の補正後の予算額との差額につきましては、個人市民税については1月末の調定額と収納状況からの実績によるものでございまして、法人市民税につきましては11月から12月にかけて法人税割額が予定申告などにより大きく回復したことによるものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） わかりました。時点が違うということの説明であります。補正で上がってくると思いますので、わかりました。

では、次に移ります。

26年度、ことしの一般会計の繰越金でございます。これは歳入の19款でございます。過去の繰越金につきましては大体3億円でございます。この3億円が定説でございます。昨年、25年度予算は3億5,000万、ことしは6億53万4,000円でございます。

繰越金について、これ知っておるがやという話かわからんですけれども、例えば1,000万の予算計上があり、それを入札等で行った場合、落札が900万であったとすると、あと執行

残の100万を減額補正すると繰り越しは出ません。ただ、その金額を放っておけば繰越金になります。ということで、繰越金の多くを歳入に計上すれば歳入欠陥を生ずる可能性もあります。なぜならば、今後は入札等の執行残が厳しくなり、繰越金が少なくなるのではないかと、また難しくなるのではないかと私は思っております。今年度予算の計上額は過去の繰越金額が毎年約6億前後でございました。その実績に合わせられたのか。また、財政計画でもこの金額で計上されております。ですので、その関連性があるのか、お尋ねしたいと思います。

また、25年度決算の予定でございますが、繰り越しは3月補正で各項目の減額の精算基準を設けられているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝君） 平成25年度の予算編成につきましては、繰越金と財政調整基金繰入金の合計額を6億円から6億5,000万円とすれば、決算ベースでは最終的には財政調整基金繰入金がゼロ円、つまり現金預金を減少させることがないとして、その振り分けを繰越金3億5,000万、財政調整基金繰入金3億円としておりました。

しかしながら、この方法で中期財政計画を策定すると、毎年財政調整基金繰入金3億円が計上されることとなり、中期的には財政調整基金が枯渇するようになる計画となりますので、昨年12月に策定した中期財政計画の改定版においては、繰越金を6億円、財政調整基金繰入金なしという形で計上しております。平成26年度の予算編成は、その中期財政計画の改定版の考え方に合わせて計上したものでございます。したがって、繰越金と財政調整基金繰入金の合計額で見れば、平成25年度と平成26年度は最終的に現金預金を減少させないようするという点においては同じ方針で計上しております。

また、平成25年度の3月における補正予算の計上に対する考え方でございますが、各課のほうには補正予算の計上において、歳入増、歳出減につきましては、原則として10万円以上の増減額を計上するように通知しました。内容といたしましては、歳入においては最新の税の調定額、また歳出においては入札残とかそれ以外の事業による執行残、こういうものを見まして補正予算計上するように通知したものでございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 繰り越しは何かいいように思えるんですけども、なかなか議会に諮るといことは少なくなるということで、なるべくならきちっと精査してほしいと私は願う次第であります。

また、次に歳出について質問させていただきます。

4款2項3目19節合併処理浄化槽の補助金でございます。1,875万計上されております。弥富市は、全域に下水処理計画がございます。その計画は、公共下水、または農村集落排水、

またコミュニティ・プラントの処理計画で実施しております。私は、全域に下水道計画で処理されるということはまだまだ時間がかかる、全域でやるというのは大変時間がかかると思います。ですので、実施区域外については合併浄化槽の国・県の補助金にあわせ、市も補助金を出すのはよく理解できます。しかしながら、公共下水道を実施している区域に合併浄化槽の補助金を、それも市単独で出すというのは余り理解ができません。下水処理の加入率の増加につながらない施策であると思います。ですので、出されている根拠の説明をお願いしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それではお答えいたします。

本市の合併処理の浄化槽設置費補助金というのは、国・県の補助対象となります一般区域と、国・県の補助対象とならない、いわゆる公共下水道等の事業計画区域内とに分かれています。事業計画区域内につきましては、議員がおっしゃいますように市単独補助をしておりますが、これは一般区域の3分の1の補助になっておるということでございます。

理由ですが、これは事業認可されてから供用開始されるまでの間に建築される方が一般の区域の方との不公平を解消するため、将来公共下水道で供用開始になる時点で本管に接続することの同意書を提出いただきまして補助をしておるということでございます。既に事業供用開始区域となっている区域につきましては、市から単独の補助金も出してはおりません。しかしながら、この補助制度につきましては、平成26年度に見直しをしていきたいというふうに考えております。

現在、合併の浄化槽につきましては、合併式のものしか設置が認められておりません。したがって、基本的に公共下水道とか農村集落排水、コミュニティ・プラントの事業計画区域内は補助金は廃止をいたしまして、それ以外の一般区域につきましては、河川の水質浄化の視点から、トイレをリフォームされる場合にくみ取り式トイレと、いわゆる単独浄化槽を合併処理浄化槽に取りかえられる方のみ補助をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 横井議員。

9番（横井昌明君） 今後も浄化槽の補助金、重要なことですので、改善できるところは改善されて進めていただきたいと思う次第でございます。

また、庁舎の関係の予算がこの一般会計には計上されておられません。ですので、補正対応されるということであると思います。今後は大型予算となるので、予算執行には慎重に執行していただくようお願い申し上げます、私の議案質疑を終わります。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。

再開を1時とします。

~~~~~  
午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど三宮議員のほうから資料の配付依頼があり、資料を各位のお手元に配付しましたのでよろしく願いをいたします。

これより質疑に入ります。

次に、伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私は、予算書について総論的ではありますが、1つは経常収支比率の問題で質問をと思いました。しかし、経常収支比率につきましては、議会報告もこれはいわゆる報告義務として受けております。本年度の予算について、どんな状況かなということなど、それは計算してみればわかることですが、その点を総務部長にお尋ねをいたしました。

平成22年から84.5%、23年では86.4%、26年では85.7%。やはり経常収支比率の関係におきまして、今日では少子・高齢化を迎えて福祉の社会、そういう状況で必要経費とのかかわりの中で、経常一般財源から経常経費を引いていくわけですが、年々高くなっていく。これは今日の社会環境、防災、いろんな形で率的に上回ってくる状況です。とりわけて23年86.4%で、24年85.7%という状況でした。ですから、私たちは議会で行政と議論をするときに、その収支比率をきちっと受けとめながら、決算なり予算なりについての議論が根本的な課題ではないかなということで質問の提起をしたところです。これは要望ですが、やはり全国的には90を超えるところもあるようですけれども、80を超えれば非常に危険な状況が今日的にあり、地方自治体としてのあり方問題としてはクローズアップしてくる。

とりわけ、弥富市は税収とそれぞれ決算を見ても1対1という、いろんな形で市民と行政とが取り組んでいただいている中で、安定した状況があるというふうには見受けられますけれども、今後とも経常収支比率についての根本的な課題をもって、今後、地域財政計画等を含みながら無駄を省いていくという状況を要望しながら、この問題について終わっていきたいと思っておりますが、次に消防予算の関係で少しお伺いしたいんですが、予算書を見ますと、183ページですが、372名で組み立ててあります。対前年と同じように1,674万6,000円ですが、この報酬手当というのはどういう根拠で報酬手当が出されておるか、質問したい。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 費用弁償の質問ということでお答えさせていただきますが、どういった場合にこの費用弁償が払われるかということにつきましては、まず訓練の費用弁償と



というのがございまして、これにつきましては市の消防団行事であります幹部訓練、新入団訓練、操法訓練など、団員の訓練に参加した場合に支給するものでございます。

次に、警戒費用弁償というのがございまして、これにつきましては火災鎮火後に再度火災にならないよう、一定時間火災現場において監視するため等のものでございます。

最後に出動費用弁償につきましては、火災、水害などにより出動した場合に支給するものでございます。なお、費用弁償の額としては1回4,000円となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 私も出動回数とあわせて消防団の行動費だというふうに思っておって、費用弁償という質問にはしてありますけれども、この372名の1,674万6,000円の根拠です、報酬根拠を聞いているわけです。費用弁償は市条例に4,000円として書いてあることは間違いありません。だけど、例えばここに書いてある訓練及び警戒費用弁償1,041万6,000円、これは何人でどういう形で、これ対前年同じ数字ですよ。1対1で、昨年と実績と。昨年の予算も同じ金額なんです。

だから、それはそれで予算ですから組み立て方はそういう数字が出てくる場合もあるでしょう。だけど根拠を、例えば昨年度何名そういう訓練に参加して、どういう実績があって、次年度はどういう災害訓練、どういうことも予測しながら、例えば昨年どおりではいかんし、また少なくしてもいかんこともあるでしょう、予算ですから。だけど、その根拠は少なくとも出るわけですよ。何回行動して、何人働いて、何人動くかと。定員は325名、50名少ないわけですよ、消防団の構成比率は。そうでしょう。ですから、その根拠が聞きたいと、予算ですから。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 今現在の実人数は325ということでございますけれど、定員が372名ということで、来年の新入団員もその定員のいっぱいの372人を基礎として積算しております。

ちなみに訓練費用弁償につきましては、さまざまな訓練がございますけれど、一応372人の方が6日間出られたら幾らになるかということで、延べ2,232回分ということで892万8,000円を計上させていただきました。

また、警戒費用弁償につきましては、322人が1日で148万8,000円ということで、予算書におきましては訓練・警戒費用弁償となっておりますので、合計1,041万6,000円という計上でございます。

出動費用弁償につきましては、定員は372名でございますが、一度の火災にみんな出られるというわけではございませんので、372人の方が1.8日、これにつきましては出られる方も

お見えになるし、出られない方もお見えになるものですから、そういった形で積算しまして270名を計上させていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、根拠は出ました。部長も御存じだと思うけれども、地方交付税が国から出てくる消防の関係の費用は、年間1人当たりの金額は幾ら幾ら、行動費は幾ら幾らですよということが明らかになっておるわけですね。

私はなぜこのことを申し上げるかということ、名古屋市なんかは1,000円だという新聞も出ていました、消防団の行動費がね。それは安過ぎると。しかし、地方交付税が人件費として弥富市へ交付をされているとするならば、372名の行動の7,000円に対する申請をしているわけですよ、裏を返せば。そういう根拠が、地方交付税として総理府が言っている数字とのかかり合いを通して、それは市の消防団に対する出動行動費用弁償は条例で定めるということになっているんですね。これもはっきりしています。私は、今けしかるとか、けしからんじゃないんですわ。なぜこのことを質問として申し上げたいかということは、現実に消防団の定員325であって、あるところは23名の定員も満たないよと。23名ですよ。これが現状の弥富市の消防団員で、こういう災害などを含みながら、国の地方交付税とあわせて消防団員の増強を求めていくときに、現実的な対応の仕方の中にいかにあるべきかという議論をしなきゃならないんじゃないかなと私は思っています。

ですから、今はここで地方交付税が1人当たり年間3万どれだけだとか、1回の行動費が7,000円だというふうに新聞では明らかになっているんですね。これ2月16日の中日新聞ですわ。そうすると、今日までのそれぞれの地域における消防団に対する対応の仕方と、今後に対応することと、今消防団員が集まっていだけない、活動がしにくいということ。

特に、きのうのどなたかの質問にもありました。自主防災は消防団とは別だという市側の答弁がありました。私は少しそういう点についても、弥富市として考えられることは、消防条例の中に細則でもつくって、自主防団の中に、初期消火は現実に消防団が来る前にホースのつなぎだとか、そういうことは既に、この間私どもの火事があったときもやっているんですよ。だったら、消防組織をどうしていくかということが予算書の中にあると同時に、市民にどうその負託に応えられる行政であるか、また地域があるかということ考えたときに、自主防災と消防団というものに対する位置づけは共通の課題として研究をしていく、前向きに条例の中に定めていく。基本的には、市条例なら市条例の細則をつくって、三役ぐらい、例えば常時家に見える消防団員の。だから、消防訓練のところを見ていると、自主防災の会長さんが参加していますよ、ちゃんと。そうすると、自主防災だって服は調べているんですよ。そうすると、そういうような組織づくりがされながら今日あるということ。それが別だという答弁だとすると、じゃあ初期消火などを含んで、ホースを管理し、消防団だけが管

理してあるわけじゃない。自主防災が消防のホースがどこに何基あるか、不足しているかという確認をしているんですよ、年間定めて。そういうところもある、私のところの地域ですが。

そうすると、これは弥富市の今後における自主防災と消防団と一体化していく中で、国もそのことの中にどうあるかという地方消防団員のあり方を、何割かふえたところは総務省は表彰していきたいと言っているんですよ。人が集まらない。だとするなら、地方交付税のあり方も使い方も、それぞれの状況の中で考えられておると思う、行政も。しかし、私はそのことが一体感を持って、自主防災の役割と消防団の役割と、それには団の組織をすれば退職金が要る。例えば災害に係るそういう保険も掛けなきゃならない。だから、全ての自主防災組織の中に掛けられるわけではないでしょう。

しかし、その協力をしてくれる多くの機械器具などについても、今は手持ちポンプ、簡単に運べるわけやね、ポンプなら。動かすことはできる。だけど、そういうようなときにおいても協力をしていただける自主防災、そういう部分から考えて、私はこの7,000円が、きょうは御回答いただかなくてもいいですけども、出しているということ。1人当たり3万7,650円か、そういう部分が出ておるとするなら、やはり総合的にそれぞれの、国にそれだけの372人分もらってあって、結果、団員は325名しかおらんと。一つはそう考えられてもしようがないですよ。これは余りいいことじゃないと思うんです。だとするなら、そういう地方交付税を有効に使いながら、組織の強化と同時に、市民に理解をしていただきながら、自主防災組織なども含んだ連帯的な地域においてどうあるようなことがあるのかということが求められている。

だから、私は前回12月議会でも自主防災組織の早期の確立と同時に、市内の統一的な対応の仕方をいかにあるべきですかということの質問をさせていただきました。くどいようですけども、そういう問題をこの予算化の中でも明確にしていく。条例なら条例を、何も規則だけに縛るわけじゃない。議会の承認がなくても、例えばそういうようなことも考えながら検討していただけることではないのかなと思って質問いたしましたので、御答弁いただきたい。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員から示唆に富む御質問をいただいておりますが、消防団の組織は消防団の組織として、市の条例でその報酬、あるいは費用弁償というようなことについては定めさせていただいております。これが高いか安いかということは、それぞれの先進市町の例も含めながら検討はしておるところでございますが、私どもとしては1回4,000円、飛鳥さんあたりは5,000円は出されているというような形で、ある意味では消防団の確保ということにもつながるような施策もあろうかなというふうに思っております。

372名、これは16分団23名構成という形の中での定員を言っているわけでございまして、先日の御質問にもそのような形でお答えをさせていただいております。

まず私は、消防団は消防団の組織としてもう一度しっかりと再編成すべきだと、これは人員も含めて、分団の強化も含めてですね。そして、防災・減災ということにつきまして、それぞれの自治会、あるいは分団の中での自治会という形の中での連携をより一層強めていただきたいというふうに思っております。

また、自主防災組織ということにつきましては、これは一つの自治会という単位の中でつくっていただいておりますから、この整合性をどう図っていくかということは一つの大きな課題だろうというふうに思っております。自主防災組織は自主防災組織という形で、まだまだ精査していかなきゃならない問題がたくさんある。あれもこれもというような状況になりますと、じゃあ自主防災組織ってどういう組織なんだという形にもなりかねないと思います。そうした中で、平成26年度は会合をしっかりと持っていきたいということで、いろんな今伊藤議員からお寄せいただいた議論も含めて協議していききたいというふうに思っております。

372名ということは、あくまでもその定数を満たしていかなきゃいかんという意味合いで予算化させていただいているものでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） これは五之三の例ですけれども、やっぱり元消防団長さんとか、例えばそういう経験のある人が講習にも行っていただいたり、防災委員を務めていただいておりますことも事実なんです。ですから、そういうことを縦横のつながりといいますか、きちっとした議論をしていくこと。

もう一つは、各自治会が消防団に対して地区の負担金を出しているわけです。これは一定ではないのですけれども、協力費というか、消防団とのつながり方も。こういうところにも行動とお金じゃなくして、つながりはつながりとして実行していく上においても、そしてまたできることなら、そういう各家庭の負担割合も自治会員のあり方も検討していただくことが私はありがたいなということを申し上げて、より有効な予算を皆さんの安心・安全なまちづくりのために求めて、細かいことは委員会で質問いたしますので、少し意見として申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に基づきまして質問させていただきます。

私の質問は、今回の4月から増税されるという消費税に関連の市の条例改正についてでございます。

もともと消費税というのは逆進性の強い、所得の少ない人にとって重たい税金ということ

で、私どもは本当に許せないものだと思っておりますけれども、しかも社会情勢的にはまだまだ賃金も上がらないという状況の中で今回増税がされるわけでございますが、それに伴いまして、特に今回の議案第8号や第15号のように、公の施設に関しても条例の一部改正に伴い、基本的には料金の改正で値上げをしていくというのが市のほうから提案がありました。

これ詳しく見てみますと、例えば議案第8号の6ページ目も含むんですけれども、7ページ目を見ると、消費税の増税に伴いだから、基本的に3%ずつ上がるのかなと思いきや、そうではない部分もちらちら出てきていますよね。例えば別表1、7ページの一番上の表でいうと、一番左だと320円から320円、これは変わってないなと思いつつ横を見ると470円から490円に上がっていたりとか、必ずしも3%全部上げているわけじゃないんじゃないかなというのがあったりとか、また下の別表に、これはプール使用料金だと思うんですけれども、プールの使用料金については現行どおりと、さらに延長料は取らないように改正するのかなということでございます。これについては問題ないというか、文句を言うつもりはないんですけれども、もう一步言うならば、実際は210円と微妙な10円がついているものを何で200円にしないのかなと思ったりはするんですけれども、そういうところで若干、必ずしも3%増税しているから3%上がっているわけではないと思うんですけれども、これの最後のページ、公の施設の使用料金の改定に関する条例のあらましの中で、その説明文の最後のほうに、5行目ですね、消費税及び地方税の課税対象となる次の公の施設の使用料の額の改定を行うこととしたと書いてあります。課税対象があるということなんですけれども、公の施設に対して課税するというのであれば、これって逆に言えば市のほうは国のほうに消費税を納めるんですか。まずここをちょっと尋ねたいと思います。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） まず基本的に消費税とはどういうものかということでございますが、これにつきましては最初の消費者が支払った消費税を、流通の各段階における事業者が預かった消費税と支払った消費税の差額として納める仕組みとなっているというのが基本でございます。

それで、地方公共団体につきましても、国内における課税対象となる取引を行う限り、消費税の納税義務者となります。したがって、公の施設の使用料は消費税の課税対象となるということでございます。

それで、国に対して納めるか納めないかということにつきましては、消費税法に決めがございまして、第60条第6項、国・地方公共団体等の特例というのがございまして、課税標準に対する消費税額、これは預かった消費税でございますが、それと控除することができる消費税、これは施設の維持管理や運営に対するサービス、物品調達には消費税が課税されておるということで、私どもが施設を維持管理する上において、維持管理の委託をしているとい

うことに対しても消費税がかかっております。だから、私どもも消費税を払っておるわけです。また、電気料につきましても消費税がかかっておるといふのを控除することです。先ほど言いました消費税法の60条6項に特例がございまして、課税標準に対する消費税と控除することができる消費税を同額とみなすという決まりがございまして、結果として納税する消費税はゼロになるという仕組みがとられておるといふことではございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 特例で相殺されて、基本的に払わないでよいということでは御答弁いただきましたが、払わないでよいならば、その部分に対しては上げる必要もなければ取る必要もないと私は考えるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほども言いましたが、この公の施設を貸し出すという市民サービスに対して当然費用がかかっておるわけです。その費用というのは、電気料だとか施設の維持管理に対する維持管理の委託料、そういったものに対して消費税がかかっておると。それが5%から8%へ値上げがされると、そういう費用はうちが払っておるわけです。ですから、その値上げ分は施設の利用者のほうに転嫁するという考え方でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） それはそれとして、費用がかかっておるからとおっしゃられますけど、逆に言えば改正してない部分というのは何なんですか。例えばページ数7でいうと、320円から320円と上がってない部分に対してはどういうことでしょうか、説明をお願いします。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） これにつきましては、消費税を計算するときに、前だと1.05、今回だと1.08というような掛け算をした段階で1円単位を四捨五入しておるわけではございます。1円まで計算して出すという方法も中にはあるかわかりませんが、非常に事務が煩雑になるということ及び他団体を見ても1円単位は出してないということで、10円単位で計算しておるといふ中で、たまたま1.08を掛けようが1.05を掛けようが10円単位にすると一緒になるという形で、今回値上げの対象にならなかったということではございます。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） その説明だとちょっと矛盾が出るのは、基本的に7ページで言う320円、もともとが幾らだろうな、ちょっと計算してないんですけども、300円のものであれば普通に3%上がれば10円くらい上がるんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょう。

議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 例えば消費税の課税前の金額が300円とします。300円に1.05を掛けると315円です。それを四捨五入すると320円になるということです。

次に、その300円に1.08を掛けると324円。これは四捨のほうですけど320円で、結果として一緒ということでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） それは理解させていただきました。

じゃあ左のページに戻りまして、備考2の中に100円を110円に改めるとありますよね。これも同じ理由で……。

〔発言する者あり〕

4番（那須英二君） いやいや、10円上がるというのも大きな話だと思うんですけども、それも同じような理由でしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 100円を110円に改めるというものにつきましては、従来元値が100円でございますので、105円ということで110円というふうに計算が成り立ったわけでございますが、合併当時のいろんな事情によりまして、それは100円にしていくということでもございました。

今回、それを一斉に見直しまして、もともと100円であったら1.08を掛けて110円にしたということで、合わせたということでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういうことであれば、要するに市の裁量によって利用料金を勝手に決められるということじゃないですか。勝手にというか、ある程度のものは決められると、そういう裁量があるということで、例えば消費税についてはそんな取る必要もなければ、その分を見込めるということであると思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほども言いましたように、サービスを提供する上において私どもが消費税を払っておるわけです。それを取らないとなれば、利用する方以外からの税金でもって払うということになるわけです。そういったことは、受益者負担の観点からしても、当然転嫁するのが正しいやり方だというふうに捉えているわけです。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） それであるという説明の中で、そういうことにしておきますけれども、だったらもとの料金を値下げすればいいわけですよね。これは基本的な根拠にもあるように、市長だって施政方針の中で、体力、学力の向上も視野に入れと言っていますし、さらには生涯学習の取り組みとしても、芸術文化の振興についても活動の機会をふやしていくと言って

おるわけですね。ふやしていくのに料金値上げしたら、ふえないんじゃないですか。その辺はどうですか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 公の施設の使用に対して、誰が費用を負担するかということだと思いますが、いわゆる使用する人は使用しない人よりも当然のごとく多くのサービスを受けておるわけですね。その分を使用しない人の税金をもって賄うというような言い方になりますので、それはそういうことではなくて、きちっと受益者として負担をしていただくという観点でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） こうして芸術文化をずっと続けていきたいという意思もありながら、その一方では受益者負担と言われるわけですね。その辺については、私はちょっと矛盾というか、むしろ参加していただく方向に持っていくのが本来の役目じゃないんですか。私はそういうふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 料金の体系と、その施設を利用する人数の増減というようなことは考えられるわけでございますけれども、公の施設の利用料金につきましては一定の期間という一つのサイクルの中で見直していかなきゃならないということも考えております。また、過去にもそういうような形で見直した例もたくさんあるわけでございます。

今回、消費税がお願いをしていくというような状況においては、とりあえず平成25年度の価格をベースにして計算をさせていただいたということでございます。見直しについての議論はまた別にあるという形で御理解いただきたい。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） じゃあ基本的に市民が利用しやすいような形で、今後検討をお願いしますと。

もう1点です。議案第8号のやつは、消費税込みの値段で書いてありますよね。消費税込みと言ったら変ですけど、正確には消費税じゃないかもしれん。利用料金を上乘せした形で書かれています。ところが、議案第15号になると、今度は税抜き価格で表記してあります。この表記の違いについてはどういうふうな説明でしょうか、お願いします。

〔発言する者あり〕

議長（佐藤高清君） 那須議員、もう1回質問をお願いします。

4番（那須英二君） 議案第8号の場合は、消費税増を鑑みた料金改定ということで、要するにこういう言い方が正しいのかどうかかわからないんですけども、税を含んだ税込み価格は今の説明でいうと税込みという観点ではないと思うんですけども、そういった形で書か



れているのに対して、議案第15号のほうでは表を320円から300円に改めと、一番上でいうと書いてあるんです。一見値下げしてあるのかなと思いきや、その下を見ると、これに100分の8を乗じてという形で、要は税抜き価格で書いてあるわけですね。これについてはどうなんでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 土地を貸す場合に、1カ月未満のものは消費税がかかって、1カ月を超えた場合は消費税がかからないと、これも法律で決まっておるわけです。

それで、表の中に金額を一応定めまして、それが1カ月未満なのか1カ月以上のものなのか、どちらでも対応できるようにするために、表の中は消費税がないもとの価格で定めまして、備考欄のほうで1カ月未満のときは1.08、1カ月を超えた場合はかからないというふうに明記したということでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今の説明、私が土地のあれで1カ月というのの認識がなかったものでよくわかりましたので、それはいいと思います。

基本的には先ほども市長も答弁で言われたとおり、皆さんが利用しやすいように今後料金の改定も考えられるということなので……。違いますか。今後そういう見直しも図っていきたいということで、できれば市民の方からもっと利用しやすい、もともと消費税が上がるとことは市長もよく言われるように市民の負担がふえるということですよ。負担がふえた上で、さらに負担がふえたら、文化・芸能なんてそっちのけになっちゃう可能性だって出てくるわけですから、そういった意味も含めて今後考えていただきたいなと思いますので、そういったことを検討いただくということで、質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 5番 三宮です。少し数字の質問になりますので、私の手書きですが、読みづらい資料を配らせていただきましたので、それも参考にしながら質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、税収等の基礎的な収入を当初予算に正確に反映し、財政計画と財政見通しの精度を上げることについてお尋ねをいたします。

今配付させていただきました一番表側に、弥富市、以前の町の時代も含めまして、当初予算と決算の比較を一番基本的な収入であります町税、市税、地方交付税、減収補填債、臨時財政対策債に絞りまして、かつて私が監査委員をやらせていただいた時期もございしますが、平成16年までの5年間と平成17年度、さらに18年度から、いわゆる合併以降の24年度までの3つに分けて比較表をつくらせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1番目の平成12年から16年までの時期は、当初予算と決算の割合が一番高くなった

ときで103.46%であります。一番低かったときは、かなりシビアに見ていただいていた時期だと思っておりますが、98.23%ですか。トータルで、大体当時ですと6億前後の収入でありましたが、年平均ですと100.36%、2,300万円しか変わらないという、一番市の収入、町の収入、行政の収入の土台になる正確に計上されておりました。これが、平成17年度には合併を目指す動きの中で、旧弥富町では20%の財政カットが必要だということが言われる、十四山村に対しては、合併しなければ村が潰れるということで財政計画が示された時期で、私はこのときに弥富町の財政運営の土台がかなり壊されたのではないかというふうに見ておりますが、このときは108.2%ですね。54億から58億ということで、4億4,300万円も当初予算と決算の差が生じましたし、ほかの全体でも、当初予算と相当大きな狂いが生じました。

その後、合併後、平成18年から24年度までを並べさせていただきましたが、これを見ていただくと、平均で大体80億、予算ね。決算は84億台で3億9,700万、4.9%の差があります。改善してほしいという強い要請もありまして、24年度には一旦1億8,700万、2.14%まで縮まりましたが、今回の予算の中で、25年度の収支見込みも出されておりますが、それは3枚目をちょっと見ていただきたいと思っております。

ここに、昨年の12月に示されました26年度から30年度までの5カ年に加えまして、25年度の当初予算がありますが、そこに当初予算に対して実際に決算見込み額はどうかということですが、税収でいうと、先ほども平野議員が触れましたが2億1,700万増、あるいは地方交付税等との関係があります地方譲与税、各種交付金、地方交付税。地方交付税は特別交付税が前年と同じ額ということで私のほうで試算をしたものであります。そして臨時財政対策債は、当初予算に比べて8,000万円ほど減りましたが、こういう格好で、今の見込みだけでも、24年度に比べると25年度はかなりまた乖離が始まっております。

可能な限り、要するに保育料やそういうもの、あるいは学校の建設だと事業によって収入が決まってくるわけではありません。一番土台の実際に弥富市の住民の所得や、それから国との関係で入るべき収入をきちんと当初予算に上げるということについて、私は予算編成の一番かなめなことだと思っておりますが、どのようにお考えになっているか。また、今後そういう方向での御尽力をいただきたいと思っておりますが、まず御答弁いただきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 議員のおっしゃられるように、税、それから地方交付税、臨時財政対策債となっております。さらに地方譲与税等も含めたものを正確に見込んで当初予算に反映するということにつきましては、ごもっともなことであると考えております。

かなり18年度から23年度まで乖離があったことも事実でございます。24年度におきましては改善はしたということなんです、また25年度若干開くということなのかわかりませんが、26年度当初予算におきましてはこういった乖離が少しでも少なくなるように精査をいたしま

したが、今後、より一層精度を上げるように努めていきたいというふうに考えております。  
以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） それでは、この問題が持っている本当の意味について、もう少し踏み込んでお尋ねしたいと思っておりますので、2枚目の表をごらんいただきたいと思っております。

これはさっき申し上げましたように、12月に示された20年から24年度の決算額が当初予算に対してプラスだったかマイナスだったかということと、あわせまして市長が就任されました平成19年度も同じ形で入れさせていただいたものであります。

この特徴は、下のほうに19年から24年の平均差額ということで入れてありますが、この6年間の平均によりますと、市税は当初予算に比べて3億8,300万円多かったと。交付税につきましては、特別交付税も含めてでございますが、8,200万多かった。減収補填債は当初予算より5,600万多かった。臨時財政対策債は2,200万円余り少なかった。合計で4億9,900万、当初予算よりも本来入ると見込むべき額が、結果として過少に見積もられたということであり、これは先ほどの平成16年までの5年間と比べると、かなり我がまちの収入、財政力の見方を大きく変えるほどの開きだと思っております。

さらにどういうことが言えるかといいますと、まず当初予算よりも多く入ってきたそういう基礎的な収入ですね。臨時何とか交付金というのも多分あったと思っておりますが、そして使われなかった予算が、要するに予算計上しておりまして、最終補正をやって、なおかつ不用額として残ったお金が4億9,505万円。さらに、歳出のうち当初予算に予定をされておりました積立金を上回って積み立てられたお金が1億4,100万であります。合わせますと、当初予算との差というのは11億円余りになるわけでありまして、我がまちの財政状況が、先ほどどなたかの質問の中でも、これは一般質問だったかな、ほかのまちに比べて我がまちの財政状況はかなりいいというお話をされましたが、こういう状況があっていい状態が保持されております。

さらに、この6年間に建設投資の費用は24億8,600万円余りで、庁舎建設を含みます昨年末に示されました25年から30年度の平均額の18億1,800万を大きく上回り、当然その時期は生徒数の約半分を占めます弥富中学校の移転改築だとか、日の出小学校の建設を初めとした小・中学校の耐震工事などたくさんの事業、あるいは防災無線、こういうことができて、確かに借金は多少ふえましたし、積立金も幾らか少なくなっておりますが、西尾張9市の中でこんなことができたのは弥富だけだったということが、他の市町に比べて全体の指標がいいと言えるゆえんであります。

したがって、弥富市の財政的な実力というのが、私は市長を初めとした市の財政当局、そして職員の皆さん、あるいは議会がこういうレベルにあるものというきちんとした認識を持

っていただくことと、それだけに財政当局がかつて、1年や2年、あるいは3年ぐらいだとたまたまそういう時期だったということもあると思いますが、5年間以上も同じ状態が続いておるといのは、かなり私は当時の担当の職員の皆さんが努力をされたというふうに思いますし、その後、平成17年のときの人事配置ですね。要するに財政担当のところにこうした相当シビアな行財政運営をしてきたような直接の担当者というのはいなくなっちゃって、今は多分6年間財政にかかわってきた幹部というのはいないという状況がありまして、せっかくこうやって築いてきた。やっぱり私は弥富町あるいは弥富市に通じるいい状態を保つためにも、市長を初め財政当局のトップの皆さん、真剣にこの問題については御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほど答弁しましたように、要は市税、地方交付税、それから譲与税だとか各種交付金、こちらのほうの予算計上額を極力決算見込み額に近づけるような予算編成にするのは、当然そういった形のほうに努力してまいります。決算とほとんど近似値の予算を仮に組めたとしたら、今度繰越金のほうが減るわけなんですね。ですから、もちろんそういった基礎的な収入を正確に見込むというのは重要なことではあります。それを見込んだからすぐさま将来的な財源不足の心配が解消するというものでもないということも事実としてあります。

それで、先ほど来、18年からずっと多くの事業ができた、これも事実でございます。事実でございますが、なぜできたかという大きな要因として、何回か申し上げておりますが、合併算定替えのメリットというのが物すごく大きいわけです。ちなみに平成18年度から24年度までの合併算定替えにおけるメリットというのは32億9,000万ほどあるわけです。それで、企業立地指定企業交付奨励金も払っておりますが、これが合計で13億4,000万ぐらいと。ですから、やはり合併算定替えがあったればこそ、こういった多くの事業ができたという事実もございまして。ですから、こういったものがなくなるときのことを踏まえているような事務事業を精査していかないかということも事実でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） いみじくも今部長がおっしゃられましたが、要するに企業立地交付金なんか多額のお金を払って、なおかつできた。合併算定替えは当然メリットとしてあったわけでありまして、それにしたって、この地域で愛西市も一宮市も稲沢市も合併算定替えの恩恵を受けておりますし、愛西市なんかは弥富よりもはるかに高い割合で合併算定替えの恩恵を受けていますよね。

問題は、こういう基礎的な収入が、全部合わせても90億円台の市の収入の中の占めている位置ですよ。そこで、当初予算に比べて平均で4億9,900万円、パーセントでいっても

4%台の高いような割合で、きちんと入ってくるお金が当初に見込めるか。

結局、私どもがこの間問題にしてきたのは、予算を組むときは財政調整基金を大幅に繰り入れるとか、そういうことをずうっと続けてきて、そんなことをしておると弥富というのは新聞にも載るわけですから、こうやって繰入金をどんどん使っておればすぐ底をついてしまうんじゃないかというような心配を持ちますし、同時に弥富市の財政的な実力や力量というのが市のトップにきちんと伝わっていないということが、非常に懸念をされる問題です。

しかも、今いみじくも部長がおっしゃられましたが、弥富がこういうことができた大きい要因は確かに今言ったようなこともあります。もう一方で、前にも申し上げましたが、東海4県46市の中で、平成20年がどこも税収のピークだったんですが、1人当たりの税収でふえたのは弥富だけなんです。23年度に。また、25年度はそれを超える収入があるわけです。確かに臨海工業地帯の増収というのはほかの市町にはないわけですが、ただそれだけで弥富の税収がふえたわけでは絶対ないわけ。特に住民の所得というのは減り続けてきておりまして、今配らせていただきました一番最後の内側の表を見ていただきたいんですが、これは前に配らせていただいたものなんです。納税者の個人所得といいますと、これは平成10年版ですから3年前ですね、13年版と比べて、弥富でいうと頭のほうから5番目ですが33万1,800円課税所得というか、税金を納める基礎になっておる所得が納税者1人当たりでそれだけだったものが、309万4,000円に下がっている。全体の中でも決して高いほうではないんです。その中で弥富の税収の占める固定資産税の割合というのは、尾張18市の中で一番上に弥富市がありますが、真ん中より少し右側のところに税収の中で占める固定資産税の割合を示しておりますが、平成20年と23年の比較で57.1%が57.6%、ここも他の市町は基本的に減っておるという状況の中で、弥富だけが一番高かった割合がさらにふえているということ。それから、瀬戸市を見ていただくと、17年度に比した隣に固定資産税のふえた割合が載っていますが、弥富は122.8%、瀬戸市は92%で、瀬戸市も何もしなかったわけじゃないんですが、新しい建物が建ったり、あるいは新しい非住宅用地なんかがふえなければ、固定資産税は今こういうふうになら減っていく仕組みになっているんですが、弥富市だけは断トツで122.8%。さらに2番目が岩倉市で5.6%の伸び、その隣に1人当たりの個人市民税の、これは17年と23年の比較ですから減っておるところは一つもありませんが、幾らかですが弥富が一番ふえていると。こういう状況というのは、やっぱり弥富市の特別な事情の中で発生していることですね。

ここからちょっと市長にお尋ねしますが、さきに市長は、佐藤町長時代に都市計画税を取っておったら弥富はもっとよくなっておったのではないかなというふうなお話をされたことがございますが、私は都市計画税を取ってなかったことが、実はこの変化をつくり出した最大の理由の一つとなっているというふうに見ております。

以前にも皆さんに見ていただいたものがございますが、急速に伸びたのは平成18年から23年というんですか、最近に至るこの時期ですが、18年から22年までの伸びの割合でいうと、伸びた割合の全体の伸びたうちの伸びた額だけ、全体で弥富市の税収がふえた。その中で西部臨海工業地帯のふえた割合というのは、たしか53%ほどだったと思います。ところが、今見ていただいた瀬戸市のように、特別なことをしなければどんどん減っていくという時期ですから、当然全体でふえた分は全体で減った分をかなりカバーしながらということでふえてきておりますので、実際には西部臨海工業地帯もそれ以外のところで、もちろん市街化区域ばかりじゃなくて、背後地の鍋田干拓の中なんかもかなりふえていますからね。そういうのも含めてなんです、それにしたって西部臨海工業地帯でふえた割合よりも弥富全体でふえた割合が非常に多い。

その中で、市街化区域でふえた割合が非常に、だから平成18年、19年というのは西部臨海工業地帯でもそのほかのほうがかなり多いですよ。見ていただければわかります。その大きい理由は、実は都市計画税がないこと、地価が安いこと、それから交通の便がいいこととか、子育て支援がすぐれておるだとか、そういうような事情が重なり合って、特に市街化区域の農地を持っておられた皆さんが相続税対策を兼ねて、要するに賃貸住宅をつくって借金をすれば借金と財産が相殺されるというメリットを生かし、今言ったような条件も生かして頑張っていたこと。そして、相続税は一時的に少し安くなるんですが、弥富市に対しては固定資産税を永久に払い続けるということ、施設がある間は選択をされたことで、このことが実はこの時期に弥富の税収が大幅に伸びた原因であって、こういう低成長の時期にこんなような前進ができた大きい理由の一つだというふうに私は考えますが、市長、そこはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平成25年度の最終的な決算についての税収はまだ確定はされておられませんけれども、今回補正で2億1,000万ほど補正をすることにおいて、77億台の税収がほぼ確定していくかなというふうに大変喜んでいるわけです。これは、市民の皆様の大変な御努力と、そして先人の皆様のあれがあったからなというふうに強く思うわけでございます。

都市計画税につきましては、今まで三宮議員といろいろと議論を重ねてきておるわけでございますけれども、今回、皆様方に昨年の12月にお示しをさせていただきました中期財政計画に対する10年の財政の見通しを立てさせていただいておるわけでございますが、これは何と言っても、先ほどからお話がございますように、地方の特別交付税という形の合併算定替えの特例というのが平成27年をもって最終となり、28年からは5年間でゼロになるという事実でございます。そういったようなことを計算していくと、大変厳しい状況だろうというふうに思っております。

都市計画税を導入する前に、我々はやるべきことがたくさんあります。第2次の行政改革の中にもいろいろ進めさせていただきました。そして、今平成26年から向こう5年という形で第3次の行財政改革を進めていくわけでございますけれども、例えば10年後9億円ぐらいの財源不足ということが予測する中において、行財政改革を進めていくわけでございますけれども、なかなか行財政改革だけでは、至難のわざだろうというふうにも思っておるわけでございます。

さらに市の中心街、あるいは公共下水道事業、あるいは都市基盤整備事業、いわゆる都市計画税という形の中で、目的税として利用させていただくさまざまな都市基盤整備をもっともっとやっていかなきゃならないというふうにも思っておるわけでございます。そうすることが弥富の魅力につながり、さらに人口の増ということも含めて弥富市の魅力づくりをすることができるというふうにも思っております。

今、私どもは毎年予算を編成する上に、投資的な経費という形で土木費であるとか、農業水産事業費という形の中で、一方では民生費の伸びが120%ぐらいあるときがあるわけでございますので、なかなか全体の予算組みをするときには土木費というようなところの投資的な経費を削減せざるを得ないというような状況でございます。そういった意味におきまして、駅中心を中心といたします基盤整備がまだまだできないというような状況でございます。

平成26年度の予算を見ていただいてもわかりますように、土木費は95%を切っているような状態で上げさせていただいております。一方の民生費は前年比で120%という状況、この予算書を見ていただければ一目瞭然でございます。そういった形の中で、この土木費に対して市民の負託、あるいは我々職員がこういうことをやっていかなきゃならないということに対してもどうしても順序がおくれてしまう、そんな状況でございます。

きのう、横井議員のほうから鰯浦川1号、3号のお話もいただきました。何とかこれを前へ進めたいということで、1号、3号の護岸整備という形の中で、地域住民の方にももう少しいい環境づくりをしていきたいわけでございます。これには1億6,000万かかるんです。1次工事だけで1億6,000万かかる。そういう状況の中で予算が組めない、そういうことも実際でございます。これは市街化区域の中での整備計画ですよ。そうした形の中でのものが全然できない。これは先ほども言いましたように、集中的な予算としての全体的な経費が足りないということでございます。

いずれにいたしましても、これから大変厳しい消費税の増税であるとか、あるいは物価の値上がりというようなことがございますので、これにつきましては今すぐ都市計画税をお願いしていくということは考えておりません。しかし、先ほども言いましたが、中期財政計画の中でどういうところかということにつきましては、これから私たちも議論をさせていただきたいということをお願いしておるわけでございます。

もっと中心地の安心・安全、そしてまた魅力のあるまちづくりといったことに対しては、どうしても都市計画税というのは私は必要になってくるということを思っているわけでございます。そういった意味で御理解をいただきながら、一緒になって議論を重ねていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員、質疑の途中ですけれども、休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ここで暫時休憩します。

再開を2時20分とします。

~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 先ほど市長の御答弁にもありましたように、1億5,000万がなかなか出てこんというお話ですが、要するに今までの弥富の合併以降の状態というのは、財政調整基金は基本的に取り崩さずに、公共施設の積立金を取り崩す範囲で事が進んできたんです。

さっきの24年ですか、1億8,000万ほど、今までに比べれば確かに見込みは縮まっています。だけど、市長、1億8,000万が初めから入ってくることがわかっておったら、もっときちんと今おっしゃったような問題は解決しますよね。だから、積立金をどんどん取り崩してやるということについていうと、よっぽど特別な事情がなければできませんが、ことし入ってくるお金がこれだけ基本的なところがありますということがわかれば、もっと積極的な予算が組めるわけですから、だってそうですがね。一番毎月の月収というような格好で決まって入るお金がこれだけあるというのはその範囲でやれますが、それが今までのやり方だと大幅に積立金を取り崩してやるということであって、結果としてあけてみると、6年なら6年で見てみると、年平均4億何千万円が実は当初予算よりも多かったと。だから、積立金なんか基本的に取り崩さなくてもいいということでしたね。積立金をどんどん取り崩すというふうに市民や職員や市の幹部や議会にも映っておれば、やっぱり市長が今おっしゃったように1億5,000万はなかなか出てこんよという話になるんですが、大体そういう事業に必要な費用については、この間、いろいろ恵まれたこともあります。もう一方で企業立地奨励金は交付税もその分を減らされますから、実際には弥富市として使えるお金がそれだけ減った中でこういうことができてきたということで、この状態がきちんと市の財政当局、幹部、それから議会、市民が共有するということは、私は特別に今後の市政を進めていく上で大切な課



題だと思しますので、やはりこの問題について、市の財政当局とトップの間で本来どうすべきかということについて少し詰めた御協議をしていただき、またそういう財政をずっと5年以上にわたって組んできた幹部たちですね。当時の係長だったり、補佐だったりという人たちだと思いますが、まだ皆さん、多分10人ほどその時期にかかわった人たちが市内におりますので、そういう人たちの意見も聞きながら、この問題については一度きちんと検討していただくことを要請して、次の質問に移らせていただきます。

次に、防犯灯の器具の取りかえの問題、この事業は私はもっと位置を引き上げて、それこそ市民と協働の市政を進めていく上でのいいテーマだと思しますので、今回も予算に組まれておりますが、少し立ち入ってお尋ねをしたいと思います。

弥富の防犯灯につきましては、たしか昭和54年当時の佐藤町長の時代に、それまでは裸電球で雨が降れば切れる、風が吹けば切れる、雪が降れば切れるということで、私も割方早い時期に区長補助になったことがあります。かえるのが区長補助役員の仕事で、電柱に自分ではしごを持って行って上がってやるような状態から、何とかならんかというふうに考えておりましたら、ちょうど私どもの新聞に関東地方で蛍光防犯灯ができたということで、大変好評だという記事が載りまして、早速議会で取り上げましたら、3カ年計画で実施しようという町長の答弁がございましてやられた。そして、実際にその後更新を始めたのは、今手元にあります資料によりますと平成11年ごろからですね。それ以前は、新設はしたけれども更新はせずに、だから昭和54年ごろからやって、平成10年までは全然更新せずに来ておるといふ、それぐらい結構長く使われております。私の町内でも、まだ昭和62年設置のものが2灯ほど残っておりますが、ただ問題は古くなれば、どんどん自動点滅だとか、そういうものが傷む割合が早くなりますので費用がかさみます。

そして、平成14年に今度は私の妻が区長補助員になったときに、徹底して町内の防犯灯をきちんと直すことをやりましたら、当時の3,200円では赤字になるからということで、そのことを申し上げて3,400円に上げていただきました。これで24年にLEDに移行が始まったと思うんですが、そのときに81灯のうち21灯をLEDに切りかえました。本当に皆さんに喜ばれています。だって、今までは点滅器をかえるとか、球がえすとかというのは電気屋さん頼むと上がって行って傘をおろしてきて洗ってまたやるということで、大体2,000円前後でどこもやっているんですが、大変な負担ですよ、それらにとってみたら。これがLEDになってしなくてもよくなったことと、それから自治会に渡す維持管理費は1灯3,400円から1,200円に下がりました。仮に20年間かけて蛍光防犯灯を使うとすると、年間の費用は3,925円になります。LED灯をここの価格でやりますと3,300円になりまして、625円、維持費も含めて、交換の費用も含めて節約できます。

このことがわかっておれば、取りかえる電気屋さんたちの苦勞も大変なものなんですね。

それを考えたら、私は市のほうから、特に古いものは2,000灯以上ありますが、これについては早急にかえると。そして、それをかえながら、年次が過ぎて切れる割合が多くなっているものはかえていくということを市の方針としてはっきり打ち出して、区長さんや区長補助員さんに出して、これほど皆さんに喜んでいただくことを今弥富市はやっていますというPRをすることと、それから無駄な電力を使わないという今日のあれにも、防犯灯ぐらいですから大したことありませんが、それにしたってかえる費用も下がるということですので、ぜひそういう位置づけにしてやっていただきたい。

今は残念ですが、ついておる間にかえないよということなんですが、私どもは地元の電気店と相談をして、ついておっても、点滅灯なんかの切れる割合が高くなって費用がかさむものについては不良品として交換をしていただくということで、電気屋さんに依頼して、そうだという話だということならフリーで通っていくんですが、ほかの自治会長さんたちが真っ赤にさびたやつを古いからかえたいと言ったら、古いからではだめですと、こういう話では皆さんのところに話が通じないでしょう。ここは小さい仕事ですが、仕事にかかわっている職員の方が、市民の皆さんや自治会の方々がどんな苦勞をしながらやっておるかということに思いをはせるなら、こんないいことはもっとみずから提案をして、予算をふやして、計画的に更新するということをするべきだと思いますが、市長、いかがでしょう。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 防犯灯のLED化につきましては、先日、三宮議員の御地元の上之割の自治会の中で詳しくお話を伺ったところでございます。

平成26年度につきましては、一応そういった形の予算もしておるわけでございますけれども、やはり長寿命化という形について、あるいは総体的なコストということについて、少し私たちは精査が足りなかったなというふうにも思っております。そうした形の中で、26年、しっかりと精査をさせていただきながら、予算の配分も含めて、この問題につきましては前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 本当地元の皆さんの防犯対策と、それから交換する人たちの御苦勞、安い費用でやっておりますので、これがこういう格好になると喜んでいただけますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に下水道ですが、ことしの予算の概要書を見ましても、集落排水とあわせた借金の残高は、合併時の22億5,500万円から2.85倍の64億3,562万3,000円という見通しであります。これだけ借金をしておって、両方合わせて1年間に払う元金は1億4,380万円ほどですから、本当に借金をしてもなかなか返さずに、利息を払いながら持ち合っていくという構造になっ

ておりまして、例えばことしの公共下水道の使用料につきましては8,810万1,000円の予算が計上されておりますが、使用料負担金として愛知県の流域下水道に払う負担金が7,962万5,000円、利息は8,395万8,000円と。8,800万円の使用料で、利息と使用料負担金で1億6,300万負担をします。水道の場合は、この利息も全部水道料金に上乗せする仕組みになっておりますが、下水道はずうっと先送りにしていきます。

実際に、今、南部水道の議員をやらせていただいておりますが、海部南部水道が50年間の間にこの施設整備のために使ってきたお金は、現在の加入者人口1人当たり31万3,000円です。そのうち、減価償却費はいろんな形で水道料金の中に入っておりますが、そういうものを除いて借金をして返した分、それから今借金をしておいて水道料金の中で返していかなきゃいかん分を合わせまして、31万3,000円のうち、その借金を返した分と加入者分担金ですか、合わせた1人当たりの負担は10万円です。これは、よその例えば犬山市の負担の7倍だとか、丹羽広域の5倍だとか、愛西市の2倍だとかいうレベルですが、それでも南部水道の1立方メートルの原価は199円余りです。

ところがこの公共下水道につきましては、多分どう見たって実人数で考えれば地域全体の整備で1人当たり120万円ほどかかって、現在の計画では借金は47万円、南部水道の10万円の4.7倍の借金を水道料金や市町の負担で返していかなきゃいかんということですから、どれほどの将来負担になるかはおよそ、当然イコールではありませんから同じだとは言いませんが、わかると思います。

この事業が持っている将来負担を考えますと、当然、東洋経済新報社の住みよさランキングの中でも下水道と合併浄化槽を合わせた普及率というふうになっておることもありますし、弥富のような、あるいは海部南部水道区域のような非常に人家がばらばらのところで何もかも下水道でやっていくということは、この予算の状況や南部水道の状況を見たら、とてもこのままでいいと思いませんので、十分精査をして、どうしても必要なところはやっていくが、そうでないところについては考えていく、今の計画を肅々とというような対応は改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 公共下水道事業についての御質問でございます。

私どもとしては、農業集落排水事業が全ての面展開ができるということで、また皆様にもお願いしたいわけですが、十四山東部がことしの6月には供用開始するというような状況でございます。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

公共下水道事業、三宮議員のおっしゃるとおり、大変厳しい事業であることは間違いございません。私どもといたしましては、これから25年の長期的なスパンの中でこの事業を推進していこうと思っているわけでございます。

今現在は、その全体の整備率としては20%、約170ヘクタールが整備できました。全体計画は867なもんですから、約20%の整備ができたということです。そして、供用開始しているところの接続率は約4割にまで上がってまいりました。まだまだ、私たちの啓発であるとか、あるいは公共下水道事業に対する住民の皆様の意識、そういったことについてもこれからしっかりとPRしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、私どもはこの事業に対しては国の支援がないとできないということでございます。そうした中では、4市2町という形で公共下水道事業を展開するところと一緒に国の方にも要望しているところでございます。

今後、大変厳しいという状況は容易に想像できるわけでございますけれども、市民の皆様の意見を踏まえながらしっかりとした構想を持ち、そして効率的に整備を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 予定どおり補助金が入っても、今のそういう負担は市と市民について回りますので、とてもこのまま負担できる額ではありませんので、その辺につきましても以前から原価を明らかにしていただきたいということを強く要請しておりますが、重ねてそのことも要請し、御検討いただくことを強く申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

あと、予算に関する説明書の246ページ、上から3行目から何行か、地盤沈下対策事業補償ということで、地元負担金借入額の元利償還金に対する6分の5を市が、これだけ見ると肩がわりをするというふうになっておりましたので、先日、担当課長等にお尋ねしましたところ、6分の5もやっているが、その他の支援もあって、基本的に排水路については解消しているというようなお話があったんですが、実際のところ、ここの記載が間違っておるのか、それとももっと別な形で記載がされているのか、ちょっとその辺の御答弁をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） では、お答えさせていただきます。

地盤沈下対策事業におけます補助でございますけれども、今議員おっしゃられました昭和61年度から平成3年度までに施行しました事業のうちに、地元負担金相当額を土地改良区が借り入れをしております、その償還金の6分の5相当額を補助し、負担金の軽減を図っておるところでございます。これは、もともと6分の5といいますと5%というところでございますが、通常地盤沈下対策事業ですと、市が負担金として5%払っております。こういった意味において、名称は補助金ですが、市の負担金というような意味合いといいますか、そういった感じで5%を市が負担しております。

5番（三宮十五郎君）　じゃあ6分の1はどうなっておるんですか。

農政課長（半田安利君）　地盤沈下対策事業におけますと、5%が市で、残りの1%が地元負担金ということになっておりますが、この1%を市が補助金として土地改良区に補助している状態でございますので、この件につきましても残りの1%を土地改良区に補助しているという状況です。

議長（佐藤高清君）　三宮議員。

5番（三宮十五郎君）　この問題は、道路や側溝、それから都市下水路の地元負担を廃止したときに、私ども鯛浦町でございますので領域かかっているということもありまして、防災対策が基本の事業でもあることから、より上位の県や国の補助金が対応できるような事業でやっていただければ当然町の負担は少なくなるのに、そうやったものがずっと後まで負担金で残っていくのはおかしいんじゃないかという議論がありまして、直していこうということを出発したもんですから、こういう形で残っておるのはちょっと奇異に思っておりましたが、今のような形でされているということや、市長のほうからも防災対策としての役割も大きいのと、最近の農業をめぐる情勢ですね。そういう中でそういう防災対策に係るものについては、基本的に負担を軽減していくというお話でしたので、こういう形で残っていると、今でも残っておるかしらんと思っておりますので、わかりました。そういうことをきちんと説明していただきたいと思っております。それ結構です、そちらはね。

残りの時間で少しお尋ねしたいんですが、今弥富市に、市長もおっしゃられたし、私もさっき言いましたように、たくさん新しいうちが建ったりしておることが住みよさランキングの全国の36番なんかになっている大きい要因なんですよ。これがまた税収につながる。こうやってたくさんの人を我がまちに来ていただくということは、いざというときに逃げられる場所を相応に確保するということについては、どうしても避けて通れない問題だと思うんですよ。

そこで、確かに今個々にあそこのビルだとか、あそこの場所だとかということではされておりますが、圧倒的にまだ十分じゃないということや、それから緊急避難所ですから1人1平米なんていうんですが、例えばビルの廊下や屋根に1平米1人なんておったら助けが来るまでもたんわけで、可能な限り多くの人たちが逃げられる場所というのを確保するというのでいいますと、一つの例としては、例えば高速道路でつながっている弥富インターの周辺に弥富市の逃げ込める一定の高さを持ったエリアをつくる。そして、公団とも交渉して、あそこののりの部分をもう少しかさ上げをしていただいたり、あるいは費用が必要なら弥富市が負担をすとかいう方法で、かなりそういう場所を確保しなければ、弥富の防災計画の最大の穴は、ゼロメートル地帯でありながら避難する場所を指定できないというのが今の状況だと思うんですよ。そういうことができる方向に腹をくくって努力をする必要があると思

いますが、いかがでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） あってはなりませんけれども、津波・高潮という形の中で一時避難をしていただく場所、スペースの問題で、私どもとしては南部から、そして中部、北部というような状況の中で、いろんな公の施設も含めまして皆様の御協力をいただきながらやっていきたいというふうに思っております。

そして、NEXCO中日本さんとも高速道路の利用という形については、これは桑名にこの辺の営業所がございますので、その所長さんとも数回お話をさせていただいております。緊急時にはぜひ利用していただきたいということでございます。

しかし、先回も言いましたけれども、高速道路は自動車専用道路でございますので、十分危険には気をつけていただかなきゃいかんということと同時に、私は三宮さんと同じ意見を申し上げました。のり面に対する利用のガイドラインを出してほしいということで、これは宿題ですよということをお願いをしておきました。いずれそののり面利用に対するガイドラインというか、利用方法につきまして、NEXCO中日本のほうから御回答いただけるのではないかなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、どこに逃げていくんだということを皆様方にもしっかりと自分で決めていただくということの中で、高速道路はありという形で考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） じゃあ時間でございますので、最後に、高速道路だと、地震災害もありますから、ゼロメートル災害ですよね、ここは。もっと頻繁に心配しなきゃならんのは。そういうあってはならんことですが、伊勢湾台風のような事態になったときに、やっぱり高速道路の近くに逃げ込める、また高速道路ののり面が使えるということになりますと、ここは車で多分非常用の自動車はつながると思いますので、いろいろ支援も受けやすいし、避難もしやすいということもありますので、そういう場所に弥富市も自前の一定の場所を保有していくとかということも含めて考えないと、たくさんの人においでくださいと言いながら、いざというときには逃げる場所もないのかということでは、やっぱりお勧めするほうもつらいと思いますので、これは腹をくくってのり面を有効に活用していただくこととあわせて、引き続き御検討いただくことを強く要請いたしまして質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 以上で通告された質疑は終了します。

関連の質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案25件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~

午後2時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 博

平成26年 3月25日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

16番	武 田 正 樹	17番	伊 藤 正 信
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民生部長兼 福祉事務所長	山 田 英 夫	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総務部次長兼 総務課長	村 瀬 美 樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊 藤 久 幸	民生部次長兼 健康推進課長	服 部 誠
民生部次長兼 福祉課長	前 野 幸 代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐 野 隆
開発部次長兼 商工観光課長	服 部 保 巳	開発部次長兼 下水道課長	三 輪 眞 士
会計管理者兼 会計課長	渡 辺 安 彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八 木 春 美
監 査 委 員 長 事務局長	松 川 保 博	財 政 課 長	石 田 裕 幸
秘書企画課長	山 口 精 宏	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	山 守 修	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	平 野 進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第1号	平成26年度弥富市一般会計予算
日程第3	議案第2号	平成26年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第4	議案第3号	平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第4号	平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第6	議案第5号	平成26年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第7	議案第6号	平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第8	議案第7号	平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第9	議案第8号	公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
日程第10	議案第9号	弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第10号	弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
日程第12	議案第11号	弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について
日程第13	議案第12号	弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第13号	弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第15	議案第14号	弥富市子育て支援センター条例の一部改正について
日程第16	議案第15号	弥富市都市公園条例の一部改正について
日程第17	議案第16号	弥富市下水道条例の一部改正について
日程第18	議案第17号	弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
日程第19	議案第18号	弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について
日程第20	議案第19号	弥富市道路占用料条例の一部改正について
日程第21	議案第20号	市道の認定について
日程第22	議案第21号	平成25年度弥富市一般会計補正予算(第7号)

- 日程第23 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第25 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（追加提案）

- 日程第27 海部南部消防組合議会議員の選挙について
日程第28 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
日程第29 閉会中の継続審査について

午後 2 時05分 開議

議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、武田正樹議員と伊藤正信議員を指名します。

日程第 2 議案第 1 号 平成26年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 平成26年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 平成26年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 8 議案第 7 号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 8 号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第10 議案第 9 号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市都市公園条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市下水道条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について

日程第19 議案第18号 弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分
担金条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 市道の認定について

日程第22 議案第21号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 7 号）

日程第23 議案第22号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第24 議案第23号 平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第25 議案第24号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第26 議案第25号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第26、議案第25号まで、以上25件を一括議題とします。

本案25件に関し、審査結果の報告を各委員長より求めます。

まず、伊藤総務委員長、お願いします。

総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会報告をいたします。

総務委員会に付託されました案件は、議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算ほか5件であります。5件の内容につきまして御報告を申し上げます。

本委員会は、3月18日に委員全員と委員外3名の出席のもとで開催をいたしました。

議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算について、説明は省略し、質疑から入りました。委員からそれぞれ税の滞納分などについてのコンビニの扱い方において、どのような成果と方向性があったのかという質問がございました。25年度、26年度の内容の中で、軽自動車については約30%から40%の上昇のコンビニの利用があったというような状況で、最終的なトータルの成果についてはまだ不明でありますけれども、そのような状況であったということと、あわせて海部南部消防組合の負担金の増加は昨年多かったと、その内容についてどういう根拠かという質問があり、それぞれ火災の発生件数だとか救急車の出動件数、3年間のものを平均した、その中でその負担割合が決まるということの中で、3年前に連続放火等があった、その状況の中で負担割合がふえましたという説明がございました。それぞれその状況の中で議案第1号につきまして多くの意見がありましたが、質疑を打ち切り討論に入りました。

総務委員会は、議案第2号の平成26年度弥富市土地取得特別会計と合わせて2件の審議をいたしておりまして、質疑を終わり、討論に入り、委員から議案1号の関係について、最初予算と最終の締めupの状況の税収見込みとの中で、それぞれ3%から4%という差異が出ていますと、そういう差異のない状況について、やはり予算設定をすべきではないのかと。さらには、最低生活者を保障する基準を示し、減免などの対応について、あるいは税の強制執行をそういう人たちにはしないという基準は明らかにされ、初めてその範囲で市の処分をやわらかくすべき理解ができるというので、積極的な対応をしていただくというような中で反対の討論があり、賛成討論はなくて、採決に入りまして、1件ずつ審査をいたしまして、平成26年度弥富市一般会計では賛成多数、議案第2号平成26年度弥富市土地取得特別会計は全員の賛成で終わりました。

さらに、議案第8号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について、議案第9号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について及び議案第10号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正についての3件を一括質疑をいたしまして、質疑を終わり討論

に入りまして、討論の結果、第8号、第10号について反対の意見がございまして、この条項はいずれも消費税に対応のものと思いますが、この分野について、市は納税義務はない、ただ実際に今まで、あるいは取得するために消費税を払っているからそれを負担していたんだというような言い分で納得ができないので反対をするという意見がございまして、討論を締め切り、審査をいたしました。議案第8号、第10号については賛成多数、さらには議案第9号については全員賛成ということで、了解をいたしております。

さらには、議案第21号平成25年度弥富市一般会計補正予算について担当課長から説明を受け、それぞれ審査に入りまして、質疑を終え、賛成、反対の討論に入りまして、反対の討論としては、庁舎の建築について、今日のような経済情勢の計画について縮小するなど費用の説明を求め、反対をするという意見がございました。さらには、庁舎の建設につきましては、この間も四国のほうで大きな地震がありました。そういうことを考えて早期に建設をすべきだという賛成討論がありまして、審査をいたしまして、賛成多数で了承されましたことを総務委員会としての報告といたします。以上です。

議長（佐藤高君） 次に、川瀬建設経済委員長、お願いします。

建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会の委員長報告をさせていただきます。

建設経済に付託されました案件は、議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算ほか11件であります。本委員会は、去る3月17日に委員全員と委員外5名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算、議案第6号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第7号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計予算では、委員より、土地改良施設維持管理整理事業の中で県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金の内容はどうなっているのかとの質問に対し、市側より、内容として対象地区は本部田南地区、狐地・三好地区の2地区で、ともに26年度終了予定、事業内容はパイプラインの布設がえですとの回答がありました。ほかに、土地改良区の合併について市側の今後の方針はどうか。公共下水道料金の滞納と高齢者への優遇措置についてなどの質疑がありました。以上3件は討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて議案第15号弥富市都市公園条例の一部改正について、議案第16号弥富市下水道条例の一部改正について、議案第17号弥富市污水处理施設条例の一部改正について、議案第18号弥富市農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント整備事業分担金条例の一部改正について、議案第19号弥富市道路占用料条例の一部改正について及び議案第20号市道の認定についてまでの6件では、質疑・討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて補正予算について、最初に市側よりそれぞれ説明を受けました。

議案第21号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）では、八穂、三稲地区における

樋門・排水路改修工事及び稲元排水機場の更新、芝井川護岸改修に係る調査費等の事業費の確定による県営緊急農地防災事業負担金の増額、事業精査による減額補正などの説明がありました。

議案第24号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）では、不用額の調整などの説明がありました。

議案第25号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、繰越明許費として国の経済対策の補正予算に伴い、国庫補助の追加があり、布設工事を平成26年度に繰り越して進めていくことと、事業精査による減額補正などの説明がありました。質疑・討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。ありがとうございました。以上です。

議長（佐藤高清君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。

厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員会より御報告申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算ほか10件でございます。本委員会は、去る3月14日に委員全員と委員外5名の出席により、午前10時より午後にも及ぶ慎重審査をいただきましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第5号平成26年度弥富市介護保険特別会計予算までの以上4件では、委員より海部地区学校保健結核審査対策委員会負担金とはどういうものかという御質問がございました。市側より、小・中学生に対し、アンケート、結核健診問診票で結核の疑いがある児童・生徒について、レントゲン検査等の必要性を海部地区全体で協議する委員会への負担金であるとの回答がございました。

他に、高齢者に対する外出支援サービスとして、福祉センター内で使用できる食事チケットの有効利用について、また社会福祉協議会支援事業の補助金と事業内容について、また子ども・子育て支援新制度システム導入委託料及び青少年健全育成推進事業などについて質疑がありました。討論では、今後の高齢者への対応に前向きに取り組んでいただきたいことと、後期高齢者医療については住民負担がふえるということから賛同できないとの反対討論がありました。

1件ずつ採決の結果、議案第1号平成26年度弥富市一般会計予算及び議案第4号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案を了承いたしました。

また、議案第3号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計予算及び議案第5号平成26年度弥富市介護保険特別会計予算については、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて議案第11号弥富市青少年問題協議会条例の一部改正について、議案第12号弥富市社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正について、議案第13号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について及び議案第14号弥富市子育て支援センター条例の一部改正についてまでの以上4件は、委員より、各協議会の委員の選任任命の基準について、市議会議員、学識経験者等の選任基準はどうあるべきかなどの質疑がございました。討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第21号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第7号）では、不用額の調整のほか、社会福祉総務費の障害者自立支援事業中の平成26年度障害者総合支援法の制度改正に係るシステム改修委託料、小学校費の修繕等工事請負費で4つの小学校の屋内運動場の天井を撤去する工事及び屋内運動場の耐震補強工事を行うことなどの増額補正をし、全額を26年度に繰越明許するとの答弁がございました。

議案第22号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、国、県等の負担金、交付金等の金額がほぼ固まったことなど、議案第23号平成25年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、不用額の調整などの説明がありました。委員より、日中一時支援給付金、臨時職員賃金についてなどの質疑がありました。以上3件は討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず、三宮十五郎議員、お願いします。

5番（三宮十五郎君） 私は日本共産党議員団を代表いたしまして、平成26年度一般会計予算と特別会計の後期高齢者医療、公共下水道の2つの特別会計、4月から値上げが行われます消費税増税分を徴収するための議案第8号、10号、15号、16号、17号、19号と25年度の一般会計補正予算に対して反対討論をさせていただきます。

きのうの新聞に、このA4・4ページ立てのビラが全国に一斉に折り込まれました。弥富でも主要各紙には皆折り込まれております。さらにそれに先駆けまして、弥富市では、「あなたの医療、年金、介護、子育てを守るため、消費税の御負担をお願いします。今回の消費税引き上げ分は全て医療、年金などに当てられます」という中小企業庁のビラを全戸に回覧で配付をいたしました。しかし、これは実際に今政府がやっていることや、国民に約束していることとは大きく異なる内容であります。

政府広報には、増収分5兆円は全て子育て、医療、介護、年金といった社会保障のために

使われますと書き、消費税増税では社会保障財源が5兆円ふえるかのような印象を振りまいております。実際には増税分のうち4兆2,000億円については他の税金などによる財源を消費税に置きかえるだけ、さらに2,000億円は増税による物価上昇で消えます。新たに社会保障に回すとしている財源はわずか5,000億円にすぎません。それですら、待機児童解消の名による保育の質の引き下げや、病床の役割の分化の名による入院患者の追い出し強化などの制度改悪と一体です。社会保障は充実などしません。社会保障制度を誰もが安心して利用できるようにするという宣伝文句に至っては、真っ赤なうそであります。

この議会で私も質問をいたしました。既に、例えばこの地域でも、海南病院の救命救急の高度医療化に移行する条件といたしまして、回復期リハビリ病床の60床が失われました。この60床は、今、海部南部地域で、さきに市長が200床そういう性質の病床があると言いましたが、そのうち海南病院の60床と偕行会のリハビリ病床120床、蟹江の温泉病院の30床、合わせて250床あったわけでありましたが、この3つの病院の病床は、いずれも基本的に保険医療は国が定めた範囲で治療が受けられる病院であります。それ以外の多くの皆さんが入院されている病院の多くは、保険外のさまざまな負担がございまして、生活保護の人でも自己負担を1カ月2万円ほどとられるとか、あるいは一般の方に至りましては1割負担の後期高齢者の人でありまして十数万円、20万円近いような負担も当たり前というような状態が常態化しておりまして、本当にそういうところに入るのもなかなか大変な状況の中で、皆さんの一番頼りにしておりました保険診療の範囲の中で治療が受けられる病床が60なくなるということは、この地域の皆さんにとっては大変な負担でございます。

また、さきに私が介護問題でも質問をいたしました。こちら今、広く地方自治体に国が説明しております、要支援1、2に限らず介護1まで含めて介護保険から外していくとか、そんなようなことが私どもの新聞日本共産党新聞「赤旗」の取材に対して厚労省の担当の幹部は言明する、こういう事態にまでなっております。しかも、それは昨年12月に行われました中央審議会の時点では報告も議論も一切されていないことが、どんどんそんな形で進行していく。さきの消費税引き上げのときにも、日本の景気や国民生活、あるいは地方自治体の財政は大きく苦しめられました。その後の社会の変化はさらにすさまじい状況になっております。後期高齢者医療制度や介護保険、収入ゼロの人も全て負担しなければならない仕組みが広がり、社会保険料もどんどん値上げをされる。庶民に対する税金は所得税も住民税も大幅に引き上げられる。そして、実際に皆さんが社会福祉のためにと払った消費税も、ほとんどが大企業のための減税だとか大金持ちの減税で消えてしまう。お金に色がついておりませんから、結果としては本当に日本の社会保障を支える土台がどんどん崩されてきている、その中で新たに3%もの値上げがされるということは大変な事態になります。新聞の折り込み広告にも載ってございましたように、私たちと同世代でありますのしろやさんも、この

増税が耐えられないということで廃業をされることを折り込みで皆さんに周知をするという
ような事態になっております。

このことは、今後の私たちの暮らしだけでなく、地方自治体や国の財政運営も大きく損な
うものでありまして、私はこうした中で弥富市が、さきの議会の中でも、市長みずからがこ
うした医療の問題についても関係市町村と医療や介護の問題につきましても協力しながら、
後退させないよう努力をしていくということが表明されましたが、私は多少の決意の表明で
はとてこの国によります大改悪から市民の命や暮らしを守る、弥富の皆さんの安心して住
めるまちにしていくことを後退させないということは相当に困難なことでありまして、この
間の議論の中でも申し上げましたが、国が決めてからではなく、決める前にきちんと情報を
入手して、市長会を通じて、議会はこれまで何回も介護保険や後期高齢者保険につきまして
は、改悪しないように、もっと抜本的な改善をするようにということを国に意見書を出して
きておりますが、ぜひ市長としても議会に約束されたことを、本当にこうした時期の行政課
題として正面から取り上げて進めていただきたいと強く求めるものであります。

次に、一般会計の、特に私がこの間問題にしてまいりましたのは、もともと毎年使わない、
結果として使わない予算を組んで不用額になるのを、次の予算には計上せずにするような財
政の仕組みは非常に改善すべきだとして求めてまいりました。この点では改善をされました
が、今回改めて問題にしたのは、当初予算に対して皆さんからいただく保育料だとか、ある
いは国の補助金をいただいて学校をつくっていくとか、そういうことは全く別の、税収を
初めとして地方交付税など、あるいは国の各種交付金、地方譲与税、要するに原則的にこれ
は弥富市の事業にかかわらず、あるいは景気の後退があったとしても、それは国の責任で補
填をされるというものであります。これは非常に当初予算に比べて決算との差がある。合
併後の平成18年から24年の決算までの7年間では、当初予算と決算の差は決算が年平均プ
ラス3億9,100万円であります。この4年間だけをとってみましても3億2,500万円あります。
さきに私の質問に対して、市長は1億5,000万円のどうしても必要な予算が組みたかっ
たけれど、現実には組めないというふうなお話をされましたが、積立金をどんどん取り崩してそ
の上に乗せるというのはなかなか大変だと思います。しかし、こうした毎年入ってくる固定
的な収入が当初に予定をされておれば、私はそういう懸念は、結果としてこのことが先にわ
かっていても、後からわかったって、そんなに変わらないじゃないかという議論も市側から
出されたことがございますが、これはやはり、弥富の安定した固定的な収入がどれだけあ
って、これを中・長期的に計画的に使っていく、あるいは予算化していく、現在は一番直近の
当初予算との間でさえそういう差がありますから、中・長期の計画でいうともっと大きな差
になってくるわけでありまして、ここは可能な限り、当局側も表明されましたが、きちんと
近いものにしていく。弥富市にとって、3億円固定的な収入が当初見込めるかどうかという

のはすごい違いですよ。こういうことをやはりきちんとして、このことは市当局も、議会も、職員も、市民の皆さんも共有して、皆さんの要求に正面から応えていく、こういうまちづくりを進めていくことは、私はその一番の責任は市長や市の財政当局にあると思いますので、強く改善を求めるものでございます。

それとあわせて、今回議会の中で私どもの要請に対して入れていただけなかった大きな問題の一つは、要するに私どもが求めたのは、自分の住む最小限の家、住居等を持っている人たちについての固定資産税の軽減についてはケース・バイ・ケースですという対応というのは、実際に居住権、基本的な生活権としてどの程度まで保障していくのか。あるいは強制執行についてもそうですね。そこについては原則的にはしないというのが地方税法の考え方ですよ。そういうことでいうと、減免制度をきちんと示しながら、住民の権利としてはどこまで認められるか。確かに課税の公平を保つ上できちんと収納していくということは大事なことでありますが、もう一方で、健康で文化的な最低生活の保障というのは、地方税法も含めて日本の全ての法律や、とりわけ地方自治体ではその立場を実際に貫くのは市町村長の責任だというふうにそれぞれの法律で定められておりますので、これを裁量の範囲というような形で捉えられているというのは、市役所は市民のために役立つところという市長の日ごろの市民への表明とは相入れないものであるというふうに思いますので、改めてこの点の改善も、今後強く求めていきたいと思っております。

それに加えて、当面の行政執行の課題の中で、ここ数年の間は考えていないが、市の財源問題の一つとして都市計画税の課税についてはぜひ理解をしていただきたいし、そういうことでまちづくりをしていけば、より多くに人たちに来てもらえるのではないかとというのが市長の主張でございますが、先ほど最初に申し上げましたようなこういう状況のもとで、本当に給料は減る、年金は減る、そしてどんどんさまざまな社会保障費がふえる、社会保険料がふえる、税金もふえていく。こういう中で、非常に大変な状態に直面している中で、また弥富の都市計画の問題というのは、市の税収との関係でいっても特別な違いを生じていることを改めて申し上げていきたいと思っております。

実は、市税の一番の基本は個人市民税だと思いますが、固定資産税のほかに法人市民税、この3つぐらいが中心的な税金というふうに考えられますが、実は弥富市は法人税でいいますと尾張18市の中で平成17年は10番目、20年は9番目、そして23年は8番目でありまして、大体真ん中か、そんな状況ですね。そういう状態の中で、法人税でいいますと津島市のほうが弥富よりも市税の中で占める割合が高いんですよ。なおかつ、弥富に住んでいる人たちの個人所得はこれもまた真ん中ぐらい。津島市とほぼ同じぐらい、ちょっと弥富のほうがいいか、そんな程度です。この中で、市税全体の23年度決算で57.6%、ことし、25年度は恐らく58%を超える状況になると思うんですが、これは都市計画税がないということで弥富の市

街地区域に農地を持っている人たちが結局国に相続税で国税として納めるのか、借金をして、借金と資産は相殺されますから、賃貸住宅なんかをつくって、あるいは立派な住宅をつくって、一時的に相続税は安くしてもらえども、弥富市に永久に固定資産税を払い続けるという選択をされたことが、弥富市の固定資産税が法人もそんなに多くない状況の中で、額で言うと断トツでトップだったんですね。固定資産税だけ見ると小牧市に迫るような状況になってきておりまして、既に平成23年度に2番になっておりますが、そういう状況で、さらに今年度、25年度はその割合がふえていくと。こういうことを考えますと、しかも、人口がほとんどふえない中で住宅だけがふえていく、そしてどんどん競争でつくったときの条件で収入が減っていく中で、銀行やいろんなところから廃業をしたらどうかと勧められておる人が少なくない状態であります。そこへ、さっき申し上げましたような今の経済情勢を考えましたら、こういう議論を重ねること自身が弥富で頑張っている人たちの気持ちをどんどんなえさせていくことになりますので、市民の命と暮らしを守るということを最重点にした行財政運営をしていく、そのことが現在の弥富の人口が減らない、合併のときのシミュレーションですと、愛西市や津島市と同じように人口が減っていく、子供は大幅に減っていくという想定だったんですが、やはりその当時、以前からの子育て支援やそういうことで、ゼロメートル地帯で災害の危険があるということは知らないはずはありませんが、背に腹はかえられないと、今、本当に子育てしようと思ったら私たちの収入ではこのまちでしかできないという人たちがたくさん住み着いていてくれておることが今日の弥富の、市民税についても尾張18市の中で平成17年と比べて23年度は一番の伸び率だという状況になっております。

また、東洋経済新報社の住みやすさランキングの都市データパックの中でも、私自身も本当に驚くような全国的な高い評価をいただいております。この問題について、先日、実は、皆さん誰でも知っているような名前のある責任者をやっている方とお会いすることがありまして、東洋経済新報社は会社四季報とか出していますから、その人のまちの資料と弥富の資料と、お話を聞く機会がありまして、そうしたら、自分たちが取引する上でも、その取引先の基本的な条件を知る上では最良の資料の一つだと、会社四季報は。必ずそういうものを使いながら取引先との関係をどうしていくかということも検討しているし、それから私のまちの状況を見ても本当にこれはよくできているというふうに言われましたが、特にこの弥富が成長力で総合で4位なんていうふうに言われている最大の理由は、新たに住宅が建っておることだとか、若い人たちが結婚して子供がふえておることだとか、そういうことが非常に大きい要因になっておりますので、この条件を後退させないためにも、子育て支援や暮らしの応援をしっかりと基軸に据えた行財政運営を進めていくことを強く求めていきたいと思っております。

あと、介護保険、後期高齢者医療の問題につきましては、これは弥富市議会でも抜本的な

改善を求めた意見書を上げている問題でありまして、年齢による差別や、あるいは本当に大きな耐えがたい負担になる医療費の一定割合を必ず負担する仕組み、こういうものは改めない限り、本当にお年寄りの方にとっては耐えがたいものでありますので、賛成できません。

あと、下水道の問題、特別会計の問題につきましては、時間の関係から多くは申し上げませんが、1つだけ申し上げておきますと、愛知県で一番高い海部南部水道を何とかしてほしいし、しなければならんというのは市長もおっしゃられていましたが、この南部水道に比べて、弥富の計画によります公共下水道の計画人口は一応3万人ほどになっておりますが、私は実人口でいくと3万6,000人程度と見ておりますが、それで考えますと、総取得費は1人当たり約120万円。これは流域のものとあわせてありますが、海部南部水道の54年間の投資額は1人当たり31万3,000円ですから、約4倍。それから、この借金は、これまで返した分と現在残っている分を合わせて、1人当たりで南部水道は7万5,000円であります。この公共下水道計画は1人当たり47万円借金をするという計画でありますから、この倍数から考えたら本当に今の料金なんかで絶対やっていけるものではないし、どれほど負担になるかというのは私どもは早くから明らかにして、本当に弥富市や今の市民の負担に耐えられるものであるかどうかをまず明らかにすることが、この事業を継続していく最大のかなめだということ強く求めてまいりましたが、いまだにこの問題は未解決であります。したがって、補助金がある範囲でやっていくというような消極的な対応ではなくて、今後安定した収入が、なかなか税収やその他の収入ももし本気で期待できないというふうにするなら、合併浄化槽で十分対応できる地域も少なくありませんので、やはり無理をしない計画に改めていくことが、この問題解決の、あるいは弥富市住民の皆さんの暮らしを支える行財政運営をしていく上でのかなめの一つだと思いますので、この点についても抜本的な改善を求めていきたいと思っております。

あと、特別会計以外の案件につきましては、消費税の転嫁をするものでありますので、このような消費税には絶対に賛成できないという立場で反対を表明します。

最後に、一般会計のこのたびの中心は庁舎問題についての繰越明許費でございますが、この件につきましては、私どもはこういう時期でございますので、後に残します隣の庁舎、要するに今の保健センターの建っている部分を活用することだとか、もう1つは、この議論の過程で、現在訴訟に入っている皆さんについても十分説明をして理解を求めていく努力をしっかりと行ってほしいということで、市側はそういう努力はしていくというふうになりました。今は係争になっておりますが、やはり説明責任をきちんと果たしていくということは、自分たちの提案に対して厳しい意見を持つ人たちともしっかり向き合っていくことが、今日の行財政運営を進めていくかなめの問題であると思っておりますので、そういうことも含めまして現状のままの繰越明許、現計画をそのまま進めるということの確認をしましたので、これについ

ても賛成できないということを表明いたしまして、私は現在のこの国のやり方は非常時だという認識です。それにふさわしい、弥富市の市民の命や暮らしを、市長を先頭にしてこの行政にかかわる者が守っていくという決意を固めて、今後の行財政運営に取り組んでいただくことを強く求めて、反対討論といたします。

議長（佐藤高清君） 次に、平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 私は、議案第1号平成26年度一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成26年度の一般会計当初予算は、対前年比7.3%の増となっております。中日新聞に掲載されました近隣市町の当初予算を見ますと、北名古屋市2.5%増、清須市4.8%増、岩倉市6.5%増、大治町7.6%増、飛島村10.6%増となっております。津島市とあま市はともに0.3%増となっておりますが、4月に市長選挙を控え骨格予算となっており、低い伸びとなっております。

また、愛西市の場合は、庁舎整備により18.7%の増、蟹江町の場合は、前年度が町長選を控え骨格予算であったため、11.3%増の高い伸びとなっております。

本市の場合も7.3%増の高い伸びとなっておりますが、これは25年度の当初予算が対24年度比89.2%の緊縮型予算であったためであり、22年度、23年度、24年度と比較しても対22年度比97.5%、23年度比97.3%、24年度比95.7%と全て下回っております。市税収入の増加が予想される中、前年度同様緊縮型の予算編成であると思います。その中で、後期基本計画に向けて行われた市民アンケート調査結果に基づく健康なまちづくり、安全・安心なまちづくり、そして子育てのまちづくりを重視した予算編成が行われたと思います。目的別に見ますと、民生費120.2%、農林水産事業費114.1%、消防費104.9%、教育費103.8%の順に伸び率が高く、福祉、医療事業に手厚い予算編成となっております。

また、個別に見ると、議会費において議会における情報公開、情報発信の拡大策として、議会中継のネット配信予算が計上されております。また、消防費では、災害対策費として津波、高潮から一時的に市民が避難できる建物の収容率が低い白鳥・弥生小学校区への避難場所確保策として、白鳥小学校、弥生小学校の屋上を整備し、外階段を設置することにより、屋上へ避難できるようにする工事、そして検討費用が計上されております。

また、児童福祉費として健康づくりのための健康遊具を設置する子供の遊び場整備工事として、かおるヶ丘公園の整備事業の費用が計上されております。

市税収入の増加が予想される中で、庁舎建設をにらみ、体力温存型の予算編成が行われておりますが、そんな中でも健康なまちづくり、安全・安心なまちづくり、子育てのまちづくりといった市民ニーズを捉えた予算編成となっており、賛成討論とさせていただきます。

議長（佐藤高清君） ほかに討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案14号までの4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案14号までの4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号は原案のとおり決することにすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号は原案のとおり決することにすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号は原案のとおり決することにすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号から議案第25号までの4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第25号までの4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第27 海部南部消防組合議会議員の選挙について

議長（佐藤高清君） 日程第27、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部消防組合議会議員に大原功議員、炭竈ふく代議員、小坂井実議員、三浦義光議員、川瀬知之議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~

日程第28 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

議長（佐藤高清君） 日程第28、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区環境事務組合議会議員に伊藤正信議員、佐藤博議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

~~~~~

日程第29 閉会中の継続審査について

議長（佐藤高清君） 日程第29、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおり決定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長のお申し出のとおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成26年第1回弥富市議会定例会を閉会とします。

~~~~~

午後3時04分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 伊 藤 正 信